

突出するに至る。

### 第六十四章 妊娠の持續 即ち分娩時算定法

「第二百五十八項」概畧の算定 妊娠の發起は終末月經の第一日より算す可きものにして、其持續は平均二百八十日（長きは三百二十日）を常とす。故に、分娩期日を概算するには、終末月經の第一日より三ヶ月を減じ、之れに七日を加ふるを常とす。今、十二月の一日に終末月經を見たりとすれば、之れより三ヶ月を減じ、九月一日を得、更に七日を加ふれば、九月八日となる。即ち翌年の九月八日に分娩するものと概知す可し。

「第二百五十九項」受胎せる日より分娩に至る日數 は概して二百七十二日乃至二百七十五日なりとするが故に、其受胎の期日を知るときは、是れより分娩日を算出することを得べし。（但し、此日數も亦確實に一定せるものにあらずして、時として其の最も短きは二百三十六日、最も長きは三百三十四日に至るの差異を見ることありと云ふ。）

「第二百六十項」初めて胎動を發するより分娩に至る時日 初めて胎動を發するは、凡そ第二十週に在るを以て、妊婦の、初めて胎動を感せし日に、二十週を加へ

「第二百五十八項」概畧の算定

「第二百五十九項」受胎せる日より分娩に至る日數

「第二百六十項」初めて胎動を發するより分娩に至る時日

「第二百六十一項」子宮底の下降せるより分娩に至るの時日

「第二百六十二項」分

第六十四章 妊娠の持續即ち分娩時算定法  
圖の曆算測日娩分



て分娩期日となすの法あり。然れども胎動を感ずるは確實ならざるが故に、此法も亦直ちに實際に適用す可からざるものありとす。

「第二百六十一項」子宮底の下降せるより分娩に至るの時日 分娩前、四週日より、子宮底は漸次に下降す可しと雖も之れも亦確實に分娩日の測定法に應用し得べきものにあらず。

「第二百六十二項」分  
娩日測算曆による  
算定 終末月經の第一  
日より三ヶ月を引き、七  
日を加ふるも月の大小に  
より必らずしも第二百八  
十日を得る者にあらず。



故に、分娩日測算曆を用ひ、之れを知るも亦便なり。即ち此圖により分娩日を算出せんとせば、終末月經の月より、左方に三ヶ月を算へ、各月の下に記せる數字を月經日に加ふるものとす。括弧内に記せるものは、閏年に用ゆるものなり。今、十二月一日を終末月經の第一日とすれば、左方に三ヶ月を數へ、九月を得。其一日に五を加へ九月六日となる。(閏年には九月五日なり)即ち終末月經の第一日より二百八十日に精當するものなり。

●法律上分娩に關する規定

離婚、又は夫の死亡後、二百日乃至三百日(獨乙國の如きは百八十一日乃至三百二日)にして産れたる小兒は、我日本の民法、第八百廿條の規定により、其父の嫡出と推定せらる。故に、其婦人、實際上には前夫の小兒を妊娠せるものにあらずと雖も、法庭に於て、其前夫の小兒にあらざるの事實を證明せらるゝと無ければ、裁判上には當然、前夫の嫡出として判定せらるるものとす。民法の本文、左の如し。

(參照) 民法第七百六十七條 女ハ前婚ノ解消、又ハ取消ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタル後チニアラザレバ再婚ヲナスラ得ズ。

女ガ前婚ノ解消、又ハ取消ノ前ヨリ懐胎シタル場合ニ於テハ、其分娩ノ日ヨリ前項ノ規定ヲ適用セズ。

第八百二十條 妻ガ婚姻中ニ懐胎シタル子ハ夫ノ子ト推定ス。

婚姻成立ノ日ヨリ二百日後、又ハ婚姻ノ解消若クハ取消ノ日ヨリ三百日内ニ生レタル子ハ、婚姻中ニ懐胎シタルモノト推定ス。

第八百廿一條 第七百六十七條、第一項ノ規定ニ違反シテ再婚ヲナシタル女ガ、分娩シタル場合ニ於テ前條ノ

規定ニヨリ其子ノ父ヲ定ムルコト能ハザルトキハ裁判所之レヲ定ム。

第六十五章 妊娠の徴候

「第三項」婦人妊娠すれば

「一」不確徴

「二」疑徴

「三」確徴

「第二百六十三項」婦人、妊娠すれば 一定の徴候を發すと雖も、其徴候には「一」不確徴、「二」疑徴、「三」確徴の三種あり。

「一」不確徴 は第六十三章に説述せるが如く、神経系に發する變狀(頭痛、精神變調等)、消化器系の變狀(惡心、嘔吐、便秘等)其他 血行器、泌尿器等に發する變狀、之れに屬す。

「二」疑徴 は生殖器に發する變狀にして「甲」月經閉止、「乙」子宮増大し、圓形にして柔軟なること、「丙」前庭、陰壁、子宮腔部等に帶青色を現はすこと、「丁」乳房は腫脹し、着色を呈すること是れなり。此等の徴候は、妊娠の重要な徴候に屬すれども、各妊婦之れを現はすの度に輕重あると、他の子宮諸病に於ても亦之れを發することあるが故に此徴候のみを以ては未だ極めて確實に妊娠なることを診斷し得ざるものとす。

「三」確徴 は胎兒に屬する者にして「甲」胎兒の心音及び臍帶雜音、「乙」胎動、「丙」甚だ明かに胎兒の體部を觸知すること是れなり。此徴候は、五ヶ月以後に至り初めて現はるゝものなるが故に、五ヶ月以前に在りては、妊娠の極めて確實なる診斷を下すこと能はざるを通規と



なす。而して此等の諸徴は妊婦之れを自覺せるものにあらずして、外方より確かに認知せるものならざる可からず。否らざれば到底誤りを免る可からず。

「第二百六十四項普通」の妊娠診断 最も確實なる徴候は、妊娠五ヶ月後に現はるものなれども、通常は、月經正常なる婦人にして、月經閉止し、食物嗜好の變換、悪心を訴ひ乳房に着色を呈し、内診により、子宮少しく増大し、柔軟となるを知れば、既に第二ヶ月にして殆んど誤りなく、妊娠の診断を下し得るものとす。

「第二百六十四項」普通の妊娠診断

●妊娠 最早期診断法 即ち防衛酵素による妊娠診断法はアブデルハルデン及び木内幹兩氏によりて發見せらる。通例、アブデルハルデン氏妊娠診断法と云ふ。氏の説明によれば凡そ血液なるものは總て異成分の其中に侵入し來る時は特種の酵素を新生し、其異物を破壊し、變化せしめ、又は自體と同成分に同化し、自體を防衛するの作用を有す。此酵素を防衛酵素と名く。今、妊娠を發生する時は、其胎盤組織は、幾分か母體の血液中に混するが故に、血液は防衛酵素を生じて、自己と同化するの作用を生ず。故に、妊婦の血液をよりペプトンを化生し、此ペプトンは、ニンヒドリンなる反應と共ニ試験管中に煮沸する時は、特異の青色を現はし、以て妊娠性防衛酵素の、血中に存せしことを證明し、妊娠の診断をなし得るものなりとす。

此妊娠診断は、既に妊娠の第八日に於て證明し得可く、分娩後二乃至三週間は之れを現はす云ふ。但し、其方法の細密繁雜にして、誤謬を生じ易きにより、常に之れを實際に應用して有効ならしむること頗る困難なりとす。

木内博士の妊娠尿診断 木内氏の説によれば、身體細胞の新陳代謝を營むには、細胞内に建設酵素及び

破壊酵素なる二種の酵素ありて動作するによる云ふ。而して其破壊酵素は甚だ有力なる者にして、細胞基質、即ち蛋白質を漸次に破壊分解し、ペプトンと成し、アミノ酸と成し、遂に尿素、其他の低級なるものと成すものなりと云ふ。而して此酵素は各、自己組織に向てのみ破壊作用を逞しくする者にして、他の組織には影響を與ふるものにあらず。即ち胎盤の酵素は、胎盤組織にのみ作用し、卵巢の酵素は卵巢組織にのみ働らく可しと。且つ、此酵素は血液の中に入り、尿中に排泄せらるものなるが故に、尿を濾過する時は此酵素を得可く、之れを胎盤基質(ニンゼリン)に加ふる時は破壊作用、即ち一種の消化作用によりて溶解性のペプトンを生ず可く之れにニンヒドリン即ち木内氏のパンプロールを加ふる時は、青色の反應を起し、以て尿中に胎盤の破壊酵素の排泄あるを證明す可く、之れに反し、身體中に胎盤組織なき時、即ち妊娠にあらざる時は其破壊酵素の、尿中に出づることなきにより、胎盤基質よりペプトンを生ぜず。従てパンプロールの反應なきを以て妊娠にあらざることを證明するものなりと云ふ。

尿による胎兒男女の診断 男兒には睪丸あり、女兒には卵巢あるにより、各、破壊酵素を出だし、胎盤を経て母體の血中に出で、尿中に排泄せらる、が故に、共に睪丸又は卵巢基質を之れに加ふることをあれば固有の消化性變化を生じ、一定の反應を顯はす可きが故に、胎生中の男女を診断し得可しと云ふ。

木内博士説の當否 に就きては賛成するものあり、反對するものあり。議論未だ一定せず。木内博士の破壊酵素なるもの、果して説の如き作用あるものなるや疑なきこと能はず。但し

自家溶解 是は木内氏は破壊酵素に基づくものなりと云ふ。彼の子宮内死胎兒の浸軟は細菌の侵入を待たず、體內酵素作用により浸潤軟化し、終に溶解に歸するものなること勿論なりとす。

### 第六十六章 妊娠 毎月の徴候



「第二百六十五項」妊婦自己の證言

「第二百六十五項」妊婦自己の證言 妊婦の、自ら妊娠第何ヶ月と稱するは、往々正しからざることあり。又時としては自ら求めて虚言することあり。故に之れを確むる爲めに検査を施すを緊要なりとす。初妊婦の妊娠各月を鑑定す可き徴候は左の如し。但し内部の検査を施すには必ず嚴重なる消毒法を行ふべきものとす。(第六十七章参照)

「第二百六十六項」妊娠第一ヶ月末

「第二百六十六項」妊娠第一ヶ月末 到ては、熟練なる検査によるときは、子宮體の稍、柔軟となるを見るべし。子宮の大きさは幾分か増加す可しと雖も、月經時の腫大と區別し得ざるものとす。膈の分泌は頗る増多す。

「第二百六十七項」妊娠第二ヶ月末

「第二百六十七項」妊娠第二ヶ月末 至れば、子宮は漸次に柔軟となり、鵝卵大に至る。子宮腔部は頗る弛緩し、柔軟となり、乳暈、白條の部位に着色を始む。

「第二百六十八項」妊娠第三ヶ月末

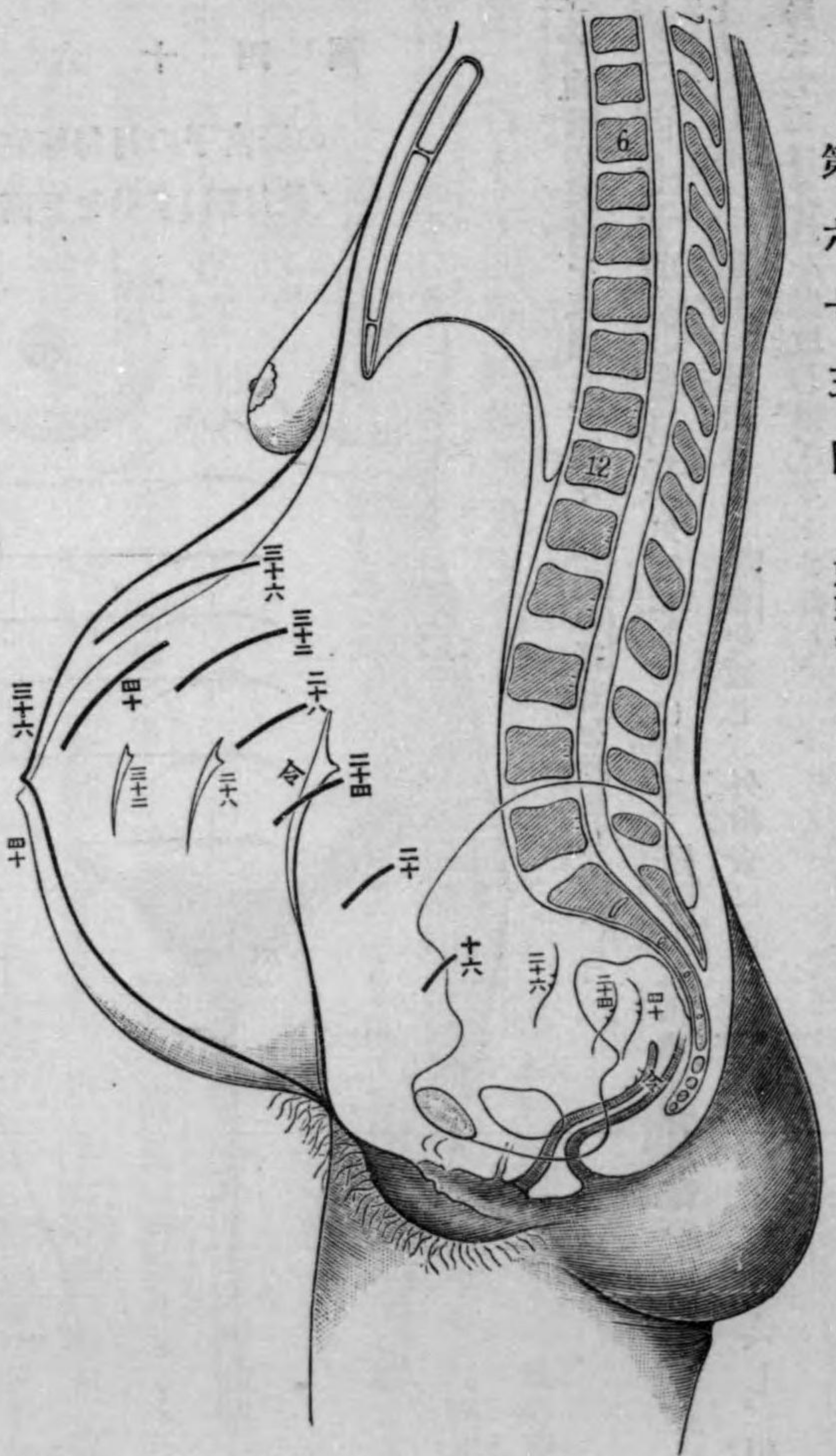
「第二百六十八項」妊娠第三ヶ月末 至れば、精しく検査すれば、屢、妊婦の下腹少しく凸出するを認む。子宮は手拳大に達し、殆んど小骨盤内を充たし、膈の前穹隆部より容易に觸るゝことを得、双合検査法(第七十六章)を施すに、子宮體は柔軟となり、殆んど餅の如きを知る可し。乳房は稍、充滿緊張す。

「第二百六十九項」妊娠第四ヶ月末

「第二百六十九項」妊娠第四ヶ月末 在りては、子宮は全く骨盤内を充たし、子宮底は耻骨縫際の直上に於て球形をなし、外検査により、容易に觸るゝを得べし。聴診により、

第六十三圖

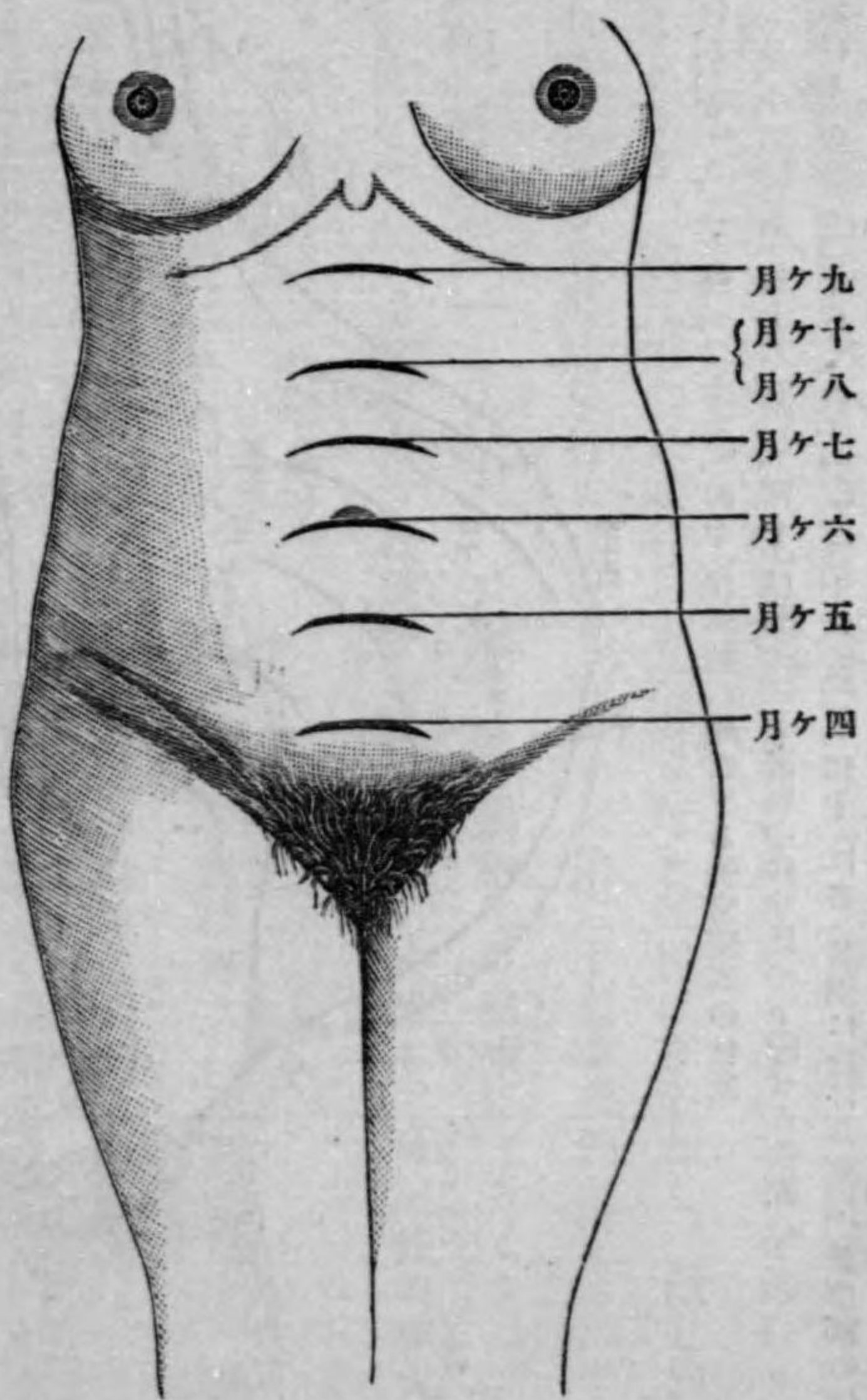
妊娠各月の子宮位置の圖



骨盤内に於ける「令」「二十四」「二十六」「四十」は其週に相當する子宮腔部の位置  
骨盤入口上より「十六」乃至「三十六」及び「四十」は漸次に子宮底の昇り且つ下降せる位置  
臍部の高に於ける「令」「二十八」「三十二」「三十六」及び「四十」は各、其週に於ける腹壁及び臍の位置を示す  
第六十六章 妊娠毎月の徴候  
一七五



第四十六圖  
妊婦毎月の子宮底の高さを示す(四月後)



「第二百七十五項」妊娠第五ケ月末  
「第二百七十六項」妊娠第六ケ月末

子宮血管の雑音を認識し、間々胎動の雑音を聴取し得べし。  
「第二百七十五項」妊娠第五ケ月末に於て、子宮底は臍と恥骨縫際の間(若くは稍上方)に昇り、妊娠は此月末より胎動を感じ、外検査により胎児の心臓音を聴くべし。但し時としては之れを聴取し得ざることあり。  
「第二百七十六項」妊娠第六ケ月末に至れば、子宮底は凡そ臍の高さに在り。胎児

「第二百七十七項」妊娠第七ケ月末

の體部を觸知す可し。  
「第二百七十七項」妊娠第七ケ月末に至れば、子宮底は臍上三指横徑の部に昇り、下腹は膨大して妊娠線を現はす。

「第二百七十八項」妊娠第八ケ月末

「第二百七十八項」妊娠第八ケ月末に於ては子宮底は臍と劍狀突起の中間に達し、臍窩は全く平坦となる。

「第二百七十九項」妊娠第九ケ月末

「第二百七十九項」妊娠第九ケ月末に在りては、子宮底全く胃窩に上り、底の中央部は劍狀突起下に達し、側部は全く肋骨弓に接し。全腹到る所緊満す、内診するに、經産婦に在りては通例子宮頸管内に指を通す可く、初妊婦なるときは子宮外口開通すと雖ども、内口は尙ほ閉鎖す可し。

「第二百八十五項」妊娠第十ケ月末

「第二百八十五項」妊娠第十ケ月末には子宮底下降して、終に第八ケ月末の位置に至り。妊婦は呼吸輕易となるを覺ゆ。陰部は著しく弛緩す。膀胱、直腸は壓迫せらるゝにより、妊婦は二便頻數の感を生じ。又、子宮の收縮を自覺す可し。但し子宮收縮の際は、子宮底常に上昇するものとす。内診するに、初妊婦に在りては子宮内口、尙ほ指を通せざるを多しとす。

「第二百七十六項」第八ケ月末と第九ケ月末との區別

「第二百七十六項」第八ケ月末と第十ケ月末との區別  
第十ケ月末と第八ケ月末と



は、子宮底同一の高さに在れども、其區別す可きものは次の如し。但初妊婦に就て之を云ふ。

第八ヶ月末

- 一、胃部の腹壁 頗る緊満す。
- 二、臍窩は平坦となる。
- 三、兒頭は骨盤入口の上に運動す。
- 四、子宮腔部は尙ほ一指節の長さを有す。

第十ヶ月末

- 一、胃部の腹壁 弛緩す。
- 二、臍窩は突出す。
- 三、兒頭は骨盤入口内に固定す。
- 四、子宮腔部は楔状をなし、僅かに觸れ、若しくは觸れ能はず。

「第二百七十七項」經産婦其他に於ける種々の異状

「第二百七十七項」經産婦其他に於ける種々の異状 以上、妊娠毎月の徴候は初妊婦に就き説述したる所なれども、經産婦に在りては、腹壁既に弛緩せるが故に、子宮底は正しく上昇することなく、主として前方に挺出す可し。其甚だしく前方に挺出するものは腹壁囊状をなして下垂するに至る。之れを懸垂腹と云ふ。又、兒頭も分娩に至るまで、全く骨盤内に固定せずして移動し易きものとす。其他、子宮腔部も全く消失することなく、且つ子宮外口は頗る哆開す可し。●初妊婦に在りても羊水多量なるか、胎兒大なるか、若しくは雙胎なるときは、子宮底は過度に上昇し、正規に従ふものにあらず。●骨盤の狭窄あるときは、兒頭骨盤内に進入し能はざるが故に、第十ヶ月に至るも子宮底下降することなく、多くは

懸垂腹を生ずるものとす。

妊娠線 は多くは三十週後に生ずるを多しとす。此線は數回の經産婦に於けるも稀に之れを現はさざることもあり。是れ皮膚の延張性に富むによるものとす。又、妊娠を營まざる者にありても、脂肪の過度なる發生により皮膚緊張し、此線を生ずることありとす。

妊娠線の色 此線の帶青色をなすは、其部の表皮菲薄となり、深部の血色を透見せしむるに基く者とす。經産婦に於ける子宮 は第七ヶ月末に子宮外口に指を通す可く、九ヶ月に至れば内口に指を挿入す可し。或は早く一―二指を内口に通過するものも亦之れあり。

初妊婦に於ける兒頭及び骨盤 初妊婦に於ては、第七ヶ月より兒頭、骨盤内に進入し始め、九ヶ月に至れば既に固定す。十ヶ月には骨盤の中央に達し、上半部を充たすものとす。

第六十七章 消毒法(殺菌法)

「第二百七十八項」消毒法の必要 消毒法は産婆術中、最も緊要の事項に屬す。是れ主として産褥熱を豫防し、又は各種の傳染性疾患を防止するの必要あるに基く。而して産褥熱像防の如きは、既に妊娠中より注意し、準備す可きものなるが故に、産婆は必要なる總ての場合に於て消毒の準備と施設とを完全ならしむ可きものとす。即ち此篇に於て産婦の検査を述ぶるに先だち、茲に消毒法を説述する所以なり。●且つ産褥熱、其他の傳染性疾患は細菌の感染によりて發し、細菌を殺滅する方法は即ち消毒法(殺菌法)なるにより、先づ始め

「第二百七十八項」消毒法の必要



に細菌に關する概略を説述せんことを要す。

「第二百七十九項」細菌 并に原生動物(原蟲) 細菌は下等菌類の總稱にして植物に屬し、種々の作用を營む。或は疾病の原因をなすものあり。或は單に腐敗作用を現はすものあり。或は食品の製造に有用なるものあり。或は農作物に缺く可からざるものあり。其種類、極めて多し。之れを大別して三種となす。絲狀菌、芽生菌 及び 分裂菌 是れなり。●又、細菌に類する么微の原生動物あり。其若干は疾病の原因をなす。即ち赤痢の原因を爲す所の アメエバ 間歇熱を發する所の原蟲の如き是れなり。此の如く均しく疾病の原因をなすものに細菌あり。原蟲あり。故に、此の二者を總稱して、或は么微有機體と唱ふ。

「第二百八十項」産科に關する傳染性疾患 并に細菌 細菌の感染による産科的疾患は産褥熱、乳腺炎、尿道カタル 並に子宮内膜炎 等の淋毒性疾患、微毒、丹毒、破傷風、チフテリ、鶯口瘡 等となす。●此等の細菌に就き 次に其概略を記述す可し。

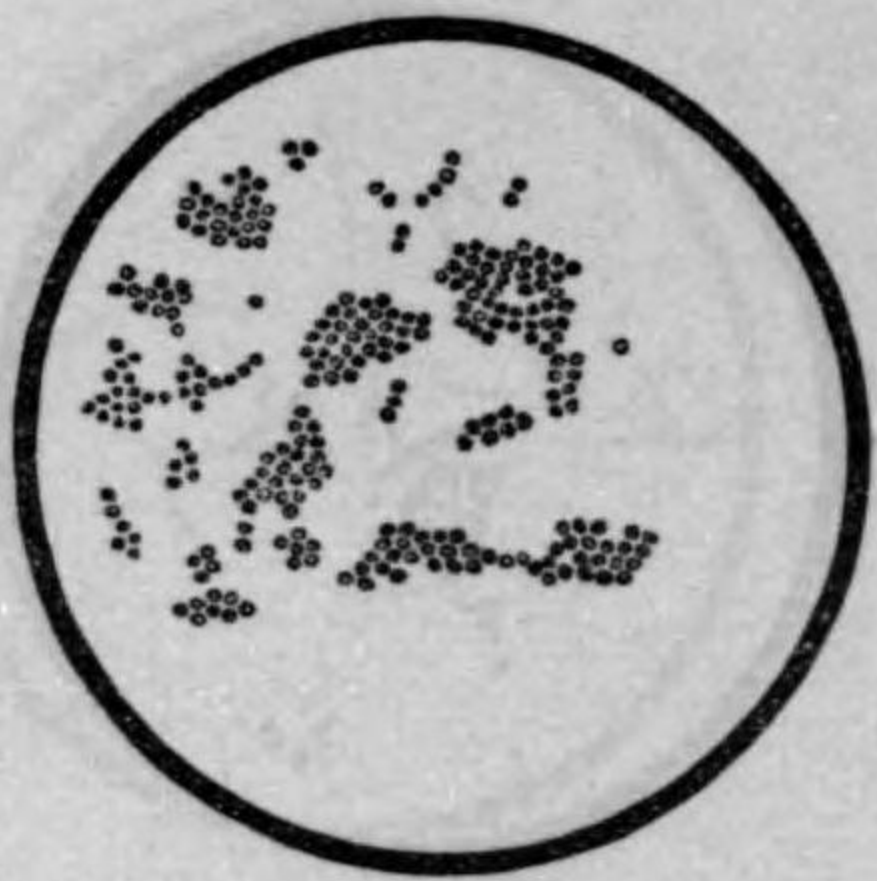
「第二百八十一項」産褥熱の細菌 廣義に觀察すれば、産褥中に現はるゝ發熱は皆之れを産褥熱と稱し得可きも、之れを狹義、即ち詳細に區別する時は眞正の産褥熱あり。腐敗性細菌に因する腐敗産物の吸収に基く所の吸收熱あり。産褥性潰瘍、チフテリ

「第二百七十九項」細菌に原生動物(原蟲)

「第二百八十項」産科に關する傳染性疾患并に細菌

「第二百八十一項」産褥熱の細菌

圖五十六第 菌狀葡萄



圖六十六第 菌狀鎖連



菌狀葡萄

菌狀鎖連

一等の特殊疾患あり。普通に産褥熱と稱するものは、此狹義の解釋に基くものとする。●産褥熱の細菌は鏈鎖狀に連續發育する所の鏈鎖狀菌、葡萄狀の集落を造る所の葡萄狀菌 及び肺炎菌なりとす。就中、鏈鎖狀菌は猛烈の性を有し、重症なる産褥熱を發生するものとす。

「第二百八十二項」乳腺炎の細菌 乳腺炎も亦葡萄狀菌によりて發するものなり。癰、癰、疔等の如きも、此細菌の爲めに發生するものとす。

「第二百八十三項」淋毒菌 は尿道カタル、膀胱炎、腔カタル、子宮内膜炎、喇叭管炎、子宮外膜炎、膿漏性結膜炎 等を發するものにして、顕微鏡下に檢する時は、常に二個宛 相連接し顯はるゝを特異なりとす。

「第二百八十四項」大腸菌 は常に大腸内に生

「第二百八十二項」乳腺炎の細菌

「第二百八十三項」淋毒菌

「第二百八十四項」大腸菌

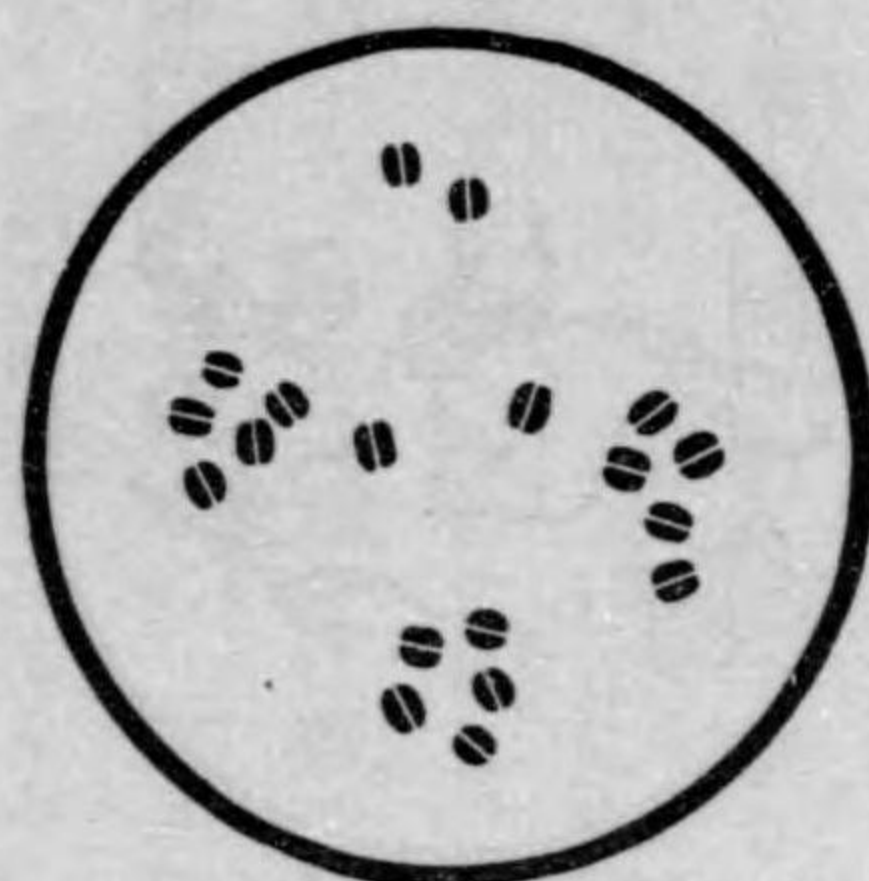


「第二百八十五項」黴毒菌

「第二百八十六項」丹毒菌

第七十六圖

淋毒菌



第六十七章 消毒法(殺菌法)

一八二

存する細菌にして、桿状をなす。羊水内に入りて、腐敗作用を起し、會陰の裂創に附着して、汚穢なる被覆物を形成し、時としては膿、頸管、子宮腔内の創面に廣く蔓延し、一種の産褥熱を現はすことあり。然れども通例深く組織内に侵入するの性なく、被覆物の剝脱によりて治癒に赴くを常とす。

「第二百八十五項」黴毒菌 は長き螺旋状をなす。或は之れを細菌となさず、原始蟲に屬すことなし、議論未だ全く一定ならずとす。

第八十六圖

大腸菌



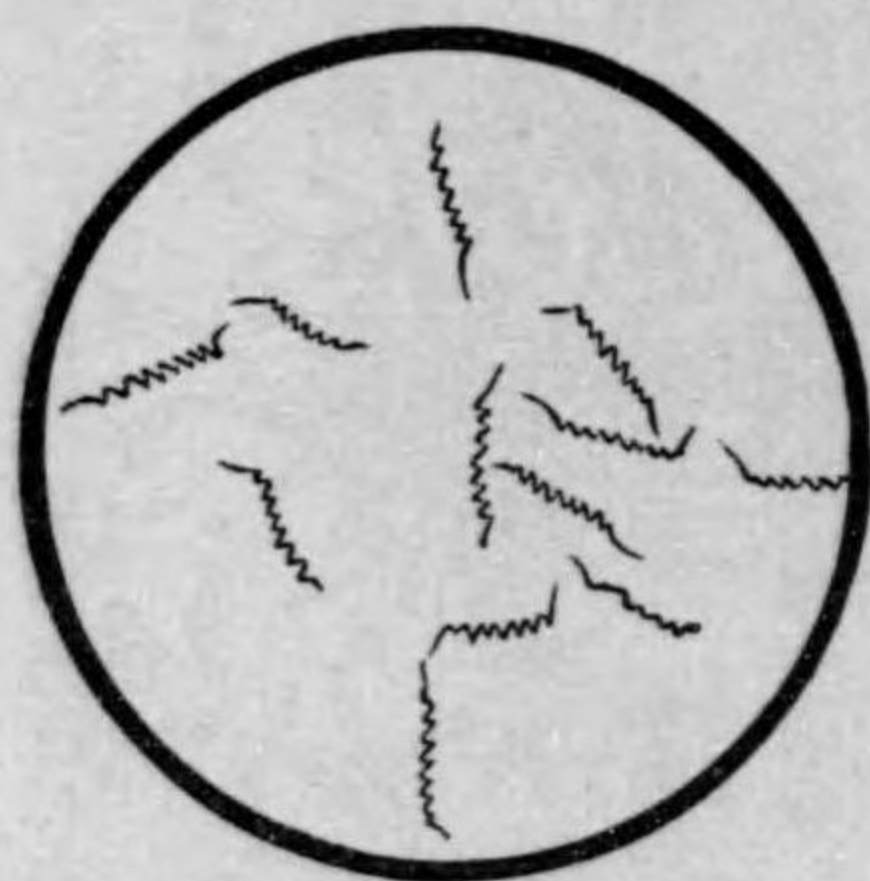
「第二百八十六項」丹毒菌 丹は赤色の義なり此細菌、皮膚の創傷中に侵入し、蔓延する時は赤色を呈するを以て此名あり。時として初生兒の臍部に丹毒を現はし、又は産褥婦の産道内に侵入する時は産褥熱を發す可し。此菌は其外觀殆んど鏈鎖状菌と異なることなし。

「第二百八十七項」破傷風菌、ヂフテリ菌、驚口瘡菌

「第二百八十八項」消毒、防腐、殺菌及び滅菌

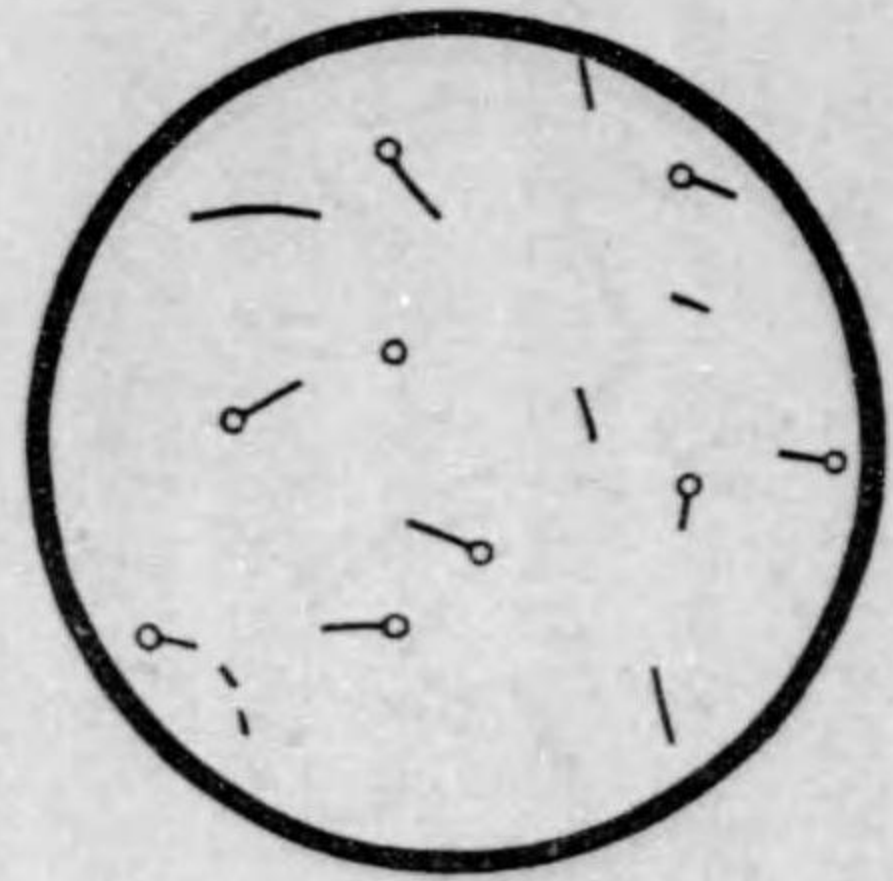
第九十六圖

黴毒菌



第七十圖

テタヌス菌



第六十七章 消毒法(殺菌法)

一八三

「第二百八十七項」破傷風菌、ヂフテリ菌、驚口瘡菌。破傷風菌は好んで初生兒の臍部に侵入し痙攣症を發せしめ、驚口瘡菌は初生兒の口内粘膜に附着し、ヂフテリ菌は稀れに産褥婦の腔内に繁殖し、ヂフテリ症を現はし白色の義膜を生じ、腔の全粘膜炎を被覆することあり。

「第二百八十八項」消毒、防腐、殺菌及び滅菌 消毒とは病毒を消滅せしむるを云ひ、防腐とは腐敗を防止するを云ひ、殺菌とは細菌を殺すの意にして、共に同一の意義に用ひらるゝも、滅菌は其意義少しく廣し。蓋し病原菌は體温度に於て盛んに繁殖するも、四十三度以上に至る時は繁殖する能はず。百度の温熱を加ふる時は、死せざるもの有るとなし。然れども、非病原菌に在りては百度の高熱を用ゆるも尙ほ數時間の久しきに亘り死せざる



「第二百八十九項」消毒の方法

第七十七圖

フテリ菌



第七十二圖

口瘡菌



ものあり。此の如き細菌に至るまで全然滅絶せしむるを指し滅菌と稱するを妥當なりとす。

「第二百八十九項」消毒の方法 即ち細菌を殺戮するには種々の方法あり。次の如し。

「一」蒸氣消毒法 百度の水蒸氣を以て四十五分間蒸熱す。

「二」煮沸法 熱湯を以て五分間煮沸す。

「三」熱氣消毒法 百六十度の熱空気を以て三十分間加熱す。

「四」高壓蒸氣法(緊張蒸氣法) 堅牢なる消毒罐中に密閉し、百廿度に熱する時は緊張力は二氣壓に至る。此法は甚だ有力なる殺菌法にして、一二分間にして總ての細菌を死滅せしむ。即ち主要なる滅菌法なりとす。

「五」藥物消毒法 には一千倍昇氷水、一乃至二%の

「第二百九十項」防腐法并に制腐法

防腐法

「第二百九十項」防腐法 并に制腐法 前述の如く防腐、消毒及び殺菌は共に同一の意義に用ゐらるゝも、別に制腐なるものあり。此等の區別は之れを次に説明せざる可からず。

「防腐法」は外科又は産科の處置に於て消毒藥即ち殺菌藥を用ゐ、其局所に現存せる細菌を殺滅し、若しくは其發育を抑制するものにして、細菌學及び治療學の幼稚なる時代に於ては、専ら應用せられたる所なり。而して此法を行ふ時は、其使用せる藥物は常に細菌を殺滅するのみならず、兼て人體組織の細胞をも傷害するの不利あるものとす。蓋し人體細胞は細菌に比するに、消毒藥に對し中毒すること強く、石炭酸に就き之れを試験するに、六倍大なりと云ふ。然るに主として防腐藥を使用せざる所の制腐法に因る時は、人體細胞の機能を傷害すると少なきにより、防腐法を偏用するに優れりとす。●其他、血清、皮下注射藥等に豫じめ〇・五%の石炭酸を加へ、若しくは酒類の變敗を防がんが爲めに、サリチール酸を混和し、細菌の發育繁殖を防止するが如きは又、實際、有効なる



防腐法の一なりとす。  
**制腐法(又は無腐法)** は外科又は産科の手術的療法に際し、豫かじめ其局所又は施術者の手指には嚴重なる消毒法を施し、無菌となし、且つ此處置に用ゆる器械、繃帶材料等は、煮沸又は蒸氣消毒法等によりて殺菌し、洗滌薬の如きは主として消毒薬を用ゐず、殺菌せる生理的食鹽水の如きものを應用し、**手術す可き局所**には、新たに細菌の侵入を杜絶し、腐敗作用の原因を皆無ならしむるの法是れなり。而して此の場合に於て手指には消毒せる **ゴム手袋**を用ゐるを最も有効なりとす。此無腐法によりて處置するときは創傷の治癒を良好ならしめ、分娩、産褥の経過を佳良ならしむるものとす。

第六十八章 消毒法の適用

- 一、手の消毒法
- 二、産道の消毒法
- 三、器械の消毒法

「第二百九十一項」消毒法を實地に適用するには 次の如く區別し、論述するを適當なりとす。

- 四、繃帶品の消毒法
- 五、衣類、臥具の消毒法

「第二百九十二項」消毒法適用の注意「**一**身體の清潔 産婆は實地に當りて消毒法を完全ならしめんと欲せば、平生茲に注意し、豫かじめ其身體を清潔ならしめんとす。即ち衣服は成る丈清潔なるものを用ゐ、手指、頭髮、齒牙等は常に清潔法を怠らす。不潔なる物品には成る丈接觸するを避け、殊に傳染性の病者、排泄物、屍體等に對しては嚴に警誠を用ゐんことを要す。温浴は成る丈毎日の之を取る可く、有害の物品に接觸せし際の如きは、毎回必ず入浴するを佳とす。但浴槽及び浴湯は新らしく清潔なるを撰ぶ可く、殊に不潔なる浴湯は寧ろ有害なるを以て之を廢棄せざる可らず。  
**「二」衣服の様式** 衣服は作業に便利にして、且つ洗濯し得可きものを選び、上衣は袖短き手術衣の如きを着するを佳とす。業務に服する際は、全く身體の前面を被ふ可き消毒衣を用ゐ、袖は肘上に至るまで捲き上げ得可きものならんことを要す。  
**「三」手指の愛護** 産婆は常に其手指を柔軟滑澤に清潔ならしむるを要するが故に、必らず之を愛護し、平生、注意して此必要なる手の性質を損せしむるが如き、荒き作業を取ることを禁止す可し。手の荒れたる場合には其消毒甚だ困難なるものとす。



第六十九章 手の消毒法

「第二百九十三項」指爪の注意

爪は豫かじめ短かく剪り、爪鑿子を用ゐて其端を圓滑ならしめ、洗滌消毒の際には爪襞、爪下は特に注意して汚垢を去り、丁寧に洗拭せんことを要す。

「第二百九十四項」手の消毒の準備

「第二百九十四項」手の消毒の準備 として、次の物品を調ふ可し。

- 一、二個の消毒盤。各、約一千瓦の温湯を容る。但し二個の消毒盤を用ゆるに代へ、温湯の流出する手洗装置を用ゆる時は最も佳なり。
- 二、一個の消毒盤。1%リゾール液 約五百瓦を容る。
- 三、清潔なる布片 又は脱脂綿上に爪鑿子を置く。
- 四、豫かじめ煮沸消毒せる根製刷子二個を温湯 及び リゾール液中に置く。別に石礮を用意す。
- 五、内診 又は分娩處置を要する際は各、必要の物品 及び順序を調ふ。

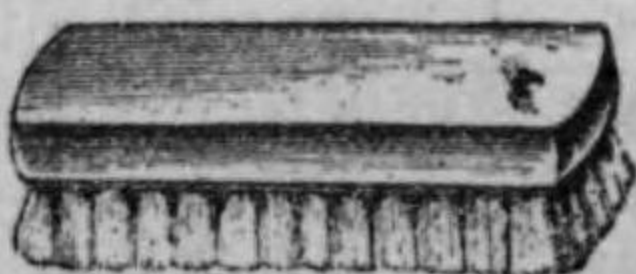
「第二百九十五項」手の消毒の方法

「第二百九十五項」手の消毒の方法 「甲」手に就き(豫かじめ必要の注意を盡せる者) 一消毒盤の温湯中に、石礮、刷子を用ゐ、五分間、手及び前膊を丁寧に洗滌し、各指 及び各爪の

第七十三圖 爪鑿子ノ圖



第七十四圖 根製刷子ノ圖



周圍は特に注意して刷洗すべし。此の如くにして、爪鑿子の尖端を用ゐ、充分に爪下の汚垢を除き、次に第二の消毒盤に移り、清潔に手を洗滌することを要す。

「乙」次に手を リゾール液中に移し 刷子を用ゐ、丁寧に五分間消毒す可し。●内診を施す可きものなる時は、豫かじめ婦人の位置 及び諸準備を整ひ置き、産婆 自己の手の消毒を終らば外陰部の消毒をなし、更に手を リゾール液中に洗ひ、直ちに内診に移る可きものとす。

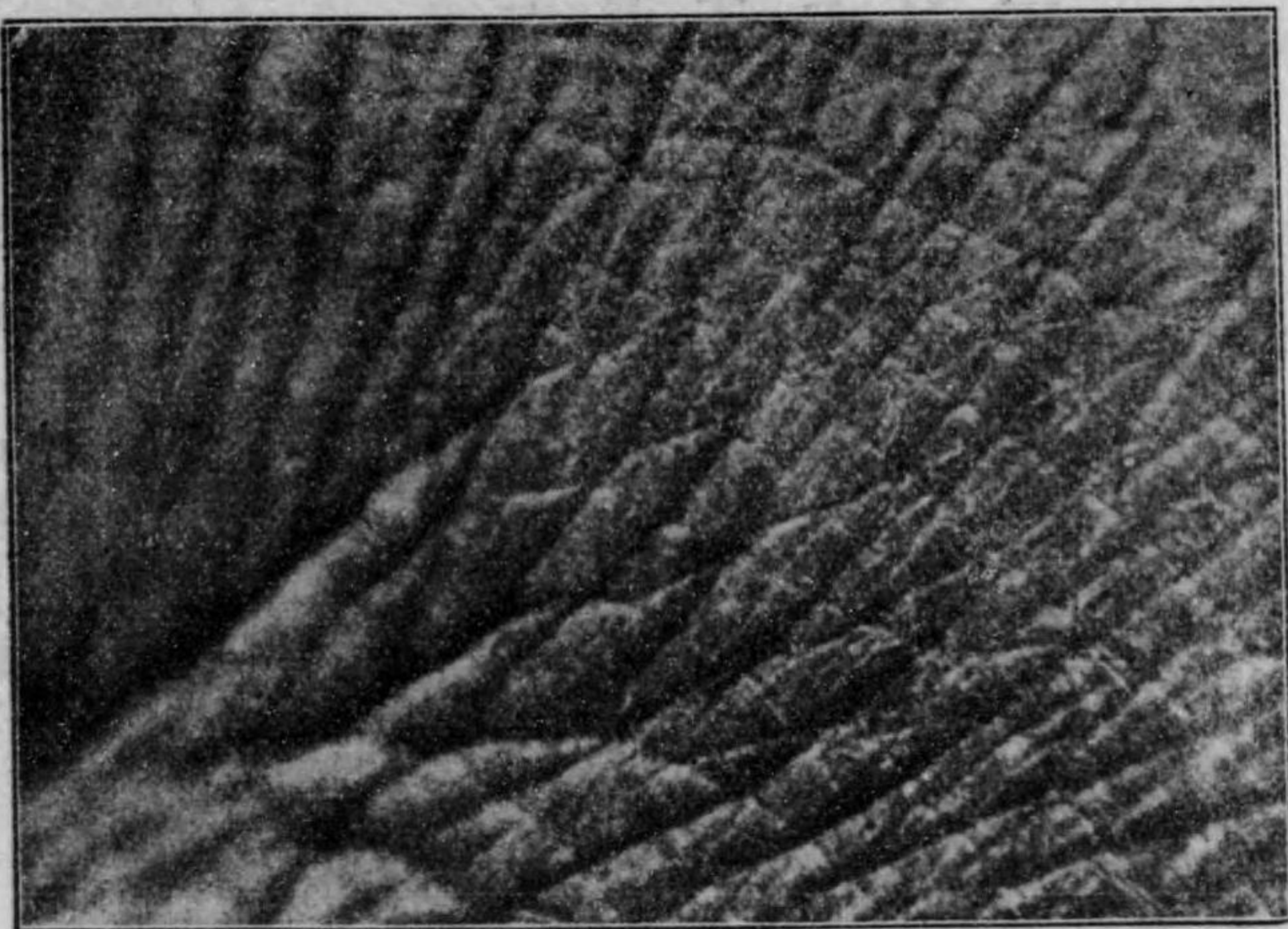
「第二百九十六項」嚴重なる手の消毒法(ヒュールプリンゲル氏法) 産婆の手、有毒の物質に觸れたる疑ひあるか、又は特に嚴重なる消毒を施すの必要あるに當り、此方を行ふ可し。これには リゾール液に代えて、アルコール 及び昇汞水を用ゆるものとす。即ち次の如し。

「第二百九十六項」嚴重なる手の消毒法(ヒュールプリンゲル氏法)



第七十五圖

第七十五圖 手の指皮の顕微鏡に見るたる

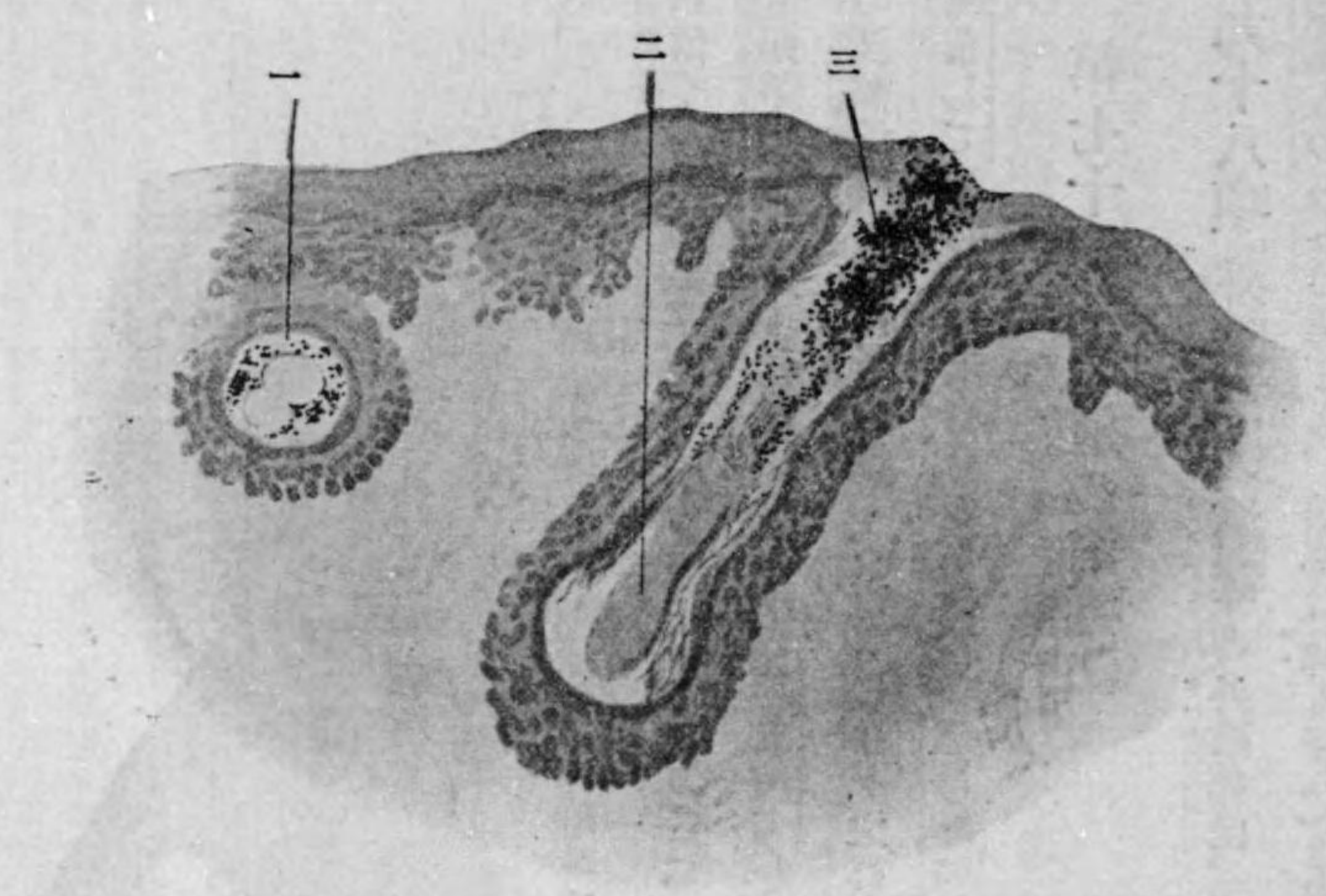


一九〇  
「甲」温湯石鹼を用ひ、丁寧五分間手を洗滌すること前項「甲」に記する所の如し。

「乙」アルコール 三〇〇瓦を中等大の硝子又は陶器の蓋物中に容れ、一塊の脱脂綿を用ひ、三分時間丁寧手及び前膊を洗滌する者どす。但しアルコールは、五十乃至七十%なる者最も消毒力を有するが故に、普通の酒精三〇〇瓦中に淨水約四分の一量、即ち七十五瓦を加ふ可し。  
「丙」昇汞水 一千瓦を瀬戸製鉢又は洗面器中に盛り、稍小なる刷子を用ひ二分間丁寧に手及び前膊を消毒する者どす。●昇汞水を造るには、

第七十六圖

第七十六圖 皮膚の断面の顕微鏡圖

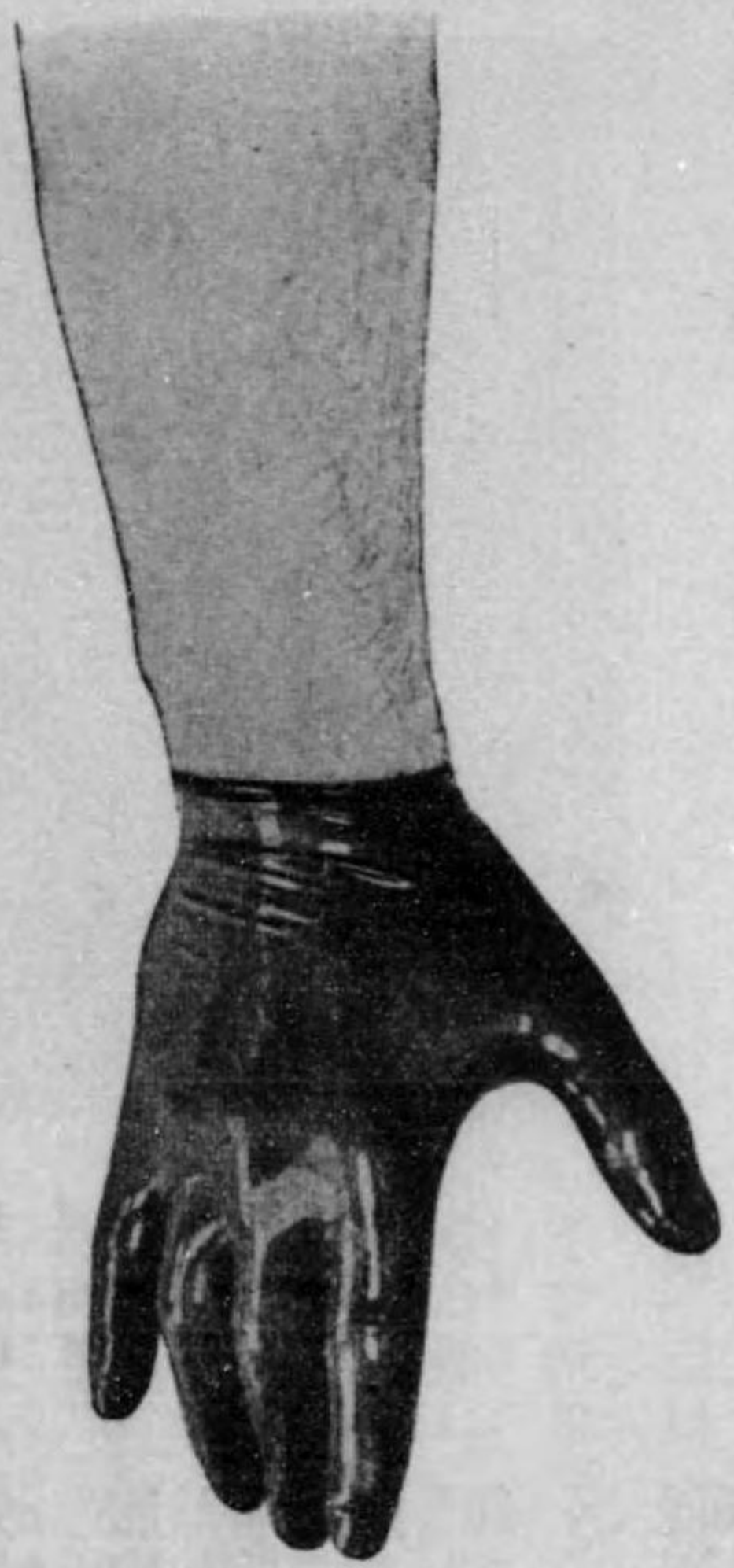


- 一、毛幹周囲の細菌群
- 二、毛根
- 三、細菌群

一九一  
「第七十九項」ゴム手袋の使用 前項の如く、手の消毒を行ふと雖も、皮膚には多くの皺襞あり。又汗腺、皮脂腺、毛囊等ありて、其管腔内の深部に細菌を藏し、消毒薬は容易に茲に達せず。時間を經るに従ひ、細菌漸次に皮膚の表面に露出し來るが故に、



第七十七圖  
ゴム手袋を用いたる



手を完全に無菌ならしめんことは、殆んど不可能に屬す。故に此等の害を避んが爲め、ゴム手袋を用ゆるを佳とす。●ゴム手

袋は適當に薄く、殆んど手の感觸を損せざるが故に、内診又は分娩處置をなすに頗る便利なり。即ち此手袋をガーゼ片中に包み、蒸氣消毒をなし、消毒液を手袋中に充たし置き、規則的に手の洗滌消毒を終れるの後、直ちに手を之れに穿つ可し。或は豫じめ手袋の内面に滑石末を撒布して消毒し、消毒せる手を乾燥せしめ、而して後之れを穿つも亦可なり。

第七十章 産道の消毒法

「第二百九十八項」外陰部の消毒

「第二百九十八項」外陰部の消毒 外陰部は、單に煮沸を経たる温湯を用ゐて洗滌するを佳となすものありと雖も、該部は動もすれば不潔物の集積し易き部分なるが故に、寧ろ消毒液を用ゆるを安全なりとす。即ち一% リゾール液一千瓦を、イリガートル中に盛り石鹼及び一塊の脱脂綿を取り、丁寧に五分間洗滌す可し。陰毛の妨害をなすものは、之れを剪除するを要す。

「第二百九十九項」腔内の消毒

「第二百九十九項」腔内の消毒 通常内診の際、又は正規分娩の處置に當りては、腔内を消毒するの要なし。蓋し腔内に於ては通例種々の細菌を棲息せしむと雖も、傳染症を誘起するの性なきものとす。是れ普通の場合に於て消毒を施すの必要なき所以なり。然れども若し淋毒性疾患によりて、腔内より膿性の分泌物を漏すか、又は異常分娩の處置に當り、腔内検査法、胎盤剝離法等を施す場合に於ては、消毒法を行ふ可きものとす。即ち一% リゾール液一千瓦を取り、豫じめ消毒せる左手の示中二指を腔内に挿入し、以て腔腔を開き、リゾール液を茲に注入し、注意して腔内を洗滌せんことを要す。

●内生殖器の細菌 妊婦及び産婦に在りては、通例外陰部、腔内及び子宮頸の下部に於て、多数の細菌あり。且つ多くの場合には、重症産褥熱を發す可き連鎖狀菌と同一なるものを見る可し。然れども日常の經驗と試験とに徴するに、此等の細菌は毒性なく、且つ發病せしむるの危険なきを知るなり。但し分娩困難にして長時間を要するが如き特別の事情あるに當りては、其細菌、毒性を有するに至り、外來の傳染を待たずして所謂自家傳染を發し得る可き有るや否やは、尙ほ未だ明らかならざるもの有りと雖も、現今多数の學者は此自家傳染なしと斷定するもの、如し。



●**腔内の細菌の毒力なき所以** 妊婦の腔内には消毒力を存し、有毒の細菌をして無害なるに至らしむる云ふ。今、試験的に葡萄球菌、連鎖球菌の如き有毒なる細菌を妊婦の腔内に移植するに、二十乃至三十時間の後に至れば、其細菌は消失に歸す。而して此の如くなる所以は、腔内には乳酸菌又は無害の腐敗性細菌ありて、其繁殖力により、病的細菌を撲滅するに至るものとす。故に、今、消毒薬を用ゐ、腔内を洗滌する時は此等の細菌の作用を損じ、假令煮沸水を用ゆるも亦、害あるを免れず、是れ腔内洗滌の有害なる所以なり。或は腔内の消毒力は、専ら妊婦の腔内に産生する乳酸の作用に基くものなりと云ふ。

### 第七十一章 器械の消毒法

「第三百項」  
器械の消毒法

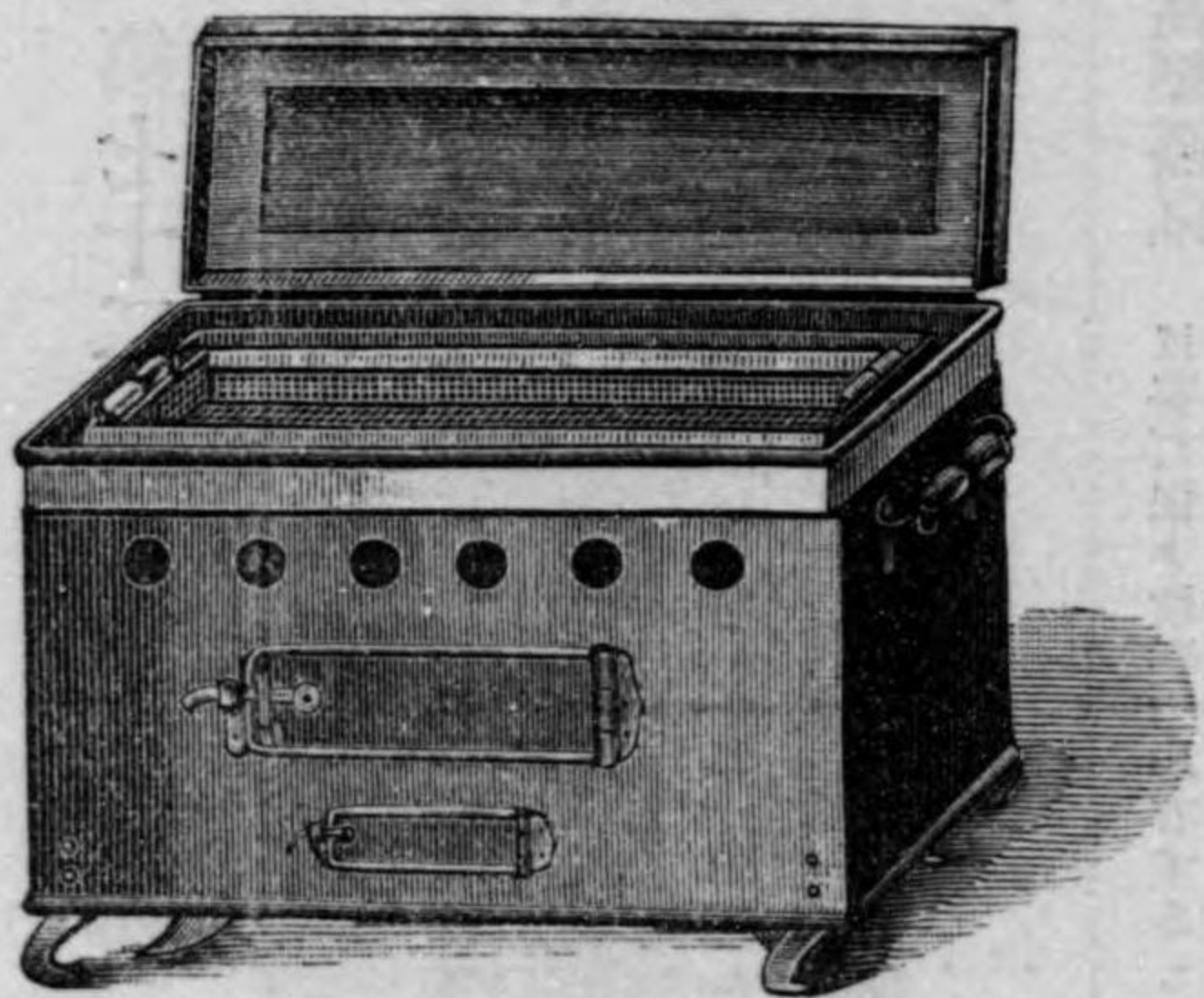
「第三百項」**器械の消毒法** 金屬製、又は硝子製器械は煮沸消毒するを最も佳なりとす。即ち消毒盤、又は其他適當なる器中（シンメルフツシ氏煮沸消毒器）に容れ、五分間以上、煮沸す可し。蒸氣消毒なるときは十五分以上とす。金屬製器具は、1%の曹達液に煮沸する時は錆を生ぜず。且消毒を完全ならしむるの益あり。（硝子なるときは曹達の爲めに侵蝕せらるゝとあり）ネラトン氏護膜は煮沸に耐ゆるも、普通の護膜なる時は脆弱となり、容易に損傷するに至る、硬護膜は沸湯により柔軟となり、廢用に歸す可し。故に普通護膜管を消毒するには石鹼を以て洗ひ、五分間以上、リゾール液中に浸漬するを要す。但しリゾールも亦久しきに亘れば、ゴムを侵蝕するの性あるものなり。（石炭酸又は昇汞は、ゴム質を損せしむるこ

となし）煮沸消毒せる後は1%リゾール液、又は煮沸水中に蓄ひ、以て使用に供す可し。或は注意して消毒ガーゼの上に置くも亦可なり。

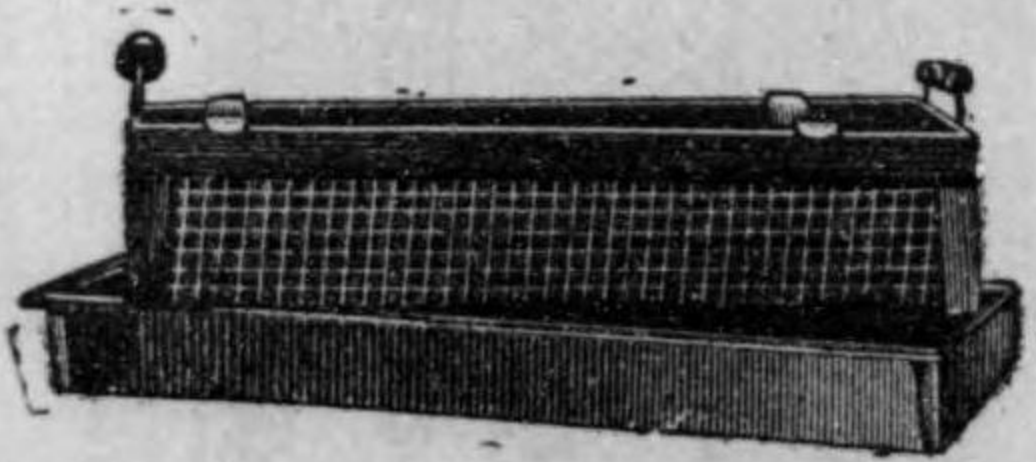
「第三百項」**器械使用後の消毒** 器械は一たび使用し終れるの後は最初の消毒法と同様の方法によりて消毒をなし、煮沸水を以て洗滌し、拭き乾かして納め蓄ふ可し。傳染性

「第三百項」  
器械使用後の  
消毒

第七十一章 第七十八圖  
シムメルフツシ氏煮沸消毒器の圖



第七十九圖  
煮沸器中に入る金網籠及び消毒盤



シンメルフツシ氏煮沸消毒器は煮沸消毒をなす特製の消毒器なり。蓋を具ふる長方形の金屬函にして、瓦斯又はアルコールランプを用ひて煮沸する者とす。



病に使用せる器具は特に注意消毒するを要す。

### 第七十二章 繻帶品の消毒

#### 「第三百二項」繻帶品の消毒

消毒をなすを佳とす。之れには、**シニミルプシ**氏蒸氣消毒器を用ゆ可きものなれども、亦普通の『御飯ふかし』を之れに代用し得可きことあり。此蒸氣消毒器は、概略第八十圖の如き外觀を有し、繻帶品は第八十二圖の如き貯槽内に容れ、之れを消毒罐中に納め、消毒をなすものとす。密閉装置ある**高壓蒸氣消毒器**なる時は、短時間にして完全の消毒をなし得るものとす。

「第三百二項」繻帶品の消毒

● **高壓蒸氣** は甚だ強き消毒力を有するものにして、殺滅し難き細菌の芽胞と雖も、短時間にして完全に消毒し得可し。今、高壓蒸氣消毒器の蒸氣の逃出口を制限し、蒸氣の緊張力を強からしむる時は検温器の温度の上昇する程度を以て其壓力の強度を知る可し、即ち次の如し。

検温器	壓力計(ボンド)
百度	一氣壓
百十度	一氣壓半
百二十度	二氣壓
	六・六
	十三・三

百廿五度	三氣壓	廿六・六
百四十五度	四氣壓	三十九・九

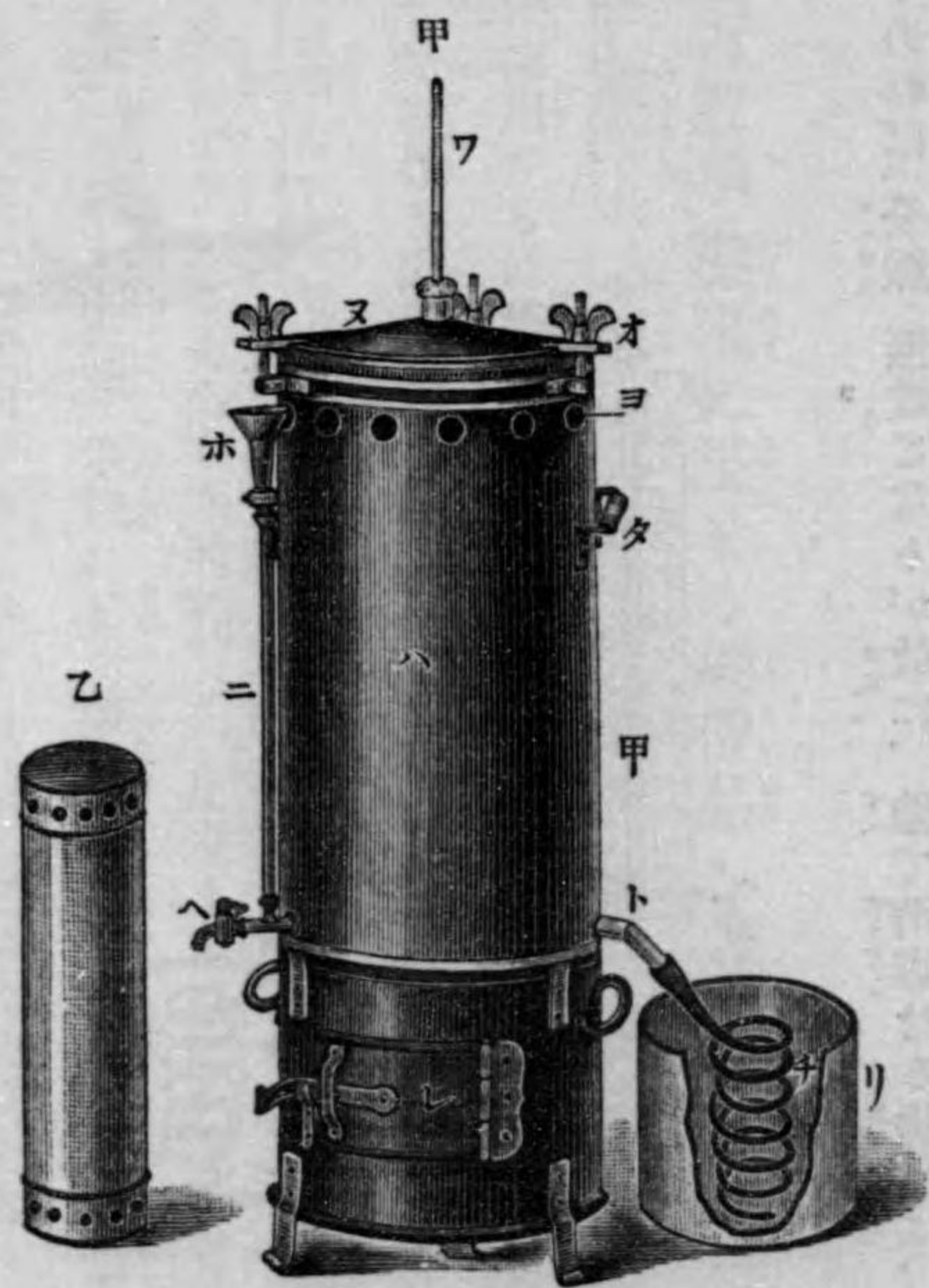
● **高壓蒸氣**の適當なる程度 蒸氣の熱度をして過度に高からしむる時は、壓力増大し、消毒罐の破裂を來たすの危険あるが故に、約百十度の温度に於て消毒せんことを要す。

#### 「第三百三項」消毒後の注意

繻帶品を一たび蒸氣消毒するも、更に細菌の附着す

「第三百三項」消毒後の注意

第八十圖 シュアルメンシ氏蒸氣消毒器の圖

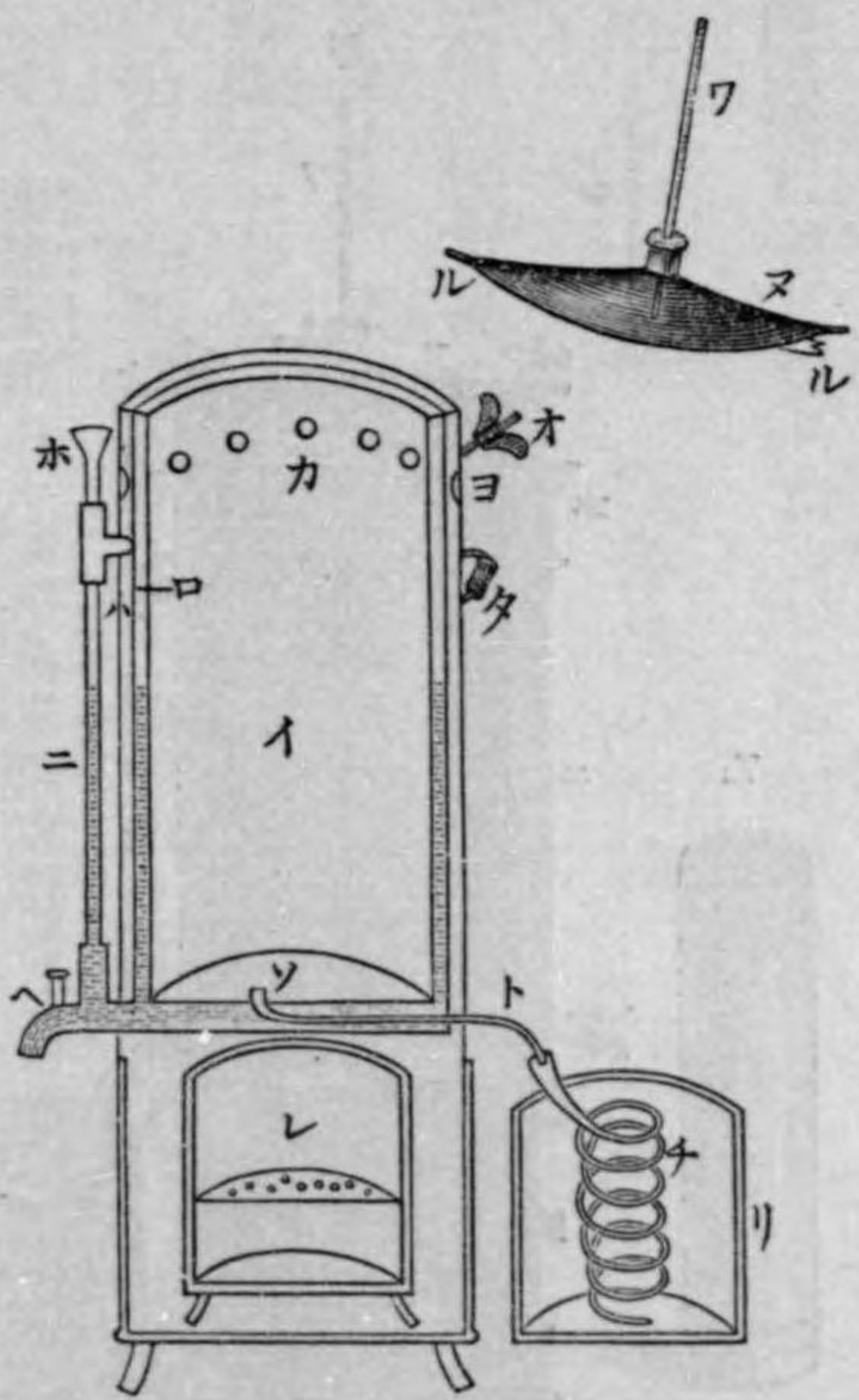


甲 消毒装置の圖  
 ハ 保温の壁  
 ニ 内罐の水の高さを知る  
 硝子管  
 漏斗  
 内罐の水を流出せしむ  
 蒸氣を水槽に導く管  
 ト 水槽(水を充すべし)  
 蓋を密閉するに用うる  
 螺絲  
 火寒暖計  
 把柄  
 火爐  
 乙 繻帶材料の容器



圖一十八第

圖す示を部内し斷縦を置裝上同



イ、繃帶材料容器を容るべき内  
ロ、水を入るべき外、最外部  
にある保温の壁ニ、内、外、高  
さを知るべき硝子管（内、外、高  
さを知るに用ゆ）ホ、漏斗、水  
に入るに用ゆ）ハ、使用後水を  
排出するに連る鉛管、水槽に導く  
管チ、ト、蓋ル、蓋を固く  
充たす）ニ、蓋ル、蓋を固く  
定する螺旋及板ワ、内、外、高  
知るべき寒暖計カ、内、外、高  
氣となりて内、外、高の温度に固  
火爐の氣を出す孔ヲ、消毒時蒸  
移動するに用ふる把柄、火爐  
孔、内、外、高の温度に固く

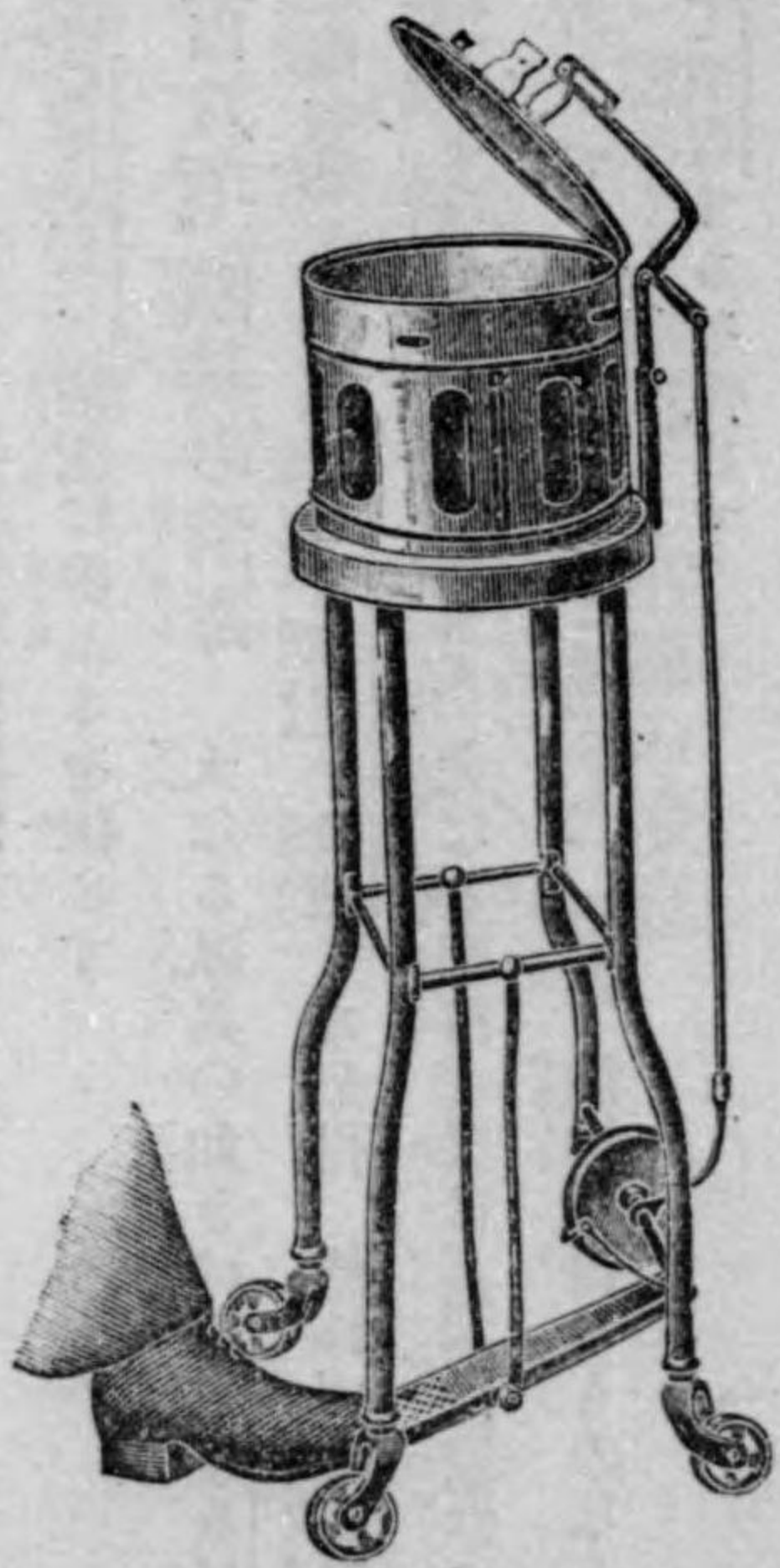
「第三百四項」  
消毒薬を含め  
る繃帶品

ることあれば、全然無効となるが故に、總て消毒せる物品は、再び他物に接觸せざる様  
密閉せんことを要す。材料によりては消毒密閉せられ、發賣せらるゝものあり。此の如  
きものは容器を開きたる後は細菌之れに附着す可きが故に、爾後は消毒材料と看做す可  
からず。従つて再度の用に供するを得ず。

「第三百四項」消毒薬を含める繃帶品 昇汞、サリチール酸、沃度フォルム 等を  
含有せしめたる瓦設、又は脱脂綿の如きは乾燥状態に在ては殺菌の効なく。又多量の液

圖二十八第

圖の臺び及 槽貯器の品帶繃



質に觸るゝ時は藥品  
稀薄となり、消毒の  
効を失ひ、結局無効  
の材料たるに過ぎざ  
るの場合、多きを以  
て、使用の際、大に注  
意す可きものとす。

「第三百五項」  
薬液に浸せる  
繃帶品

「第三百五項」薬液に浸せる繃帶品 リゾール液等にて、瓦設、又は脱脂綿を浸  
し適度に絞搾し、陶器、又は硝子製の器中に容れて其乾燥と汚染とを防ぎ、之を分挽、産  
蓆等に使用するは現今、我日本に於ける普通産家の實用上に於て甚だ適當なるを見る。

實際上此の如き消毒綿を産婦に與へ、使用せしむる時は頗る有益なりとす。何となれば、  
單に蒸氣消毒をなせるものは、塵埃、又は分泌物等これに附着する時は、毫も消毒力な  
きも、薬品を含めるものなる時は、一定度までは之れを消毒し得るによる也。

産襪と稱し、古來我國に於て陳舊、不潔の布片類を分挽に使用するの習慣あり。  
此の如きは大に誠しむ可き所なれども、若し之れに注意を加へ、布巾類の、甚だしく不體

産襪



第七十三章 衣類臥具の消毒  
裁にあらざるものは、洗濯をなし、蒸氣消毒を施して蓄ふる時は、之を使用する事を得可し。

### 第七十三章 衣類、臥具の消毒

「第三百六項」  
衣類の消毒

「第三百六項」衣類の消毒 衣服、布巾等の、病毒に汚染し、又は其疑ひあるものは、四十五分間、蒸氣消毒をなすか、又は三十分間、熱湯中に煮沸し、後ち通常の如く洗濯等をなす可し。

「第三百七項」  
産床用布巾類の消毒

「第三百七項」産床用布巾類の消毒 産床用布巾類は豫じめ區別整理し、風呂敷又は適當の紙に包み、蒸氣消毒をなし、而してリゾール液に拭き清めたる産床用ゴム布又は油紙にて包み、清潔に蓄ふるを佳とす。

「第三百八項」  
臥具の消毒

「第三百八項」臥具の消毒 大なる臥具の如きは直射する日光に晒す可し。日光は多少殺菌の効ありて、若干の細菌を殺滅するを得。然れども完全の消毒をなさんと欲せば蒸氣消毒をなさんことを要す。大なる都市、又は病院に於ては、多くは完全の蒸氣消毒装置ありて、巨大の物品と雖ども、全部消毒し得るものなり。故に此の如き場所に依託して消毒するを佳とす。

「第三百九項」  
検査の初めの  
問診

### 第七十四章 妊婦の検査

「第三百九項」検査の初めの問診 妊婦を診察するには先づ次の順序によりて問診し、而して後ち検査に及ぼす可きものとす。

- 1 姓名、年齢、及び職業。
- 2 既往の疾病の有無。
- 3 月経開始の年齢、月経の順不順、及び其日數。
- 4 既往の妊娠の有無。
- 5 該回 終末月経の期日。
- 6 胎動を感せるや否や、並に胎動初發の時期。
- 7 妊娠末期に於ては子宮底下降せるや否や、並に其下降し初めたる期日。

「第三百十項」  
検査法の區別  
及び其主旨并  
に消毒法

「第三百十項」検査法の區別、及び其主旨、并に消毒法 妊婦を診察するに、三つの検査法あり。外検査法、内検査法、雙合検査法、是れなり、此検査によりて、  
「甲」妊娠の眞否、初妊、經産の區別、妊娠の月數。  
「乙」胎兒の位置、胎兒、生死の區別、胎兒の大小。

### 第七十四章 妊婦の検査



「丙」産道の状況、疾病、異常の有無、分娩の難易。を知りし得るものとす。而して検査を行ふには、必ず先づ上章記する所の各項に基き、必要なる消毒法を施す可きものとす。

第七十五章 外検査法

「第三百十一項」外検査の區別

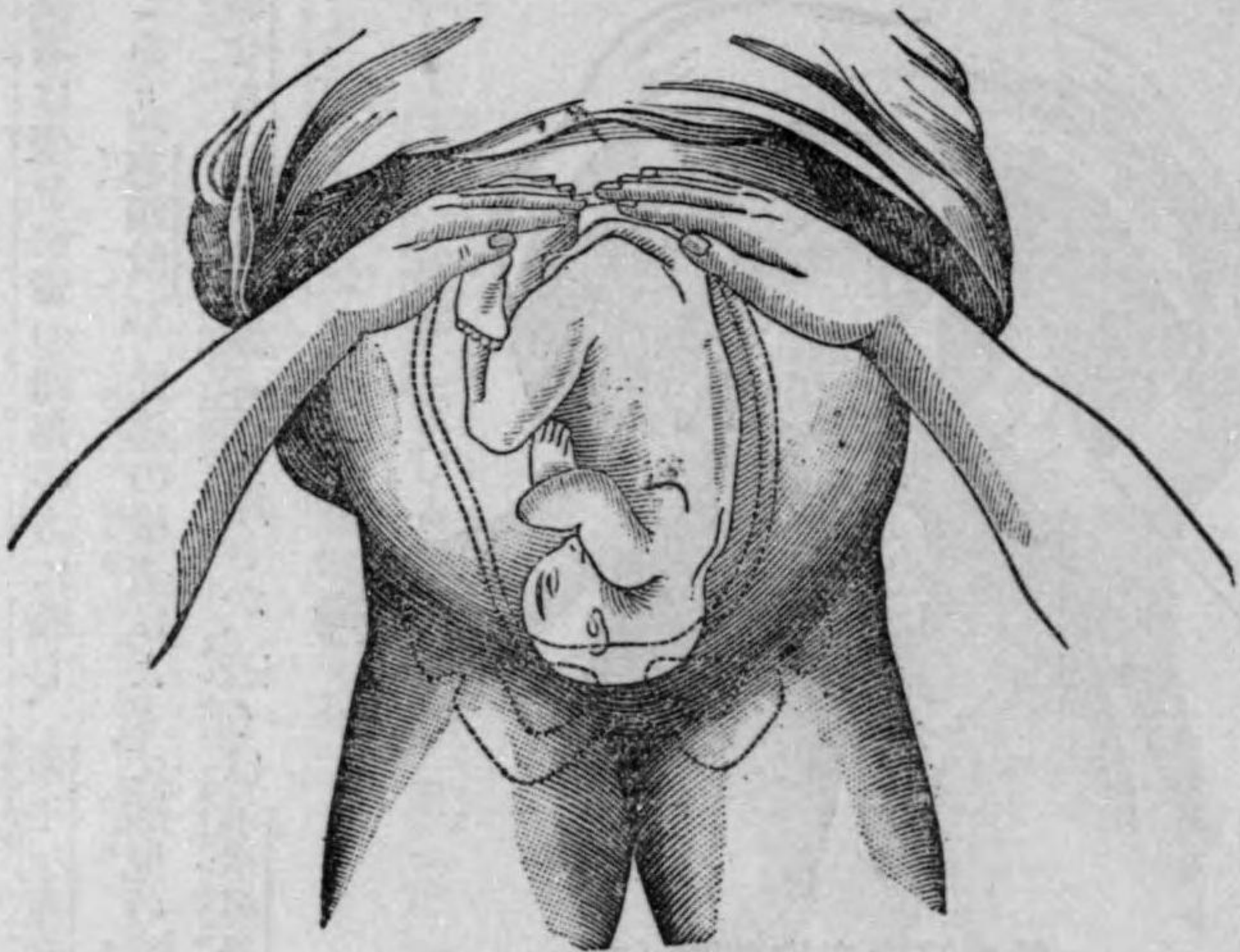
「第三百十一項」外検査の區別 身體の外部に就き検査するを外検査法となす。之れを區別して、「甲」一般の検査、「乙」腹部の検査、「丙」骨盤及び足部の検査、「丁」腹部の聴診法、「戊」外陰部視診の五種となす。即ち視診、聴診及び觸診の三法によりて診査するものとす。次に之れを詳説す可し。

「第三百十二項」検査の順序

「第三百十二項」甲一般の検査の順序 并に手の洗滌 既に問診を終らば、妊婦を適當の臥床に就かしめ、(豫じめ排尿せしむるを要す)仰臥の位置を與へ、兩脚を屈せしめ衣服、腹帶等は全く之れを緩解せしめ、而して産婆は自己の手を洗滌せんことを要す。即ち温湯、石鹼を取り、刷子を用ひ、丁寧に手を洗滌し、後ち清潔なる布巾を以て拂拭し、乾燥せしめ、先づ胸部に就きて其形狀、筋肉、脂肪の發育を視、乳房に於ては乳頭及び乳體に觸れて其性質を検し、次に腹部の検査に移るものとす。

「第三百十三項」腹部の検査

第八十三圖 兩手を手上腹部に抵て子宮底を診觸するの圖



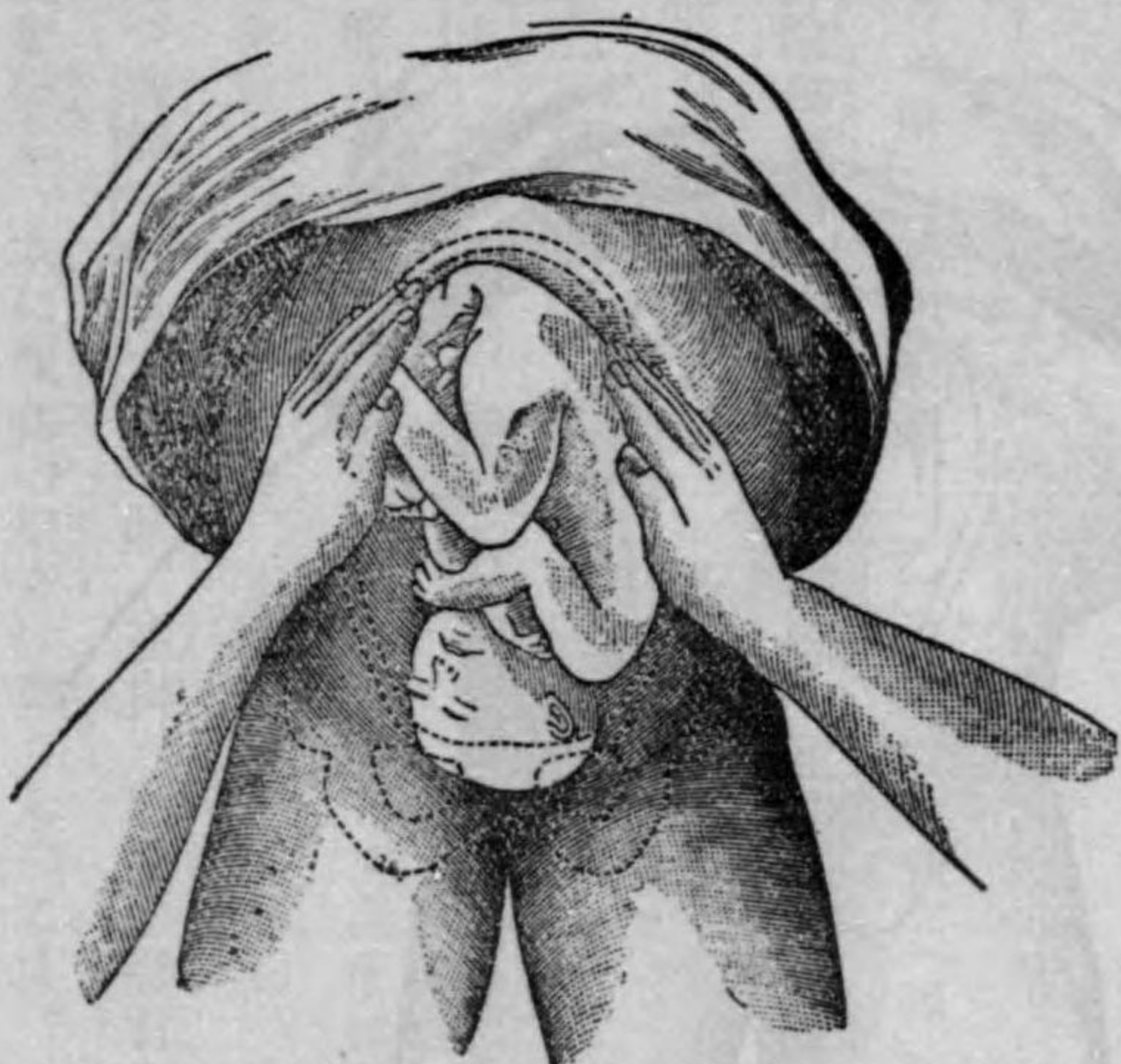
(一) 腹部検査の第一段

「第三百十三項」乙腹部の検査 先づ視診によりて腹部の形狀、大小、妊娠線の狀態、臍窩の狀態を知り、次に豫じめ温ためたる兩手を用ひて検査す可し 即ち検査者は妊婦の側に坐し、「第一」兩手掌を上腹部に抵て、子宮底の位置及び其内に存する胎兒の體部を検し、(第一段)「第二」に子宮の側部に兩手を移し、兒背及び其小體部を觸れ、(第二段)「第三」に右若くは左の一手を以て恥骨上に位せ



「第三百十四項」各體部の診上の状況

圖四十八第 圖のるす診觸て抵に側兩の宮子を手兩



段二第の査檢部腹(二)

體部を把握するが如くにして觸知す可し(第三段)。「第四」に若し下方の體部深く骨盤内に進入せば、檢者は坐を妊婦の頭部の方に移し、兩手を腹壁上より深く骨盤内に進め、之れを檢知することあり(第四段)。此等の検査によりて胎兒の胎位、胎向、大小、移動性を知る可し。但し肥滿せるにより腹壁甚だ厚きか、若くは羊水多量なるが爲めに子宮壁の過度に緊張せるものゝ如きは、此検査法によりて明かに檢知し難きことあり。

「第三百十四項」各體部、觸診上の状況 兒頭は均正なる圓形を有し、且つ頗る固し。一手或は兩手間に把持し、之れを左右に振動せしむる時は、兩側の手指に衝撞するを感じし、恰も水中に浮遊せる球に觸るゝが如し。之れ

圖五十八第 如がるす握把て以を手一 圖のるす診觸を頭兒く



段三第の査檢部腹(三)

之れに貼して上下に推移し試むる時は、益、明らかに背面の状を感觸するを得可し。四肢は大小不正なる突起をなして觸知せらる。

「第三百十五項」丙骨盤外部及び足部の検査 腹部の検査を終らば骨盤外部の状態を檢せんことを要す。即ち左右より兩手を骨盤の後側に送り、後ち之れを腸骨櫛に移し、以て薦骨の、後方に突出せる程度、及び腸骨櫛彎曲の状を檢知し、次に一手の拇指と小指とを伸張し、兩腸骨前上棘に相達し得ることなきやを檢し、更に兩足に就き、浮腫、靜脈

「第三百十五項」(丙)骨盤外部及び足部の検査



圖六十八第



段四第の査檢部腹(四)

二〇六  
 縮等の有無を知り、終りに  
 背部を検し、脊椎の彎曲な  
 きやを視る可し。次に骨盤  
 計測法に就き之れを詳説せ  
 んど欲す。

第七十六章  
 骨盤計測法

「第三百十六項」骨  
 盤計測法 是外計

圖七十八第

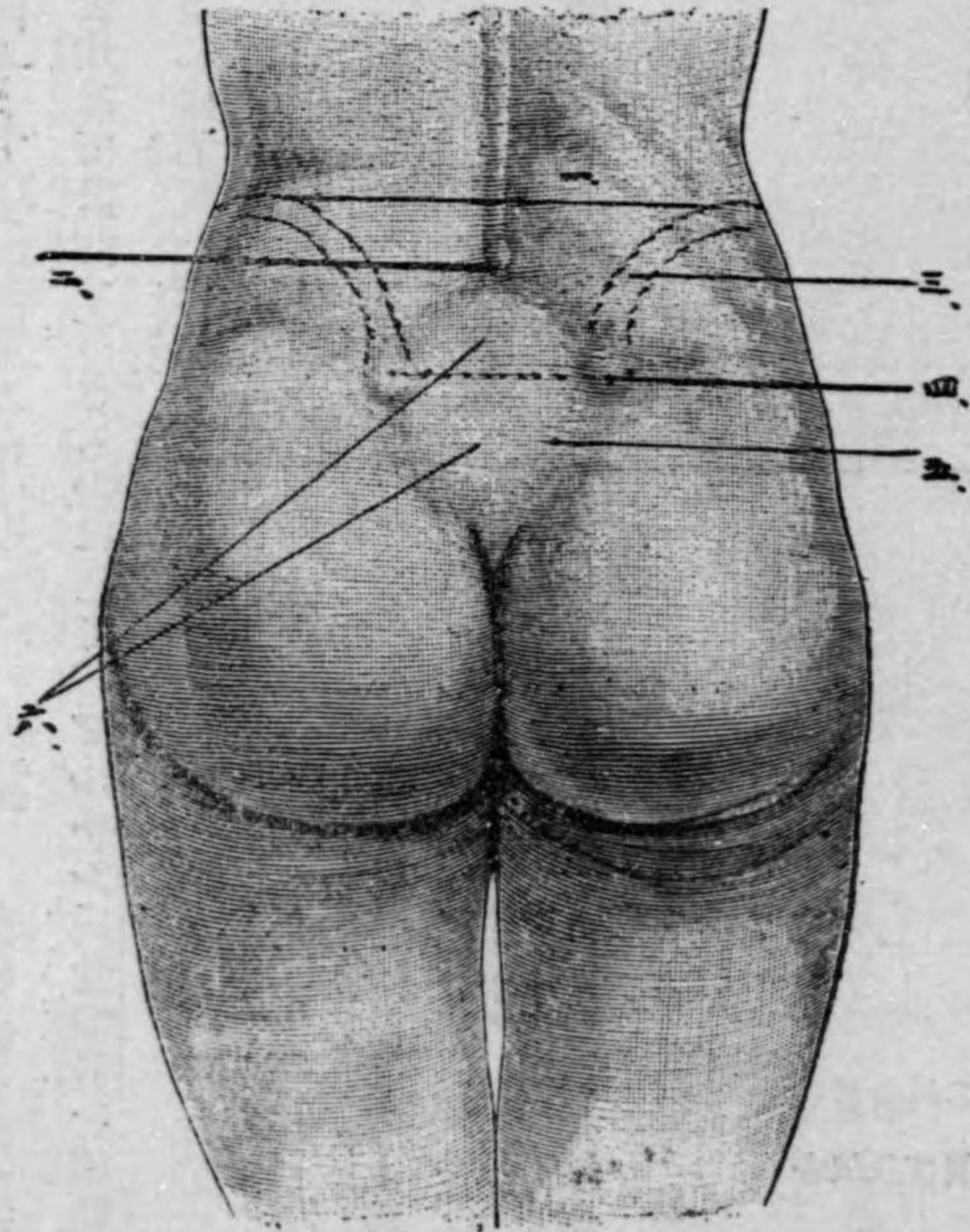
圖の計盤骨氏ンチルマ



測法と内計測法の二あり。而し  
 て各計測法に、單に手を用ゐて  
 計測し得るものと、特別の計測  
 器即ち骨盤計を要するものとあ  
 り。今之れにより計測す可きも

圖八十八第

圖の窩形菱氏スリヘミ



第七十七章 器械を用ゐて骨盤を計測する法

のは、「一」外直徑線、「二」外斜徑線、「三」兩腸骨櫛間、「四」兩前上棘間、「五」兩大轉子  
 間、「六」骨盤周圍徑、「七」對角直徑線及び「八」恥骨弓の角度となす。

- 一、兩腸骨櫛間に引ける線
- 二、第五腰椎棘状突起
- 三、腸骨櫛
- 四、腸骨後上棘
- 五、大臀筋の附着部
- 六、ミヘリス氏菱形窩



「第三百十七項」器械を用ゆる計測法

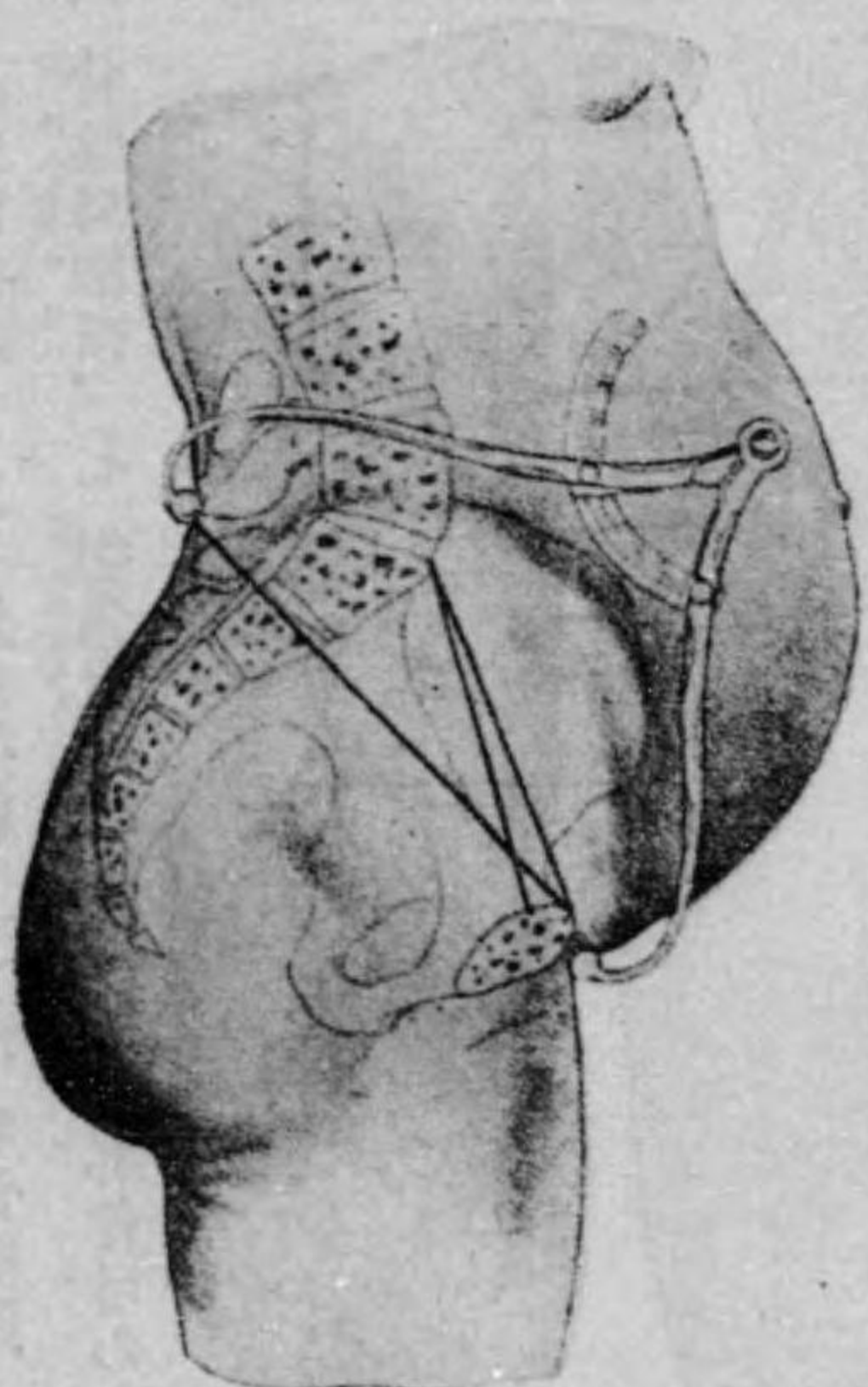
「第三百十八項」其「外直徑線の計測

第七十七章 器械を用ゐて骨盤を計測する法

「第三百十七項」器械を用ゆる計測法 前項記する所の「一」乃至「六」の徑線は器械を用ゐて計測す可きものにして、マルチン氏骨盤計を用ゆるを良とす。又、周圍徑を測るには巻尺を使用す可し。

「第三百十八項」其「外直徑線の計測」外直徑線は外結合線、又は、ポージェック氏徑線と稱し、第五腰椎棘状突起より恥骨縫際前面の上縁に達するものにして、日本婦人に於ては約十八仙迷となす。此徑線を計測するに當り、不熟練者に在りては第五腰椎の棘状突起を發見すること甚だ困難なり。殊に被檢者の肥滿せるものを然りとす。

第九十八圖 外直徑線の計測圖



外結合線の計測的解剖圖及結合線の綜合圖

第五腰椎の棘状突起 視診によりて發見するを便なりとす。第八十八圖に示すが如く、腰椎部を後方より視るときは、腰椎の下方に菱形の淺窩を見る可く、菱形の左右の兩角は腸骨後上棘の部にして、皮膚と骨質と密着し、著しき凹

「其二」外斜徑線の計測

「其三」腸骨櫛間の計測

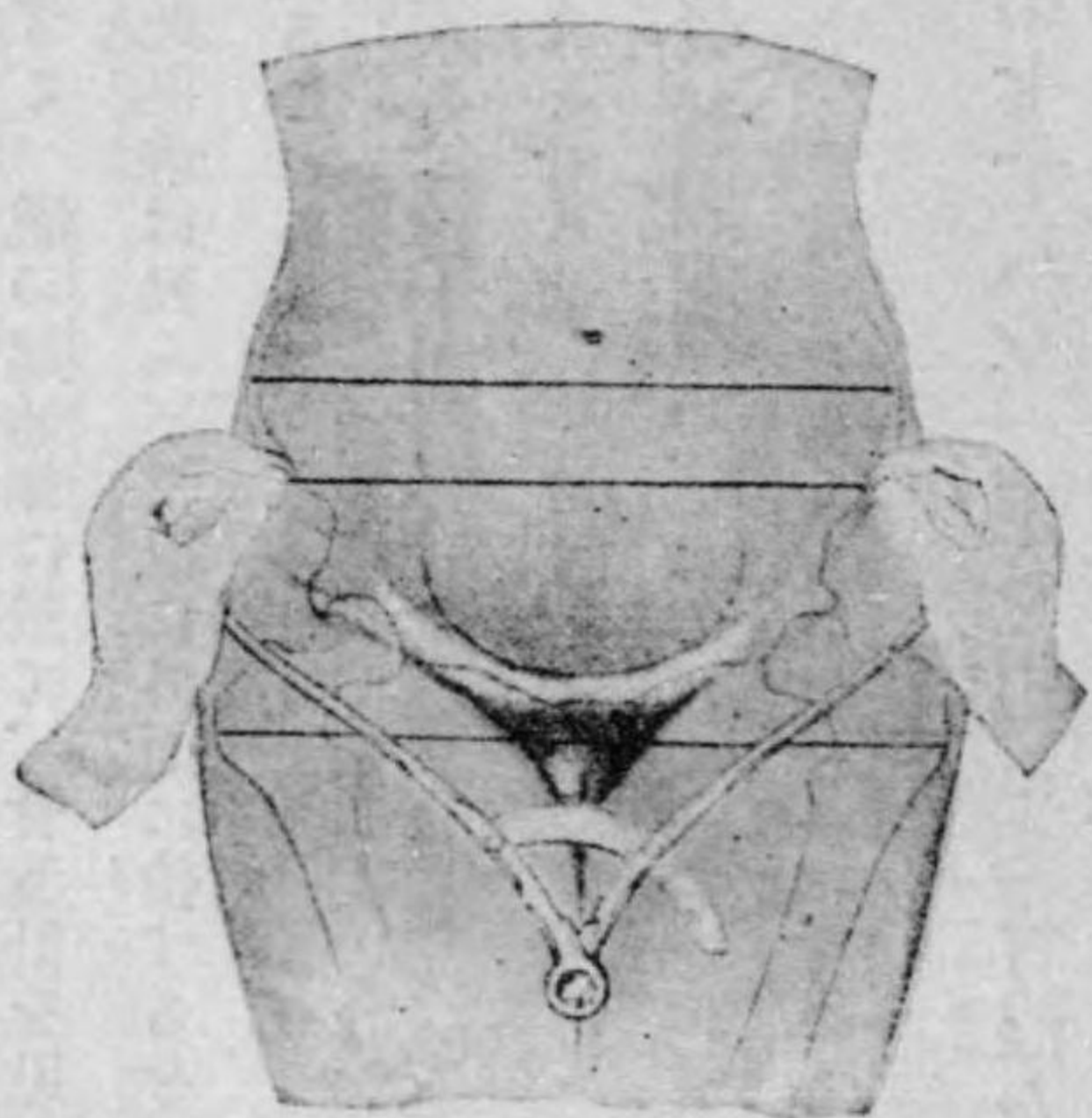
「其四」兩前上棘間の計測

「其二」外斜徑線の計測

外斜徑線は右又は左の腸骨後上棘より左、又は右の腸骨前上棘間を計測するものにして、兩線互に交叉し、日本人に在りては凡そ二十仙迷となす。

窩をなす。菱形の上角は即ち第五腰椎の棘状突起にして、兩後上棘を連結せる横線の上方三乃至五仙迷（二乃至三指横徑）に在り。又兩腸骨櫛を連結せる横線を引くときは、第四腰椎棘状突起に會合するものにして、第五腰椎の棘状突起は其下、二乃至二・五仙迷に當れり。而して觸診により之れを感知するに、腰椎の棘状突起は上下に長くして、明瞭に觸知せられ、薦骨に於けるものは其形ち尖銳にして、觸知すること難きものとす。之れを要するに、此棘状突起を正確に發見するは大に熟練を積まざる可からず。

第九十圖 大轉間腸骨櫛間、腸骨前上棘間の計測圖



第七十七章 器械を用ゐて骨盤を計測する法

「其三」腸骨櫛間の計測 兩腸骨櫛間の最も遠き部分を計測するものにして、日本人にては凡そ廿六仙迷となす。

「其四」兩前上棘間の計測 腸骨前上棘より、大腿の下方に



第七十八章 手を用ゐて骨盤を計測する法  
向て發出する 腿の起始部に於て、骨盤計を貼し計測す可く、凡そ二十三仙迷なりとす。但し此徑線は殆んど眞直に外面に位するを以て、單に拇指と小指とを伸展し之れを測定し得ることあり。

「其五」兩大轉子間の計測

「其五」兩大轉子間の計測

は兩大腿骨大轉子の最も相隔れる部を計測するものにして凡そ廿八仙迷とす。

「其六」骨盤周圍徑

「其六」骨盤周圍徑 是卷尺の一端を恥骨縫際の前上縁に貼し、腸骨櫛と大轉子の中間に就き、薦骨部を廻り、骨盤を一週するものにして、凡そ七十八仙迷なりとす。

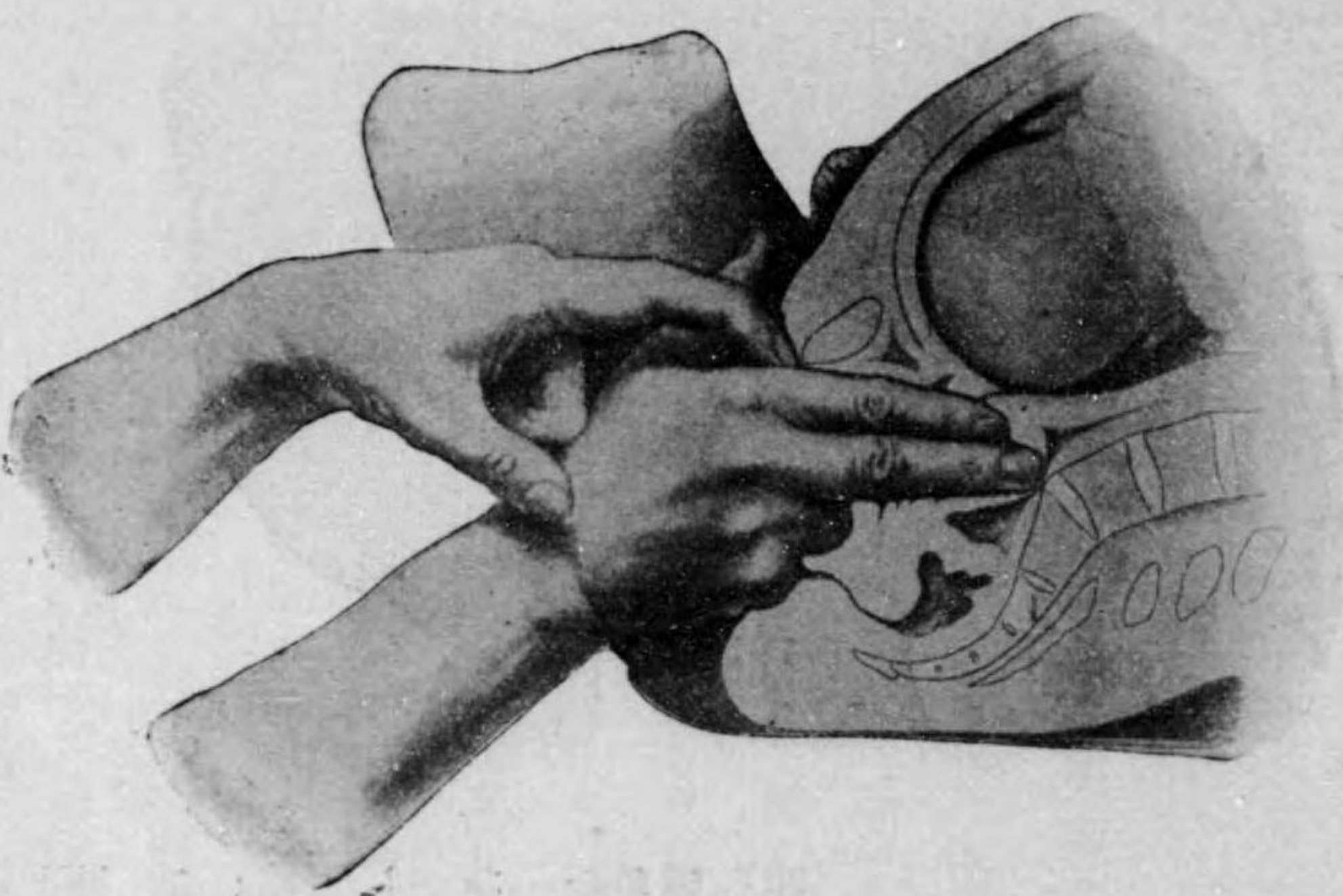
第七十八章 手を用ゐて骨盤を計測する法

「第三百十九項」其七對角直徑線の計測

「第三百十九項」其七對角直徑線の計測 内診の際、示中二指を腔内に挿入し、薦骨岬に向ふて送入するときは通常の骨盤なれば、下部の薦骨二三椎を觸知するに過ぎずと雖ども、狭窄骨盤にありては薦骨岬に達するを得可し。此際、圖に示すが如く、指頭を薦骨岬に固定し、示指の一侧を恥骨弓下の靱帯に壓着し、此部に他手の示指の爪を貼し、靜かに指を腔内より拔去し、爪を貼せるの部より中指の尖端に至るまでの長徑を測る可し。其長さより、約二仙迷を減ずるときは、骨盤入口の直徑線を得るものとす。

「其八」恥骨弓角の計測

第十九圖 對角直徑線の計測圖



「其八」恥骨弓角の計測 恥骨弓の角度は、婦人に在りては九十度乃至百度なれども、若骨盤の異常により、此角度、狭小なる時は、兒頭の産出容易ならざるものなり。検査の際、手を用ゐて其角度を測定し得可し、即第九十二圖に示すが如く婦人の臀部を高からしめ、兩拇指の尖端を恥骨弓下に押送し、拇指の根部を坐骨結節の下内方に壓抵し、兩拇指の開張せる廣さにより、恥骨弓の角度を検し、以て兒頭の、此部に善く嵌合し得るや否やを察知す可し。

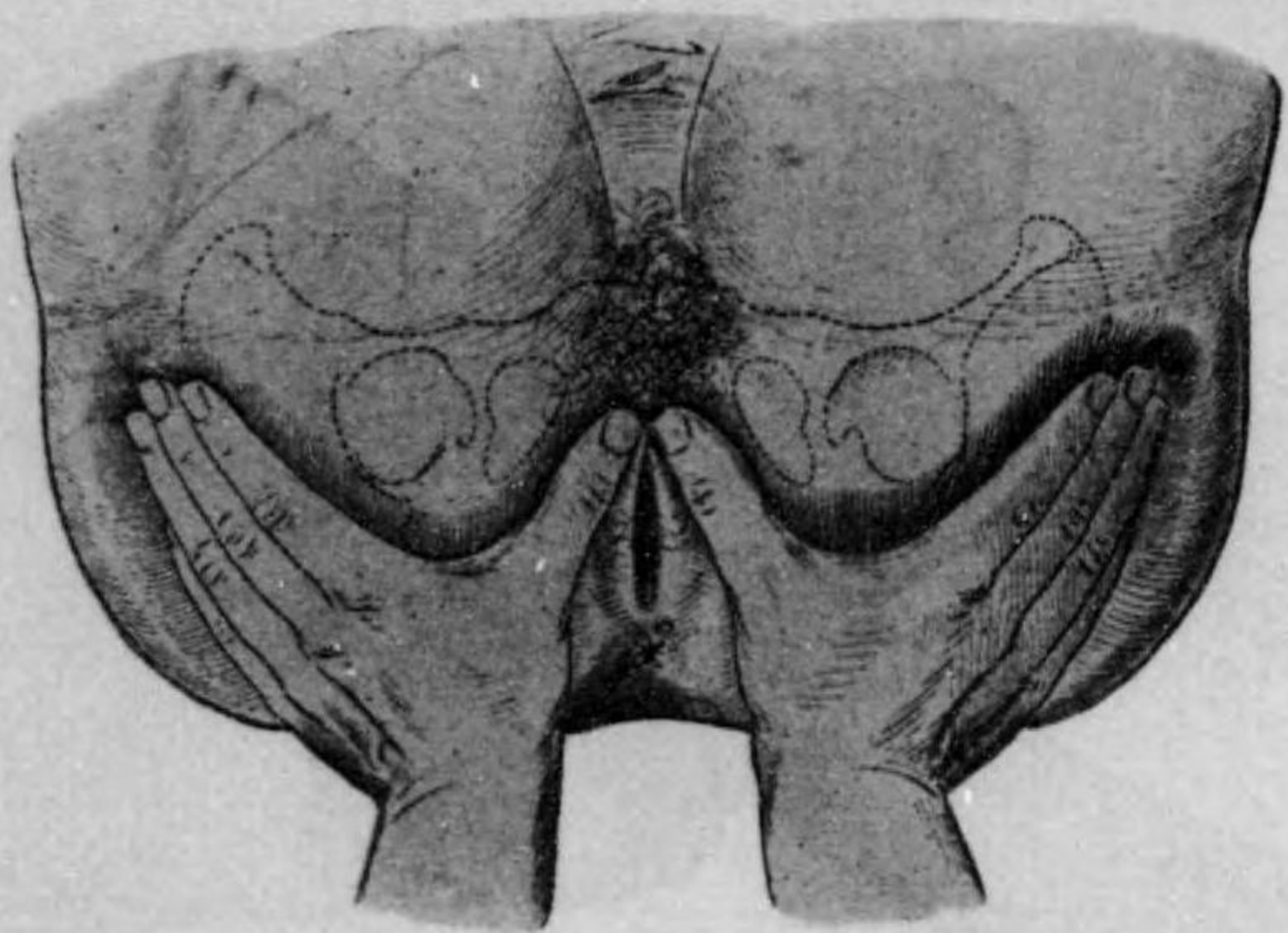
第七十九章

「丁」腹部の聽診法

第七十八章 手を用ゐて骨盤を計測する法



圖 二十九 第  
法測檢 度角弓骨恥の氏ルーガへ



「第三百二十項」丁「腹部の聴診法」  
腹部を聴診するには、觸診によりて検査せ  
るの後、前の如く仰臥の位置にあらしめ、  
聴診器を腹上に貼して之れを行ふ可し。若  
し聴診器を所持せざるときは、一葉の布片  
を腹上に置き、直ちに耳を貼して聴診する  
を得可し。而して聴き得べき音は、胎兒に  
屬するものと、母體に屬するものとあり。  
即ち次の如し。

- 「第一」胎兒に屬するもの。
  - 1、胎兒の心臓音
  - 2、胎動の雑音
  - 3、臍帯の雑音
- 「第二」母體に屬するもの
  - 1、子宮血管の雑音

- 2、腸内瓦斯の雑音
- 3、腹部大血管の雑音

胎兒の心臓音は、兒背の、子宮壁に接したる部に於て最も明瞭に聴取す可し。其數大凡そ百四十搏にして、男兒は女兒より少なきを常とす（第三三七項參照）。而して各胎位に於て適當なる部位に最も善く聴取せられ、其周圍に至るに従ひ漸次に減弱するものなるを、第九十四圖に示す所の如し。

胎動の雑音は指を以て物を摩するか、若しく撞くが如き音にして、主に兒足と子宮壁と相摩擦するによりて發するものなり。胎動は著しきに至れば、直ちに手を以て觸知し得るものとす。

臍帯の雑音は、壓迫若しくは締結あるの際に發するものにして、吹くが如き雑音なり。只稀れに聴くことあるのみ。其數は、胎兒の心臓音と同數なり。

子宮血管の雑音は妊娠により増大せる子宮血管中に、血液の流動するが故に發するものにして、通常は、下腹の兩側に存し、其音大にして、往々心臓音を掩蔽することあり。此際、強く聴診器を以て腹壁を壓する時は、雑音止み、直下の心臓音を聴取し得るものとす。血管雑音の數は、母體の脈搏と同一なり。



第九十三圖  
聽診器之圖



(甲) 桿狀聽診器

(乙) 兩耳聽診器

第七十九章 「丁」腹部の聽診法

二一四

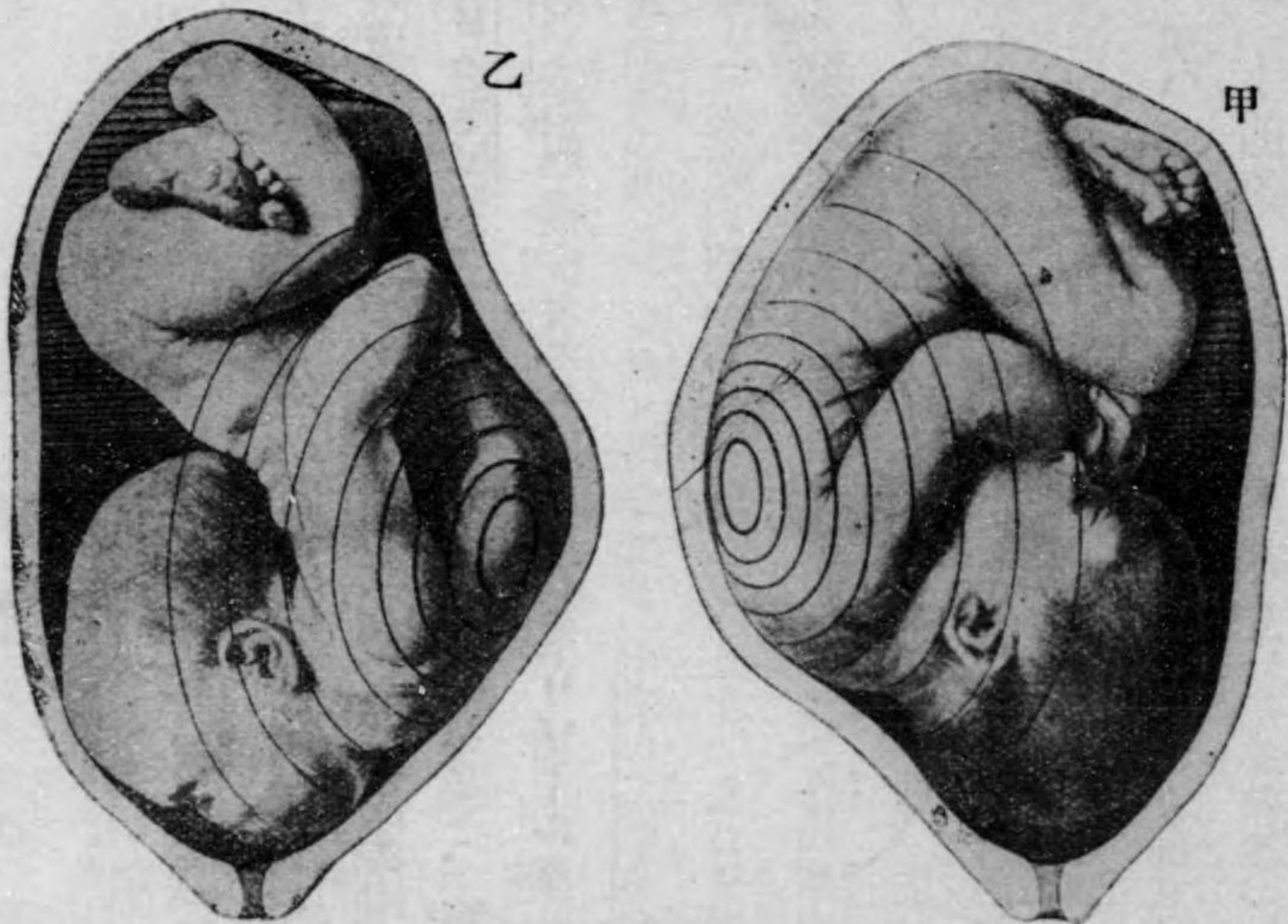
腸内雜音は瓦斯、又は液性内容物の、腸内に運動するが爲めに生じ、轟々として雷鳴の如く、不規則なるものとす。

腹部大血管の雜音は、敲くが如き音にして、母體の脈搏と一致す。此雜音は、心臟の搏動を、大動脈によりて傳達するに基くものなり。

「第三百二十一項」産科に用ゆる聽診器に二種あり。桿狀聽診器及び兩耳聽診器之れなり。桿狀聽診器は、長きが故に、妊娠の腹壁を深く壓入し、兒體に接近して聽診し得るの便あり。爲に明瞭に聽取し得べく、現今は之れを賞用するもの多し。兩耳聽診器は、ゴム管を有せる普通の聽診器にして、通常は、其桿狀部短かくして、腹壁を壓入するの便を缺き、大に聽取し難きの不利あり。然れども、若し、舊式聽診器に於けるが如

第九十四圖

於に(位屈反)位面顔「乙」及び(位屈)位頭後「甲」  
す示を(面胸は乙 面背は甲)位部の音心るけ



第八十章 「戊」外陰部の視診

く、特に其桿部を長からしむる時は、大に聽診し易きものとす。桿部の短き内科的聽診器は其用をなまじくると甚だ多し。

第八十章

「戊」外陰部の視診

「第三百二十二項」外陰部の視診も亦た緊要なるが故に、内検査の際外陰部の消毒法を施すに際し、同時に之れを行ふ可し外陰部に糜爛、新生物等あるか、或は多量の分泌等あるときは、醫師の診察を請

二一五



はしむるを要す。

### 第八十一章 内検査法(内診)

「第三百二十四項」順序及び方法の要領

「第三百二十三項」順序及び方法の要領 内検査を施さんには、「第一」第二九四項に示す所の方式によりて、消毒液、其他の準備を整ひ、「第二」被検者即ち妊婦(若くは産婦には)適當の臥位を與へ、洗滌、消毒の準備をなし、「第三」法に従ひて、検者は充分に手の消毒をなし、「第四」被検者の外陰部は石礮、リゾール液及び脱脂綿を用ゐて、五分間消毒をなし、「第五」検者は更に二度び法の如く手の洗滌消毒を行

第九十五圖 指示挿入てし内診のるす圖



ひ、「第六」其手の、リゾール液に濕潤せる儘、他手を以て陰唇を開き、示指(若くは示中二指)を腔内に送入し、(第九十五圖)諸般の狀況を診定せんことを要す。即ち次の如し。

「第三百二十四項」被検者の臥位

「第三百二十四項」被検者の臥位 被検者には床上に仰臥せしめ。膝を屈し、且つ之れを開かしめ、腹部以下には、清潔なる廣き布片(消毒せるもの最も可なり)を被ひ、薦骨部の下には小なる枕子を送入し、臀下には受水盤を挿むすを要す。受水盤の後端は、適宜の布巾を用ゐて、之れを押へ、兩側に於て被検者の足を以て固定せしむるを良とす。

「第三百二十五項」内検査の方式

「第三百二十五項」内検査の方式 既に前二項の準備を終らば、第九十五圖の如く拇指を強く開張し、示指を伸展し、他の三指を屈し、之れを陰部に進め、他手の二指を以て陰唇を開き、(外陰部の狀況は豫じめ検知す)示指の末端を陰唇繫帯に抵て、腔の後壁に就き、骨盤誘導線の方向に従ひ、徐々に深部に送り、而して先づ「一」尿道を前方に觸れ、其疼痛の有無を知り、次で「二」前腔穹窿部に進み、之れを隔て、胎兒の先進部の、何れなるか、及び其位置の高低を觸知し、更に「三」子宮腔部を廻りて、其長短、形狀を検し、「四」腔部の頭端の中央に子宮口を探り、其形狀及び口縁の狀態を知るべし。而して後ち、指の掌面を後方に向け「五」會陰を内指と外指(拇指)の間に挿み、其硬軟の性(延張性)を試み、次に「六」腔の後壁に就きて、先づ尾骶骨の尖端を觸れ、薦骨尾骶骨の關節面に達しては、其運動性を檢し、更に薦骨内面を上方に檢知す可し。正規の廣さを有する骨盤に在りては、進むこと二三椎にし



て既に之を觸知すること能はず。全く薦骨内面を觸れ、又は薦骨岬に達し得るものは、骨盤の狭窄せるもの即ち扁平骨盤なり。終りに「七」腔の全壁を觸れ、腔腔の廣狹、壁質の硬軟、延張性を檢し、恥骨の廣狹を詳かにせんことを要す。

子宮口

子宮口は初産婦に在りては、圓形、經産婦なるときは横裂をなし、且つ乙に在りては、未だ分娩期に達せざるも、子宮口哆開し、指を送入し得るを常とす。而して子宮口縁の状態は軟かなるあり。硬きあり。薄きあり。厚きあり。分娩の際に於ては、子宮口、漸次に開大し卵膜膨出して胎胞をなし、遂に子宮口は全く開大し、口縁消失に歸するに至る。内診の際には注意して胎胞を破開せしむべからず。又、陣痛發作あらば、其手を止め、陣痛の終るを待つ可し。其詳細に至りては、正規分娩篇中に詳述す可きものとす。

「第三百二十六項」内診は決して濡りに行ふ可からず

「第三百二十六項」内診は決して濡りに行ふ可からず 一たび綿密の注意を以て内診を行は、善く其檢知せる所を記憶し、漫りに内診を反復せざらんことを要す。内診の度、多數なる時は、從つて傳染の危険多きを免かれざるものとす。

第八十二章

内検査の際、注意す可き事項(便宜により分娩時に於けるものも亦茲に之れを説く)

「第三百二十七項」内検査前の入浴

「第三百二十七項」内検査前の入浴 檢者、並に被檢者は、豫め全身浴をなすを可とす。而して浴後は、成る丈新たに洗濯せる衣服を着用すべし。殊に檢者は、成る丈消毒衣を撰用するを良とす。

「第三百二十八項」消毒せる手指は、他物に觸る可からず

「第三百二十八項」消毒せる手指は、他物に觸る可からず 規則に従ひ、手指の消毒をなせば、其手の位置に注意し、決して衣服、其他の外物に觸接せざる事を要す。若し誤りて他物に觸るゝことあらば、再び規則に従ひ消毒せざる可からず。

「第三百二十九項」内診時、手指の注意

「第三百二十九項」内診時、手指の注意 内診の際には、規則に従ふて其爪を處置し若し其指に損傷、疣贅、炎症、潰瘍等あらば、内診を禁じ、指環を挿用せば必ず之れを除き去せんことを要す。

平時に在りて

平時に在りても 産婆は注意して、手指の損傷を受くる事物を避け、皮膚をして粗糙ならしめざらんが爲に、劇度なる手指の使用を禁じ、又汚穢なる物品には、妄りに手指を觸れしむることなく、若し之れに觸るの際には、必ず其手指を消毒せざる可からず。

「第三百三十項」産褥婦の内診

「第三百三十項」産褥婦の内診 分娩後なるときは、第九日に至るまでは内診を禁じ、第九日に至り、一たび内診を行ひ、異常の有無を檢知す可し。此間、若し疾病異常の存することあらば、産婆は内診を試むることなく、速かに之れを醫治に託せんこ



「第三百三十項」内診の際、注意を要し、若しくは内診を禁忌す可き場合

第八十二章 内検査の際、注意す可き事項

二二〇

「第三百三十一項」内診の際、注意を要し、若しくは内診を禁忌す可き場合

「一」産婆若し、産褥熱、子宮炎、丹毒、實布の里等、細菌の傳染によりて發病せる病家に到りしことあらば、妊婦(又は産婦)の内検査を行ふの前には、衣服を交換し、成る丈に全身浴を行ひ、其手は成規の方則に従ひ、嚴重の消毒法を行はんことを要す。

「二」産褥熱、子宮炎、腹膜炎の如き患者を處置せるものは、其間、全く内検査及び外検査を禁じ、止むを得ざる場合にのみ限り、必ず先づ全身浴を取り、新鮮の消毒衣を着し、其手は嚴重の消毒を行ひ、然る後に検査に従事すべきものとす。凡て死體又は屍體の衣服に接觸するものも亦之れに準ず可きものとす。

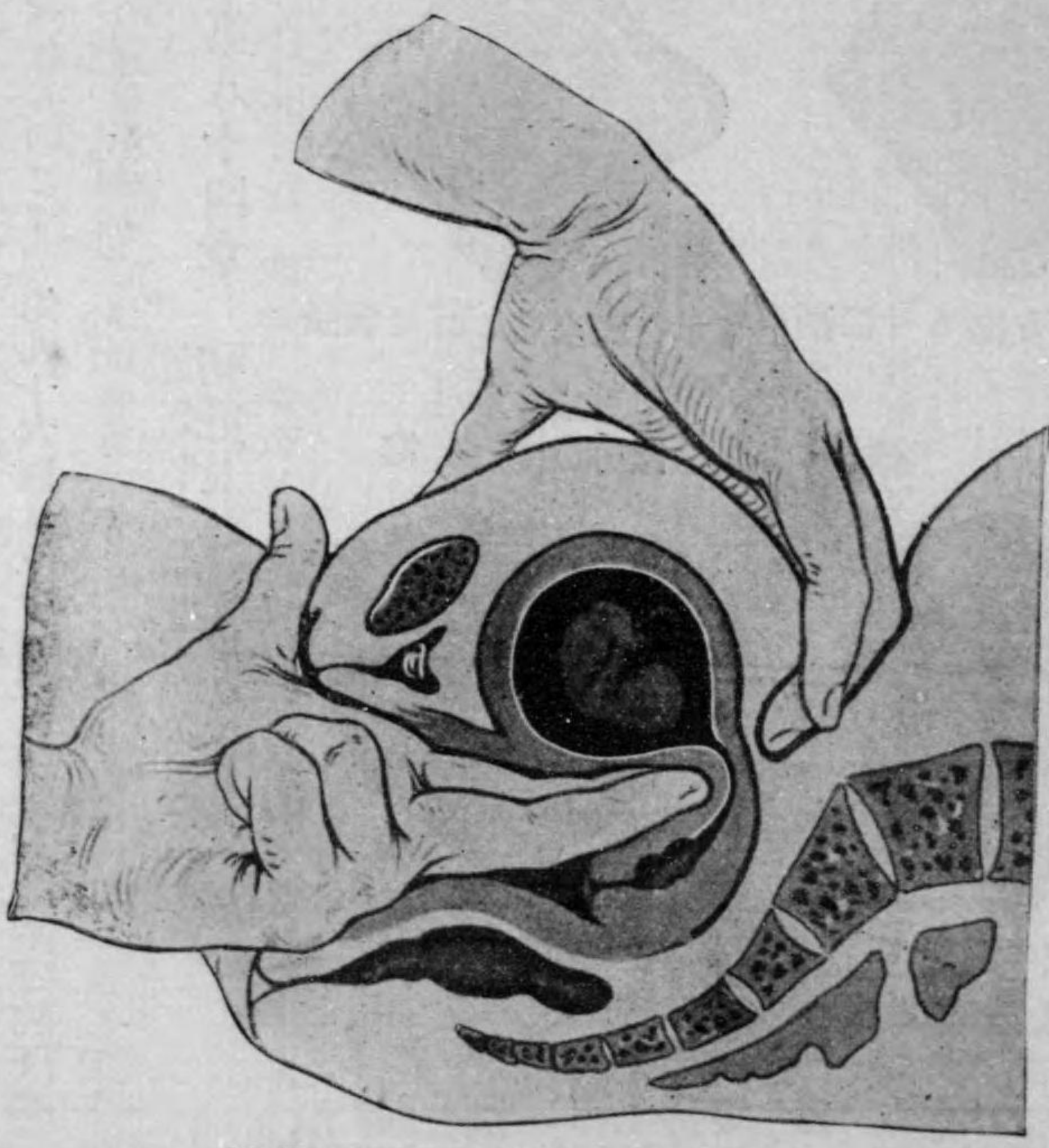
「三」産婆の自宅に、産褥熱、子宮炎、丹毒、實布の里の如き傳染性の患疾を發せば、全く産婦又は妊婦に接することを禁じ、其患者を離るゝの後に、全身浴及び嚴重の消毒法を行ひ、凡そ一週間を経過するに至る可し。

第八十三章 双合検査法

「第三百三十項」双合検査法

「第三百三十二項」双合検査法は内検査法に述ぶるが如く、手指を腔内に送り、同時に他手を腹上に貼し、子宮又は胎兒の體部を下方に壓し、内手をして容易に觸診せしむるの法なり。

第九十六圖 双合検査法の圖



妊婦子宮下部に其の柔軟さを認る検査法

此法によりて子宮の硬軟、胎兒體部の形狀及び移動性等を、明瞭に檢知することを得べし。妊娠の初期に於ては、只、此双合検査法によりてのみ子宮の状態を

第八十三章 双合検査法

二二一



第八十四章 初妊及び經産の診斷  
 檢知し得べきものとす。第九十六圖は双合検査により、妊娠子宮下部の甚だ柔軟となれる  
 を檢知するの狀を示せり。

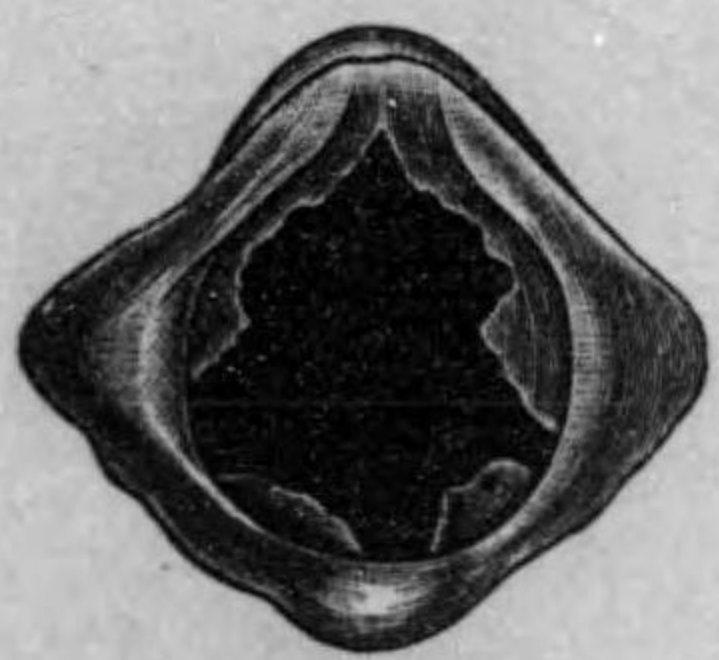
第八十四章 初妊及び經産の診斷

圖七十九第



す示を膜女處るぞせ裂斷

圖九十九第



膜女處の婦産經の回一

圖八十九第



す示を膜女處るせ裂斷

圖百第



膜女處の婦産多  
す成形を起隆狀嘴乳

「第三百三十二項」  
 初妊及び經産の區別は通常、問診によりて知ることを得べきも、結婚前の分娩等に屬するときは、妊娠之れを掩蔽することあり。此場合に在りては、外陰部、子宮口等の狀態を視て之を鑑別すべし。即ち次の如し。

初妊婦

- 1、處女膜根存す。
- 2、會陰に損傷なし。(但し、經産婦と雖も、會陰の完全に存することあり)。
- 3、腔腔狭く、腔襞の皺壁多し。
- 4、子宮口は稍圓形にして、腔部圓滑なり。妊娠の末期に至るも、子宮外口閉鎖す。
- 5、第十ヶ月に至れば、兒頭、骨盤入口内に固定す。
- 6、帶青赤色なる一種の妊娠線を現はす。

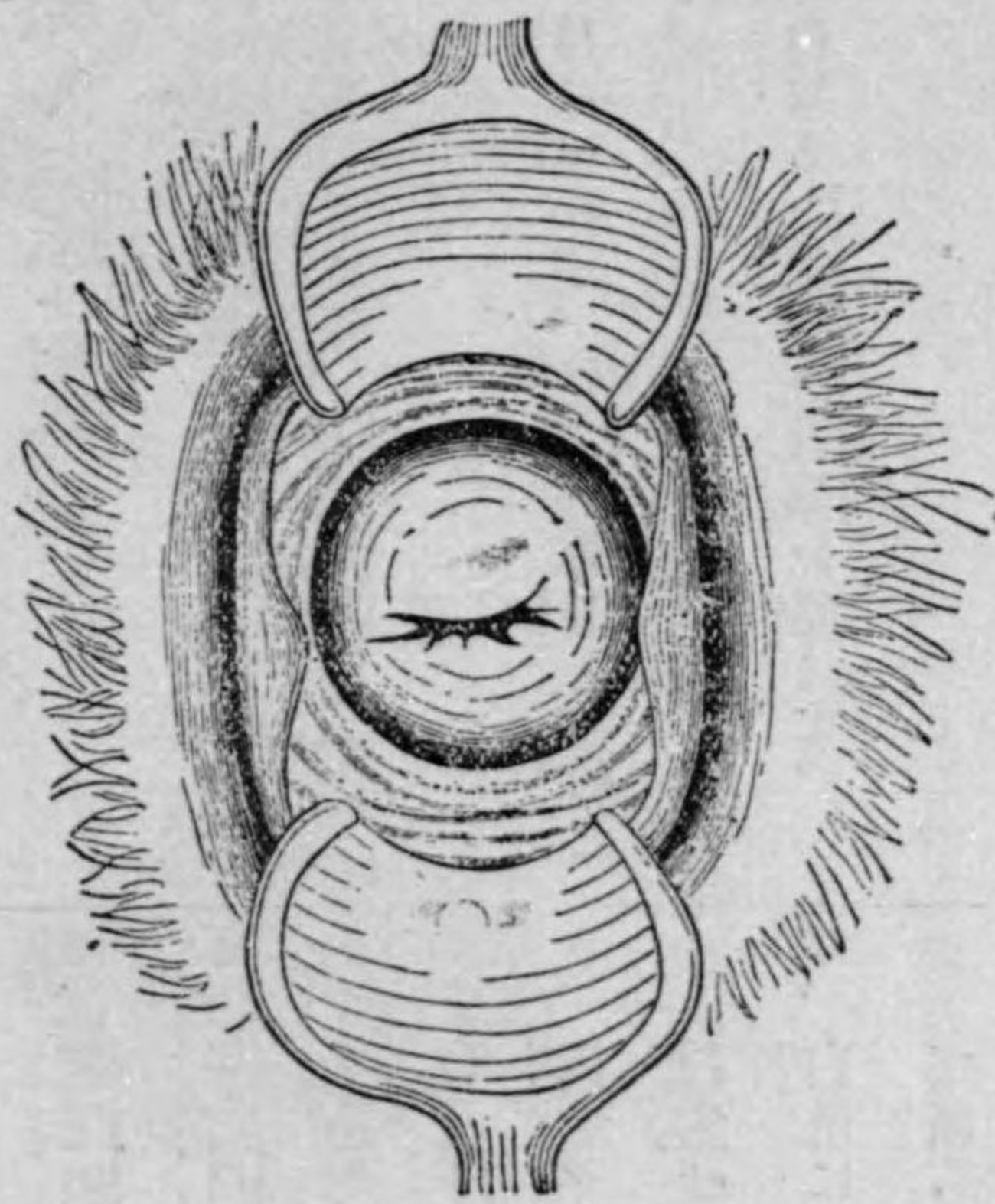
經産婦

- 1、處女膜根消失し、結節狀をなせる乳嘴狀隆起、數箇を現はす。
- 2、會陰破裂あらば經産婦なるを知るべし。(但し、經産婦と雖も、毫も會陰に損傷なきこと多く之れあり)。
- 3、腔壁の皺襞少く、腔腔潤し。
- 4、子宮口は横裂をなし、腔部は結節狀隆起を有せるを觸知す可し。妊娠の末期に至れば子宮外口内に指を通せしむ。
- 5、第十ヶ月に至るも、兒頭、骨盤入口内に固定せず。
- 6、白色にして舊き妊娠線と、帶青赤色にして新らしきものと、相混じて存す。



「第三百三十四項」胎位

圖一百第 圖の口宮子 婦妊初

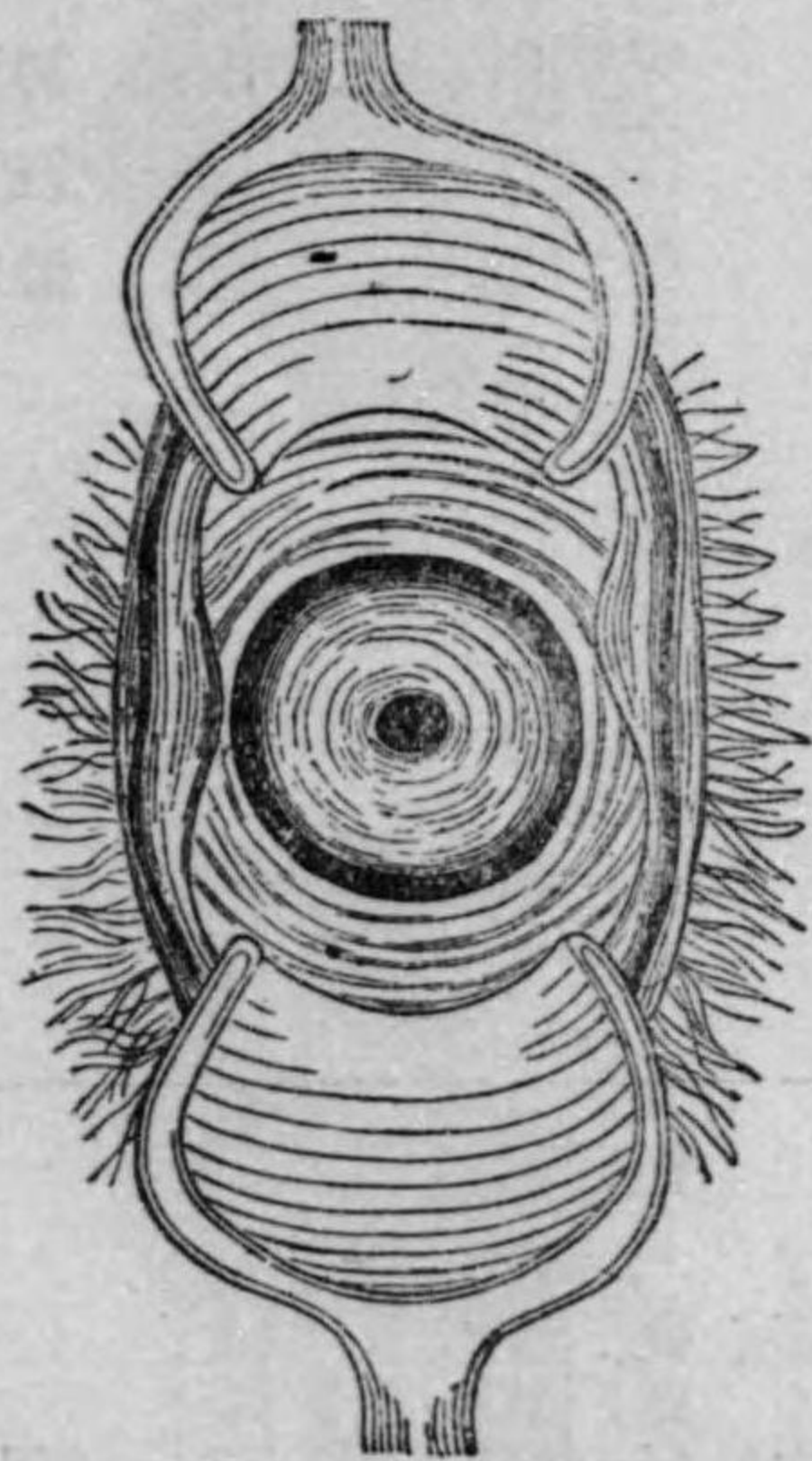


す示を部腔ての用を鏡宮子

「第八十五章」

胎兒の位置 生死 及び 兩性の検査

圖二百第 圖の口宮子 婦産經



す示を部腔ての用を鏡宮子

「第三百三十四項」胎位 胎兒、縦位を取るときは、其大體部、子宮底と恥骨縫際の上に存し横位なるときは、子宮底及び恥骨縫際上の兩部、空虚にして、大體部は左右兩側部に位し、又、頭位なるときは、小體部は子宮底の左、若くは右に現はる骨盤端位なる時は、

「第三百三十五項」胎兒生活せる時は

子宮底の側部に小體部を見ることなく、内診すれば、柔軟にして突起様をなせる臀部を觸知す可し。

「第三百三十五項」胎兒生活せる時は 第二十週(第五ヶ月後)に於ては胎動、心音を認識し得べきを以て之を確かむ可し。然れ共、生活せるも、胎動は毎回觸知し得べきものにあらず。且つ心音も亦、兒背の後方に向ふもの、胎盤の、子宮前壁に位するもの。羊水の多量なるもの、子宮雑音、腸内雑音等の甚だしきものにありては、之れを聴取し難きことあり。故に、一回の検査を以て、胎動心音を認むることなきも、直ちに生存せざるものと云ふこと能はず。

「第三百三十六項」胎兒若し果して死亡せるときは

「第三百三十六項」胎兒若し果して死亡せるときは 羊水の吸収せらるゝがために、子宮は漸次に變小し、柔軟となり、胎動は全く止み、腔内よりは多量の分泌物を排泄し妊婦は倦怠、消化不良、下腹寒冷、又は腹内に異物の存するが如きを覺え、數回注意して診察するも、心音、胎動を認むることなきものとす。

「第三百三十七項」男女兩性の診斷

「第三百三十七項」男女兩性の診斷 は毎回確實なること能はざるも、心動數、百四十以下なる時は男子となし、百四十以上なれば女兒となすときは、多くは適中す可し。其他、種々の説あれども、到底、應用し得可きものあるを見ず。



● 検温により胎児の生死を検するには、先づ腔内に驗温器を挿入し、其温度を検し、次に子宮頸管内に進め検温す可し。胎児生活せるときは、胎児の體温により、子宮内は、一―二分の高きを見るべし。胎児死亡せるものは、其温度、腔内と異なるをなし。

第八十六章 複性妊娠(複胎)

「第三百二十八項」複性妊娠(複胎)

「第三百二十八項」複性妊娠 には双胎(駢胎)、三胎(品胎)、四胎(腰胎)、五胎(周胎)の別あり。六胎も亦、一たび之れを検知せるものありと。双胎の數は、凡そ八十九回の分娩中に一回、(三胎は凡そ七千九百回、四胎は凡そ四五十萬回中に一回)ありと云ふ。

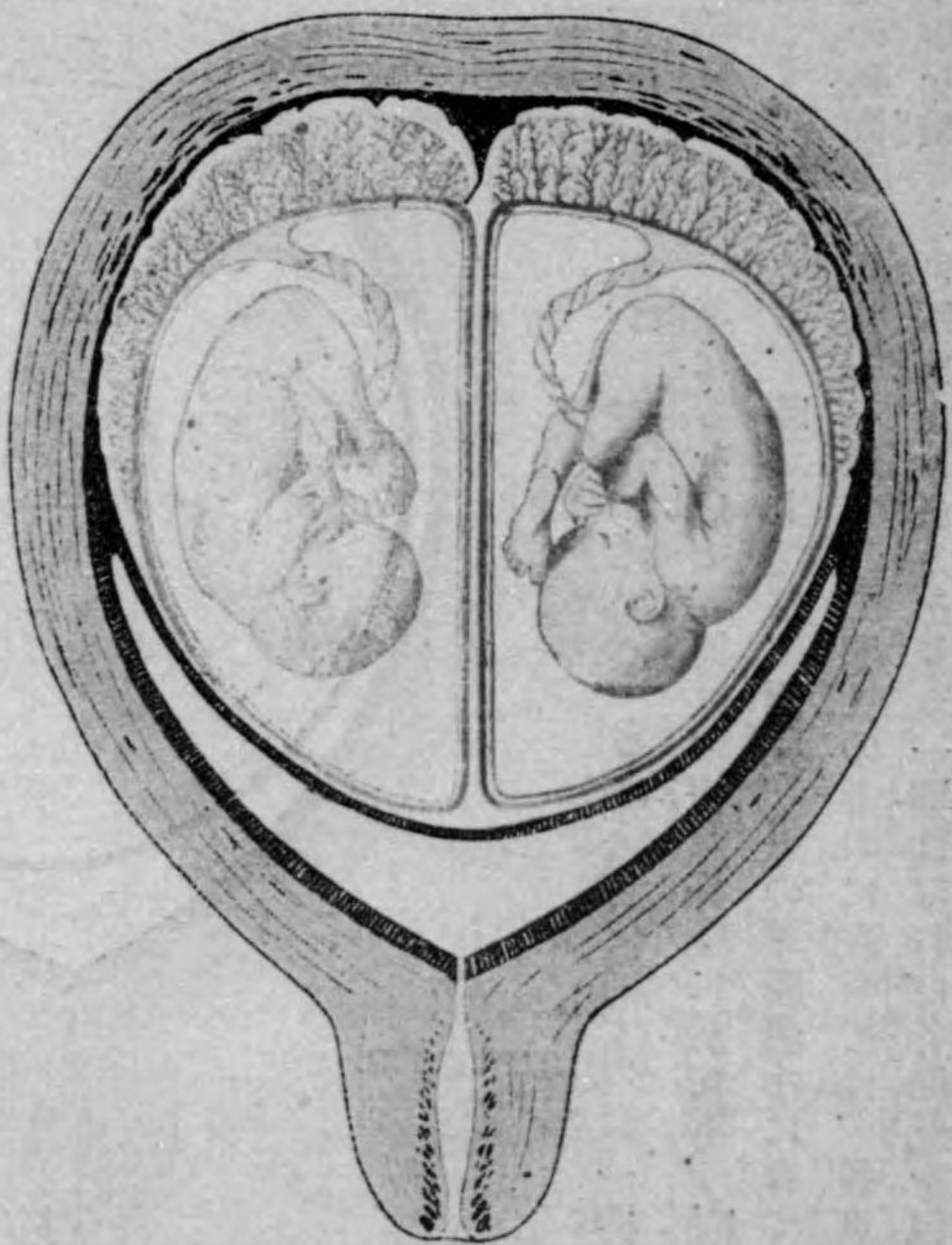
「第三百二十九項」複性妊娠、就中、双胎の原因

「第三百二十九項」複性妊娠、就中、双胎の原因 双胎は二個の卵、同時に受精するに因るものあり。一個の卵中に二個(若くは二個以上を有するものあり)の胚小胞あるに基くものあり。之れによりて、双胎を分ちて、一卵性及び二卵性の双胎となす。其の複性妊娠に於ても、一卵以上、數個の卵によりて生成せらるゝものとす。

「第三百四十項」双胎の受胎

「第三百四十項」双胎の受胎 は同時にあるべきか、又は時を異にして之れを養み得可きか、未だ確實ならず。双胎は、胎児に大小あり、分娩の時期に若干の時間あるを見るが故に、直ちに時を異にして受胎せるものとすは、妥當なるものにあらず。何となれば、一

第三百圖 二卵性双胎の圖

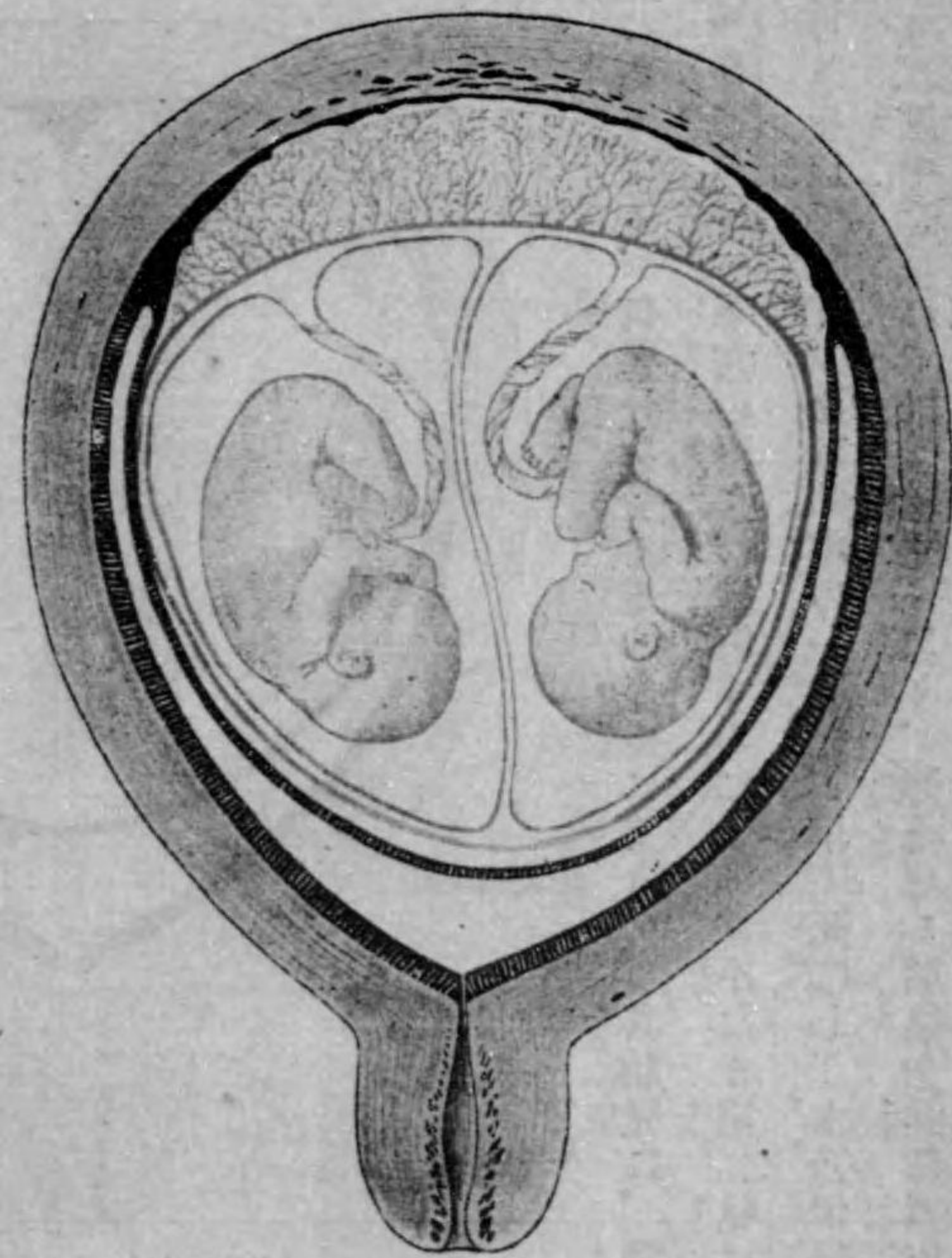


各別胎盤有羊膜絨毛 各重二の中隔を現す

卵性の双胎にありても、營養分を受くるの多少によりて、其胎児に、常に大小あるを見る可く、又、一兒分娩の後、子宮の緊張、緩解するにより、小なる第二兒は、尚ほ子宮内に存して發育し得可きを以てなり。● 双胎中の一胎兒、早く死亡し、木乃伊變性に陥り、乾枯し子宮内に止まり、壓平せられて紙狀胎兒となり、健全なる胎兒を共に産出せらるゝ事あり。



圖四百第 圖の胎双性卵一



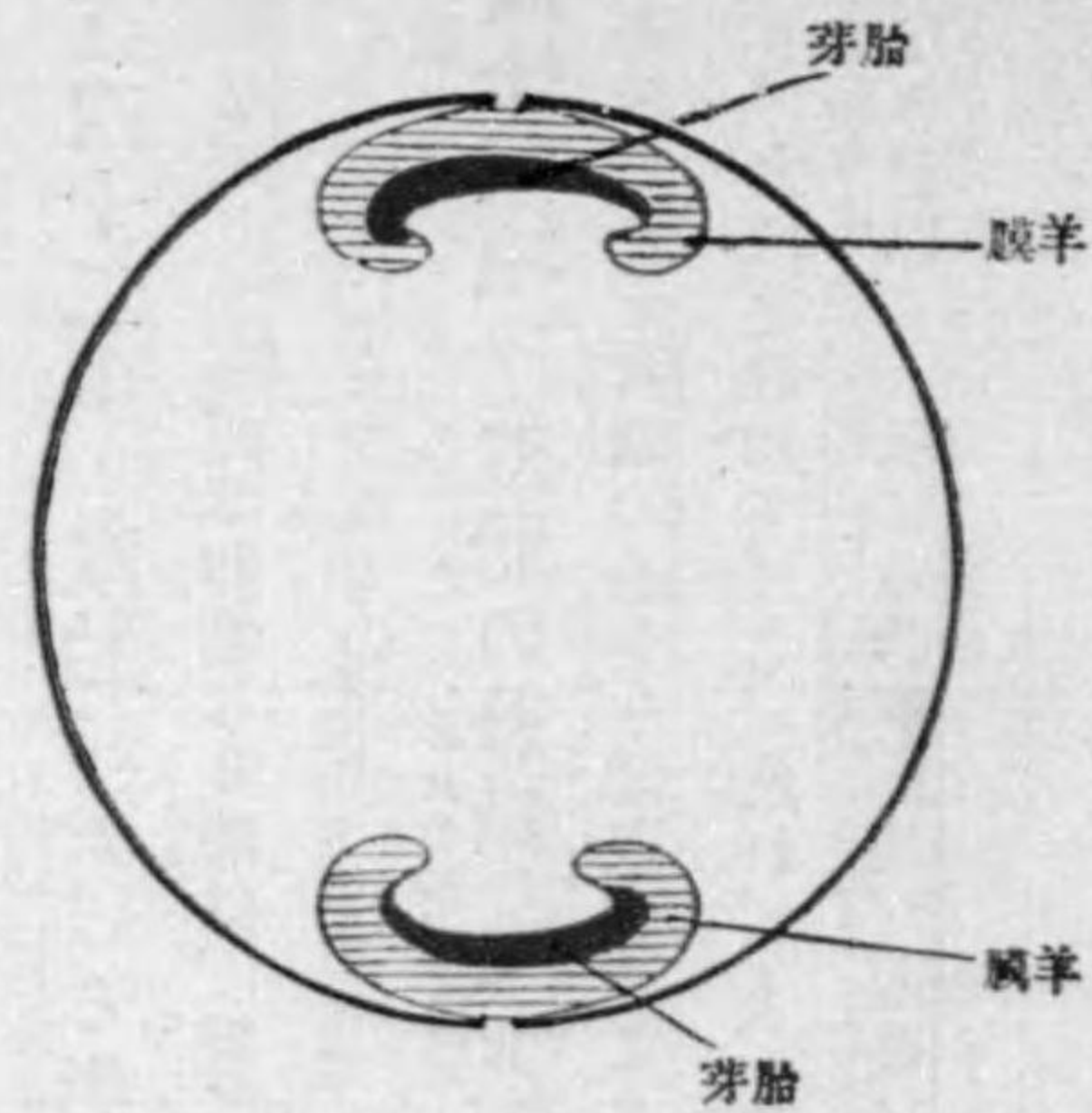
つ隔相て以なみの膜羊てし通共を盤胎

「第三百四十一項」  
於ける卵膜

「第三百四十一項」  
双胎に於ける卵膜の關係 (一卵性及び二卵性の双胎)  
羊膜は胎兒外皮の一系なるを以て、何れの複性妊娠に於ても、胎兒、各別の羊膜を有するを常とす。然れども、時としては、兩兒、一の羊膜囊中に存することあり。絨毛膜は各胎兒の外圍より生ずるを以て、二卵性のものに在りては、各別の絨毛膜を具ふべし。故に中隔を検するに四層より成るを見る一卵性なれば各胎兒を包める兩卵膜を包括

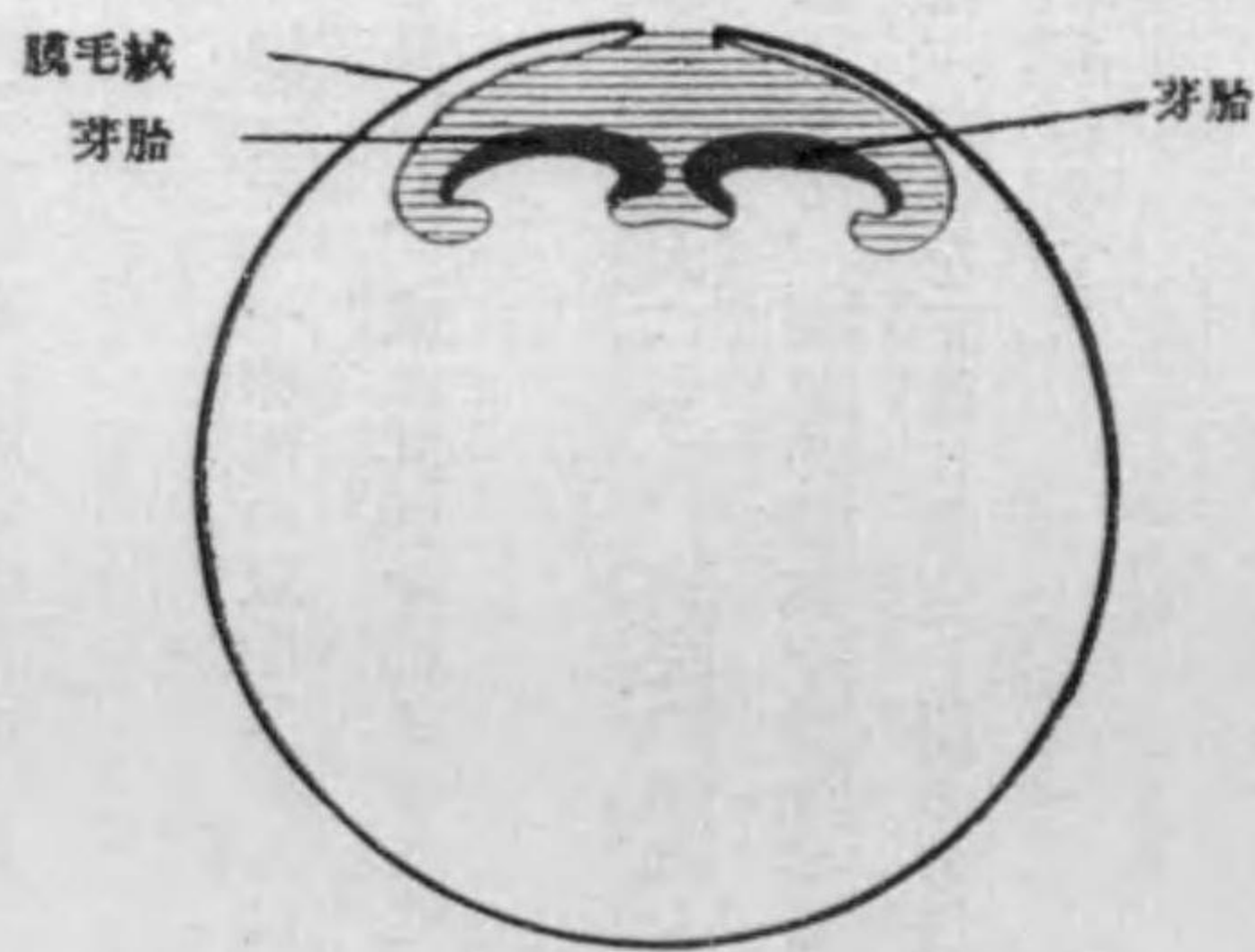
圖五百第

羊の別各、じ生を板胚の個二てりた隔相、中卵一 (すなを囊一に常は膜毛絨)。のもるす生を膜



圖六百第

羊一、し一合膜羊、じ生を板胚の個二てし接相 中卵一 (上同は膜毛絨)。す示をのも、る容を兒胎二に中囊膜



せる單一の絨毛膜を有するものなり。是れ受胎後、一の胚胞より兩個の胚阜(胚板)を生じ、以て一卵性双胎をなすに基づくものとす。翻轉脱落膜は、二卵性の双胎に於ても、單一なるを常とすれども、若し、各卵の附着部、遠隔なるときは、時として各別の翻轉脱落膜を生じ、成熟卵にありても、中隔をなして存することあり。眞脱落膜は、何れの



「第三百四十二項」  
於ける男女兩性の關係

「第三百四十三項」  
雙胎の診斷

場合にありても單一なるものとす。  
胎盤は二卵性雙胎なれば、各個各別なる者なれども、多くは互に癒合すべく、殊に一卵性の雙胎は通例、一胎盤をなし、血管は互に吻合交通を現はすものとす。是故に、分娩時に於て、第一兒の臍帶結紮を忽がせにする時は、第二兒をして血液を失はしむる事あり。臍帶は各別なるを常とすれども、時としては、胎盤に附着する部に於て兩者合一し、以て分岐するの状を呈することあり。

「第三百四十二項」 雙胎に於ける男女兩性の關係 一卵性の雙胎なる時は常に其性を同じくし、二卵性なる時は、時として其性を異にし、或は其性を同ふすることありて、一定ならざるものとす。

「第三百四十三項」 雙胎の診斷 雙胎は、妊婦の腹部異常大にして、兩兒の體部を明瞭に觸知すること、兩兒の心音を聴取すること、内検査によりて、兩兒の體部を診知すること等により、之れを診知す可し。然れども、此等の事項は、之れを正確に診定し得るの機會、甚だ少なきを以て、雙胎の診斷は甚だ困難なること最も多しとす。

●腹部、異常大にして 月數に適應せず、且つ子宮の中部に凹溝を呈し、兩個の胎兒を有するが如きも、

未だ雙胎の確微かならずと能はず。何となれば、羊膜水腫、若しくは過大なる胎兒に於ても、此の如きことあるべければなり。

兩兒の體部を明瞭に觸知するは 羊水、過多ならず、腹壁、厚きに失せざる際に於て之れあり。殊に兩兒並列し、反對せる部分に兩兒頭を觸る、の際を以て明瞭なりとす。若し、兩兒、前後に重積するときは、到底、之れを診知すること能はず。

兩個の心音を聴取するは 遠隔せる兩部に心音を聴き、其中間には、全く心音を聴取す可からざるの一部分を存する場合を云ふ。而して、各心音、其數に相違あるときは、兩人を以て、同時に聴取すれば、之れを證明することを得べし。但し、羊水多量なるか、一兒背、後方に向ふか、又は胎盤を以て掩はる、か、若しくは、一兒、死胎兒なるときは、兩兒の心音を聴取す可からず。

内診によりて雙胎を檢知すべきは 分娩中にありとす。即ち、腹部に於て心音を聴取す可きの際、内診により、軟化せる胎兒の先進せるを知るか、若しくは臍帶脱の搏動なきものを觸る、か、又は同名の手、若しくは足、二個を觸知するか、或は兩個の兒頭を診定するにありとす。

一兒、既に分娩せるものによりては 子宮、尙ほ異常大なるを、内診上、更に一兒の存するによりて診知すべし。

「第三百四十四項」  
四胎若しくは四胎の診斷

「第三百四十四項」 三胎若しくは四胎の診斷 此等の診斷は、分娩前に於て之れを營み能はざるを以て常とす。

複胎に於ける心音聴診の注意 單胎に於ても、兒背、後方に向ふものは時としては、子宮の兩側に、各



別に心音を聴くことあり。又、兩心音の差、四・五搏の小數なる時は、確實ならざるものとす。是れ、胎兒は刻々に心音の搏動數を變化するによる。

過妊(過妊娠)及び過胎(過懷胎) 過妊とは同經期の複妊娠にして、第一回の交接により、既に妊娠せるの際、同月經期中、更に交接を營み、妊娠するもの云ふ。此の事實は、動物に於て屢々實驗するを得可し假使へば、二匹の牡犬により、同期に各犬に屬する狗子を産出し得るが如し。此の如きものは、婦人の双胎に於ても亦、此事實ある可きを想像せしむ。但し、黒人の男と白人の女の結婚に際し、黑白二兒の双胎を産する事あるも、未だ之れを黒人の男子と、白人の男子との産兒なりと云ふ可からず。何となれば、白色の小兒は母の遺傳を以て産するを得るによる。若し白人にして、他の相異なる二人種の双胎兒を各別に擧ぐるとあらば始めて過妊娠なりと云ふを得るものとす。

過胎 は既に胎兒を形生せるの後、月經期を異にして、更に胎兒を得るを云ふ。此事實は、恐らくは之れ有ることなる可し。何となれば、既に子宮内に胎兒を懷胎すれば、通例排卵機は停止す可ければなり。第四ヶ月以後に至りては、絶対に過懷胎を營むことなし。是れ、眞脱落膜と臍帶脱落膜の間隙は全く閉鎖し、精蟲を進入せしむることなきによる。但し、複胎の胎兒に發育の遲速大小あるも、之れを過胎なりと云ふこと能はず。何となれば、通常の複性妊娠に於ても、胎盤及び營養の關係によりて、各胎兒の發育に差異を生ず可きによる。

複胎分娩の推算式 或は曰く、双胎は、約八十回の分娩中に一回ありて、三胎は、八十回の自乘數、即ち六千四百回、四胎は、八十回の三乘數、即ち五十一萬二千回、五胎は、八十回の四乘、即ち四千〇九十六萬回中に一回宛ある可しと。其數は、殆んど實際の調査數に適合せるものなり。

五胎の分娩 明治三十四年、福島縣、伊達郡、農婦、妊娠八ヶ月にて、三男二女の五胎を分娩す。標本は東京醫科大學に貯藏す。

六胎分娩 千八百八十八年に、六胎を分娩せるものあり。即ち妊娠四ヶ月にして、四男二女を分娩し、全重量は千百三十五ありしと。(アールフェルド氏)

### 第八十七章 妊婦の攝生法

「第三百四十五項」妊婦の攝生法

「第三百四十五項」 妊婦の攝生法 につき注意す可き事項は、飲食物、業務、起臥、運動、精神上の感動、衣服、身體の清潔法、乳房及び陰部の處置、妊娠性症狀の取扱法等となす。

「第三百四十六項」飲食物

「第三百四十六項」 飲食物 は平生の習慣に従ひ、從來、飲食せるものは、適度に之れを用ゆるときは、敢て害あることなし。但し必ず常度を誤まるることなからしめ、過熱の飲食品、強烈の香料は之れを誡めんことを要す。又、妊娠の末期に至らば、一回の食量を少なからしめ、數回食に就かしむるを以て佳となすことあり。殊に晚餐を然りとす。妊娠性嗜好品は、其害あるものに限り之れを禁止す可し。

「第三百四十七項」業務

「第三百四十七項」 業務 も亦、從來の習慣に隨ひ、平時の如く之れを營ましむ可し。唯必ず過劇なるを避く可し。勞力の如きも、平常慣れたるものは、敢て之れを廢するを要せず、却つて體力を強壯ならしめ、分娩、産褥を佳良ならしむるの益あり。然れども、亦、



「第三百四十八項」運動

必ず慎重にして、粗暴なることある可からず。否らざれば、爲めに出血、流産等を惹き起すに至る可し。特に、最初四ヶ月間は最も流産し易きが故に、大に注意せんことを要す。  
「第三百四十八項」運動 是靜居せる妊婦に在りては、必ず特に之れを營ましむ可し、自體及び胎兒に益あり。但し、舞踏、飛躍、不平坦なる道路の車行、長途の鐵道旅行等は之れを戒めんことを要す。然らざれば、過劇なる業務と異なることなく、危害を生ずるに至るべし、乗船は、船暈を發し、甚だしき嘔吐を催すべきものは、流産又は早産を發するの恐れあるが故に、之れを戒めんことを要す。

「第三百四十九項」起臥

「第三百四十九項」起臥 是可及的、規律を正しくし、遅く寝ね、睡眠不足なるが如きことある可からず。而して起臥の間、常に心意を平靜ならしめんことを要す。

「第三百五十項」精神上の感動

「第三百五十項」精神上の感動 即ち恐怖、驚愕、悲哀、憤怒、嫌惡、劇度の喜悅等は、可及的之れを避けんことを務む可し。故に感動す可き演劇、小説、談話等を見聞することを戒めざる可からず。殊に、難産、病床等に侍することを禁するを要す。多くの妊婦は、妊娠の末期に至れば、甚だ悲哀に沈み易く、且つ分娩の難きを恐るゝが如きことあるものなるが故に、産婆は己れの態度を平靜にし、温言を以て之れを慰諭す可し。

「第三百五十一項」衣服

「第三百五十一項」衣服 是甚だしく身體を緊縛するものを用ゆ可からず。腹帯は、

「第三百五十二項」身體の清潔法

妊娠の後半期に於て、適度に之れを用ゆるを良とす。是れ、腹壁の甚だしき弛緩を防ぎ、胎兒の變位を豫防し、兼ねて妊婦の運動を容易ならしむるの益あり。

陰部

「第三百五十三項」腔内の洗滌

「第三百五十二項」身體の清潔法 是殊に注意し、毎日一回、適宜に温浴に入らしむるを良とす。而して其温度は、凡そ攝氏三十八度（華氏凡そ百度）なる可し。但し、日本人は、一般に高温度の浴湯に習慣せるが故に、凡そ四十二度に至るまで其温度を高むるを得べきも、長時間、高温度の浴に入るときは、子宮の收縮を喚起するの害あるにより、注意せんことを要す。虚弱なる妊婦にありては、浴後、一時間、安靜ならしむるを佳とす。坐浴、脚浴、冷水浴、又は頻回の温浴は、妊婦をして之れを取らしむ可からず。否らざれば流産、又は早産を致す可し。  
陰部は 分泌増多するが故に、温湯を以て、一日數回、外陰部を洗滌す可し。外陰部、若し多量の分泌を現はす時は、冷水を用ひて洗滌すれば効あり。  
「第三百五十三項」腔内の洗滌 腔内も亦、過多の帶下あるときは、イルリガートルを用ひ、一%微温リゾール水を以て洗滌せしむるを良とす。但し、高度の温熱を避け、高壓を用ゆることなく、（イルリガートルを凡そ二尺の高さに懸く）且つ腔内尿管を送入すること深きに失せざるを要す。



「第三百五十四項」交接

第八十七章 妊婦の攝生法  
二二六  
「第三百五十四項」交接 は稀れに且つ温和に之れを營ましむ可し。殊に、第八週乃至第十六週の間は注意せしめん事を要す。否らざれば、流産を致すことあり。又、流産の癖ある婦人に在りては、最も交接を慎重ならしむ可きものとす。●妊娠末期にありては、細菌を腔内に導く危険あるにより、特に有害なりとす。

「第三百五十五項」乳房

「第三百五十五項」乳房 は温暖に保ち、衣服の壓迫を避けしめ、乳頭は毎日二三回、冷水を以て洗ひ、指を用ひ、注意して屢之れを牽引し、且つ時々、酒精を塗布す可し。斯の如くするとき、乳頭の形状を佳良にし、其皮膚を強固ならしむるの効あり。

「第三百五十六項」妊娠性  
六項「妊娠性  
六項」中

「第三百五十六項」妊娠性症状の中 便秘あらば、務めて室外の運動を營ましめ、熟したる菓物、又は煮たる菓物を食せしめ、寢時及び早朝、其他、一日數回、時間を定めて清水若しくは温湯を飲用せしむるを要す。此の如くするも、尙ほ便通不良なるときは、日々、石礫水の灌腸を行ひ、又は醫師の診察を請ひ、緩和なる下劑を服せしむ可し。

嘔吐

嘔吐 あるものには、消化し易き食物を少量に與へ、數回、食に就かしむるを以て可となすことあり。早朝の嘔吐には、牛乳等の滋養物を、蓐中に飲用せしめ、一時間を経て起床せしむるを良とす。此他、總ての妊娠性疾患は醫療に就かしむるを要す。

### 第三編 正規分娩及び其取扱法

#### 第八十八章 誘導編

「第三百五十七項」此三篇に於ては

「第三百五十七項」此三篇に於ては 分娩とは如何なるものなるやを説き、正規の分娩に就きて其状況を論じ、次に分娩を處置するには如何の方法と何等の必要あるかを述べ、終りに、分娩中に於ける胎兒生死の徴候、其他を説かんと欲す。

#### 第八十九章 分娩及び其區別

「第三百五十八項」分娩

「第三百五十八項」分娩 とは胎兒、其附屬物と共に、産出力によりて母體を離るるを云ふ。

「第三百五十九項」分娩の區別

「第三百五十九項」分娩の區別 分娩に正規分娩と異常分娩との二種あり。正規分娩とは、人工の助けを要せずして平易に産出するを云ひ、異常分娩とは、母體又は兒體に危険を生ずるの恐れあるか、又は到底、危険を免かるゝこと能はずして、人工の助けを要するものを云ふ。或は又正規分娩を自然分娩と稱し、異常分娩にして人工を要するものを人工分娩



と唱ふ。或は胎兒の數に關し、單胎分娩、複胎分娩の稱あり。  
 又、分娩の時期に關し、定期産、流産、早産、遲産の別あり。定期産とは四十週を経て産出するもの、流産とは二十八週以前に産出して、小兒の生活し得ざるもの、早産とは二十八週以後、三十八週迄の分娩にして、小兒は生活を營み得べきもの、遲産とは四十二週以上を経て産出するものを云ふ。

●遲産を四十週以後 さなすは普通に唱ふる所なれども、四十週以後、五六日にして分娩するが如きは、通常、甚だ多く見る所なり。而して之れを遲産と稱するは妥當ならず。四十週後、凡そ一週間は當然、定期産に算入せざる可からず。故に實際上、四十二週以後を以て遲産とす可し。

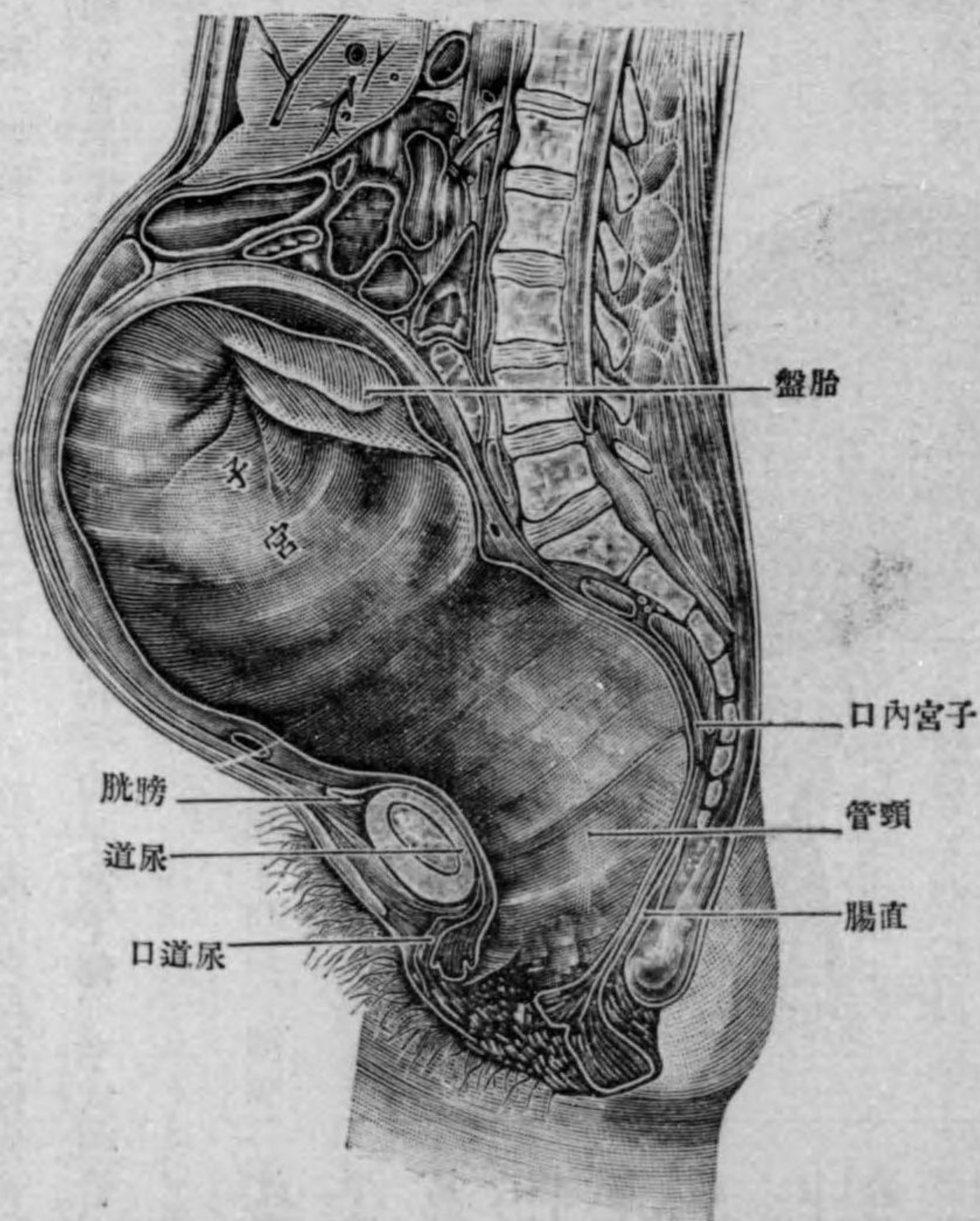
「第三百六十項」分娩の時期に於ける胎兒の區別

「第三百六十項」正規に營まる

「第三百六十項」分娩の時期に於ける胎兒の區別 流産に屬する胎兒を不熟胎兒、早産には早熟胎兒(未成熟胎兒)、定期産には成熟胎兒、遲産には過熟胎兒と稱す。●既に産出せるものを初生兒(新生兒)と云ひ、二週間以後を乳兒、又は嬰兒と名く。  
 「第三百六十一項」分娩の正規に營まるは、産道、産出力、胎兒位置及び胎兒附屬物の四者、共に正規なるによる、若し此四者、不正規なるときは異常の分娩を致す可し。次章に於ては、順次に此等の事項を説明せんと欲す。

第九十章 産道

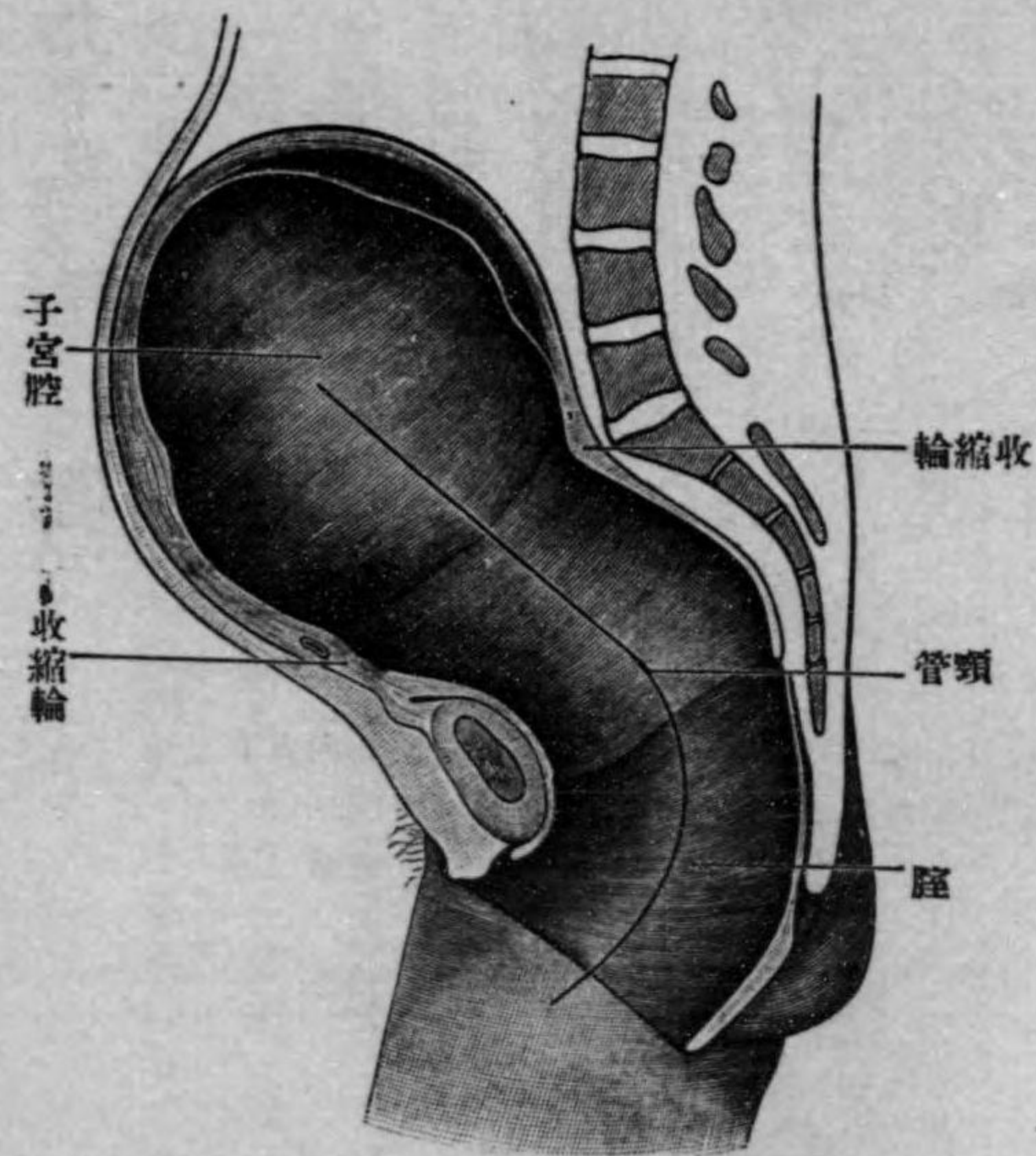
第七百七圖 軟産道縦斷の圖





「第三百六十二項」産道 は之れを分ちて骨部産道及び軟部産道の二となす、骨部産道は即ち骨盤を云ふ。而して小兒を通ずるの管なるが故に或は之れを骨盤管(骨盤溝)と稱す。軟部産道は即ち骨部産道の内部に位するものにして、子宮下部、子宮頸管、子宮口、腔、及び外陰部是なり。

第 百 八 圖  
子宮下部 子宮頸管 子宮口  
腔と一管をなせるを示す圖



此等の軟部産道は平時、其開大甚だ容易ならざれども、妊娠中には血行旺盛となり、組織は充血弛緩し、分娩期に達すれば甚だ鬆疎となり容易に延長開大するに至るものなり。

「第三百六十三項」軟部産道の

方向 分娩の際には、會陰の、前下方(起立の位置に就きて之れを云ふ)に延張するが爲めに、軟部産道の下端は全く前方に向ひ、其方向は骨盤誘導線の方向に従ひ、前上方に赴くものとす、此故に分娩の際、之れを處置するには、常に胎兒を此方向に導くを要す。然らざれば娩出せしむること難く、且つ會陰を破裂せしむるに至るものなり。

第九十一章 産出力

「第三百六十四項」産出力 は更に之れを分ちて三となす。「甲」子宮の收縮力即ち陣痛「乙」腹壓「丙」腔壁の收縮力はなり。

「第三百六十五項」甲陣痛 は疼痛を伴へる子宮の收縮にして、産出力中、其最も主要なるものにして、初め薦骨部に始まり、下腹及び股部に波及し甚しきは上腿より下腿に至るまで放散す可し。而して陣痛發するの際、手を腹上に貼すれば、明かに子宮の收縮し硬固となれるを觸知す可し。此陣痛は固より隨意に生ぜしめ、若くは停止せしむ可きものにあらざれども、精神の感動により、時としては其強さを變せしむることあり。又、陣痛は温熱、摩擦等の刺激を子宮に施し、若くは醫藥を用ゆるときは、之れを催起せしむるを得るものとす。陣痛の三期及び休憩時 陣痛に三期あり。進行期、極期及び退行期と云ふ。進行期と



は子宮の收縮。漸次に増進するの期にして、極期とは其收縮、極度に達し、少時稽留するの期を云ひ、退行期とは爾後、子宮の收縮、再び弛緩するの時期是れなり。此三期を合すれば、一陣痛の長さは六十秒より百秒に至る。一陣痛経過すれば、暫時間、休止す。之れを陣痛休憩時或は陣痛間時と稱す。

「第三百六十六項」陣痛の種類名稱

「第三百六十六項」陣痛の種類、名稱 既に妊娠末月に至る時は、屢々子宮の收縮を發し、強度なるに至れば疼痛を感ず。即ち陣痛なり。之を前陣痛と云ふ。但し、之によりて分娩を發するものにあらず。分娩期に至り、開口期に於ては前驅陣痛、(又は準備陣痛)開口期陣痛あり。産出期には産出期陣痛、又は震戦陣痛を現はし、後産期の陣痛は之れを後産期陣痛と稱し、分娩後、産褥の初期に發するものを後陣痛と稱す。

陣痛と誤り易き疼痛

陣痛と誤り易き疼痛 胃痛は又胃痙攣と云ふ。心下に發し、多くは強壓によりて鎮靖す。俗に癢と唱ふ。疝痛は腸の疼痛なり。臍部の周圍に現はる。此等の疼痛は、兼ねて子宮の收縮によりて陣痛を現はし、疼痛止めば、陣痛も亦静しする事、屢々之れあり。

「第三百六十七項」分娩痛

「第三百六十七項」分娩痛 とは陣痛と、胎兒の、産道を擴張し通過するの際に發する疼痛とを併せて名けたるものなり。此故に分娩痛は、兒頭の、外陰部を出づるの際に當り最も強劇なるものなり。分娩痛は陣痛と同一視す可からず。

「第三百六十八項」乙「腹壓」

「第三百六十八項」乙「腹壓」 とは呼吸を停止し、手足を固定し、腹壁及び横隔膜を收縮せしめ、腹腔を狭小にし、以て腹腔の内容物を下方に壓出するの作用にして、分娩の際、産出期に於ては甚だ緊要なるものなり。此腹壓は固と隨意に營むことを得べきものなれども、小兒の將に産出せんとする際は、不随意に、反射作用を以て發起し、自ら制すること能はざるものなり。

「第三百六十九項」丙「膈壁の收縮」

「第三百六十九項」丙「膈壁の收縮」 は胎兒、又は後産の大部、既に産出せるの際、其餘の一部を壓出せんとするの作用をなすものなり。是れ敢て緊要なるものにあらず。

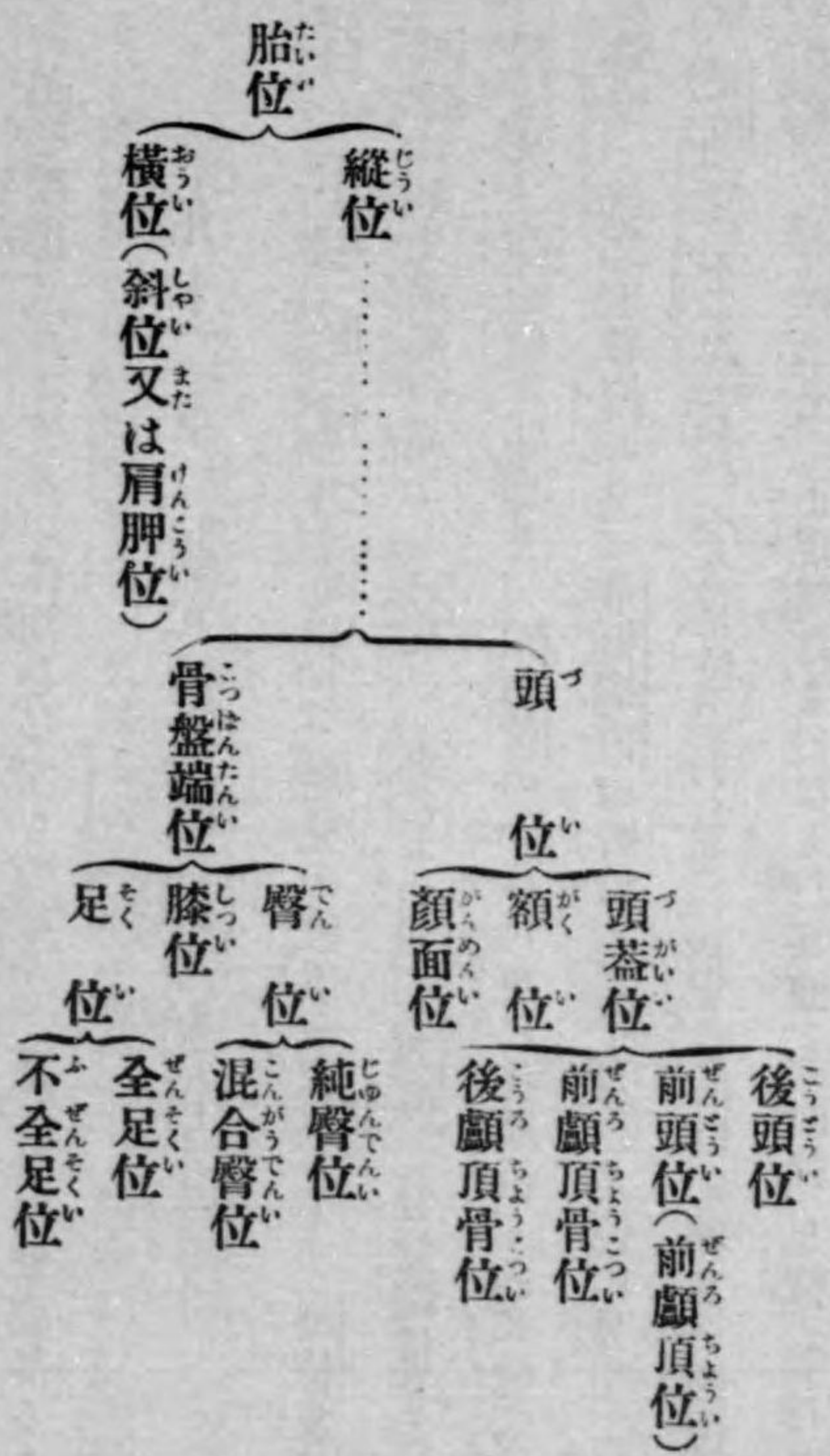
第九十二章 胎兒の位置 即ち胎位

「第三百七十項」胎位の區別

「第三百七十項」胎位の區別 胎兒の位置を大別して、縦位及び横位の二となす。而して縦位は其先進部の異なるに従ひ、更に小別して頭位と骨盤端位とに別ち、頭位は又頭蓋位、額位及び顔面位に區別し、頭蓋位の中には更に後頭位、前頭位(又は前顛頂位と云ふ)前顛頂骨位、後顛頂骨位あり。骨盤端位は臀位、膝位及び足位に分ち、臀位には純臀位、混合臀位、足位には全足位及び不全足位の別あり。此各胎位に就き、頭位中の一種なる後頭位は最も多數にして且つ全く正規なるものなり。其他、顔面位、足位等は既に不正規に屬し、横



胎位の表



位に至りては全く病理的なるものとす。以上の胎位を表示すれば即ち上の如し。

「第三百七十  
一項」各胎位  
の利害

「第三百七十一項」各胎位の利害 胎兒は縦位によりてのみ産出し得るを常とす。横位なるときは通例、産出すること能はず、且つ之れを放置して速かに治方を施すことなければ、小兒は固より論なく、母體も亦生命を失ふに至る。●縦位中、最も安易にして且つ正規なるは後頭位にして前頭位、之れに次ぎ、顔面位は分娩頗る難く、額位、前・後頭頂骨位等に至りては最も困難、且つ危険なるものとす。骨盤端位は母體に於ては敢て甚だ不良ならざ

「第三百七十  
二項」各胎位  
の數

れども、小兒には頗る不利なり。就中、臀位は最も佳良にして、足位、膝位は共に之れに次ぐ。足位の中、不全足位(一足のみ先進せるもの)は全足位(兩足先進せるもの)よりも佳良なり。其他、此等の詳細なる説明は、各胎位の條下に之れを論ず可し。

「第三百七十二項」各胎位の數 今、各位置の數を擧ぐれば、大略次の如し。

頭蓋位	凡そ	九五・〇%
顔面位	凡そ	〇・五%
骨盤端位	凡そ	三・一%
横位	凡そ	〇・六%

「第三百七十  
三項」各胎位  
の區別

「第三百七十三項」各胎位の區別 各位置は、其兒背の向ふ所により、概して四種の別あり。今、頭蓋位に就きて之れを數ふれば次の如し。但し、其餘の胎位も亦、大略之れに準ず可し。

- 第一頭蓋位 兒背、母體の左前方に向ふもの。(第一後頭位)
- 第二頭蓋位 兒背、母體の右前方に向ふもの。(第二後頭位)
- 第三頭蓋位 兒背、母體の右後方に向ふもの。(第一前頭位)
- 第四頭蓋位 兒背、母體の左後方に向ふもの。(第二前頭位)



或は、以上、第一頭蓋位を頭蓋位の第一胎向第一分類となし、第二頭蓋位を頭蓋位の第二胎向第一分類と解し、第三頭蓋位を同く第二胎向第二分類と名け、第四頭蓋位を同く第一胎向第二分類と唱ふるものあり。

### 第九十三章 頭蓋位、正規分娩の状況

「第三百七十四項」分娩の経過

「第三百七十四項」分娩の経過 分娩の経過を分ちて次の三期とす。

第一期、開口期 は子宮口、全く開大し、胎兒を通過せしめ得るに至るの時期にして、此期の終末には胎水漏泄するを常とす。

第二期、産出期 は子宮口、全く開大し、胎水漏泄するの後も、兒體の全く産出するに至るの時期を云ふ。

第三期、後産期 は即ち胎兒娩出後より、後産の全く排出し終るの時期を云ふ。

此三期は各分娩に普通なるものなるにより、頭蓋位に於ける経過を知了すれば、他は自ら之れを了解するを得べし。次の三章に於て頭蓋位分娩の経過を詳説せんと欲す。

### 第九十四章 第一期開口期

「第三百七十五項」開口期中の緊要なる箇條

「第三百七十五項」開口期中の緊要なる箇條 を挙げ示せば次の如し。此箇條を記憶すれば開口期の順序は自ら瞭然たるものとす。即ち

- 「一」前驅期。
- 「二」陣痛漸次に増劇す。
- 「三」胎胞の形成。
- 「四」子宮口、全く開大す。
- 「五」分泌物中、血液混入す。
- 「六」胎胞緊張。
- 「七」胎胞破開し、前胎水流出すること是れなり。

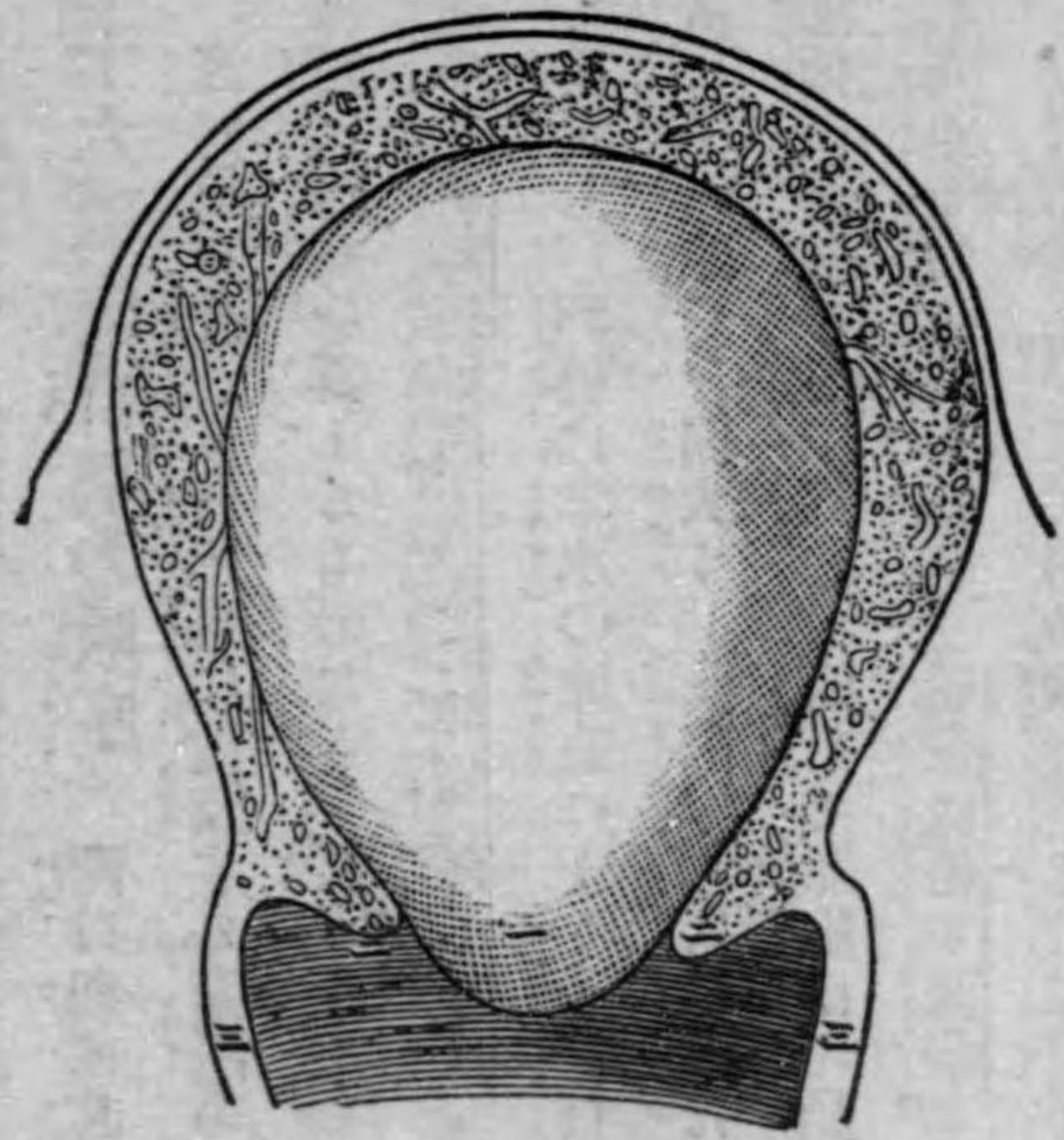
「第三百七十六項」開口期の順序

「第三百七十六項」開口期の順序 開口期は其最初、即ち前驅期に於ては屢々子宮の收縮を發し、産婦は薦骨より外陰部に波及する緊迫の感覺と、下腹の緊張とを感じ、知覺過敏なる婦人は既に疼痛を訴ふるものなり。又、此際二便頻數を感じ、腔内の分泌増多す可し。此間の陣痛を前陣痛と名く。次に陣痛漸く其度を増し、初めは凡そ十五分、後には凡そ五分時にして反復し、卵膜は羊水の壓迫により子宮口より膨出し、所謂胎胞(卵胞)を形成し、以て漸次に子宮頸管を開大す。此際、子宮口甚だしく緊張し、遂に小裂傷を生じ、爲めに腔内の分泌物に血液を混す可し。而して胎胞は、始め陣痛間時には弛緩すと雖も、子宮口の開くこと七乃至十仙迷に至れば、胎胞は絶えず緊張し、遂に破裂し、以て羊水を泄す。之れを破水と稱し、此羊水を前羊水(前胎水)と云ふ。其量は甚だ不定なれども、大凡そ廿乃至卅瓦



「第三百七十七項」羊水漏泄の遲速及び其害

第九百圖 胎胞を成形し子宮口を開かむる圖



- 一、胎胞
- 二、子宮口
- 三、三、腔壁

二四八  
なり。子宮口 全く開  
大するときは十仙迷  
の大きさを有し、腔と  
一管をなす。

「第三百七十七  
項」羊水漏泄の  
遲速及び其害  
羊水は子宮口の全く  
開大するに先ちて漏  
泄するを多しとす。

而して子宮口 尙ほ小なるに際し、既に漏泄するを早期の羊水漏泄と云ふ。若し羊水の漏泄すること甚だ早きときは、子宮口の開くこと徐々にして、陣痛は強しと雖も、分娩は頗る遅延するものなり。之れに反し、胎胞の破裂すること遅く、甚だしきは胎兒 尙ほ卵膜の中に在りて産出せらるることあり(囊兒)。此の如く、卵膜の破るること遅きときは、亦分娩時間を費やすが故に、人工を以て之れを破開するを要す。

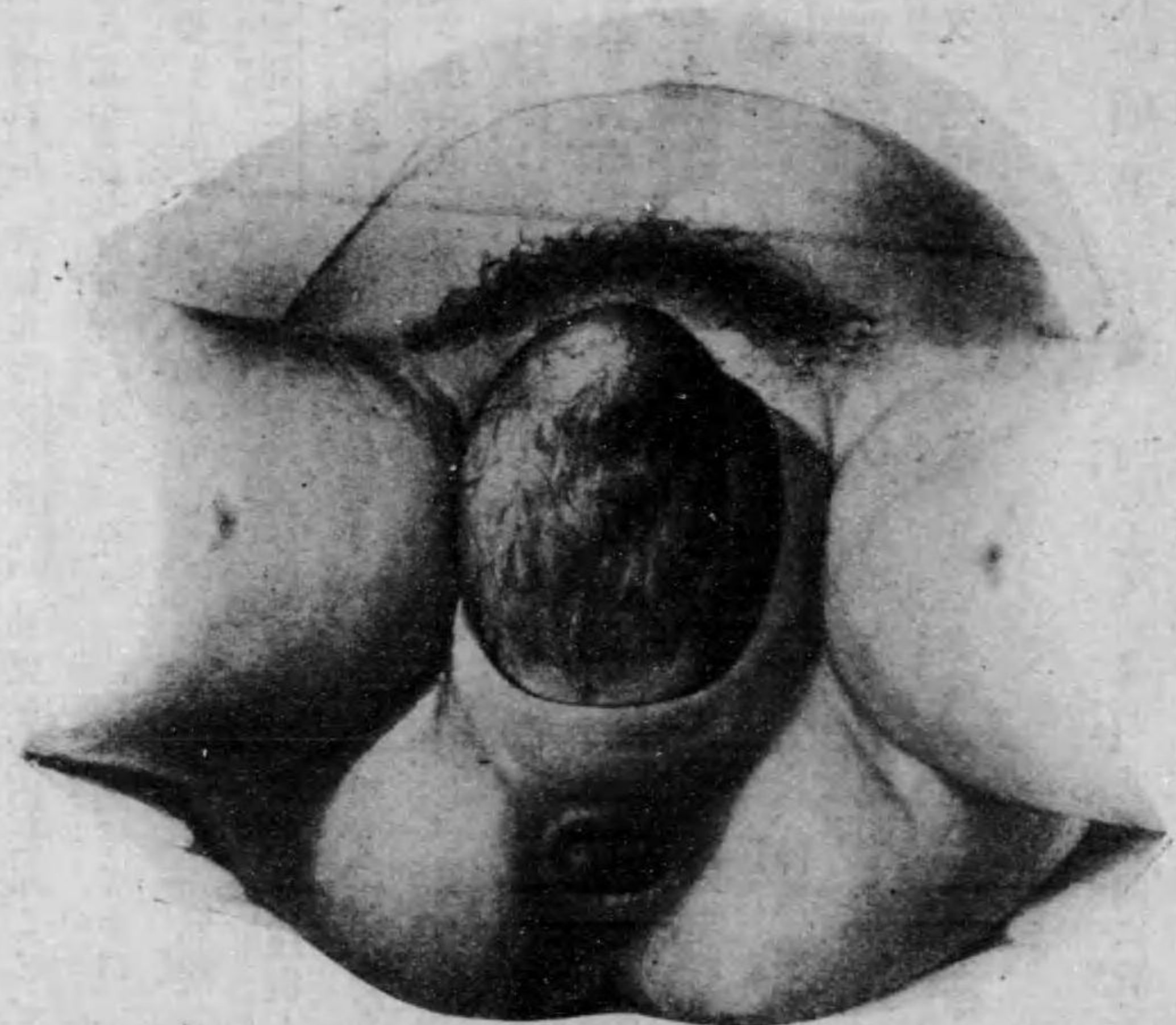
欠



# 欠

「第三百七十九項」の順序

第一百二十圖  
兒頭撥露の圖



第九十五章 第二期產出期

「七」兒頭產出。

「八」兒體產出。

「九」第二胎水流出現。

「第三百七十九項」

產出期の順序

既に產出期に至れば、陣痛は益々頻發し、強劇となり、兒頭は子宮口内に出づ、此際、兒頭、強く子宮口縁に括約せらるるが故に、其部の前方は著しく浮腫し、鬱血により紫色を呈す、之れを産瘤又は頭瘤と名く、既にして



兒頭、腔内に降れば、産婦は腹壓を營み、胎兒を壓出せんことを勉む、而して此腹壓は幾分か陣痛に堪え易からしむるものなり。今や、内診を施すときは、兒頭は陣痛の際に下降し、休憩時には少しく退却するを知る可し。此の如くにして、兒頭、漸次に下降するときは、陣痛時には陰裂間に顯れ、陣痛止めば再び腔内に隠れ、數回反復して外陰部を開張せしむ。即ち兒頭の排臨、是れなり。此際、直腸の壓迫により頻りに便意を催ふし、會陰は甚しく延長膨出し、長さ廣さ共に二倍に達し、肛門は強く哆開し、糞便ある時は自ら漏出す可し。此際兒頭は既に陰唇間に露出し、再び退却することなし。之を兒頭の撥露と云ふ。此の如くなれば、陣痛は最も劇烈となり、産婦は反射的に強く腹壓を營み、顔面潮紅、口唇青色となり、精神煩悶、全身震戦し、最も強劇の陣痛を現はし、以て兒頭を産出せしむるものなり。此陣痛を震戦陣痛と稱す。次に兒頭、既に産出するときは、陣痛多くは少時間、休憩し、更に發作を來し、容易に兒體を娩出せしむ。時としては、兒頭と共に、兒體を一頓に産出せしむることあり。又、兒體の産出するや、殘餘の胎水は、少許の血液を伴ふて流出す。之れを第二胎氷と稱す。

「第三百八十項」第二産瘤

「第三百八十項」第二産瘤 時として、兒頭、陰裂間に於て暫時停止することあり。然るときは更に産瘤を生ず。之れを第二産瘤と名く。

第九十六章 第三期 後産期

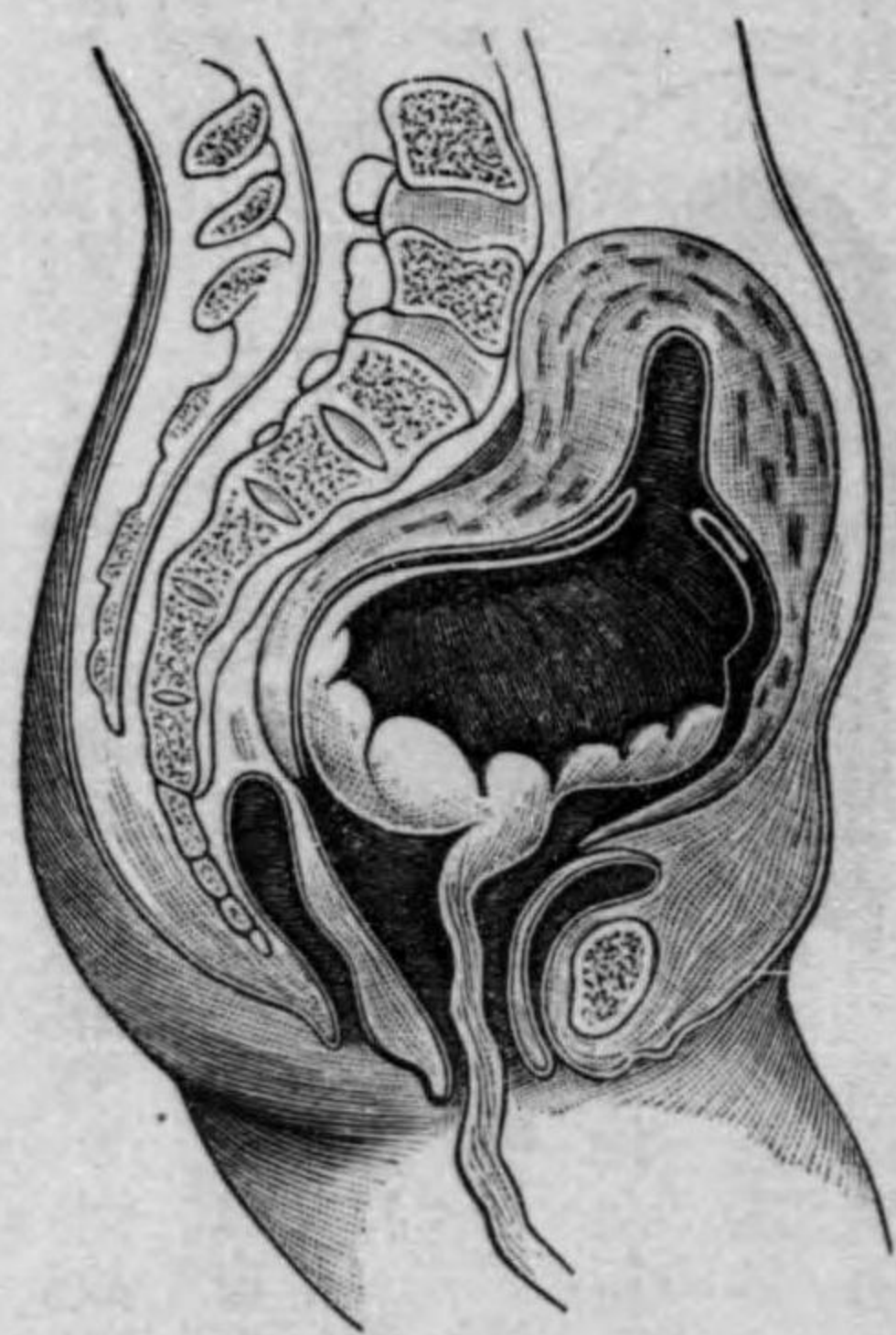
「第三百八十一項」後産期中の緊要なる箇條

- 「一」爽快を感じ、若しくは悪感を覺ゆ。
- 「二」後産期陣痛。
- 「三」胎盤の全部剝離。
- 「四」血管、斷裂して出血す。
- 「五」後産の産出、及び止血。

「第三百八十二項」後産期の順序 既に後産期に至れば、

子宮底は臍部の高さに位し、産婦は爽快を感じ、時としては悪感若しくは寒戦を催すことあり。而して後産期陣痛により、二十分乃至十分にして、胎盤は全く子宮内面より剝離し、腹壓、腔壁の收縮力、又は胎盤自己の重力により、外部に

圖三十百第 圖るす出産りよ面兒胎の盤胎 (式氏一ツエルシュ)



「第三百八十二項」後産期の順序



産出す可し。

又、胎盤の剝離するに當り、子宮壁の血管、断裂するが故に、是れより出血し、陣痛時に於て衝突状に稍、多量に流出す。胎盤と子宮壁との間には血液、滯溜し、胎盤後血腫を造り、胎盤の剝離を扶く、而して子宮の收縮により、血管の斷口、壓閉せらるゝに及び、全く止血す可し。若し血管の斷口、閉塞せらるゝとなければ、危險の大出血を現はすもの

第百四十圖 胎盤下縁より産出す (カンダン式)



正規なる後産期の出血量は、大凡そ二百五十瓦とす。●後産全く産出すれば、子宮底

は恥骨上、四指横徑の高さに位す可し。

胎盤産出の状況

胎盤産出の状況 胎盤は前項記するが如く胎盤後血腫を造り、翻轉せる状をなし、胎兒面より外陰部に露出するものあり。(シールツエー氏式)之れに反し、胎盤、翻轉状をなすことなく、下縁より剝離し、長形をなし、胎盤の下縁、始めに産出することも亦之れあり。(ダンカン氏式)

第九十七章 分娩の持續

「第三百八十三項」分娩の持續

「第三百八十三項」分娩の持續 是一定ならずして、陣痛の強弱、胎兒の大小、産道抵抗の多少、骨盤の廣狭に關す。今、若し胎兒小にして、産道の抵抗、弱く且つ骨盤廣く、陣痛強き時は分娩甚だ速なりと雖も、若し之れに反し、産道の抵抗、強く、骨盤廣からず、若しくは陣痛、弱きが如きことあるときは、分娩遅延す可し。●此理により、初産婦は經産婦に比すれば、娩出すること遅し、殊に三十歳以上の初産婦に在りては、分娩、大に時間を費すものとす。是れ産道の延張すること困難なること、胎兒の發育は却て優大なることに基く。之れに反し十七才以下の弱年なる初産婦も亦、體格の未成熟なるにより、分娩、時を費やすこと多きものとす。又、男兒と女兒とを比較するに、男兒は通例、大にして頭蓋の固きにより、時を費やすこと多し。

「第三百八十四項」産婦の平均時間

「第三百八十四項」産婦の分娩に要する平均時間 是種々の事情によりて異なりと雖ども、日本婦人に在りては、初産婦、大凡そ十三時間、經産婦、大凡そ六時間半となす。西洋人に在りては、分娩に要する時間、稍々長きを見る。殊に第一期開口期に於て然り。是れ、或は陣痛を感ずること甚だ鋭敏にして分娩の初期を感ずること早きに基く可しと云ふ。



分娩各期、平均時間表は木下、楠、中島、スビイゲルベルグ、ツワイフェル五氏の調査を平均せるものなり。

平均	第一期	第二期	第三期
十二時五十三分	十一時	一時半	二十三分
六時三十分	五時	一時十五分	十五分
十五時三十五分	十三時三十分	一時三十分	十五分
十時三十三分	九時	一時十分	十五分

分娩各期、平均時間表は木下、楠、中島、スビイゲルベルグ、ツワイフェル五氏の調査を平均せるものなり。

「第三百八十五項」分娩各期に要する時間

「第三百八十六項」分娩を營むの時刻

「第三百八十五項」分娩各期に要する時間 分娩各期中、開口期は最も長く、日本婦人に於ては五乃至十一時間、産出期は約一時二十分、後産期は凡そ廿分とす。後産期に於て、胎盤の、腔内に排出せらるゝは、多くは二十分時なれども、時としては補助を加へざれば、自ら腔内より脱出せざること屢々之れあり。

「第三百八十六項」分娩を營むの時刻 一日中、夜十二時乃至三時に於けるもの最も多く、晝十二時乃至三時に於けるもの最も少なしとす。又、晝夜を比するに、

「第三百八十七項」分娩遅延し又は急劇なるもの、利害

「第三百八十八項」分娩の器械的作用

晝凡そ四十五、六%、夜凡そ五十四、四%なりとす。●潮汐の満干、即ち月の昇降とは毫も關係あるものにあらず。

「第三百八十七項」分娩遅延し又は急劇なるもの、利害 開口期遅延するも此期は尚ほ分娩の準備中なるが故に敢て害なし。然れども産出期遅延するときは、子宮の血行を障害するが故に、小兒の死に陥ること甚だ多し。若し又兒頭、既に小骨盤内に下り、而して産出期遅延するときは、母體に於ては兒頭の壓迫により、産道の損傷を生ずるの害あり。

●分娩、急劇に經過するときは、産道の開大不十分にして、爲めに、子宮頸、腔又は會陰部を破裂せしむること屢々之れあり。

第九十八章 正規分娩の器械的作用(分娩機轉)

「第三百八十八項」分娩の器械的作用 とは胎兒、骨盤内を通過し産出するの間に現はす所の種々なる運動を稱するものにして、其主要なるものは所謂、兒頭の第一回轉、第二回轉、第三回轉、及び肩胛の産出是なり。此の如く種々の回轉運動を以て産出するは、骨盤内の各部に於て廣狹不同なる、彎曲を呈するに基くものなり。今頭蓋位の正規分娩に就き、此器械的作用を次に説述す可し。而して先づ、初めに兒頭の、骨盤内に入るの狀を記せ



「第三百八十九項」骨盤入口内に進入するに

んと欲す。  
「第三百八十九項」骨盤入口内に進入するには 六種の別あり。即ち其後頭「一」母體の左前方に向ふもの、「二」正左方に向ふもの、「三」左後方に向ふもの、「四」右前方に向ふもの、「五」正右方に向ふもの、「六」右後方に向ふものは是れなり(正左方又は正右方に向ふものは、骨盤内に進むに従ひ、左前方、又は右前方に回旋するものとす。)而して、兒頭は骨盤入口内に進入するの際より、順次に三種の回轉を營む、之れを彼の第一、第二、第三回轉とす。

「第三百九十項」第一回轉

「第三百九十項」第一回轉 とは「兒頭の直徑、骨盤の横徑若しくは斜徑を取り其入口内に進入するの際に營むものにして、兒頭は少しく回轉し、以て後頭は下り、頤部は上りて、益々胸上に近き、恰も屈伏するの状をなす。所の運動なり。(或は之れを兒頭の横軸回轉と稱す)此回轉運動を營む所以は、子宮の收縮力、兒の軀體より頭部に傳達し、主として後頭部を壓下するに基くものとす。此運動により兒頭、骨盤腔内に入れば、第二回轉を生ず。

「第三百九十一項」第二回轉

「第三百九十一項」第二回轉 とは「兒頭左若しくは右に向つて回轉し、後頭は前方に對し、兒頭の直徑線は終に骨盤出口の直徑線と相一致するに至るの運動を云ふ。」之を生ずるの理由は、骨盤出口の徑線は其入口と異にして、横徑狭く直徑は却て廣く、此直徑と兒頭の直徑と相適合するにあらざれば、産出し難きに因るものとす。(或は此回轉を兒頭の鉛直軸回轉と稱す)此の如くにして、兒頭、骨盤出口に至れば、更に第三回轉を營む。(但し骨盤腔内を下るの際、既に漸く第三回轉を始むと雖も、了解し易からむが爲めに本文の如く説明す。)

「第三百九十二項」第三回轉

「第三百九十二項」第三回轉 は「胎兒、誘導線の方向に就き産出するにより營まるゝものにして、兒頭は第一回轉と全く反對の回轉を營み、同一の横軸を反對に回轉す)頤部、胸上を離れ、前頭を伸展するの運動なり。即ち此際、後頭は恥骨弓下に止まり、前頭は骨盤誘導線の方向を取りて産道の後壁を下り、大頤門部は初めに會陰を出で、次に前額、顔面より頤部に至るまで、全く會陰外に産出するものなり。

「第三百九十三項」肩胛の産出

「第三百九十三項」肩胛の産出 兒頭、既に産出すれば、顔面は後方に、後頭は前方に向ひ、頤部は腔中に存し、肩胛は骨盤入口内に在り。而して肩胛の横徑は、初めに兒頭の取れる骨盤斜徑線と相交又せる斜徑線に位し、骨盤腔内に進むに従ひ、前方の肩胛は右若しくは左に廻旋し、(即ち第一頭蓋位は右より左に、第二頭蓋位は左より右に廻旋するものにして、兒頭の第二回轉に一致す)骨盤出口に至れば、肩胛の横徑は殆ど骨盤出口の直徑線に合し、前方の肩胛は恥骨弓下に止まり、後方の肩胛、會陰部より出で、(即ち兒頭の第三



回轉に一致す)以て、全肩胛は外陰部外に産出す可し。●此の如く肩胛回轉するに際し、小兒の顔面は、母體の右腿若くは左腿に向ふものなり。(或は之れを兒頭の第四回轉と稱ふるものあり)。

「第三百九十四項」兒體の産出

「第三百九十四項」兒體の産出 肩胛 全く脱出するときは、自餘の體部は容易に産出するを常とす。

次の四章には、各頭蓋位に就き、其器械的作用及び内外検査を説述す可し。

### 第九十九章 第一頭蓋位の内外検査

並に分娩の器械的作用

「第三百九十五項」外検査

「第三百九十五項」外検査 によれば、分娩の初期に於て、胎兒の臀部は子宮底に位し頭部は恥骨の上部に存す。背部は母體の左方に向ひ、小體部は臀部に沿ふて其右方を占む。聽診するに、臍の左下方 即ち臍棘線(臍と前上棘間の徑線)の中央に於て明かに心音を聴取す可し。(第五十九圖及び第八十三圖は此位置の胎兒を示す。參看す可し。)

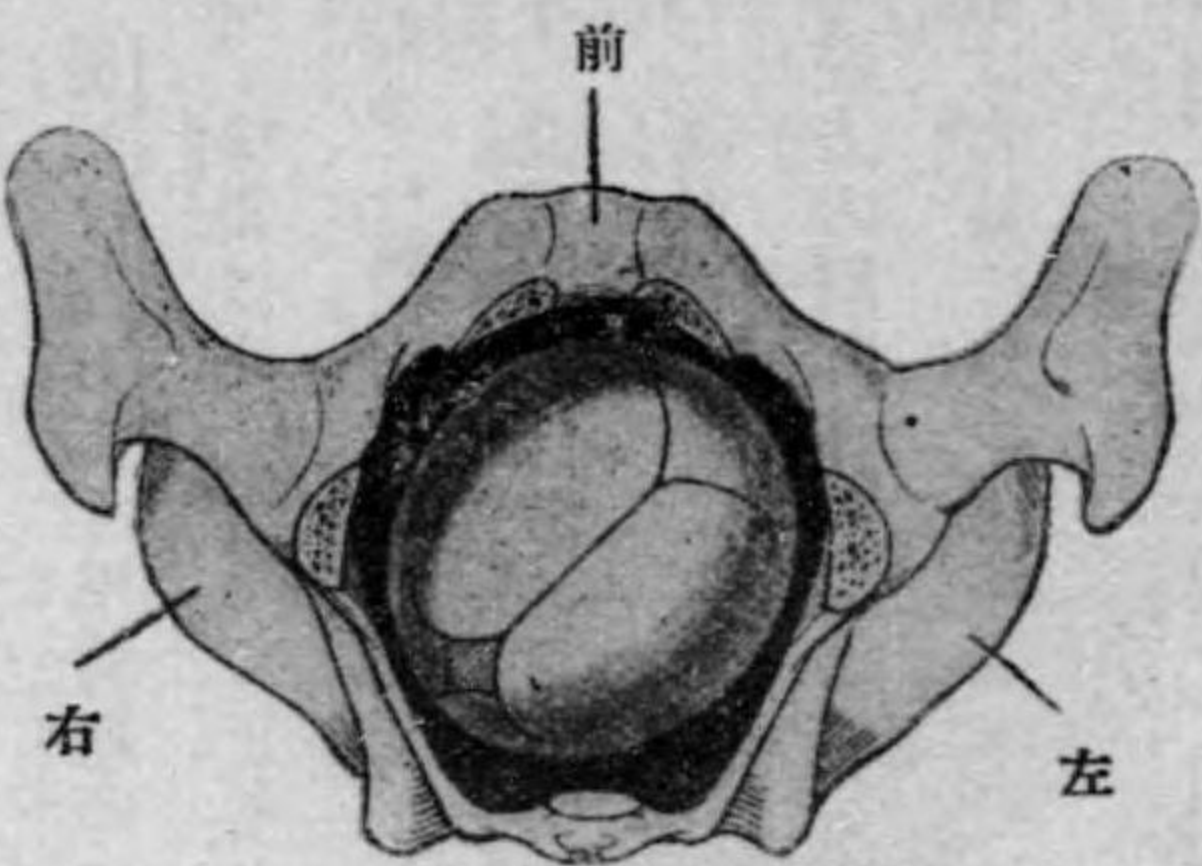
「第三百九十六項」内検査

「第三百九十六項」内検査 を施すに、先進部は硬固にして圓球形を呈し、骨縫合、顛門を具ふ。而して小顛門は左前方にあり。大顛門は右後方に位し、矢狀縫合は右斜經に一

致す。(時としては矢狀縫合 横徑に位することあり。)先進部は即ち右顛頂骨なり。故に通例、此位置に於ては、小兒の後頭は左腸恥結節(腸骨と恥骨との接合部)に對し、顔面は右薦腸關節に向ふ。

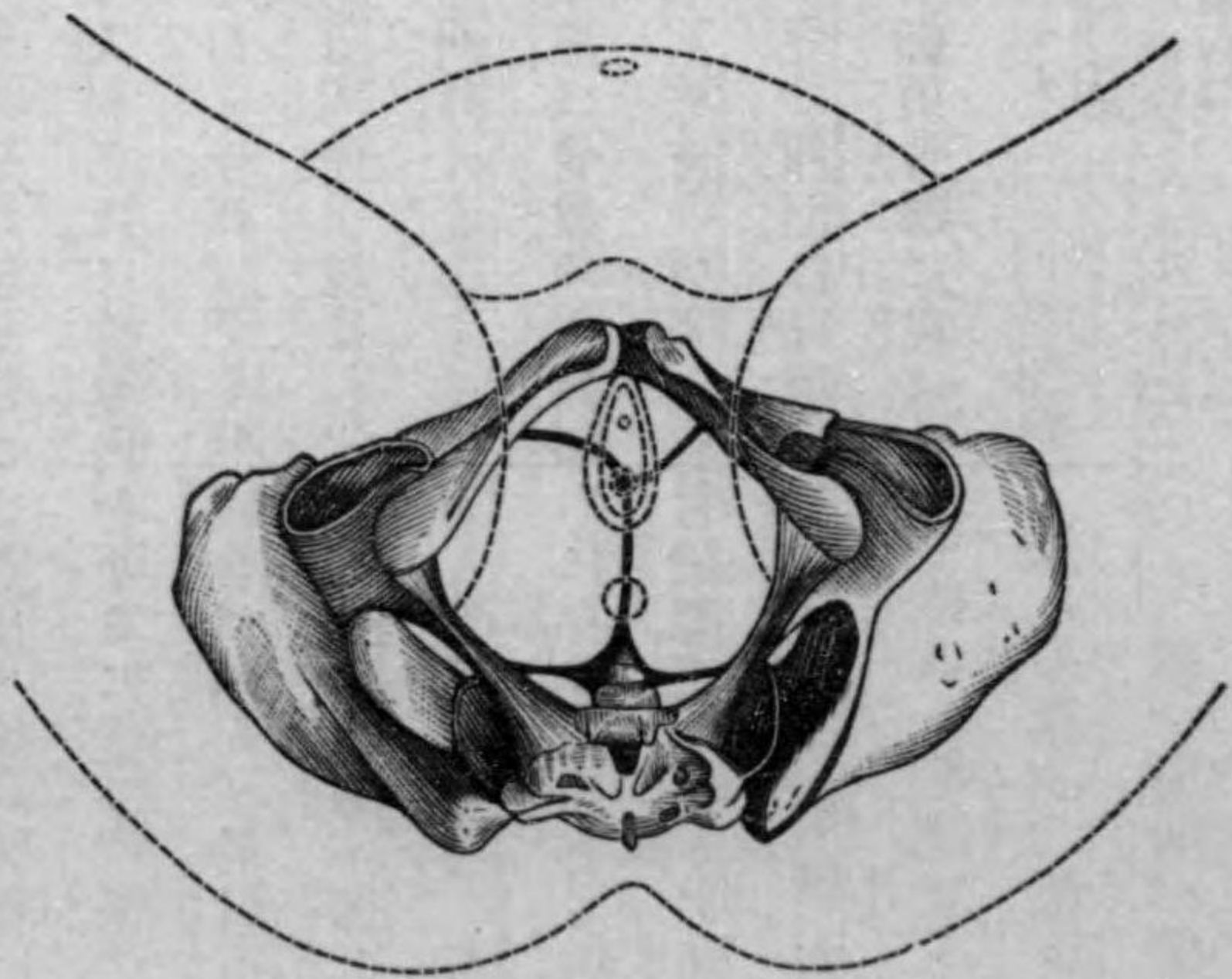
第百五十圖

第百五十圖 兒頭の矢狀縫合第一斜徑に於るを示す圖



第百六十圖

第百六十圖 兒頭の矢狀縫合殆ど骨盤出口の直徑一致を示す圖





「第三百九十七項」器械的作用 此の如くにして分娩を始むるときは、第一回轉によりて、小頤門部、最も下降し、兒頭は骨盤入口内に入る。次に骨盤内を下るに従ひ、第二回轉を營み、後頭は左方より恥骨縫合に向ひ、骨盤下口に至れば、矢狀縫合は殆んど骨盤直徑線に一致し、後頭は恥骨弓下に止まり、茲に於て第三回轉を現はし、大頤門の右方、即ち右頤頂骨部 始めに露出し、次で顔面より、全兒頭は陰門外に産出するに至る。兒頭、全く産出するの際、其肩胛、骨盤入口内に在りて、肩胛横徑は骨盤の左斜徑のみに存す。而して肩胛部、骨盤内に下れば、第二回轉と同様の回轉をなし、右方の肩胛は恥骨縫合下に廻りて始めに露出し、左方の肩胛は會陰部より出づ。此際、小兒の顔面は母體の右腿に對す。肩胛、産出の後、兒體は容易に分娩を終るものなり。産瘤は右頤頂骨部に現はる。

第百章 第二頭蓋位の内外検査

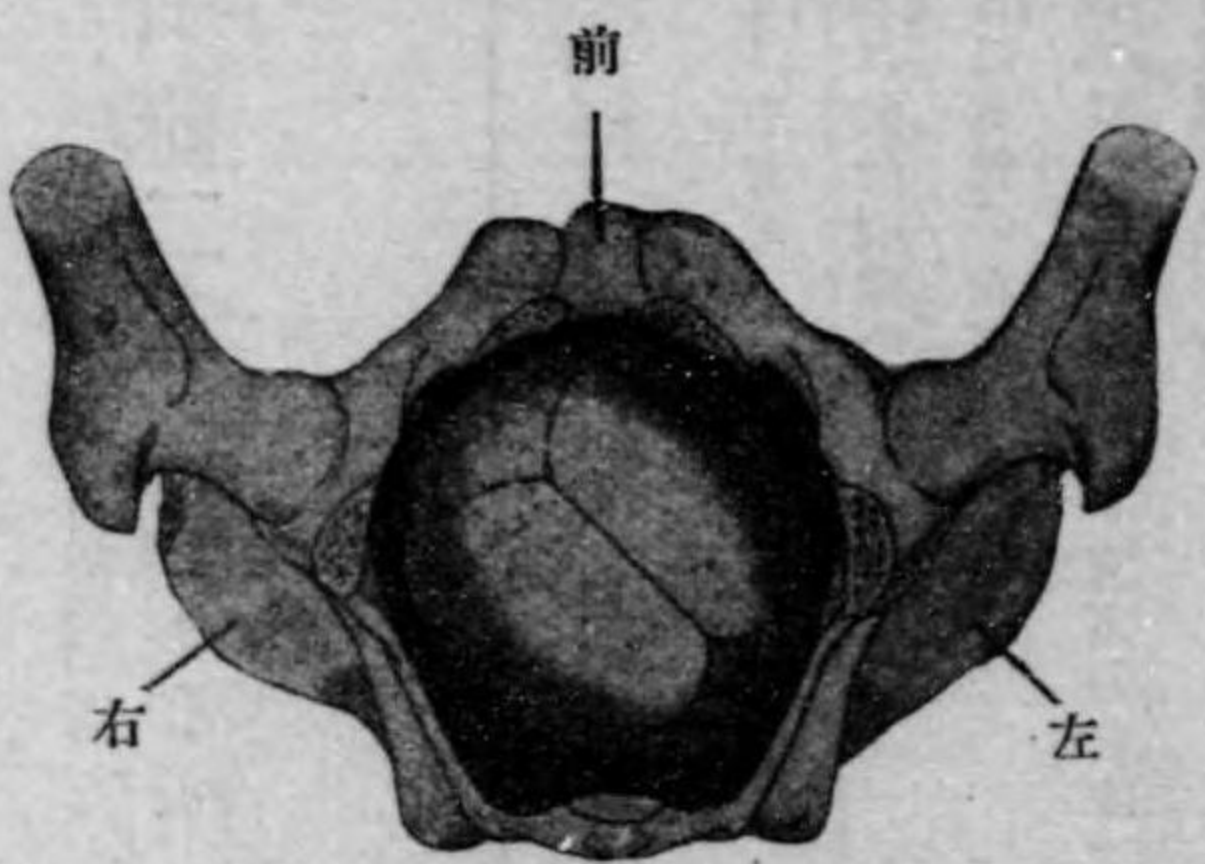
並に分娩の器械的作用

「第三百九十八項」外検査 小兒の臀部は子宮底に、頭部は恥骨縫合上に、背部は右側に、小體部は臀部の左側に在るを觸知す。心音は臍の右下方(即ち臍棘線の中央)に最も善く聴取せなる。(第八十六圖は此位置の胎兒を示す。參看す可し。)

「第三百九十九項」内検査 小頤門は右前方に、大頤門は左後方に位し、矢狀縫合は左斜徑線に一致す。(時として矢狀縫合 横徑に位することあり。)先進部は左頤頂骨なり。通例、小兒の後頭は右腸恥結節に對し、顔面は左薦腸 關節に向ふ。

「第四百項」器械的作用 此位置の器械的作用は其理、第一頭蓋位に於ける者と同じく唯、左右相反するの異なるのみ、即ち兒頭は第一

圖七十百第 兒頭の矢狀縫合第二斜徑に存するを示す圖



骨盤の右斜徑線に一致す、而して骨盤内を下るの際、左肩は、母體の左方より恥骨縫合下に廻りて初めに露出し、右肩は次で會陰部より出づ。此際、小兒の顔面は母體の左腿に向ふ。



産瘤は左顛頂骨部は現はる。

第百一章 頭蓋位の内外検査 並に分娩器械的作用の一覽表

「第四百一項」前二章に記する所を一括して

「第四百一項」前二章に記する所を一括して 記憶に便ならしめんが爲め、次の表を掲出す可し。

検査内	検査外
<p>先進部は固く圓く、骨縫合、顛門あり。 小顛門は左前方、大顛門は右後方。 矢狀縫合は右斜徑(第一斜徑)に一致す。 先進頭部は右顛頂骨。</p>	<p>腎部は子宮底。 頭部は恥骨縫際の上。部。 兒背は母體の左腹部。 小體部は腎部に沿ひ、子宮底の右側。 心音は臍の左下方。</p>
<p>先進部は固く圓く、骨縫合、顛門あり。 小顛門は右前方、大顛門は左後方。 矢狀縫合は左斜徑(第二斜徑)に一致す。 先進頭部は左顛頂骨。</p>	<p>腎部は子宮底。 頭部は恥骨縫際の上。部。 兒背は母體の右腹部。 小體部は腎部に沿ひ、子宮底の左側。 心音は臍の右下方。</p>

器械的作用	
<p>小顛門部は下り、且つ左前方より前方に廻り、矢狀縫合は殆ど骨盤出口の直徑線に一致し、右顛頂骨部、始めに外陰部に出で、遂に兒頭全く産出す。次に、肩胛は左斜徑線に就き骨盤内に入り、右肩胛、耻骨縫際下に進み、左肩胛、會陰より産出す。兒の顔面は後より母體の右腿に向ふ。 産瘤は右顛頂骨部に位す。</p>	<p>小顛門部は下り、且つ右前方より前方に廻り、矢狀縫合は殆ど骨盤出口の直徑線に一致し、左顛頂骨部、始めに外陰部に出で、遂に兒頭全く産出す。次に、肩胛は右斜徑線に就き骨盤内に入り、左肩胛、耻骨縫際下に進み、右肩胛、會陰より産出す。兒の顔面は、後より母體の左腿に向ふ。 産瘤は左顛頂骨部に位す。</p>

第百二章 第三及び第四頭蓋位(前顛頂位)又は前頭位の第一及び第二胎向

「第四百二項」此兩位置

「第四百二項」此兩位置 は兒の後頭、右後方又は左後方に向ひ、骨盤内に入し、次に顔面は前方に向ひ、後頭は會陰部より産出するものにして、産婆學に於ては異常に屬せしむべきものなり。故に第四篇 異常分娩論に於て詳述せり。就て看る可し。

第百三章 分娩時に現はるゝ母體及び兒體の變狀



「第四百三項」  
母體の體温の  
昇騰

「第四百四項」  
分娩時、胎兒  
心音の變化

「第四百五項」  
胎水、多量に  
流出するさま

「第四百六項」  
兒頭の變形

「第四百三項」母體の體温昇騰 分娩の際、子宮の收縮又は努責等の如き筋の労働により〇・一乃至〇・三度即ち一分乃至三分の體温上昇を現はす。分娩困難なるときは、三十八度以上の高さに至ることあり。或は産道内に腐敗を生ずるが爲に、四十度以上の高熱を發し、危険を致すことも亦之れあり。

「第四百四項」分娩時、胎兒心音の變化 陣痛中、胎兒の心臓音、著しく減少し、陣痛止めば再び増加す。若し過劇の陣痛、甚だしく長く持續するときは、終に心動止み、胎兒は死に陥ることあり。又、産出期中は陣痛強きものなるにより、産出期長きときは、胎兒死に陥ること多し。

「第四百五項」胎水、多量に流出するときは 子宮收縮し、恰も陣痛の過劇なると同じきが故に、多量の胎水早く流泄するときは、胎兒の死することも亦多し。

「第四百六項」兒頭の變形 頭蓋位を取りて産出せる所の小兒は、其前額、項部に向つて壓平せられ、後頭は著しく延張す可し。而して一側の顛頂部に産瘤を生ずるにより、其部高起し、之れを後方より望むときは、頭蓋の歪斜せるが如きを見る可し。●第三、第四頭蓋位、即ち前頭位を取り産出せる小兒の頭蓋は、産道を通過するの際、前額及び後頭より壓平せらるゝが故に、全頭蓋は頗る圓形を呈するものなり。其他、額位の小兒は、頭部殆ど

圖 八 十 百 第



後頭位を以て産出せる兒頭の圖

圖 十 二 百 第



顔面位を以て産出せる兒頭の圖

圖 九 十 百 第



前頭位を以て産出せる兒頭の圖

圖 一 廿 百 第

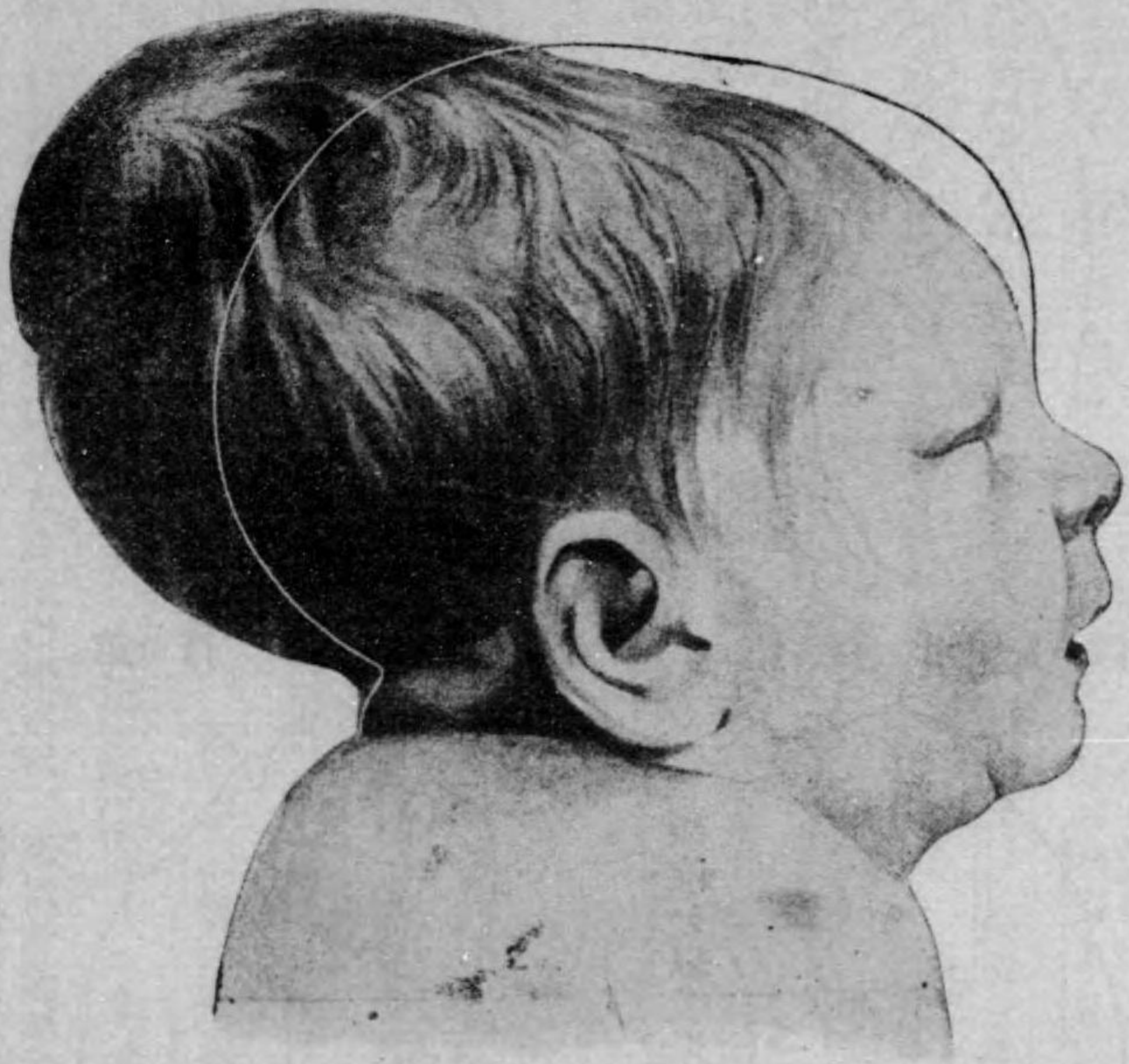


額位を以て産出せる兒頭の圖



「第四百七項」  
應形機能、及  
び産瘤

第百廿二圖



後頭位に於ける強應形機能を示す圖

二六八  
三角形をなし、顔面位なるときは、後頭位に於けるが如く、後頭、延張し、顔面は縦横に壓縮せられ、醜形を呈す。

「第四百七項」應形機能及び産瘤  
兒頭は産道内を通過するに當り、變形を呈すると共に、骨縁の重積により、縮小作用を營む。即ち薦骨側に存する顛頂骨は蔗骨岬の壓迫により、幾分、其突

産瘤

「第四百八項」  
正規分娩に於ける産婆の任務

隆を減し、其骨縁は前在顛頂骨の骨縁下に入り、前頭骨及び後頭骨の骨縁は兩顛頂骨下に入り、以て頭蓋の縮小を營み、同時に顛頂部は一方に延長し、其周圍徑を減するものなり。之れを頭蓋の應形機能と稱す。  
産瘤は破水後、頭部、顔面、臀部等の一部、子宮口に括約せらるゝによりて生じ、頗る腫脹し、時としては甚だしく青赤色を呈す。此變狀は、組織中に血漿浸潤し、且つ鬱血をなすに基く。分娩困難にして、括約せらるゝと甚だしき時は、産瘤の増大を致すものなり。或は兒頭、既に外陰部に露出して産出せず、時間を経過する時は第二の産瘤を生ずることあり。此等の産瘤は通例、一二日間にして消散す可し。死胎兒なる時は、産瘤を生ずることなきものごとす。

第百三章 正規分娩處置の概要

「第四百八項」正規分娩に於ける産婆の任務 正規分娩の際には、産婆は自然の分娩力を助け、母體及び兒體に危険症を發するや否やに注意するを要す。決して妄りに無用の手術を施すが如きことある可からず。若し異常を發見することあらば速かに醫師の診察を請ふ可し。●而して醫師の診察を求むるの際は、必らず事情を記し、報告せんことを要す。



「第四百九項」正規分娩處置の要領 正規分娩の處置を極めて簡略に説述すれば、先づ分娩に要する器具、即ちイルリガートル、カテーテル、温湯、襦袢、臍帯結紮品、其他、分娩に必要な器具を整備し、法に従つて産床を作り、消毒法を行ふて産婦の内外検査を施し、開口期の終りに至り、胎胞の破裂に近くを見れば、必ず産床に就かしめ、既に破水せるの後は、消毒法により、更に一たび内診を行ひ、異常の有無を検す可し。若し或は分泌物多量にして膿性を帯ぶるものは、淋毒の恐れあるにより、速かに醫治に委ねんことを要す。兒頭、既に腔内に降り、甚だしく會陰を膨出せしむるに至らば、法の如く手を會陰に抵て之れを防護す可し。又、胎兒既に娩出せば、鼻孔及び口内の粘液を去り、呼吸を自由ならしめ、温かなる布片に包み、母體の脚間に置き、手を母體の腹上に貼し、以て子宮收縮の狀を検するを要す。五乃至十分の後、臍帯の搏動止むに至らば、之れを結紮切離し、胎盤既に産出し、子宮の收縮佳良なるを見れば、小兒を温湯に入らしめ、次に産婦の外陰部を検し、消毒液を以て洗滌し、消毒せる綿花を貼して縛帯を施し、更に子宮收縮の狀を検査し、二時間を經母兒兩體に於て出血、其他の障害なきを見れば、乃ち産婦の許を去ることを得可し。●其概畧を擧ぐれば、正規分娩の處置は以上記する所に外ならずと雖も、實際に當りては此要領のみを知了するも、到底、用をなすことなし、故に以下、第百〇四章乃至第百十二章に於て

之れが詳細を述べんと欲す。即ち其説述す可きもの次の如し。

- 一、産婆携帯用器具 并に衣服。
  - 二、消毒法。
  - 三、臨産婦の検査法。
  - 四、開口期 及び産出期の處置。
  - 五、會陰保護法。
  - 六、臍帯纏絡 及び軀幹産出遅延の處置。
  - 七、臍帯切離法。
  - 八、後産期の處置。
  - 九、分娩を終れる子宮、其他の處置。
- 是れなり。次に之れを各論す可し。

第四百四章 産婆携帯用器具 並に衣服

「第四百十項」産婆は常に分娩に要する器具を整備し 何時にても差支なからしめ、毎に之れを携へて産家に赴く可し。今、其器具の品目を擧ぐれば次の如し。

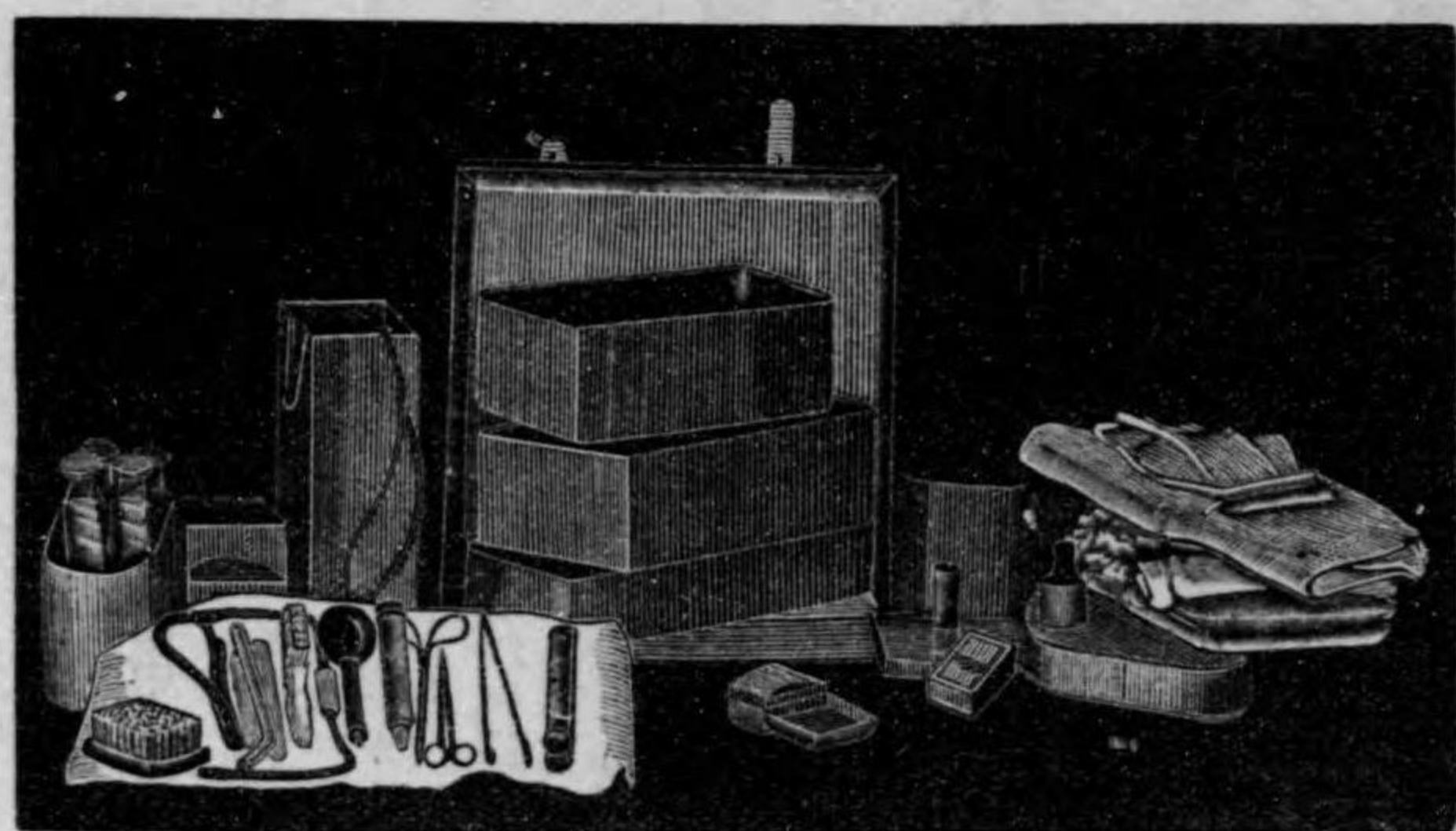


産婆携帶用器具

- 一、少なくとも千瓦を容る可き **イルリガートル**。五百瓦宛に割線を具ふ。
- 二、腔内用 并に灌腸用 嘴管、各一個。硝子製にして煮沸消毒し得可きもの。
- 三、脱脂綿 五十瓦宛 二包。
- 四、臍帶結紮用綿燃糸、(又は巾、半仙迷を有する結紮紐)。
- 五、臍綳帶、即ち長さ半迷的兒、巾十五仙迷の片布の兩端を二裂となし、中央、約十仙迷を残し、二重に疊めるもの二枚。
- 六、體温用檢温器、聽診器 及び時計。
- 七、浴用檢温器。
- 八、根製刷子 大小二個、大なるは温湯の洗滌に用え、小なるは **リゾール** 消毒に用ゆ。
- 九、爪鑷子。
- 十、二迷を有する **メートル** 尺。
- 十一、金屬性 又は **ネラトシ氏カテーテル** 并に英製彈力カテーテル。後者は産出期に挿入困難なる際に用ゆ。

第百廿三圖

高橋式産婆携帶用器具の圖



- 十二、小兒用 **氣管カテーテル**。
- 十三、小兒灌腸器。

第百四章 産婆携帶用器具 并に衣服

第百廿四圖

産婆携帶用器具を納めるための圖





- 十四、石鹼。
- 十五、頸部以下、身體の前面及び上膊を被ふ可き前垂。
- 十六、手巾二枚、手巾及び前垂は使用後、毎回洗濯するを要す。
- 十七、長ピンセット。手指の代用となし、消毒等に使用する。
- 十八、十瓦 液量計。
- 十九、石鹼末 二十瓦。
- 廿、リゾール 五十瓦。
- 廿一、ホフマン液 二十瓦。
- 廿二、撒布器に容れたる硼酸末。
- 廿三、暗色瓶に容れたる一%硝酸銀水、五瓦(混濁を現はさんとするに先だち之れを新たにす可し)。
- 廿四、受水盤。
- 廿五、消毒用盤 二個。
- 廿六、高橋式 携帯用手燭。縦徑十四 仙迷、横徑八・五 仙迷、厚徑二仙迷の金屬性小函にして、蠟燭及びマッチを收め、函を開く時は手燭とならしむるものなり。我

國に於ては、産婦、産婦等 の處置に際し、白晝と雖も燭火を要すると多きを以て、手燭を携帯するは實際上甚だ要なるものとす。

以上の諸品は、一定の提籃中に收め、常に清潔ならしめ、藥品、脱脂綿等は必ず缺乏せしむることなく、何時にても使用し得可からしむるを要す。

廿七、昇汞錠。若し之れを携帯する時は、善く其用法を心得、嚴重なる消毒法を要するの際に使用すべし。而して昇汞は其性、最も猛毒なるが故に嚴密なる容器に收め、嚴に他物と區別し蓄へんことを要す。

廿八、アルコール。我國の産家に於ては、未だ一般に之れを使用するの域に達せずと雖、ども、之を携帯するの際には、普通九十乃至九十五%の酒精 三百瓦を要し、使用に當り、其三百瓦に七十五瓦の水を加え、約七十五%となすを法とす(第八十六項参照)。

「第百四十一項」産婆の衣服 産婆は産床に臨むときは、清潔なる衣服を着け、白き前垂を用ゆ可し、白色の看護衣を用ゆるときは最も佳なり。凡そ衣服、前垂等は一回、洗濯すれば最も佳なり。又、傳染病を有する産婦を取扱ふときに用ゐたる衣服は、蒸氣消毒法を施すか、又は熱湯中に煮沸洗浄せるの後にあらざれば之を用ゆ可からず。



第百五章 消毒法

「第四百十二項」産婦の處置に就き消毒法の必要なるは法に必要なる

「第四百十二項」産婦の處置に就き消毒法の必要なるは分娩の際、子宮、膈内外陰部等に創傷を生ずるが故に、若し消毒法を行はざるときは、茲に細菌附着し、炎症を生じ、遂に産褥熱の如き危険症を發するの恐あるによるものなり。

「第四百十三項」産婆及産婦の消毒法

「第四百十三項」産婆及産婦の消毒法 産婆及産婦の消毒法は、手及び外陰部に施すものなり。此法は、既に第二編、第六十七章乃至第七十三章に説き示せるが故に茲には之れを省略せり。宜しく之れを參看す可し。

「第四百十四項」器具の消毒

「第四百十四項」器具の消毒 分娩に要する剪刀、カテーテル等は、豫じめ一%リゾール液中に浸して用に供す。又、液質を吸取せしめんが爲めに、陳舊の布巾を用ゐんと欲せば、豫じめ洗濯煮沸して、丁寧に之れを貯藏せんことを要す。否らざれば、恐るべき熱性病即ち産褥熱を發することあり。又、更に蒸氣消毒を施すときは最も佳なり。

第百六章 臨産婦の検査法

「第四百十五項」産家に於ける第一の訊問

「第四百十五項」産家に於ける第一の訊問 産婆は産家に至らば、先づ陣痛の状態を察し、果して分娩を催せるや否やを知り、既に分娩を催せるものに在りては、陣痛初發の時期、及び前胎水の漏泄せしや否やを問ふ可し。而して若し前胎水既に漏泄せば、直ちに消毒法を施こして内検査を行ふ可し。否らざれば、分娩の至るを知らずして狼狽することあり。之れに反し、陣痛尙ほ弱く、胎水未だ漏出せざるときは、必要に應じ、徐ろに既往を訊問す可し。

「第四百十六項」既往の訊問

「第四百十六項」既往の訊問 先づ初産婦なるか、若しくは經産婦なるかを問ひ、經産婦なるときは既往の分娩、褥褥の經過、小兒の生死を尋ぬ可し。其他、該回、終末月經の期日、妊娠末期の自覺的徴候を尋ね、全身の健否を知る可し。此の如くにして外検査を行ひ、次に内検査に及ぼす可し。●但し此際、果して分娩を催せるものなるや、又は或は分娩と誤認せられたるものにあらざるやを注意せんことを要す。

「第四百十七項」外検査

「第四百十七項」外検査 は第二編、第七十五章に説述せる所の方式により、子宮底の所在、胎兒の位置、心音の部位を知り、又、兒頭の尙ほ恥骨縫際上に在るや、否やを検す可し。又、陣痛發作せば、検査を停止するを要す。

「第四百十八項」内検査を施すには

「第四百十八項」内検査を施すには 先づ、第二編、第六十九章に記せる方法により、手及び外陰部に嚴密の消毒法を施し、内検査の方式(第二編、三二五項)に従ひ、膈及



び骨盤内の狀況を検し、更に次の事項を詳かにす可し。

- 一、子宮口の所在、大小、其縁の狀態。
- 二、胎胞の存否。若し胎胞の存するときは、胎水の多少、及び陣痛休憩時に胎胞の緊張せるや、否や。
- 三、胎兒先進部の辨別、及び子宮口内に進入せるや否や。

是なり。但し、開口期の初めに於ては、前腔穹窿部より兒頭を觸知し、何れの部分に至るまで降れるやを知り、且つ子宮口の大さを檢するを以て足れりとす。爾後、子宮口の殆んど全く開大するに至らば、縫合及び頤門を觸知す可し。●若し異常の存するを見れば、速かに醫治を求むるを要す。

第七百七章 開口期及び産出期の處置

「第四百十九項」分娩初期の徴候及び其處置

「第四百十九項」分娩初期の徴候及び其處置 既に分娩を始むるときは、數分間を隔て、産婦は疼痛を訴え、手を腹上に貼すれば、明かに子宮の固く收縮するを知る可し。是れ即ち陣痛なり。内檢査を施せば、前胎水は、陣痛時に先進頭部の下に集まり、卵膜を子宮口より膨出せしむ。子宮口、未だ開かざるときは、子宮壁を隔て、卵膜の緊張を觸

以上の徴候に

知す可し。子宮口の開くと否らざるは、分娩の初期を證すること能はざるものなり。●經産婦に在りては、間々、妊娠七八ヶ月にして子宮口、著しく弛緩し、容易く一二指を挿入し得可く、初妊娠なるときは、既に分娩を始むと雖も、子宮口尙ほ開大を現はさざることをあるを見る可し。

以上の徴候により 既に分娩の初期なることを知らば、曩に便通ありしと否とに論なく、石鹼水 五百瓦(石鹼凡そ八瓦を含む)を以て灌腸を行ひ、十分に糞便を排泄せしむ可し。否らざれば、胎兒 娩出の際、多量の糞便 漏出し、大に困難することあり。●但し内檢査の際、直腸内に糞便を認めざるときは、急遽の場合には、灌腸を缺くことを得可し。

「第四百二十項」産室

「第四百二十項」産室 は可及的、廣く、明かにして、温度は、凡そ華氏の六十三度なるを佳とす。而して不潔なる物品は必ず之を除き去り、不必要の器具も亦、之を遠ざけ、且つ無用の人は室内に止む可からず。●總て産室は、豫じめ分娩前に之を撰定し、清潔ならしめ、必要の準備を調ふるを緊要なりとす。

「第四百二十一項」産床

「第四百二十一項」産床 は必ず其周圍を廣からしめ、床の頭部は稍、之れを高からしめ、敷布圍は頭部の外、全く油紙若しくは護謨布を以て之れを覆ひ、其上に敷布を延べ、安全針を以て之れを固定し、臀部には方凡そ二尺五寸の油紙、若しくは護謨布上に



同じ大きな脱脂綿にて造れる敷布団を載せ、再び同じ大きな敷布を延べ、總て最も清潔ならしめ、茲に産婦を臥せしむ可し、又、別に、方二尺五寸の油紙又は護謄布上に、同サイズの敷布を延べたるものを備へ、分娩終れるの後、汚染せる臀下の敷布団と交換するの用に供するを要す。●總て産床に供用する物品は、豫め分娩前に善く之れを準備するを要す。又、産床用の敷布団、又は敷布等は、成る可く蒸氣装置を以て消毒するを佳なりとす。

「第四百二十二項」産婦の衣服

衣服は總て緊密なる者を去り、襦袢は液質に汚されざらんが爲め、背部に捲ぎ舉げ、輕き布団を以て身體を覆ひ、分娩終らば温暖の被衾を以て交換す可し。●分娩の際、腹部以下は特に清潔なる廣き布片を加へて之れを覆ひ、且つ特別の股引を着けしむるを便なりとす。

「第四百二十三項」産室内の器具

産室内に於て、分娩に要する器具は、概略次の如し。

- 一、産婆携帶用器具 (第百四章の諸器具)
- 二、前項に記する産床用諸品
- 三、産婦及び小兒用布巾類、即ち

「第四百二十四項」産褥の時期

手巾●脱脂綿一包●瓦設又は綿布の壓抵巾、各一數箇●洗濯せる晒布二三十尺●丁字綑帶●方二尺余の褌襠、又はタオル二枚(一は産出直後、小兒を包被し、一は小兒浴後の濕り取りとす)●兩膝間及び臀下に挿入し得可き大及び中枕子、各一個●分娩後に用ゆる腹帶●豫備用油紙一、●小兒の衣服。

四、煮沸水、温湯及び冷水の多量、並に小兒用浴盤、及び温婆二三個。

五、洗滌消毒用盤三個、廢水溜桶一箇。

六、食料及び藥品(温牛乳、肉羔汁、赤葡萄酒、若くはフランデー酒)

右の外、看護婦又は適當の介者一名を侍せしめ、且つ別に必要の際は、醫師の許に赴かしむ可き人夫一名を備ふるを要す。

「第四百二十四項」産褥、就褥の時期 就褥は開口期の初めに於ては敢て必要ならず陣痛増盛し、子宮口、頗る開大せば、直ちに産床に入らしむ可きものとす。胎胞の破裂を待ち床中に入らしむるは不可なり。何となれば、胎水漏泄するの後、直ちに娩出すること多く、且つ起立の際、羊水漏泄するときは、臍帶脱等の異常を發し易きによる。時として、胎水の早期に漏泄することも亦多く之れあり。此の場合には、産婦を安靜に平臥せしめ、多量の胎水を失はざらしむるを要す。●虚弱なる婦人、狹窄骨盤、懸垂腹、又は下肢、



「第四百二十五項」  
 位置並に其緊要なる規則

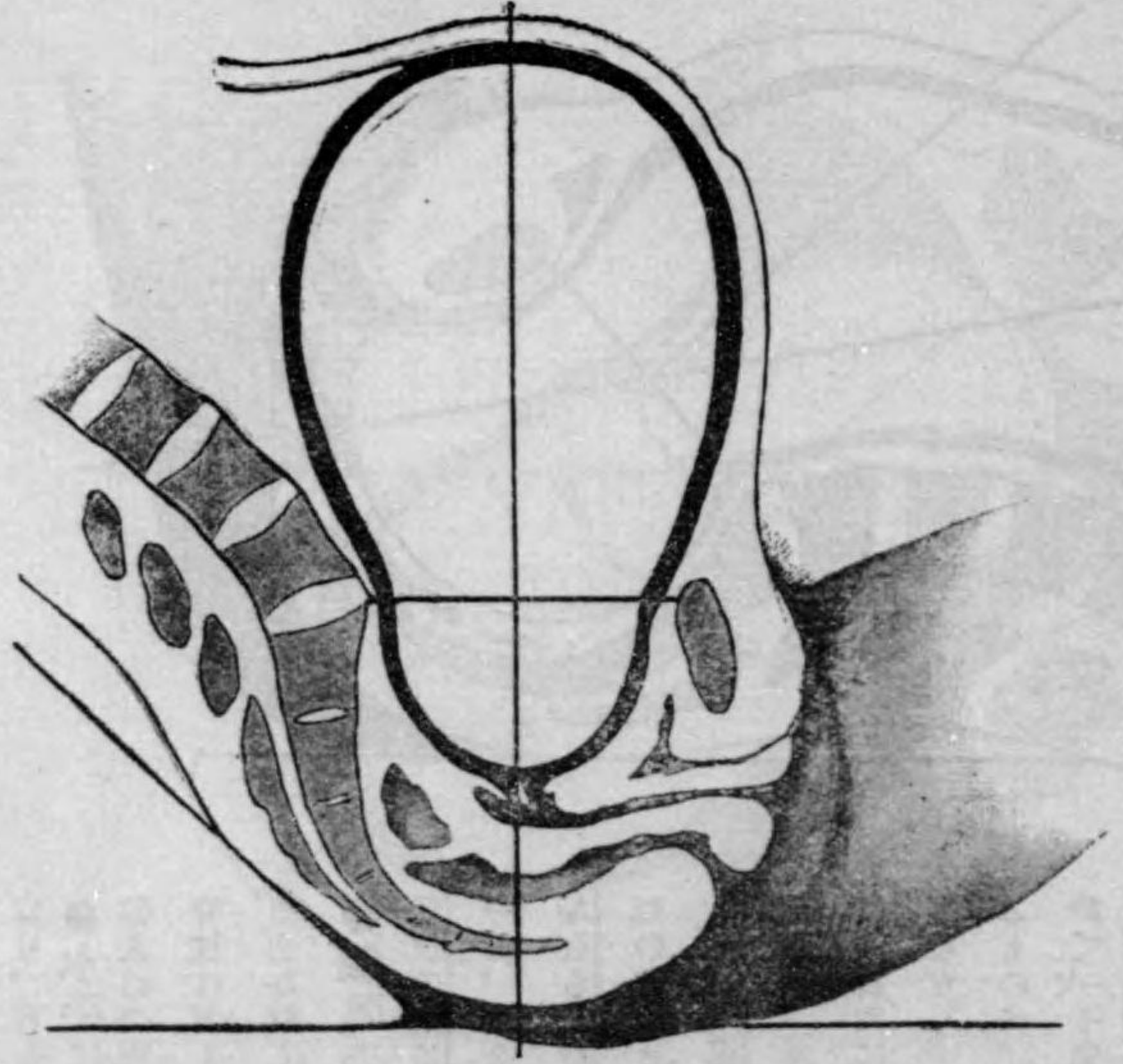
陰部に浮腫を有するもの、如きは、分娩の初期より産床に就かしむるを良とす。  
 「第四百二十五項」産婦の位置並に其緊要なる規則 産婦の位置は、産婦の便宜に従ひ、或は平臥せしめ、若くは倚座せしむ可しと雖も、通例は少しく上體を高くし、仰臥せしむるを良とす。而して陣痛微弱なるものに在りては、交番に各座位を與へ、又は平臥せしめ、若くは種々の臥位を與ふるを要す。但し臥位の交換は、陣痛間時に於てせしむ可し。此の如く位置を變ずれば、産婦をして快からしめ、且つ陣痛を増盛せしむるの益あり●若し又、兒頭、容易に下降せざるか、或は回轉を營み難きときは、一定の臥位を取らしむ可し。即ち其規則として、

「先進す可き兒體部の存する側方に臥せしむ可きこと。」  
 是れ甚だ緊要の件なり。

此故に、兒頭、若し右腸骨窩上に位して下降せざるときは、産婦をして右側に臥せしむ可く之れに反し、兒頭、左腸骨窩上に存するときは、左側に臥せしむるを要す。若し、兒頭、既に骨盤内に入ると雖も、第一、第二の回轉を現はさずして、小頤門は下降せず、且つ前方に回轉せざるときは、第一頭蓋位なれば左側に臥せしめ、第二頭蓋位なれば右側に臥せしむ可し。加之、第三、第四頭蓋位に在りても、此規則に基き、兒の後頭の位せる側方に臥せし

百廿五圖

軸宮子し臥仰てしく高を體上  
 圖るす致一と軸の口入盤骨と

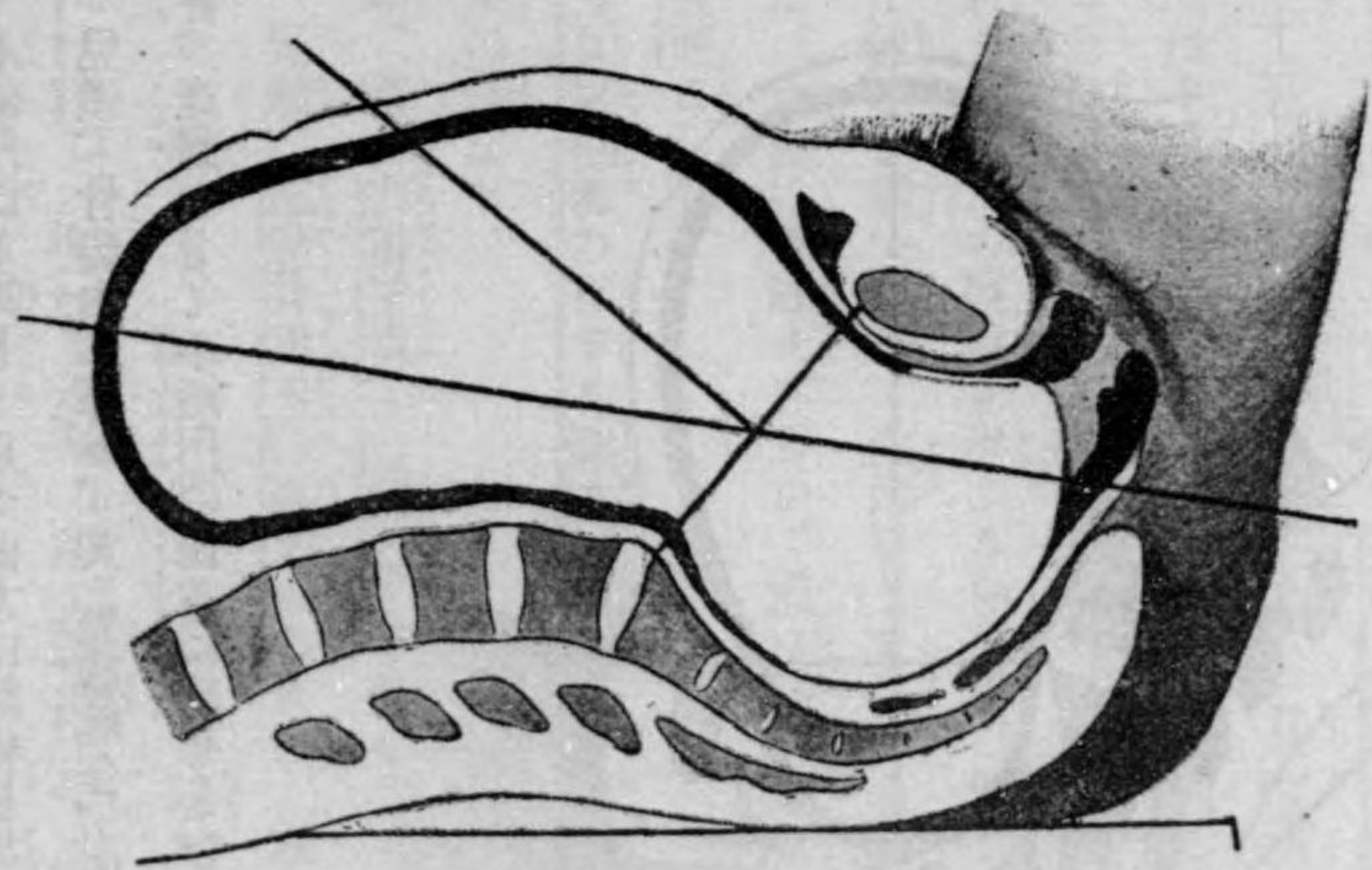


むるときは、小頤門は下降し、且つ前方に回轉をなし、第一、或は第二頭蓋位に變せしむることあり。又、兒頭、骨盤内に降り、其矢狀縫合、依然として横徑に位するもの（深在横位）と雖も、亦、産婦をして小頤門の側方に臥せしむるときは、兒頭回轉して、其後頭を前方に向はしむることありとす。

●上體を高く仰臥せしむるは、産出期の初めに於て特に有利なり。是れ、此位置に在りては、胎兒及び子宮の縦軸は、骨盤入口平面に對し殆んど垂直の方向を取るが故に、胎兒は骨盤内に進入し易く、且つ、胎兒、子宮及び其他内臓の重力も亦、骨盤内に向ふて作用するが故に、大に産出を助くるの傾向を示すもの



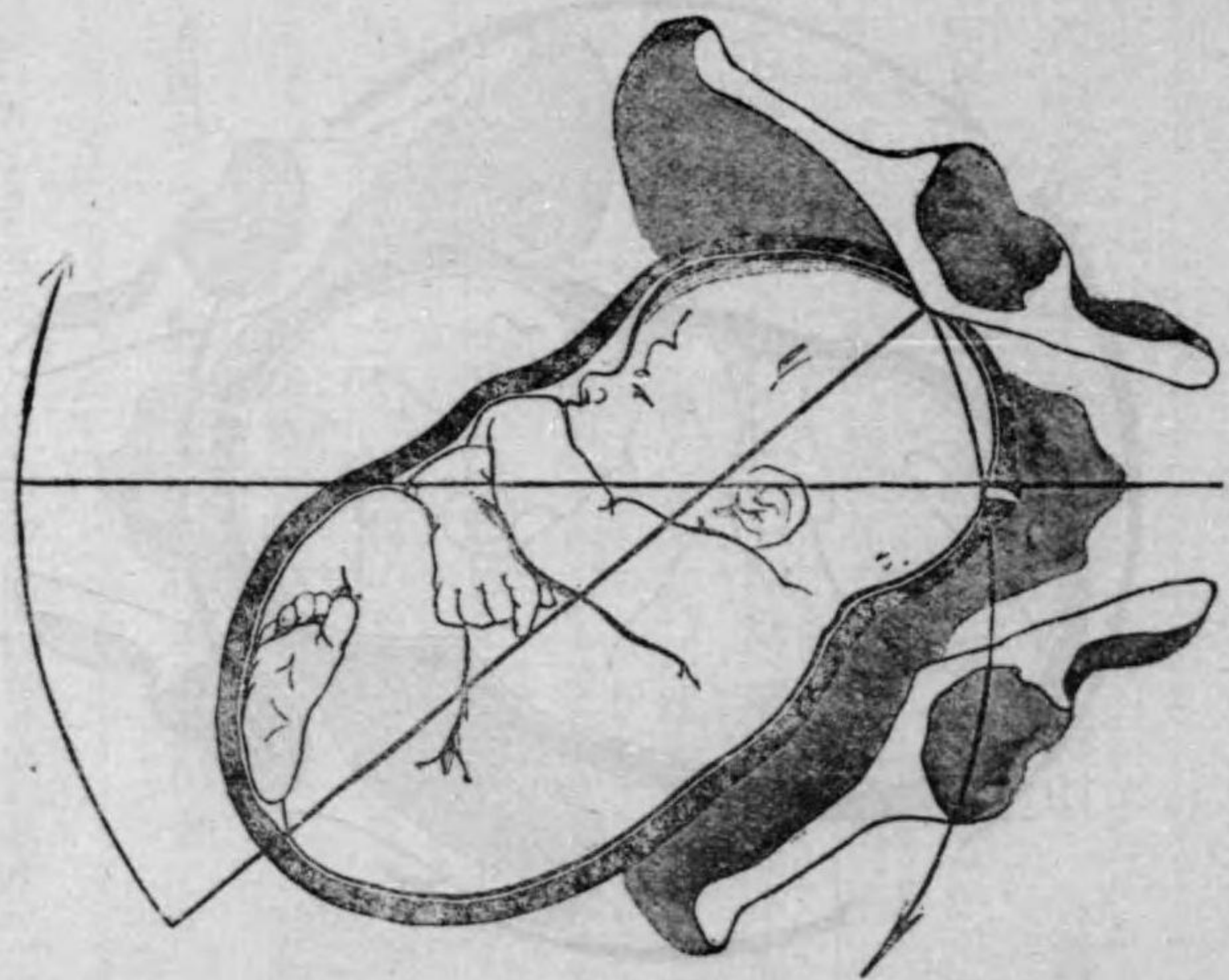
第百廿六圖 子宮軸は骨盤入口平面に對し傾て斜るす



なり、若し  
 ● **水平に仰臥** する時は、子宮の長軸、骨盤入口平面に對し、傾斜し、且つ重力の作用は脊柱に向ふて壓下するの方向を取るが故に、産出力を助くるの利益を失ふ可し。  
 ● **側臥の位置** を取る時は、場合により、胎位の偏倚を矯正するの効あり。即ち先進部、一側、假令へば左側に偏倚するに當り、左側臥を取らしむる時は、子宮底は、其内に存する胎兒の體部と共に、下方、即ち左側に沈降するにより、産棒の作用により、子宮下部に存せる先進部は、反對側、即ち右側に向ふて移動し、骨盤入口内に入り、位置を正しくすることを得るものなり。後篇、述ぶる所の横位の自己回轉なるものは、此作用に基づくものとす。● 側臥に於て、子宮底と子宮下部と、拮抗作用により、互に反對の方向に移動するのみならず、子宮の兩側も亦、互に拮抗作用を現はし、下側なるは、骨盤内に向ふて進み、上側に位せるは、反對に骨盤内を腹腔に向ふて退却するの作用を營むものなり。

第百廿七圖

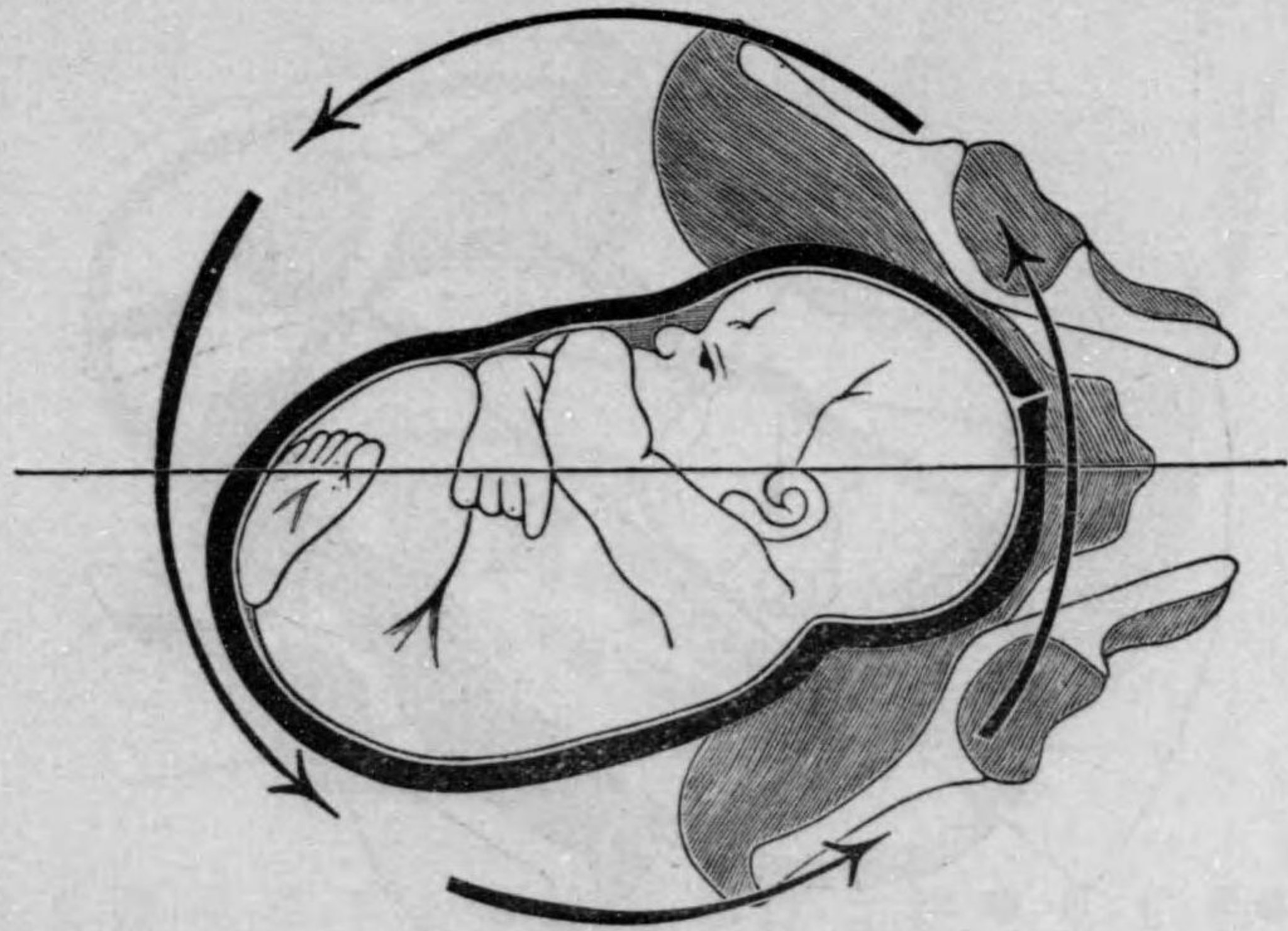
兒頭は左腸骨高上偏倚す  
 側臥の位置は即ち不正位置を矯正する



後篇中、述ぶるが如く、産出機轉の異常により、骨盤入口の一侧より、先進部と共に、臍帶又は上肢の同伴し來れる場合(臍帶又は上肢の先進)に當り、同側に産婦を臥せしむる時は、同伴者(臍帶又は上肢)は益々骨盤内に進み、反對側に臥せしむる場合に於ては、同伴者は、骨盤内より退却するの傾向を現はし(第百廿七圖)、時としては、其異常を矯正し得るの効を收むるものとす。  
 ● **側臥は回轉を補助す** 側臥は前述の如く、子宮底が、下方に向ひ移動するの反動により、骨盤内に在りては、上方に向ふて高上せんとし、拮抗作用を現はし、此影響により子宮の中部には側臥の上側に於ては、牽引退却せしめらるゝに反し下側には押壓前進せしめらるゝを



圖 八 十 二 百 第  
圖す示をるす却退は又 出進の等 脱帶臍及びし助補を轉回は臥側  
(す出進は側下し却退は側上て於に内盤骨)



以て、此高上さ前進の作用により、骨盤の下側に存せる部分は、自から回轉し産出せんとするの機構を生ず。是れ即ち「先進す可き兒體部の存せる側方に臥せしむ可き」所以の原理なりとす。

●側臥は産機を退却せしむる事あり 腹壁の著しく弛緩せる場合に在りては、側臥を取らしむる時は、常に子宮底部のみならず、子宮全體は深く腹腔の下底に沈下し、爲めに、先進せる體部を骨盤入口内より退却せしめ、以て産機の進行を停止せしむるとありとす。●之れに反し、仰臥の位置に在りては、子宮は脊柱の上に駕し、骨盤内に向ふの外、逃去するの道途を有せざるに由り、常に産出を催進せらるるの傾向を有す。故に、何れの場合に於ても仰臥は産機を進行せしめんことを

するに反し、側臥は遲滯せしむるを免れざるものなり。此理により、會陰保護の際には、側臥を取らしむるを有利なりとす。

「第四百二十六項」分娩中胎兒心音の聽取

「第四百二十七項」羊水の漏泄

「第四百二十六項」分娩中胎兒心音の聽取 分娩中は、毎三十分間に心音を檢知す可し。陣痛間時に於て、心音甚だしく緩徐となるか、又は疾數不規則となる時は、醫師を招かんことを要す。若し骨盤端位なる時は、挽出術を施す可きものとす。

「第四百二十七項」羊水の漏泄 卵胞破開し胎水漏泄するときは、初産婦に在りては、爲めに驚くことあるが故に豫じめ之れに注意す可し。而して羊水多量なるものに在りては、受水盤を抵て之れに受け止め、甚だしく床上を汚染せしめざるを便なりとす。羊水漏泄の際、産婆は羊水の性質に注意し、胎尿を以て着色せらるゝことなきや、死胎兒に於けるが如く綠色を呈することなきや、異常の臭氣を發することなきやを視察す可し。(第三百七十七項を參看す可し) ●若し適當の時期を過ぐるも、胎胞自ら破開せざる時は、人工を以て破開せざる可からず。即ち次項に述ぶる所の如し。

●羊水の異常なる性質 胎尿の排泄直後なる時は羊水中、綠色の薄片を混じり、稍、時間を経たるものは、一様に混濁し、長く時日を経過せるものは着色せらるゝも透明なり。若し死胎兒なる時は、之れに血色素



第七百七章 開口期及び産出期の處置  
を交ゆるを以て、其色汚穢なりきす。異常の臭氣を發するものは、細菌の侵入により腐敗せるの徴にして、膿  
様に混濁するを常とす。

「第四百二十八項」人工胎胞破開法 子宮口十分開大し、兒頭骨盤内に進入し、胎胞陰唇間に露出せるときは、分娩遅延するが故に、之れを破開せんことを要す。而して之れを破開せんとするの前、善く胎胞内を検し、四肢又は臍帯の存せざるや、否やを知らざる可からず。若し此等の存することあらば、適當の臥位により、先づ之れを復納せんことを求む可し。而して其破開法は、陣痛時に、胎胞の緊張するを見れば、指頭を以て強く之れを薦骨に向て押壓するを要す。或はピンセットを用えて、胎胞の一部を挾鉗し破開せしむれば、最も便なり。

「第四百二十九項」胎胞破開後の内検査、并に開口期及び産出期の内検査 胎胞破開せるの後は、消毒法を行ふて内診し、子宮口の、全く開大せるや否や、臍帯若しくは上肢等の脱出せることなきや否やを検せざる可からず。加之、此際、必ず縫合の方向、頤門の部位を認知せんことを要す。何となれば、胎胞破開前には之れを知り能はざることも多く、而して、更に後期に至れば、産瘤を生ずるが爲めに、之れを認め得ざるに至ることあるによる。此の如くにして、臍帯の脱出若しくは頭蓋位置の不正、又は其他の異常を認知せば、速かに醫治を求むるを要す。●其他、開口期及び産出期に於ては、妄りに屢内検査を行ふ可からず。何となれば、内陰部を不潔ならしめ、傳染症を誘起せしむるの害あるによる。而して兒頭、腔内に降れば、内検査を施さず、注意して會陰の膨出するや否や、兒頭の陰唇間に露出するや否やを視察す可し。

「第四百三十項」外診による骨盤内、兒頭の検査法(ピスカツエツク氏法) 分娩遅延の際、骨盤内に於ける兒頭進行の程度を検するに必要なりと雖も、屢内診を施す時は、産道内を不潔ならしむるの害あるにより外診により、之れを検定するを便なりとす。即ち法に従ふて手の消毒をなし、一手の示指と中指とを用ひ、大陰唇後端の側方に就き、恥骨弓脚に沿へ、指をして腔内に滑入せしむることなく、骨盤管内に壓入す可し。之れによりて、兒頭の、何れの部に位せるやを認知し得可し。●検査者の手は、左手を用ゆる時は、手掌を右脚に對向せしめ、右側大陰唇部に就きて之れを行ふものとす。

「第四百三十一項」排尿の必要 并にカテーテル送入手法 分娩中は善く排尿せしむるを要す。膀胱若し充滿する時は、反射作用により陣痛微弱を發せしむ。故に若し自から排



尿する事能はざる時は、カテーテルを用ゆ。即ち婦人を仰臥せしめ、臀下に枕子及び受水盤を送入し、兩膝を開かじめ、ネラトソン氏又は金屬性カテーテルを、豫かじめ煮沸消毒して一%リゾール液中に蓄ひ、産婆は規則に従ふて其手を消毒し、産婦の右側に座し、左手の拇指及び示指を用ゑて陰唇を開き、リゾール液に浸せる小綿球を以て尿道口を拂拭し、粘液を去りて清潔となし、金屬性カテーテルなる時は、拇指を以て其外口を塞ぎ、示中二指を以て外端を支持し、始めは鉛直の位置となし、靜かに尿道口に挿入し、漸次にカテーテルを水平の位置となし、尿道彎曲の方向に準じて進入せしめ、約五仙迷に到り、拇指を放ちて外口を開き、尿を流出せしむ。尿、全く漏泄せば、再び拇指によりてカテーテルの外口を塞ぎ、徐ろに外端を擧揚し、鉛直の位置に復し、全く拔去せんことを要す。若し外口を塞がざれば、空氣は不潔物を伴ひて膀胱内に竄入し、膀胱カタルを發せしむるの害あり。●ネラトソン氏カテーテルなる時は、拇指及び示指、中指を用ゑ、末端より五六仙迷の部を把持し、骨盤誘導線の方向に就き、尿道口内に挿入し、膀胱に達せしむ。抜去する際は、二指を以て強くカテーテルを壓し、以て管腔を壓閉すべし。●カテーテルを挿入するに當り、兒頭の壓迫により之れを送入し難きときは、左手の二指を腔内に送り、兒頭を壓上し、其壓迫を免れしむ可し。若し金屬性カテーテルを用ゑ、送入し能はざるときは、細くして硬き英性彈

カテーテルを挿入せんことを要す。而して尙ほ送入し能はざるときは、之れを醫師に託せざる可からず。妄りに強力を用ゆるときは尿道を損傷す可し。

「第四百三十二項」**努責(腹壓)**

開口期に於ては之れを營ましむ可からず。胎胞をして早く破開せしめ、分娩を遅延せしむるの害あり。然れども産出期に在りては、陣痛發作の際、努責するを緊要なりとす。是れ、管に産出を速かならしむるのみならず、陣痛に堪へ易からしむるの益あり。

努責の方法

**努責の方法** 兒頭、深く腔内に下り、將に外陰部に露出せんとすれば、産婦は、自ら努責を發す可し。此際、産婆は、産婦に、其手及び足を他物に固定し、且つ呼吸を停止し、以て努責す可きことを教示す可し。但し、過度に努力せしむることなく、陣痛止めば即ち之れを停止せしむるを要す。若し又努責すること凡そ半時間に至るも、産機進行せざるときは、暫らく休止せしめ、後、更に之れを營ましむるを佳とす。(第三編第三六八項参照)

「第四百三十三項」**便通の注意**

開口期の末期及び産出期に於て、産婦、便意を訴ふるも、決して固に行かむ可からず。否らざれば、胎兒不意に産出し、若くは爲めに甚だしく會陰を裂傷せしむることあり。●蓋し、産出期に於て、頻りに便意を訴



ふるも、**通例**、**兒體**の、**直腸**を壓迫するに基づくものなるが故に、**産婦**を慰諭し、**妄り**に**便通**を試ましむ可からず。

「第四百三十四項」**産婦の飲食物** は通常、之れを欲することなきが故に、**與ふ**ることを要せざれども、**若し**渴ある時は、**水**、**牛乳**、**若くは**稀薄の茶を與ふ可し。但し、**分娩**長時を費すものは、**陣痛**甚しからざるの際、**適宜**に消化し易き食品を取らしめ、**體力**衰憊するの恐あるときは、**葡萄酒**、**肉煮汁**等を飲ましむるを要す。

「第四百三十四項」産婦の飲食物

「第四百三十五項」**體温** 及び**脈搏** は分娩中、毎二時間に之れを検査し、**若し**脈搏甚だ増進するか、又は體温三十八度以上に至ることあらば、**異常**あるの徴候なるが故に、**醫師**の診察を請はしむ可し。●**心音**は毎三十分時に聴診するを要す。

「第四百三十五項」體温及び脈搏

「第四百三十六項」**會陰及び陰唇間の視察** 前項、既に記せるが如く、**兒頭**、**會陰**を膨出せしめ、且つ**陰唇間**に露出(撥露)せば、即ち**會陰保護法**を施さざる可からず。

「第四百三十六項」會陰及び陰唇間の視察

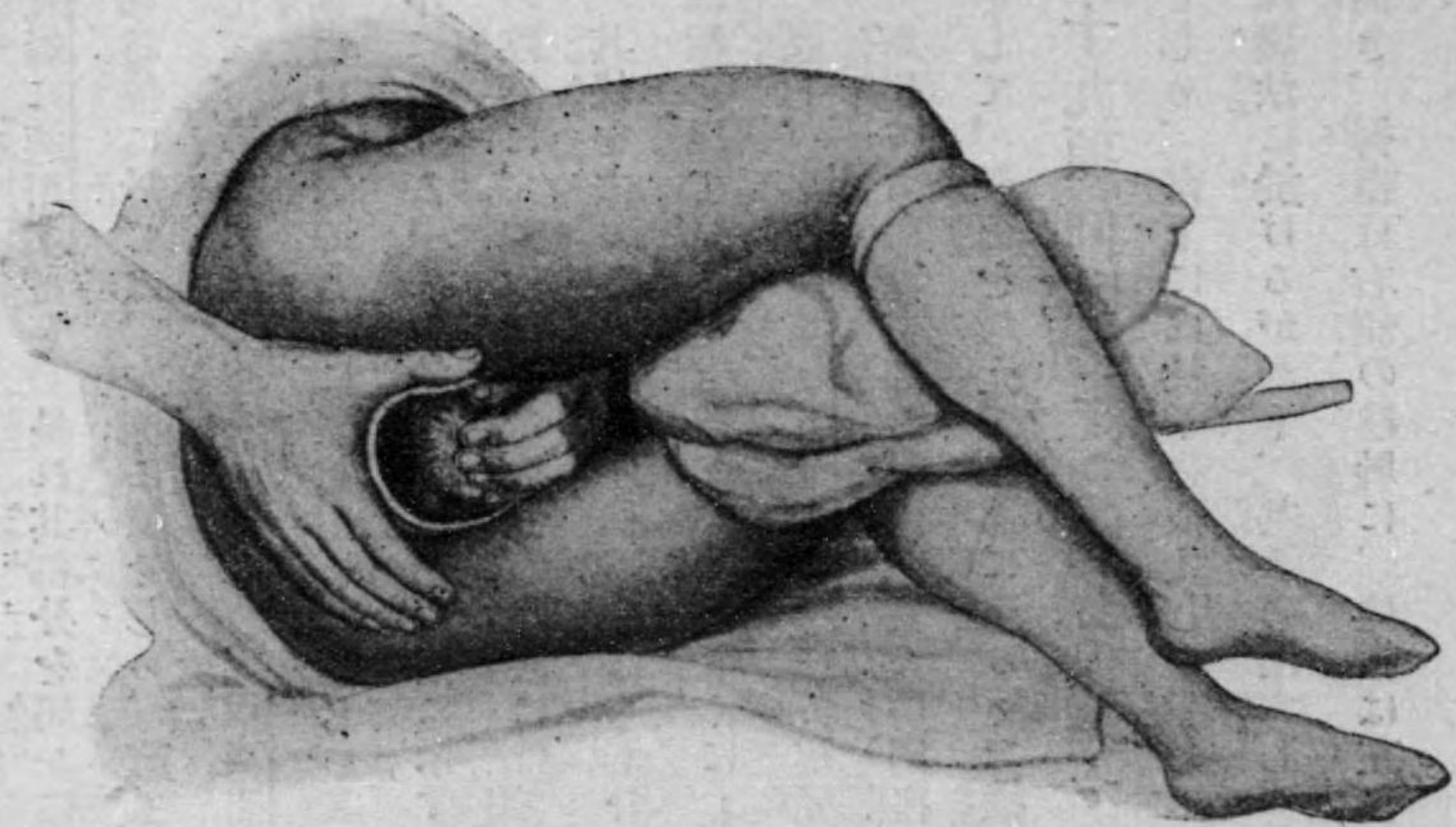
第八百八章 會陰保護法 并に後會陰壓出法

「第四百三十七項」**會陰保護法の理由** **兒頭**、**會陰**を通過して産出するの際、**若し**其通過すること急速なるときは、**大に**會陰を破裂せしむるが故に、之れを防護せざる可からず。而して之れを防護するには、**三個の要旨**あり、「一」**産婦**に適當の**臥位**を與ふること。「二」**兒頭**をして會陰を徐々に通過せしむること。「三」**兩手**を以て會陰を支持すること、是なり。但し、**會陰保護**の際には、**一盤の1%リゾール水**と**脱脂綿**又は**瓦設片**とを備へ、以て**手**及び**肛門部**の消毒用に供す可し。

「第四百三十七項」會陰保護法の理由

會陰保護法に二種あり

第九百廿九圖 圖のるす護保を陰會て於に臥側



會陰保護法に二種あり  
側臥に於てするもの、及び仰臥に於てするものは是れなり。  
「第四百三十八項」**側臥に於て會陰を保護する法** 此法

「第四百三十八項」側臥に於て會陰を保護する法







産婦を安静にし、努責を禁じ、手足に支持せる物品は皆之を除去するを要す。若し此の如くするも、尙ほ努責するものは、急速に深き呼吸を營ましむるを佳とす。

「第四百四十一項」保護す可き時期

會陰保護法を施す可き適當の時期は、會陰部、頗る膨出し、且つ菲薄となり、兒頭の、産出 近きに在るの際に於てす可し。早きに失するときは、兒頭の前進を妨げ、且つ會陰部の十分に延長するを妨害す可し。但し、初産婦に於ては經産婦に比するに稍 早く保護するを佳とす。●凡て、保護を要す可き時期に近かは、手及び其他の準備を整ひ、直ちに施術し得べからしむるを要す。

「第四百四十二項」後會陰壓出法

は若し、兒頭 深く腔内に下り、而して其露出するに至るまで、久しく時間を費やし爲めに、羊水中に胎尿を混するか、又は心音緩慢となるが如き、胎兒 危険の徴を發するに當り、容易に産出せざるときは、即ち兒頭の後會陰壓出法を行はざる可らず。此の如き場合に於ては、會陰部、球狀に膨出し、尾骶骨の尖端と肛門との間、若くは稍、其側部に於て、薄き皮膚を隔て、兒の前額及び上、下顎の存するを觸知し得可し。依て、産婦を側臥に就かしめ、而して第一頭蓋位に於ては左側臥、第二頭蓋位に在りては右側臥を與へ、手を尾骶骨と肛門との中間に貼し、陣痛時 又は陣痛休憩時に於て、顔面を壓出す可し。此際、一手を兒頭に加へ、其

急劇の産出を豫防し、以て可及的、會陰を損傷せざらしめんことを務むるを要す。

第百九章 軀幹 産出時の處置

「第四百四十三項」兒頭、産出後の狀況 及び肩胛産出の處置 兒頭、既に産

「第四百四十三項」兒頭、産出後の狀況 及び肩胛産出の處置

出し、兒體 未だ出ざるに先ち、多くは呼吸を發し、稀れには啼泣することあり。此際、小兒の口、鼻、眼瞼に粘液の附着せるものなるが故に、注意して綿花を以て拂拭し、次回の陣痛を待つ可し。但し、眼瞼は外眥より内眥に及ばずを法とす。又、兒の頸部を探り臍帶纏絡の有無を試み、若し之れ有らば、臍帶を軽く牽きて之れを解除せんことを要す。此の如くにして二三分間を経るも、尙ほ陣痛 起らざるときは、子宮底を環狀に摩擦して陣痛を喚起し且つ産婦に努責せしむ。此の如くにして、一手を以て會陰を保護し、他手を以て兒の後頭及び下顎に沿ひて兒頭を把持し、先づ會陰の方に導き、前方の肩胛を恥骨弓下に産出せしめ次に兒頭を恥骨の方に推進し、以て會陰の方に位せる肩胛を脱出せしむ可し。此際、會陰保護を等閑にする時は、新たに會陰を破裂せしめ、又は小破裂をして増大せしむることあり。

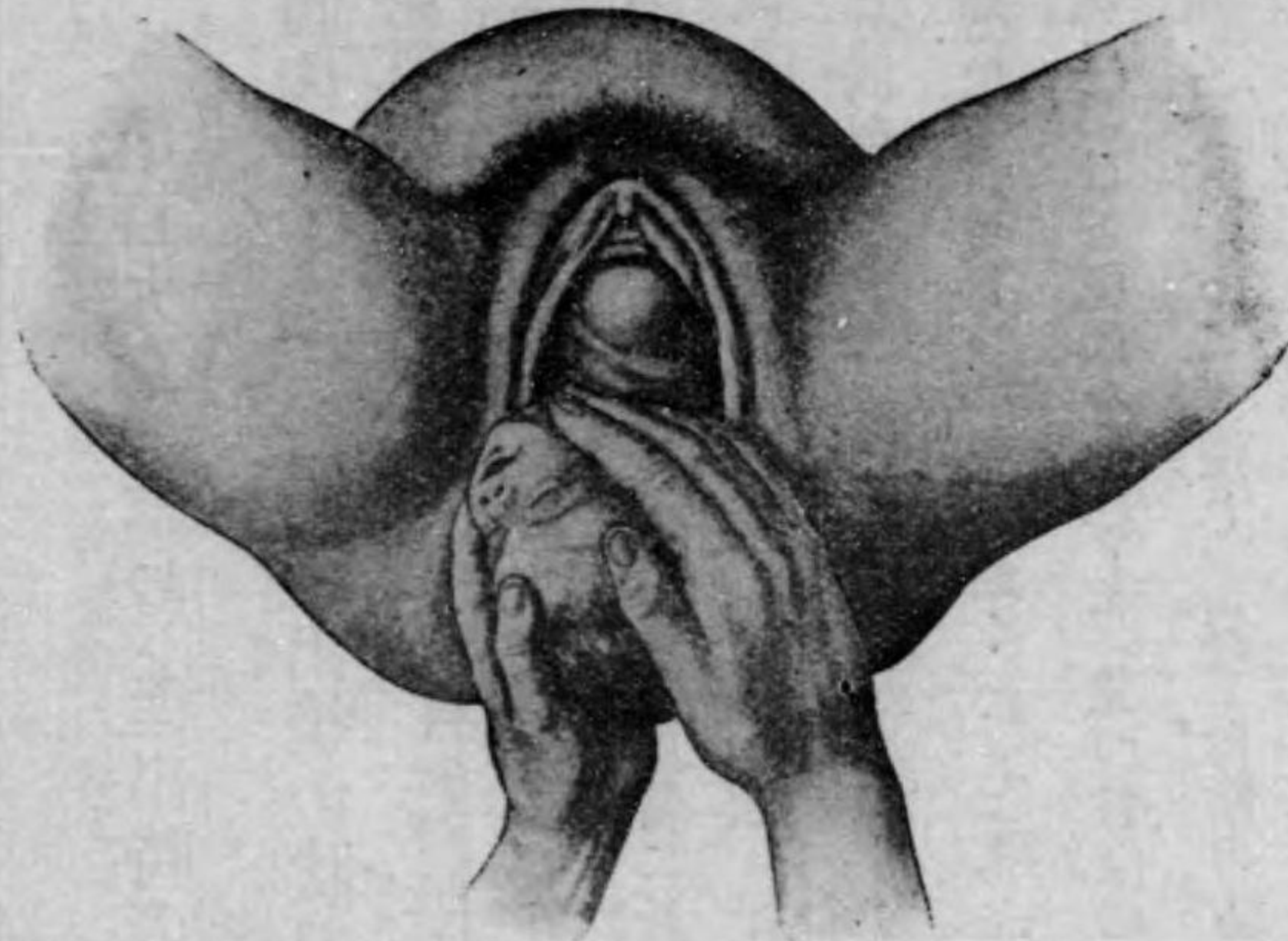
「第四百四十四項」肩胛の挽出

兒頭、産出するも、肩胛、尙ほ骨盤内に在りて産出せず、兒の顔面、チアノーゼを呈し、小兒、危険の徴を現はさば、肩胛の産出を助けざる可

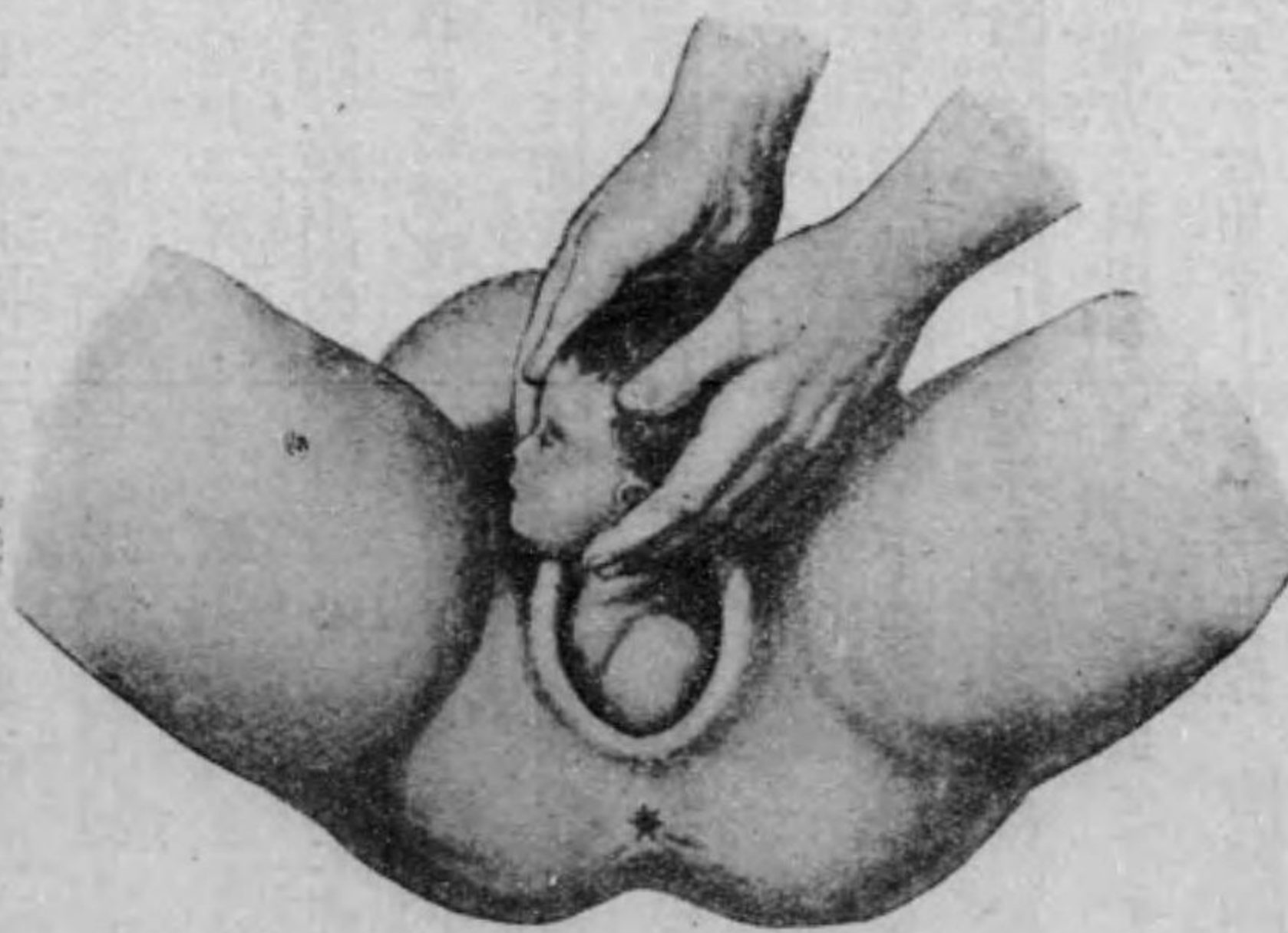


からず、即ち第百卅一圖及び第百卅二圖に示すが如く、兩手を以て兒頭を把持し、初めは會陰の方に壓し、前方の肩胛を恥骨弓下に出だし、次に前方に引きて、後方の肩胛を會陰より

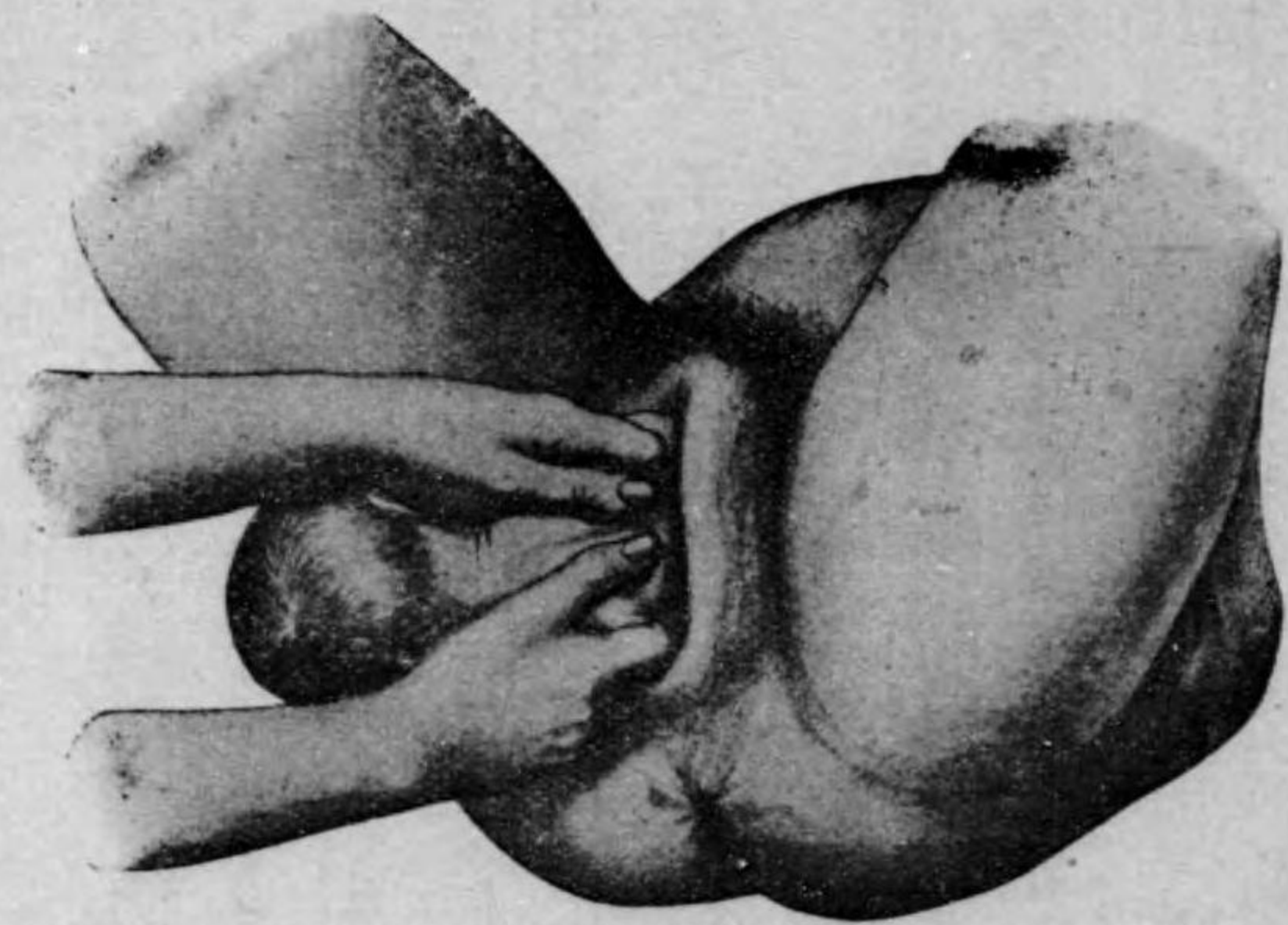
第百卅一圖 兒頭を下壓して前在肩胛を産出せしむ



第百卅二圖 兒頭を上舉して後在肩胛を産出せしむ



第百卅三圖 肩胛を執り胎兒を挽出す



脱出せしむ。若し此の如くするも、肩胛尚ほ産出せざる時は、一手の示指を兒背より後方の腋下に掛け、後方に引きて、前肩を恥骨弓下に出だし、次で前上方に導ぎ、後方の肩胛を脱出せしむ。而して尚ほ其の目的を達せざるとあれば、第百卅三圖に示すが如く、更に一手の示指を前方の腋下に掛け、兩拇指を背椎上に置き、先づ前方の肩胛を出だし、後ち後方の肩胛を脱出せしむ。●凡そ兒體を挽出するには、兒頭を把持して強く牽引すべからず。是れ、頸筋及び脊髓を傷くるこ

「第四百四十五項」頸部・臍帶纏絡の處置

「第四百四十五項」頸部・臍帶纏絡の處置

第百九章 經産出時の處置



には、肩胛の稍、産出するに及び、軽く其兩端を牽き試みて之を緩め、頭部を廻らして胸面に送り、以て絡纏を脱せしむ可し。若し又、其纏絡すること緊密にして脱し難きことあらば、先づ二個の繫結をなすか、又は二個のコッヘル氏止血鉗子を以て挾鉗し、其中間を切り離し、直ちに軀幹を産出せしむ可し。

「第四百四十六項」見體全く娩出すれば

側臥せる産婦は靜かに仰臥せしめ、小兒は臍帶を牽引、若くは壓迫することなく、母の兩脚間に置き、温め且つ清潔なる襦袢を以て身體を被ひ、顔面を自由ならしめ、大凡五分間にして臍帶の搏動止むを待ち、之れを切離するに至る可し。若し小兒の假死に陥れるものに在りては、直ちに臍帶を結紮切離し、以て人工呼吸法を施さざる可からず。●小兒産出し、臍帶を切離するに至るの間、手を産婦の腹上に貼し、子宮收縮の状を検し、且つ、或は尙ほ一胎兒の存することなきやを検知す可し。

小兒、若し直ちに聲を發して啼泣せざる

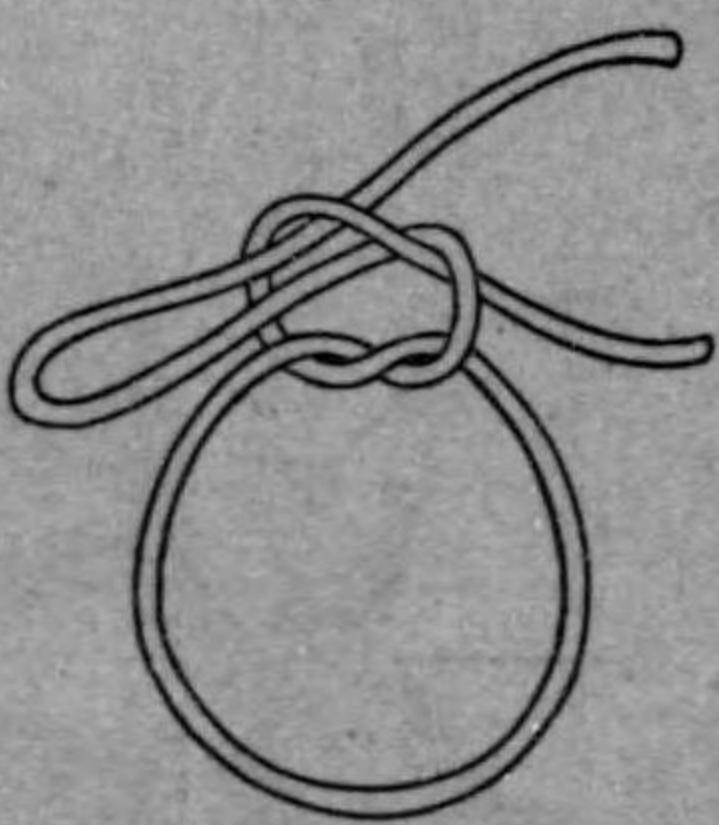
は手を以て、軽く兒の臀部又は心下部を打ち、若くは冷水を此部に灌ぐ可し。

第一百十章 臍帶切離法

「第四百四十六項」臍帶結紮の時期及び方法

小兒産出し、二三分若くは五分間、時としては十分時間を経るときは、臍帶の搏動漸く微弱となり、終に止むに至る。而して呼吸活潑なるときは臍帶搏動の止むこと從て速かなる者なり。既に臍帶の搏動止めば、之れを結紮す可し。即ち小兒の臍を隔つること三指横徑にして、長さ二十仙迷を有する結紮

第四百三十三圖 臍帶結紮の節



紐若くは綿燃絲を以て第百卅四圖に示すが如き結節を造り、緊しく第一の結紮を施し、次に第一結紮より、更に三指横徑を隔て第二の結紮を行ひ、臍帶剪刀を取りて兩結紮の中央を切離す可し。此際、一手を以て剪刀を覆ひ、誤て兒の手足を傷つること

二の結紮を施す所以は、出血の爲めに妄りに床上を不潔ならしむるを防ぎ、又は胎盤より流出する血液を防止し、胎盤を軟かならしめずして剝離を容易にし、且つ若し雙胎なるときは、第二兒の血液を失はざらしむるの要あるものとす。●第一結紮は入浴の後、改めて緊しく結紮するを要す。(第四百四十九項参照)

「第四百四十七項」既にして臍帶を切離し終らば、温かに小兒を包被し、之れを

「第四百四十七項」既にして臍帶を切離し終らば



「第四百四十六項」  
六項「兒體全  
く娩出すれば

小兒、若し直  
ちに聲を發し  
て啼泣せざる  
とき

第三百九章 軀幹產出時の處置  
三〇〇  
には、肩胛の稍、產出するに及び、輕く其兩端を牽き試みて之れを緩め、頭部を廻らして胸面に送り、以て絡纏を脱せしむ可し。若し又、其絡纏すること緊密にして脱し難きことあらば、先づ二個の紮結をなすか、又は二個の「コッヘル氏止血鉗子」を以て挾鉗し、其中間を切り離し、直ちに軀幹を產出せしむ可し。

「第四百四十六項」兒體、全く娩出すれば 側臥せる産婦は靜かに仰臥せしめ、小兒は臍帶を牽引、若くは壓迫することなく、母の兩脚間に置き、温め且つ清潔なる襪襪を以て身體を被ひ、顔面を自由ならしめ、大凡五分間にして臍帶の搏動止むを待ち、之れを切離するに至る可し。若し小兒の假死に陥れるものに在りては、直ちに臍帶を結紮切離し、以て人工呼吸法を施さざる可からず。●小兒產出し、臍帶を切離するに至るの間、手を産婦の腹上に貼し、子宮收縮の狀を検し、且つ、或は尙ほ一胎兒の存することなきやを検知す可し。

小兒若し直ちに聲を發して啼泣せざるるときは手を以て、輕く兒の臀部又は心下部を打ち、若くは冷水を此部に灌ぐ可し。

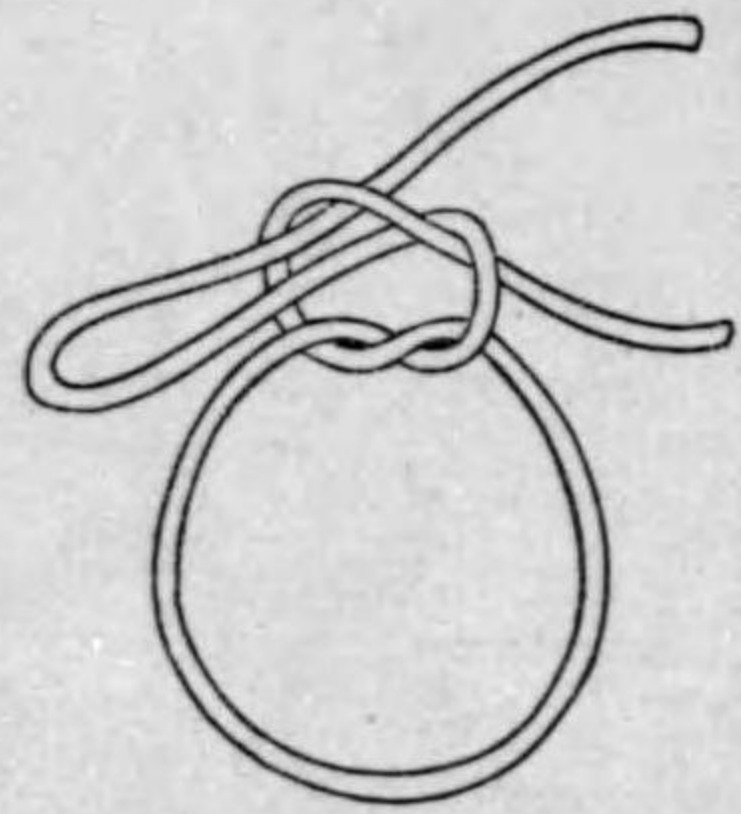
第一百十章 臍帶切離法

「第四百四十六項」  
六項「臍帶結  
紮の時期及び  
方法

「第四百四十七項」  
七項「臍帶を切  
離し終らば

「第四百四十六項」臍帶結紮の時期及び方法 小兒產出し、二三十分若くは五分間、時としては十分時間を経るときは、臍帶の搏動漸く微弱となり、終に止むに至る。而して呼吸活潑なるときは臍帶搏動の止むこと從て速かなる者なり。既に臍帶の搏動止めば、之れを結紮す可し。即ち小兒の臍を隔つること三指横徑にして、長さ二十仙迷を有する結紮

第三百四十四圖 臍帶結紮節の圖



二の結紮を施す所以は、出血の爲めに妄りに床上を不潔ならしむるを防ぎ、又は胎盤より流出する血液を防止し、胎盤を軟かならしめずして剝離を容易にし、且つ若し雙胎なるときは、第二兒の血液を失はざらしむるの要あるものとす。●第一結紮は入浴の後、改めて緊しく結紮するを要す。(第四百四十九項参照)

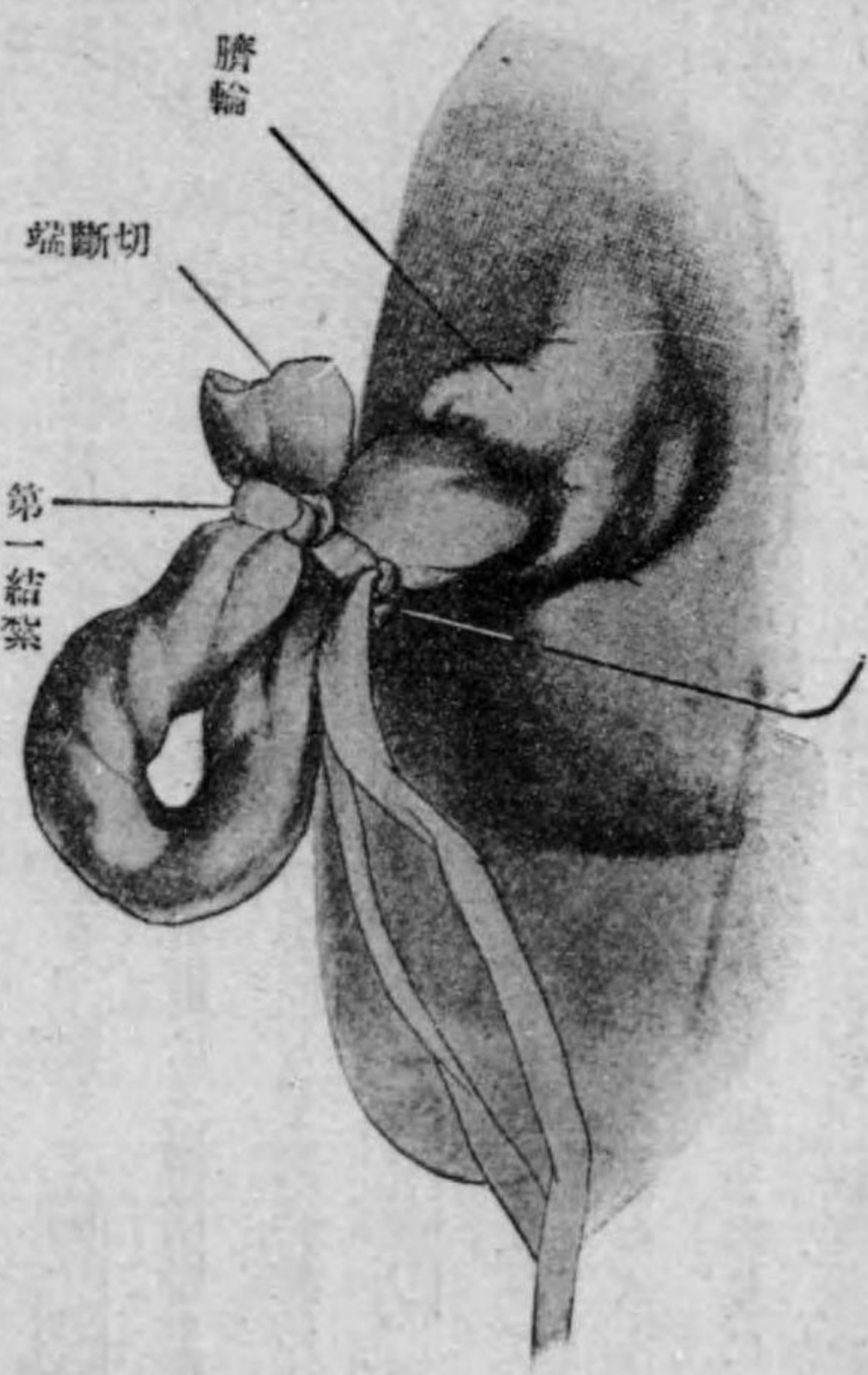
「第四百四十七項」既にして臍帶を切離し終らば 温かに小兒を包被し、之れを



傍に置き、若くは介者に渡し、産婆は違あるごとに、子宮の状態に注意し、手を腹上に置き、其弛緩することなきやを觸知す可し。

第二結紮

第百卅五圖 嚴重なる臍帶結紮の圖



も一層、確實ならんことを望むは人の情として必らず免る可からざる所なり。結紮を確實ならしめんが爲めに、護膜紐を用ゆる時は飽まで血管を壓閉せしむるが故に、出血の虞れなしと雖も、材料の煩はしきが爲め、二重結紮を用ゆるを良とす。即ち第一結紮を、臍部を去ると一手横徑となし、結紮紐を長くせしめ、入浴終れるの後、第百卅五圖に示すが如く、斷端を縮係となし臍部の附近に更に緊しく結紮を營むに在りとす。

第百十一章 後産期の處置

●確實なる臍帶結紮法

臍帶の第一結紮は、入浴の後更に緊しく結紮を施す時は、臍帶出血を發するの虞れなしと雖も、然れども、注意の足らざるが爲めに、時としては臍帶出血の爲め、小兒を危險に陥らしむることなきにあらす。一たび此危險の經驗を有せるものは、確實なるが上に

「第四百四十八項」小兒産出後の處置 既に後産期に至れば子宮は變小し硬固となり胎盤は漸次に下降し、從て臍帶も亦進出する者なるが故に、善く之に注意す可し。即ち前章中に述ぶるが如く、手を腹上に貼して子宮の状態を検し、且つ臍帶を徐かに引きて、其の何れの部に至る迄で産出せるやを記憶し、(臍帶結紮紐を以て、臍帶の會陰に當れる部に假結紮を施し、目印しとなすを便なりとす) 以て爾後の比較に供す可し、而して他に異常なき時は子宮を摩擦し若くは胎盤を牽出する等の事を試む可からず。然れども、若し子宮柔軟となり變小すると無き時は、腹上より輪狀に摩擦し、之れを收縮せしむるを要す。其他、外陰部の下方には消毒性布巾を抵て、以て出血の多少を検す可し。子宮善く收縮するの際出血あるものは、産道の損傷に基くものなり。(出血に就きては、異常分娩中に詳説す) 而して異常の出血なきものは、新らしく清潔なる敷布を臀下に挿入して濕潤を避けしめ、脚を伸して温かに臥せしむ可し。

「第四百四十九項」後産々出前、小兒の處置 小兒、既に産出し、子宮善く收縮し出血、其他の異常なく、産婦安靜なるものに在りては、小兒を第一回の温浴に入らしむ可し但し、此間、絶えず産婦の顔貌、状態に注意し、産婦、出血あるか、又は異常を感ずることあらば直ちに告知せしむ可く、且つ便宜を計り、時々子宮の狀を觸知せんことを要す。若し適



當の助手ある時は、小兒の處置を之に委ね、産婆は専ら産婦の處置を爲す可きものとす。而して小兒の温浴に就きては、後章初生兒看護法中に記せる所の方法により、善く注意して之を行ひ、小兒の眼は浴湯を觸れしむることなく、清水を一器に盛り、綿花を以て拭淨す可し。臍帶結紮は縮係を引き解きて、更に堅く結紮をなし、出血を豫防せんことを要す。斯の如くにして、式に従ひ、臍帶を施し、衣服を纏はしめ、初生兒眼炎の豫防法を行ふ可きものとす。

「第四百五十一項」初生兒眼炎の豫防法  
クレイデ氏法

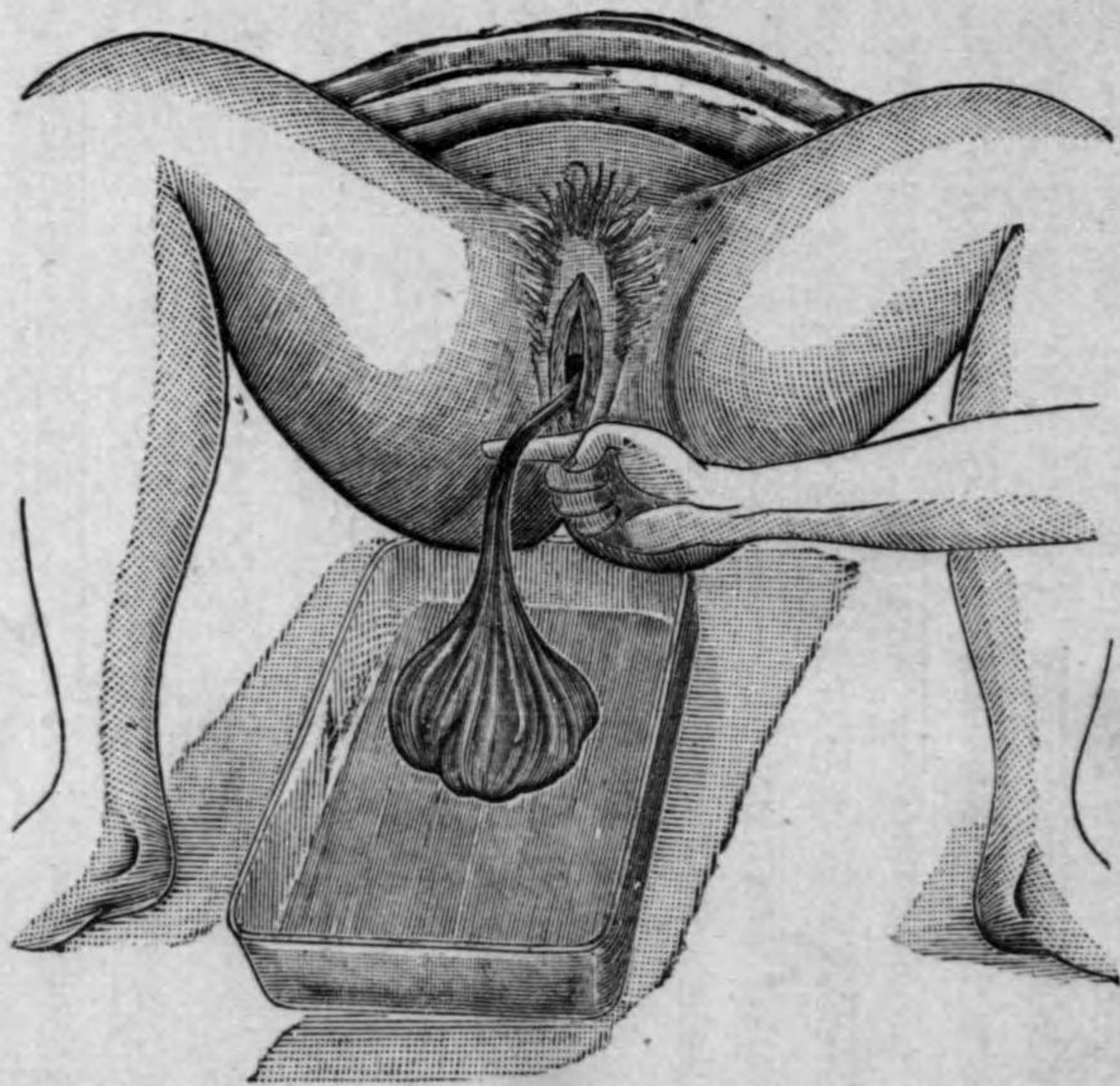
「第四百五十一項」初生兒眼炎の豫防法(クレイデ氏法) 初生兒眼炎の豫防法として、1%硝酸銀水を點眼せんことを要す。即ち清潔なる右手の拇指及び示指を用ひ、兒の各一眼に就き、上下眼瞼を開き、點眼瓶を取り、硝酸銀水の各一滴を眼裂内に滴下す可し。而して硝酸銀は食鹽と化合し、帶青白色の液をなして内眥の部に集まるが故に、煮沸を経たる温湯を清潔なる綿花に浸して之れを拭去し次に、同じく乾燥せる綿花により拂拭す可し。或は生理的食鹽水を綿花に浸し拭去するも亦可なり。

「第四百五十一項」胎盤の娩出及び卵膜の娩出法

「第四百五十一項」胎盤の娩出及び卵膜の娩出法 胎盤は通例、小兒娩出後、約廿分を経れば、後産期陣痛により剝離し、子宮内を出づるものなるが故に、産婦は陣痛を訴え、且つ骨盤内容物の下降するが如き感を訴ふ。此の如くなれば則ち努責を命じ、胎盤の産出を助けしむ可し。而して此際、豫かじめ臀下に小枕子と受水盤とを挿入し、胎盤を受容

第百卅六圖 高橋式後産處置法

一指下垂せ卵膜に掛之れを抽出す



らしむ可しと稱すと雖ども、是れ敢て然るにあらず。故に卵膜の轉換を行ふことなく、消毒せ

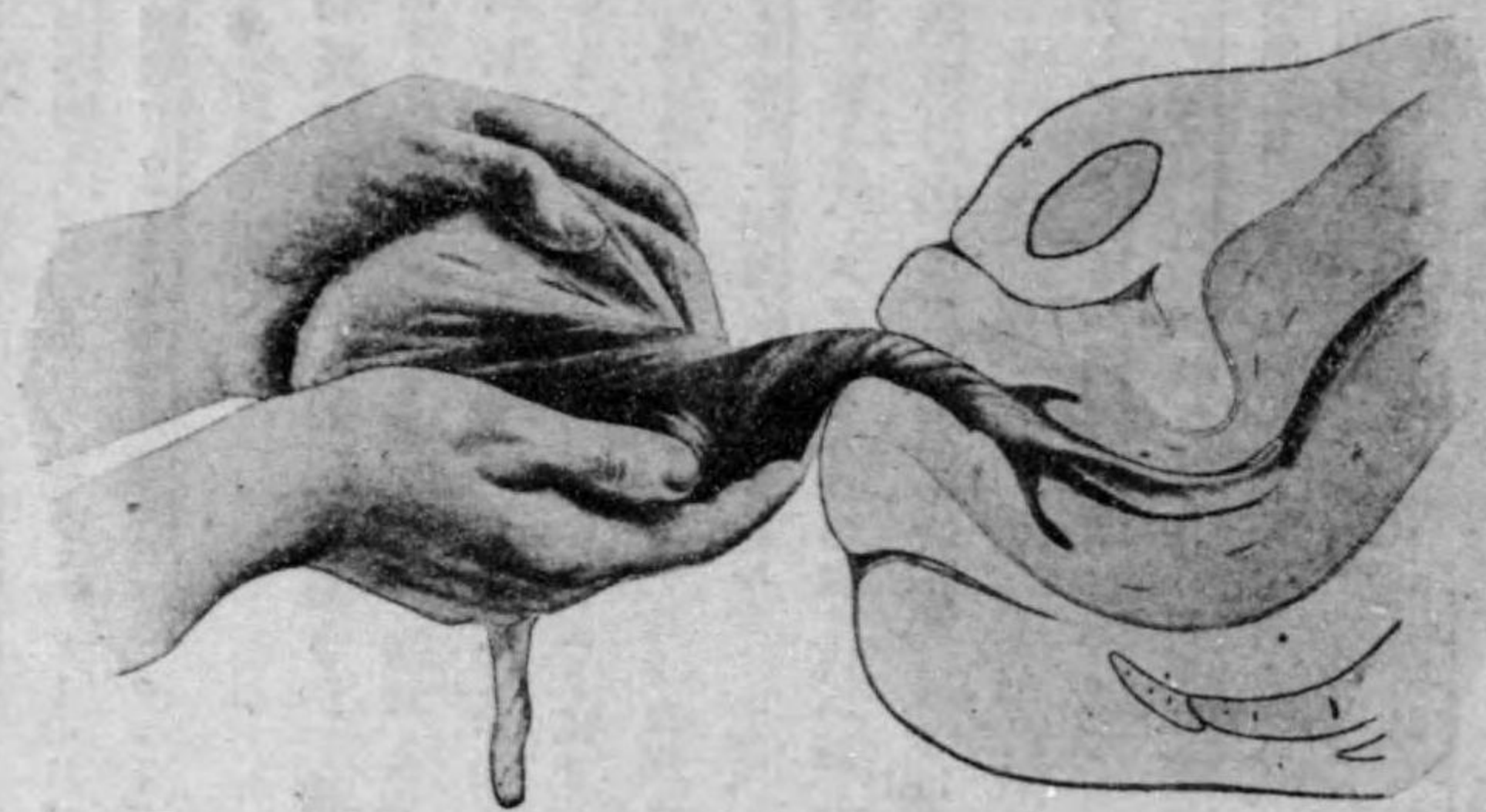
せしむるを便なりとす。●胎盤 既に娩出すれば、卵膜も亦直ちに産出することあり。と雖ども、通例は、卵膜の一部、尙ほ子宮内に附着し連繋するが故に、之れを抽出せざる可からず。而して從來、此の如き場合に於て、兩手に胎盤を把持し、數回轉換し、卵膜を索状となし斷裂し難か



右手の示指を、會陰部を超えて垂下する卵膜に掛け、上方に向ふて舉上し、緩和に、産道内に存する卵膜片を抽出すべし。(第百卅六圖)若し抵抗強く、容易に抽出する能はざる時は子宮の前屈により、其屈折部に卵膜の挾鉗せらるゝに因るとあるが故に、一手を以て子宮體を舉上し、其前屈を矯め、以て卵膜の容易に抽出せらるゝかを試む可し。●但し、卵膜の固着により、到底、断裂を免るゝと能はざるを知らば、臍帯結紮紐を以て、陰部の直前に卵膜を結紮し、胎盤端を切離し、消毒法を嚴にし、之を放置す可し。約十二時間を経過すれば、容易く抽出し得るものとす。若し容易に抽出する能ざるか、又は断裂遺殘せる時は、醫師の診察を求めんことを要す。

●卵膜の轉換に就き ステッケル氏曰ク、會陰を越え下降せる胎盤の重量により、卵膜は共に牽引せられ、直ちに牽出せらるゝ事屢、之れあり。……胎盤は便器に受容せられつゝ、卵膜に懸垂せらるゝが如き觀を呈すること頗る多し。此際婦人をして、脚を引き立てしめ、臀部を高舉せしむるを良とす。然るときは、遊離せる胎盤は自己の重量によりて、卵膜を全然牽出するに至る可し。……胎盤を兩手に把り、卵膜を細き索状なる迄で轉換し牽出するの法は、普通に用ゐらるゝ所なれども、此際、屢々卵膜の裂開に遭遇すること必然なり。若し卵膜の裂開せるを見れば、轉換及び牽引を止め、動脈鑷子を以て、裂開部の外陰部端を挾鉗し、甚だ注意して、牽出し得可き方向に之れを導き、第二の鉗子を以て、第一鉗子の上方を挾鉗し、甚だ軽く牽引し、卵膜殘片をして、遂に全く細細となり終るに至らしむ可し。氏は又曰ク

第百卅七圖 普通に用ゐらる卵膜轉換法



(ケッテスル氏曰く屢々卵膜の裂開に遭遇する必然なり)

○後産期の處置は種々の變遷を経たり十九世紀の末に至るまでは、臍帯を牽引し、若し牽出し能はざる時は、他手を臍帯に沿ふて送入し、胎盤を把持し、双合牽引法によりて牽出せり。此牽引法は、臍帯を牽引するものなるが故に、力を全胎盤に及ぼすこと能はずして、局所性剝離をなすが、又は、屢々臍帯の断裂を致すのみならず、内手術により、最も危険なる産褥性傳染症を發すること極めて容易なるものなり。千八百五十三年クレイデ氏がライプツヒ市に於て、始めて胎盤壓出法を施こせるは、不滅の効績たり。氏は、概して、直ちに一種の方法により壓出法を施せしが、其の門下生アールフェルド氏及びドルン氏は、最初に之れに反對し、今日總ての産科醫は其反對を是認せるものなり。即ちクレイデ氏は、今日、吾人が既に剝離せる胎盤を壓出するが如くならずして、分娩直後、子宮に固着せる胎盤を剝離し、壓出せしむ可しとせり。此法は早きに失し、屢々重症無力性出血を發するが故に不可なり。而して之れに反對し、一時極端の詩期的方式なるもの出で來り、胎盤に對し施術せざるを以て通則となし、異常なき場合に於ては、自然的の産出に委し、假び一二日に亘るも之れを



放任したり。此待期の時間は漸次に短縮せられ、二時間となり、遂には三十分となり。但し胎盤の剝離せるや否やを知り、且つ之れを認定し得るものに在りては、固より何等、時間の規定をなすことを要せず。若し胎盤の剝離せることを充分に確知せば、クレデー氏壓出法を施し得可きものとす。(以上ステッケル氏 Stöckel 産科學 千九百廿年)

●卵膜は何が故に裂開し易きか 著者 高橋曰く、ステッケル氏の言の如く、卵膜を轉振すれば、裂開することあるは免る可からず。普國産婆教科書の如きは「牽引を施すことなくして、後産を數回緩和に轉振し、其脱出を容易ならしむ可し」と云ふも、轉振なるものは、長さを短縮せしむるの法にして、強力の牽引法なり。固きコルクは、單にコルク抜きをのみによりて抽出するを得可し。牽引なきの轉振なるものは、理に於て之れ有る可からず。且つ卵膜なるものは、轉振して索状となせば、強固にして斷裂し難きも、廣く子宮内に固着し、尙ほ片状をなすの部、即ち其兩側縁に當れる部分は、卵膜の脆弱なる本性として、甚だ裂開し易きは、ステッケル氏の説く所の如し。故に轉振すれば斷裂せずとなすは甚だ不當なる考案なりとす。

●卵膜の弱度。著者の試験。(大正八年、大日本婦人科學會雜誌、第十四卷)によるに、卵膜は頗る脆弱なるものにして、幅一仙迷の卵膜片は、之を牽引し試みるに一二、八瓦乃至三七五、九瓦の重さによりて斷裂し、稍厚き新聞紙は七五二瓦乃至一、二八瓦の重量に至るまで耐ゆることを得。故に卵膜は、新聞紙の二三分一以下の強さにして、粗悪脆弱なる廣告用紙の強度を有するに過ぎず。故に卵膜なるものは、極めて裂開し易きものなるを知らざる可からず。

●胎胞の破開す可き壓力 はコッヘル、ダンカン諸氏の検査によるに、二乃至五基瓦、又は七乃至十七基瓦の差異ありとす。今、平均の破開す可き壓力を十基瓦と看做し、子宮口の全開大を十仙迷となす時は由一仙迷、長さ十仙迷の卵膜は、千二百五十瓦の壓力に耐ゆるの計算となり、頗る強靱なるの觀ありと雖ども分娩の際には、子宮口開大すと雖ども、尙ほ腔壁、其他の軟部産道により支持せらるゝ所あるが故に、頗る強度

の壓力に耐ゆるに至るものとす。

●卵膜及び胎盤片の遺殘 ステッケル氏曰く「卵膜の全部若くは其大部分を缺損する時は、卵膜の、子宮口内より懸垂せるか、又は單純の牽引により容易く除去し得るかを檢知す可し。之れを觸知することなきか、又は卵膜の一小部分の缺損に止まる時は、之れを除去せんことを企つることなく、子宮の、之れを排除するに任せ、エルゴチンを以て其作用を補助せしむ可し。○胎盤片の遺殘せるものは、卵膜片の遺殘と解剖上に異なるが如く、臨床上に於て大に異れり。甲は、子宮壁と有機的の結合を有し、之れより持續的に營養せらるるが故に、最重症なる産褥性出血と、産褥性傳染症の原因をなす可し。之れに反し、卵膜は、子宮内に於て異物たり子宮と有機性の結合を有せず。緩く之れと連繫し、間もなく子宮腔内に脱落し、惡露の爲めに軟化せられ、速かに其内に殖繁する所の腐敗性細菌によりて、一部溶解に歸し、通例、産褥の第一週中に排除せらるゝものとす。云々。●著者 高橋の見所を以てすれば、卵膜片又は凝血塊と雖ども、子宮内に遺殘せしむるは、決して安全の途にあらず。單に腐敗性細菌のみならず、時としては有毒性細菌も亦速かに茲に繁殖するとなしと云ふ可からず。且つ腔内に於ては、常に有毒性細菌に煩する幾多の細菌あり。故に分娩後、良好なる營養物を得れば、毒力を回復し、猛烈なる侵襲性を現はさずと云ふこと能はず。潜伏性淋菌に在りては、分娩後常に此の如き「再發現象」を發することあるを見る。是を以て、寧ろ良好の培養基たる卵膜、凝血等を遺存せしめざるを以て、安全となす可し。従來、我日本の産科界に於ては、消毒法なるもの殆んど絶無にして、習慣的に甚だ子宮内の凝血、即ち「古血の滯り」なるものを忌み、而して極めて大膽の子宮内手術を施行すること甚だ多かりき。然るに實際上には、産褥熱の發生頗る少なし。故に著者は、一定の消毒法を行ふに當りては、子宮内の手術は敢て甚だ之れを恐れず。却て、大に「卵膜の大片、又は凝血塊の遺殘」を恐る。故に常に此方針によりて處置をなし實地經驗上、産褥熱に遭遇すること極めて少なきを見るなり。



「第四百五十二項」胎盤産出に伴ふ子宮底の位置

「第四百五十二項」胎盤産出に伴ふ子宮底の位置 小兒娩出すれば、子宮底は臍部の高さに位す。而して後陣痛により、凡そ廿分時を費やし、胎盤剝離し、子宮腔を出づる時は、子宮は多く右側に傾きて上昇し、臍上四指横徑の高さに至り、時としては肋骨弓に達することあり。此際、子宮は狭小となり、其底、扁平、隅角を示すを見る可し。胎盤全く娩出すれば、子宮底は概ね臍と恥骨縫際の間位に位置するものとす。

「第四百五十三項」胎盤剝離するも、尙娩出せざるころあり

「第四百五十三項」胎盤剝離するも、尙娩出せざるころあり 胎盤既に子宮内を出づるも、子宮頸及び腔穹窿部は廣潤なる内腔をなすを以て、胎盤此部に止まり、娩出せざるころあり。此の如き場合に於ては、次の徴候を呈す。

- 一、子宮底を把握し試むるに、頗る變小し且つ扁平となり、子宮底は扁平性の隅角を形成せるを知る。
- 二、耻骨縫際上に、稍、膨隆を呈せるを見る。
- 三、子宮體を腹壁上より上方に壓上するに、臍帶、腔内に退却せず。●胎盤尙ほ子宮内に在れば、臍帶は子宮に伴ふて上昇す。
- 四、腹壁上より手を子宮の後側に送り、強く子宮を前屈せしむるに、胎盤の、下降せるものに在りては、臍帶の腔内に退却せざるころ前項に同じ。

五、臍帶は小兒娩出後の標記せる部分(第四四八項)より、十二乃至十六仙迷進出せるを見る可し。

以上の徴候により、胎盤既に子宮内を出で、産婦の努責により産出せざる時は、壓出法を施さざる可からず。

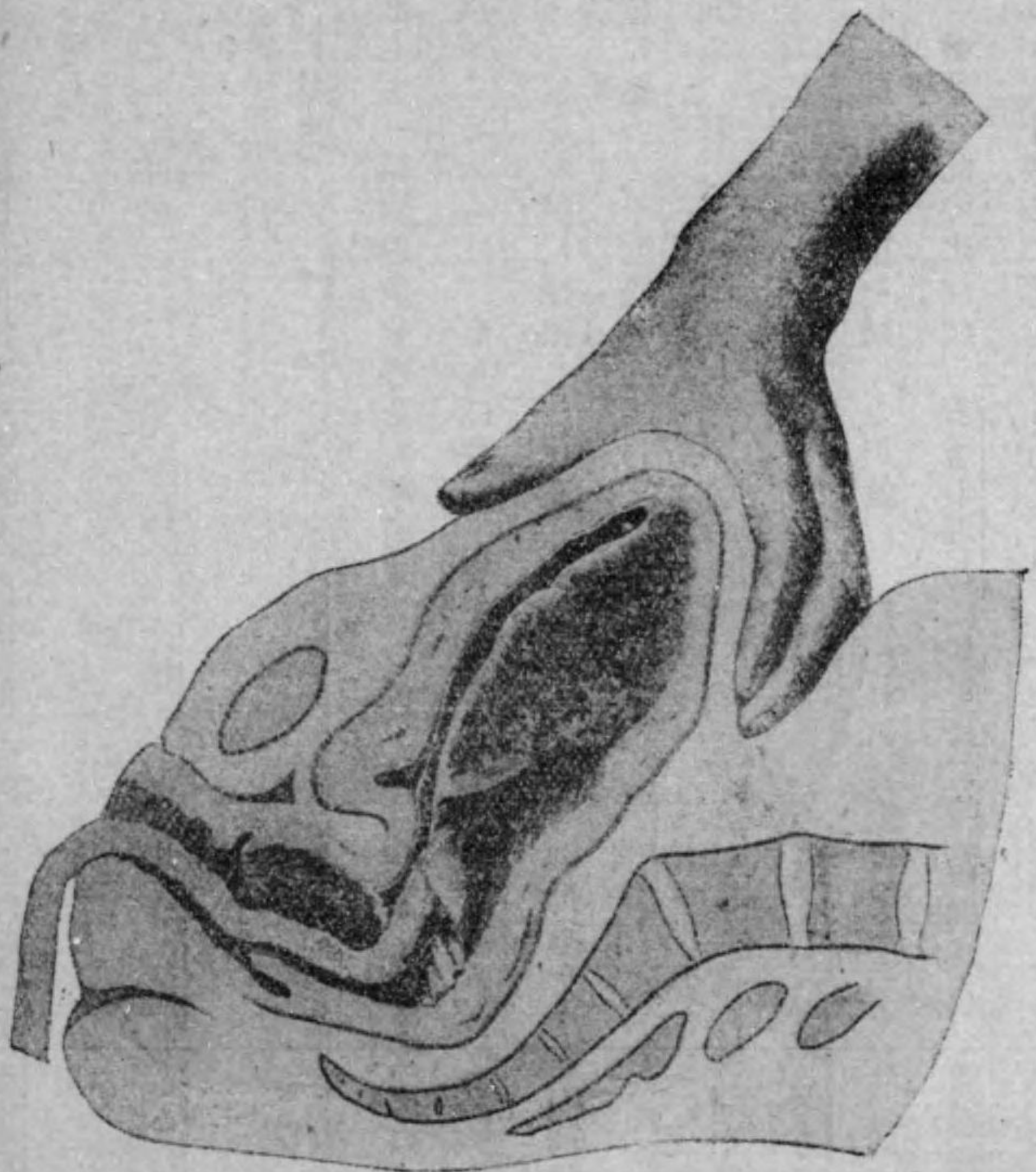
「第四百五十四項」クレイデ氏胎盤壓出法

「第四百五十四項」クレイデ氏胎盤壓出法 小兒娩出後、胎盤既に剝離し、子宮内を出で、而して一時間以上を経るも産出せざるが、又は胎盤尙子宮内に止まるも、異常の出血を現はすことあらば、直ちにクレイデ氏法により、胎盤を壓出せざる可からず。即ち先づ腹上より子宮を輪狀に摩擦し、陣痛起るに乘じ、一手の拇指を子宮の前壁に抵て、四指を子宮の後壁に送りて子宮底を把握し、以て子宮を骨盤内に壓す可し。之れをクレイデ氏胎盤壓出法と云ふ。若し、一回にして壓出の目的を達せざる時は、次の陣痛を待ち、反復して胎盤の産出するに至る可し。但し、膀胱充盈するか、又は子宮の位置側方に偏倚するが如きことある時は、胎盤の産出を妨ぐるが故に、豫かじめ其位置を正しくし、又は排尿を行はんことを要す。●凡そ此壓出法は、普通の場合に於ては、胎盤剝離し、導尿管内(收縮輪以下の産道を云ふ)に下れる際に行ふ可し。若し尙ほ胎盤附着せるものに、強て之れを行ふ時は、胎盤、卵膜の断裂を起し、後出血を發せしめ、若くは却て子宮頸の痙攣を誘起せしむる



第百十一章 後産期の處置  
の害あるとあり。此故に、小兒娩出後、二時間を経、胎盤壓出せらるるとなく且つ、導通管

第百卅八圖  
レデー氏胎盤壓出法の圖



中に下降せるの微なき者は、出血を現はすとなきも、醫師の診察を乞はしむ可きものとす。

●最初のクレデー氏胎盤壓出法 小兒娩出後、三、四回の陣痛發作ある時は、直ちに之れを施せしものなれども、前文既に記せるが如く、實驗上、其成績不良なるものあるが故に、之れを改善し、現今普れく行は、るが如く、三十分以上を経、胎盤は既に剝離し、導通管内に下れるのに行ふ可きものとされり。即ち、改良クレデー氏壓出法なりとす。

「第四百五十五項」後産の検査 後産産出すれば、平滑なる胎兒面を掌上に載せ、卵膜を下方に垂下せしめ、以て胎盤に缺損なきや并に卵膜の大部を亡失せることなきや、否やを検知す可し。若し缺亡せる部分あるを見れば、直ちに醫師の來診を乞はんことを要す。又、後産は時として醫の検査を要することあるにより、凡て異常あるものは之れを保存し、加之正規なるものと雖も、其排出後、二時間を経るにあらざれば、之れを棄て去る可からず。●時としては、胎盤、完全に産出するも、副胎盤ありて遺残することありとす。

●後産を精密に検査するの法 胎盤は通例、胎兒面を現はし産出し、羊膜は外方に、絨毛膜は内方に在り、而して産出せる卵膜は、兩手指を用ひて上方に引き、大なる缺損部なきや、及び羊膜、絨毛膜共に存せるやを知る可し。次に卵膜を翻轉し、胎盤の胎兒面を一手掌の上に載せ、脱脂綿を以て母體面に附着せる血液を拭去し検査可し。胎盤完全なる時は、附着せる脱落膜層を以て被覆せられ、一種の光澤ある灰白色を呈し、其



面、平等なり。●若し缺損ある時は、凹陷、粗糙にして肉様を現はし、間々出血を呈す。而して小葉間溝は之れを缺損部と誤認す可からず。此溝は、胎盤を兩手掌上に載せて閉合せしむる時は、組織の缺損なきを以て之れを知る可し。

●副胎盤の存在 するこゝ有る時は、胎盤縁より、血管、卵膜に向ひ、而して断裂を現はすを見る可し。

### 第三百一十二章 新たに分娩を終れる産婦の處置

「第四百五十六項」産婦分娩後の處置

「第四百五十六項」産婦分娩後の處置 後産、全く娩出するとき、陰部に損傷を生ぜしことなきやを検す可し。即ち産婦を仰臥せしめ、兩脚を屈し、兩膝を開き、消毒せる一手の拇指及び示指を以て陰唇を開張し、之れを検査するを要す。此際、多量の出血あらば、子宮の弛緩によるか、外陰部又は子宮口の損傷によるか、若しくは單に子宮内の溜血に基づくかを検知す可し。●此の如くにして、外陰部は1%リゾール液を以て洗滌し、若し會陰裂傷あらば、其狀を記して醫の來診を請ふ可し。而して異常なきものは、消毒性綿花を外陰部に貼し、(實地産家に於てはリゾール液に浸し絞搾せる綿花を貼するを便なりとす)汚染せる産床は之れを除去し、豫かじめ準備せる敷布を以て交換し、腹帯及び丁字縋帯を施す可し。

「第四百五十七項」腹帯

「第四百五十七項」腹帯 は腹壁の弛緩を防ぎ、子宮の收縮を催進するの益あり。腹帯の簡便なるは、長一迷的兒の布片を取り、中央凡そ二十糎を残して、兩端を各四片に裂き、同長徑の布片を其上に重ね、腹上には厚き脱脂綿を置き、二枚の腹帯を背部より廻らし、先づ布片を左右より相ひ重ねて、綿花を固定し、次に裂きたる各片を其上に結ぶ可し、而して丁字帯は其上に結合するを良とす。

子宮の弛緩を豫防する腹帯(壓迫性腹帯)

子宮の弛緩を豫防する腹帯(壓迫性腹帯) 産婦 正規の經過を取り、平易に分娩すど雖も分娩後、二二三時間にして子宮弛緩し、甚だしき出血をなすの習慣を有する者ありて、之れが豫防を要するとあり。此如き場合にありては、壓迫性腹帯を施すを便なりとす。即ち、手拳大の小枕子を造り、腹壁上より子宮底の後側に貼し、更に厚き布片を疊み、且つ包みて、方約十五仙迷、厚さ約三仙迷の枕子を造り、小枕子の上に加へ、子宮をして強き前屈の位置を取らしめ、骨盤前壁に向ふて押壓し、此の如くにして、前項記する所の腹帯を以て之れを固定す可し。これによりて、多くは、子宮の弛緩を豫防し得るものとす。

「第四百五十八項」後産期中の出血

「第四百五十八項」後産期中の出血 小兒産出後、腔口、前庭、等の小なる數多の損傷により、頗る多量の出血を見ることがあり。此の如き場合に於ては、1%リゾール液を以て浸せる綿花を、固く陰部に壓抵し、兩脚を收閉せしめ、止血せんことを求む可し。但し、



總て此の如き際には、一手を子宮部に貼し、其收縮を催進せしむることを忘る可からず。●又後産々出の後も、腔内の溜血、頗る夥しく流出することあり。但し、此の如く出血すと雖も、一時の溜血に基くものは、敢て恐ることを要せず。即ち子宮を摩擦し收縮せしめ、且つ壓迫を施し、滯溜せる血液を排除し、且つ外陰部は上述の如く處置し、止血せしむ可し。●稍、大なる損傷に因する出血、若しくは急性貧血を發することあらば、即ち直ちに醫治を求むるを要す。

●後産期出血に因る子宮内の凝血 後産期に於て、子宮の弛緩により、稍、甚だしき出血を呈するものは、間も無く閉止すも雖も、一部、子宮内に滯溜し、凝血をなし、而して其凝血塊は、胎盤部の大なる靜脈管内の凝血と連繋するが故に、子宮内より脱出し難く、時としては、久しく殘留し、爲めに産熱の誘因をなすことあり。故に、此の如き出血あるの際は、出血既に閉止すも雖も、醫師の診察を求むるを要す。

「第四百五十九項」  
「分娩後の處置」

「第四百五十九項」産婦、分娩後の處置 分娩後、二時間を經、上記する所の必要なる處置をなし、且つ使用せる器具の消毒、清拭を終るの後に、有害なる出血なく、子宮は善く收縮し、他に異常なきときは、産婦、眠を催すと雖も、出血の危害なきものは、妄りに之れを妨ぐ可からず。熟眠する時は、疲勞を回復するの益あり。●次に小兒に、就きては、

更に臍帶を檢し、出血の存することなきやを見る可し。此の如く、總ての處置を終り、産婦及び小兒の、共に安全なるを見れば、始めて産家を去るを得べし。初生兒の處置は第四篇を見る可し。

金規十則

金規十則 は獨逸國、レオポルド、ツワイフェル兩氏の撰ぶ所にして、分娩を處置するに當り、必ず常に服す可き所なり。即ち次の如し。

- 「一」 外検査は多きを良し、内検査は少きを要す。
- 「二」 胎兒の心音は屢、聽取せんことを要す。是れ心音が不意に危急となることあるによる。
- 「三」 理由あるにあらざれば胎胞を破る可なれ。殊に子宮口狭きものは、決して破開す可からず。
- 「四」 善く外検査をなせば、内検査を節略することを得。蓋し、外検査によりて、頭部、背部及び臀部と胎盤も亦、概ね善く觸知せらる、ものなり。
- 「五」 手と指爪とは、常に全く無臭、純潔、且つ清淨ならざる可からず。
- 「六」 若し母體及び小兒に危險あるや否やを明知せざることあらば、速かに醫師を招く可し。自負すること勿れ。人は、其實力よりも賢なるが如く見せしむるは醜きものなり。
- 「七」 後産は忍耐して之れを待つ可し。若し否らすして、卵膜を遺殘せしむることあらば、産婆は其罪を免る可からず。
- 「八」 會陰を檢視することを忘る、なかれ。若し會陰破裂あらば、必ず縫合せしむ可し。



「九」分娩中は、始終、最も厳しく清潔法を行ふ可し。此の如くすれば、産婦と小児とをして安穩の夢を結びしめ、又、醫師を勞せしむることなし。

「十」凡ての産婦を健安ならしむるは、産婆の最も精勵を加ふ可き所なり。産婆の分娩せしめたる婦人、疾病に罹り、其産婆をして、己の手の正しく清潔にあらざりしことを明白に覺知せしむること屢、之れあり。是れ、其罪偏へに産婆にあり。此の如きことあらば、次には之れを改めざる可らず。

### 第一百十三章 分娩中、胎児の生活及び死亡の診断

「第四百六十項」分娩中胎児死亡

「第四百六十項」分娩中、胎児、死亡すと雖も、毫も分娩の作用に障害なし。而して實際上には、胎児の生死を知ること甚だ緊要なりと雖も、時としては之れを知了すること最も難く、或は全く之れを判定すること能はざるものあり。

「第四百六十一項」分娩中胎児生活せるとき

「第四百六十一項」分娩中、胎児生活せるとき 「一」心音を聴取するを得、「二」胎動を觸知す可く、「三」分娩遅延するときは産瘤増大し、「四」若し臍帶脱あるときは直ちに其搏動を觸れ得可し。但し此等の徴候は、兒背の方向、胎動の停休、其他、種々の事情により之れを認知し難きこと屢、之れあり。

「第四百六十二項」分娩中死亡せるもの

「第四百六十二項」胎児、分娩中、死亡せるもの 既に妊娠中に於て死亡せるとき

「第四百六十三項」胎水漏泄後の死胎児

は、第三三六項中に記せる死亡の徴を現はす可し。分娩時に於ける徴候は、「一」漏泄せる胎水綠色をなして一様に混濁し、胎児の生活せる際に混する、胎尿の、綠色、性小片をなせるものと異れり。「二」頭部、先進するときは、頭蓋骨の縫合弛緩し、甚だしく動搖し、臀位なれば肛門 膨開せるを見る。「三」先進部の表皮、殊に手足の表皮は片狀をなして剝離することあり。但し黴毒に於ては、生兒と雖も、此の如き表皮の剝離を現はすことありとす。

「第四百六十三項」胎水 漏泄後の死胎児 死亡せる胎児にして、殊に胎水漏泄後、長時を経るものに在りては、細菌の侵入により、子宮内に於て腐敗を起し、母體に傳染症を發するの危険あるを以て、速かに醫治を求む可し。

### 第一百十四章 縦位分娩 胎児の死亡數

「第四百六十四項」此章に於ては 縦位の中、後頭位、前頭位、顔面位、骨盤端位に就き之れを説述す可し。即ち其死亡數、大凡そ次の如し。(獨乙ウイ、ンケル氏に據る)

後頭位の胎児

は豫後、最も佳良にして、其死亡數、即ち死産數は百人中、二人五分即ち二、五%なりとす。

顔面位の胎児

の死産數は、凡そ十三%なりとす。

「第四百六十四項」此章に於ては



前頭位の胎児の死産数は、凡そ十五%を有す。  
骨盤端位の胎児の死産数は、凡そ十六%を占むと云ふ。

第百十五章 初生児新生児の徴候

「第四百六十五項」初生児

は數日間、次の徴を有す「一」臍帯の斷端 又は其離脱せる痕を有す「二」胎尿を泄す「三」時としては、尙ほ皮垢 又は産瘤の痕を現はすこと、是れなり。故に一小児ありて、右の徴候あるを見れば、初生児なるを判知す可し。而して右の諸徴により分娩の時日、及び胎位(第四〇六項参照)を畧、知了し得るものとす。

第四編 正規産褥及び其取扱法

第百十六章 誘導編

「第四百六十六項」此篇に於ては

「第四百六十六項」此篇に於ては、産褥とは如何なるものなるか。褥婦の生殖器及び全身體中には、如何なる變狀を現はすか。褥婦及び小児の看護法は如何にす可きものなるかを説述す可し。

第百十七章 産褥

「第四百六十七項」産褥とは

「第四百六十七項」産褥とは、全く分娩を終れる時より、生殖器及び全身の變狀回復し、概ね妊娠前と同一なるに至るの間にして、凡そ七週日間となす。(普國産婆教科書には産褥を六週日とす)而して授乳せざるものに在りては、産褥の終期に至り、再び月經を現はすものなり。但し授乳せる婦人に在りては、凡そ第九ヶ月に至るまで月經閉止す可し。時としては、一二年間月經なく、一たび之れを見るに至れば、次月より正しく妊娠するが如きものも亦之れ有り。



第百十八章 產褥婦の生殖器に現はる、狀況

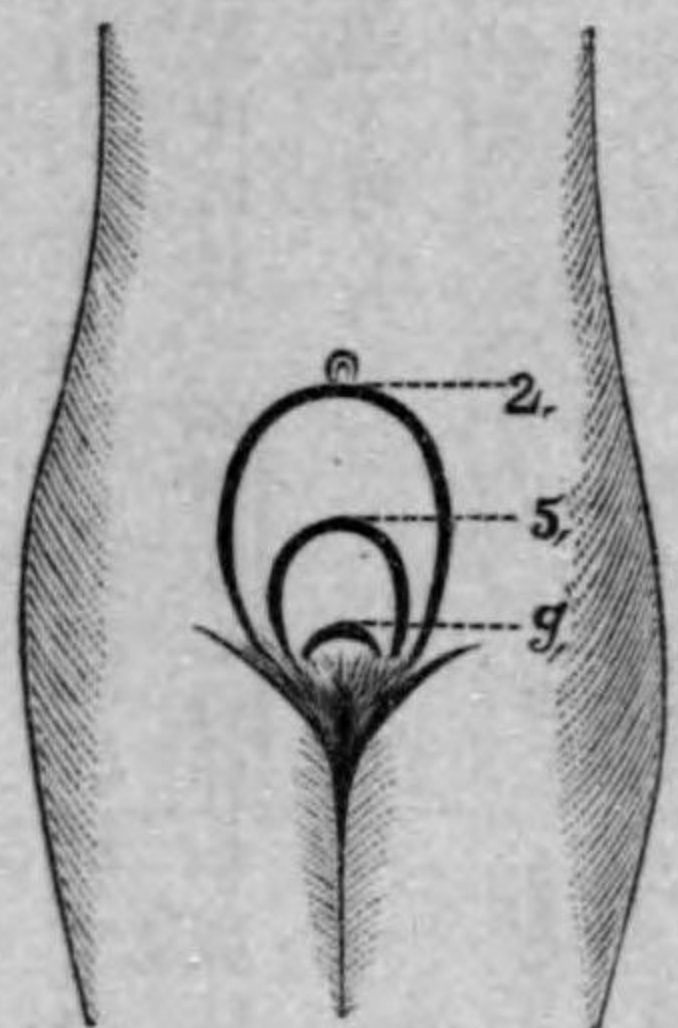
「第四百六十八項に説く可きものは

「第四百六十八項」此章に説く可きものは 子宮の狀態、惡露の性質、産道の變化

「第四百六十九項」子宮の狀態及び回復

「第四百六十九項」子宮の狀態 及び回復 子宮は分娩を終れば、硬固となり、其

圖九十三百第

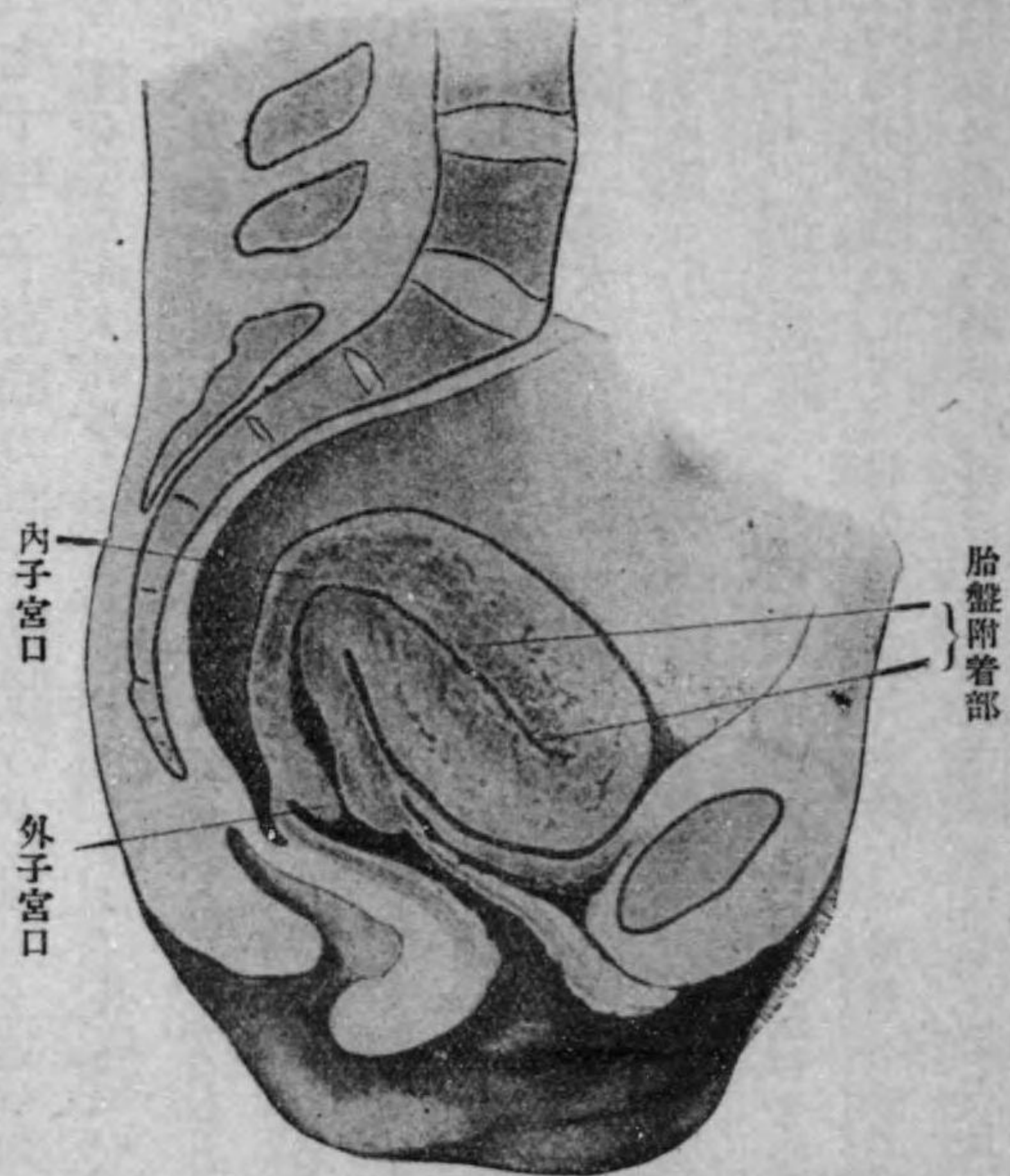


第、日五第、日二第 產 第 九 圖 示をさ高底宮子の日九

するに基くものこす。但し、經産婦の子宮は、妊娠前に比するに少しく大なり。又、子宮の收縮により、胎盤部血管の斷口・大に縮小し、且つ凝血を生ずるによりて、全く閉塞し、止血するに至る。子宮全く回復し、平常に復するには、六週間を要するものこす。」

子宮は分娩を終れば、硬固となり、其の高さに昇り、爾後、漸次に縮小し、臍部の高さを占め、第十二日にして恥骨の高さを占め、第九日にして恥骨の高さを占め、第十二日を経て、小骨盤内に入り、之を觸ること能はざるに至るものなり。此の如く子宮の縮小するは、妊娠中に變大増殖せる筋質の、著しく收縮し、且つ其數を減

圖 十 四 百 第



(氏ムンア)圖の宮子の日二十第褥産 ず通を指は口外し鎖閉は口内宮子

子宮頸 は分娩直後、自由に一手を通過せしむ可きも、四五日を経れば、僅かに一指を通す可く、第八日の後、子宮内口は全く手指を通過せしむることなし。子宮口 は分娩の際、多くの裂傷を生ずるが故に、産褥中に治癒すと雖も、爾後は大なる横裂痕を現はし、以て前後の二層となす。各唇も亦、小裂痕の存するによりて、突隆不平を



呈するものなり。

子宮の諸靱帯 即ち圓靱帯、扁靱帯、薦骨子宮靱帯等、は妊娠中に甚だしく延張せるが、産褥中、徐々に短縮復舊す可し。産褥の初期に於て、安静を守らざる時は、靱帯の弛緩により子宮位置の異常を致し易しとす。

「第四百七十項」子宮底の高き膀胱の充盈

上述の如く、分娩直後、子宮底は頗る低下し、暫くして再び臍部に至るまで上昇するは、其收縮の、少しく減退すると、骨盤底筋肉の緊張力を回復し且つ膀胱の漸次充盈するに基くものなり。●膀胱は一〇〇・〇瓦の尿を充たす時は、子宮底をして、平均一仙迷の高さを上昇せしむ。而して膀胱甚だしく充滿するに至れば、右方肋骨弓の高さに達せしむることありとす。

「第四百七十項」膈及び外陰部の状態

「第四百七十一項」膈及び外陰部の状態 膈は漸次に收縮すと雖も、分娩前に比すれば頗る潤く、處女膜根は断裂 缺損して乳嘴状隆起(ミルチ状肉阜)となり、陰唇繫帯は破裂を止むるを常とす。

「第四百七十二項」悪露

「第四百七十二項」悪露 は主に、子宮の内面に於ける脱落膜及び胎盤の剝離せる創面より生ずる分泌物にして、脱落膜の細片を含む。最初、二日間は純血様にして流動性なり凝血を雜ゆるは異常に屬す。第三日より血水状をなし、第六日乃至第八日に至れば、子宮

「第四百七十項」後陣痛

内の膿様分泌物により、帯黄白色をなし、第三週に至り其量甚だしく減少し、第五週の頃に及び全く盡くるものなり。悪露は通常、子宮内に於ては毒性なきも、此より腔内に至れば、多くは數多の細菌を混じ、創面に附着すれば化膿を生せしむるの性あり。●健全なる悪露は一種の鈍き臭氣あるも、決して腐敗臭を有す可きものにあらず。

「第四百七十三項」後陣痛 とは産後、二三日間に發する弱き陣痛にして、子宮の收縮に基き、子宮の回復を助く。而して授乳の際、之れを發すること著しとす。此の後陣痛は、初産婦には弱く、時としては自から之れを感知せざるものあり。又、後陣痛は分娩の時間短く、其陣痛多からざる時は、之れを發すること強きものなるが故に、經産婦に於ては甚だしきを常とす。又、凝血、胎盤片等の、子宮内に存在するときは、同じく強劇なり。故に、初産婦にして後陣痛強きものは、凝血若しくは胎盤の殘片なきや否やを検知す可し。

「第四百七十四項」乳汁の分泌

「第四百七十四項」乳汁の分泌 乳房は、妊娠中より既に少しく分泌(初乳)を現はすと雖も、分娩後、二日又は三日(稀には第一日)より乳汁の分泌を始め、褥婦の體質により、時としては乳房大に充盈腫脹し、知覺過敏となり、甚だしきは腋窩の水脈腺に腫脹を發し、疼痛を現はし、同側の四肢を運動せしめ能はざることあり。此際、三十八度以内の微熱を發し、一二日間持續す可し、(所謂乳熱是れなり)乳汁の始めて分泌せらるゝものを



初乳と名く。

●乳熱。フンム氏曰く「初乳の分泌は、分娩後第二日 若くは第三日に始まり、第一週中に於て 屢、劇烈なる症状を伴ふとあり。即ち、短時間内に乳房は著しく腫脹し、硬固にして知覺過敏となり、間々腋 窩の水脈腺に疼痛性刺激を現はし、手の運動を困難ならしむ。體温は半乃至一度の上昇を致す可し。此體温上昇 は、疑もなく乳熱と稱す可きものなり。然れども單純なる乳汁の吸収は、決して三十八度五分 以上に上昇する ものにあらざるが故に、高度の熱症は、其原因は、之れを他に求む可きものとす。此の如くにして、分泌順調 なるに至れば、乳房の充血症状は、僅かの日数を以て再び消散に歸するものとす」云々。

●乳熱に就き著者 高橋の見所 を以てすれば、乳汁分泌作用の微弱なる都會婦人の如きは、分泌 の初期に於て、敢て著しき刺激症状を現はすことなる可しと雖も、身體 強健にして多血なる勞働婦人に在り てフンム氏の説述せる發症 甚だ現著にして、強く充血し、腋窩の水脈腺も亦腫脹し、孕婦は甚だしく苦痛を訴 え、時として惡寒 戰慄し、四十度に近き一時性の發熱を見るときも亦之れ有り。此の如きものは、疑問多き產 辱の第三、四日に之れ有るのみならず、稍、久しきを歷たる孕婦にして、突然、授乳を廢止せるの際に於ても亦 屢、經驗し得可し。故に、著者は乳熱の名稱を存置するを必要なりと信ず。但し消毒の不完全により、熱症を 發せしめ、之れを乳熱とすが如きは、嚴に誠慎を加えざる可からず。●多くの學者は乳熱の存在を否定せり ライフェルシャイド氏の如きは、之れを以て子宮腔に於ける分解産物の吸収に歸し、説いて曰く、「第三日又は第 四日に於て、病的障害により屢、體温の上昇を呈するは、ユング氏の正しく説明せるが如く、此等の日に於て、 多くは壞疽性粘膜炎部分の脱落を現はし、且つ殊に、細菌の、腔内より子宮腔に上昇するに因るものなり」云々。

「第四百七十五項」初乳

「第四百七十五項」初乳 は既に妊娠中に其分泌を始め、乳汁分泌の初日には多量に排 出せらるゝものにして、稍、粘液状を帶び、半透明をなし、點状若くは線状物を含む。初乳 小體 是なり、多量の蛋白質を有し、煮沸すれば凝固す可し。其他、糖分 少なく、鹽類に富 み、小兒に飲ましむるときは通利を催さしむるの性あり。此初乳は分泌後、二乃至四日の 間に、漸次に通常の乳質に移行し、遂に全く初乳小體を失ふに至るものとす。

●初乳の營養價 初乳の蛋白質は多量にして、且つ消化し易しと云ふ。今、一リートルの初乳は七〇〇乃 至一、五〇〇カロリーの營養價を有するに、常乳は五〇〇乃至 八七七カロリーの過ぎす。此故に、初乳を十 分に初生兒に飲ましむる時は、體量の減失を寡ならしむるの益ありと云ふ。

「第四百七十六項」常乳の成分

「第四百七十六項」常乳の成分 を檢するに固形分、大凡を十三分(十二、八六)水分 大凡を八十七分(八十七、一四)なりとす。今、之れを牛乳 及び山羊の乳と比較し、更に各 成分の平均數を示せば、大畧次の如し。

固形分	人乳	牛乳	山羊乳
水分	八七・八五	八七・九	八九・〇五
固形分	一二・一五	一二・一	一〇・九五



鹽類	乳糖	脂肪	蛋白質
〇・二五	七・五	三・〇	一・五
〇・七	四・五	三・六	三・三
〇・九五	三・八	三・四	二・八

「第四百七十七項」乳汁分泌の持續并に成分の變化

「第四百七十七項」乳汁分泌の持續并に乳量、乳成分の變化 乳汁の分泌は九乃至十ヶ月間持續すれば、著しく減少し、後漸次に止むを常とす。然れども亦、時としては三四年以上、乳汁を出すものあり。●乳量は、食物中、飲料及び蛋白質の増多によりて増加す可し。殊に、蛋白質類多量に含み、脂肪量も亦加はり、乳性良好なりとす。●又、乳汁の分泌久しきを經るときは、其成分中、蛋白質類増加し、脂肪及び糖分は其量を減するものとす。

「第四百七十八項」乳汁の變状を呈する場合

「第四百七十八項」乳汁の變状を呈する場合 乳汁は種々の事情により變状を呈するものにして、精神の感動あるときは其量を減じ、時としては、性質不良となり、小兒に害を及ぼすことあり。又、結核、微毒等の毒質は、乳汁中に移り行くことあるが故に、此等患者の乳汁は、之れを小兒に與ふ可からず。多くの醫藥も亦、乳汁中に分泌せられ、善く小兒に其効力を現はす可し。其母、下劑を用ゆれば、小兒も亦下痢し。母體に微毒の藥を與ふれば、小兒にも亦、藥効を呈するが如きは是れなり。但し、通常量の藥品を母體に投ずるも、通例は、敢て害なきものとす。●月經中、時としては乳汁、變質し、乳兒は不安、啼泣等を致すことあり。此の如きことあらば、暫く授乳せしめざるを良とす。

### 第一百八章 產褥婦の全身に現はる、變状

「第四百七十九項」褥婦の自覺

「第四百七十九項」褥婦の自覺 既に分娩を終るときは、筋運動の止むと、身體の冷却さるゝことにより、褥婦は概ね惡寒を覺るものなり。然れども、次で温暖となり、發汗を催ふし、爽快を感ずるに至るものとす。

「第四百八十項」體温上昇

「第四百八十項」體温上昇 前項記するが如く、褥婦温暖を感ずるの際、即ち十二時間以内に於て、三十八度以下の微熱を發し、更に十二時を經過するときは消退す可し。此熱候は、分娩時に於ける身體の動作（〇・二七度の熱を加ふ）と、精神の興奮によりて生ずるものとす。次に第三日頃に至りて、乳汁の分泌増進するときは、再び三十八度以内の熱候を現はし、前章中に述ぶる如く、一、二日にして下降するものなり、若し熱候此程度以上に昇るものは、多くは傳染症に屬せしむ可きものとす。

「第四百八十一項」食事

「第四百八十一項」食事 は最初三日間、不進なるを見るとき雖も、爾後、授乳を爲す

第一百八章 產褥婦の全身に現はる、變状



時は、甚だしく増進するものとす。

「第四百八十二項」便通 是腹壓の減少、運動の休止によりて、最初一週間は秘結し易きものなり。

「第四百八十三項」尿 是産褥の初め著しく増進す可し。又腹壓の減ると、尿道の腫脹若しくは屈曲することあるにより、一、二日間、自ら排泄し能はざることあり。

「第四百八十四項」皮膚 是於ては、汗の分泌増進し、最初八日間は甚だしく發汗し易きものなり。或は汗の分泌、尿及び悪露の分泌を産褥中三種の分泌増進と稱す。●毛髪は産後脱落するを常とす。

第百十九章 褥婦の看護法(即ち攝生法)

「第四百八十五項」褥婦看護法(攝生法)の要領 産褥の初め八日間は、毎日、朝夕一回、褥婦を訪ひ、其看護に注意す可し。小兒の處置をなすの際は、必ず之れを先きにするを要す。而して褥婦に就きては、先づ、精神の狀態、苦惱の有無を問ひ、次に脈搏、體温、乳房、腹部及び子宮の狀態を検し、正規の分娩を營める者に在りては、敢て腔内を洗滌する要せず。自ら利尿し能はざる者は、カテーテルを用ゆ。外陰部は最初、朝夕一

「第四百八十五項」褥婦の看護法(即ち攝生法)

「第四百八十二項」便通  
「第四百八十三項」尿  
「第四百八十四項」皮膚

回宛 後には一日一回消毒薬、又は煮沸を経たる温湯を用えて清洗し、法に従て丁字綑帯を施し、悪露の多量なるものに在りては、屢、綑帯を交換せしむ可し。又、精神、身體を安靜にし、來訪者を避けしめ、第四日に至らば灌腸を施し、便器を用えて通利せしむ。後陣痛強きものは、冷浴法を施し、其の甚だしきものは、醫治を求めしめ、食事は最初、流動性の滋養物を與へ、後漸次に通常の食に就しめん事を要す。就褥は甚だ健康の褥婦なる時は、第一日又は第二日より褥中の身體運動を許し、第四日五日より暫時臥床を離れしむ可し。但し、手術後のもの、又は異常あるものは、長く安靜を守らしむ可し。小兒に授乳するは、分娩後、七八時間より之れを初め、其時間を一定し、授乳の前後には、必ず乳房を清潔ならしめざる可からず。初め乳汁の分泌十分ならざるものは、牛乳を與ふ可し。此余異常を現はせるものは、速かに醫治を求めむ可きものとす。●以上は其の大要に過ぎざるが故に、次に各項に就き、其詳細を論述せんと欲す。

「第四百八十六項」毎日の回訪 産褥の初め八日間は、毎日朝夕二回、爾後第二週の終りに至るまでは、毎日一回宛、褥婦を訪ひ、褥婦及び小兒の看護に注意す可し。而して褥婦に就き、先づ之れに必要な事項を訊問し、後、親しく各事項を検査せんことを要す即ち次の如し。

「第四百八十六項」毎日の回訪



「第四百八十七項」褥婦に就き注意すべき事項

「一」褥婦の自覺的徴候、發熱の有無、「二」乳房、腹部及び子宮の状態、「三」惡露の性状に在りとす。次に、各事項を細説す可し。

「一」先づ褥婦に就き 睡眠 佳良なりや、食欲 善良なりや、渴は存せざるやを問ひ、次に脈を診して、其疾きか、徐かなるかを檢し、又胸部の皮膚に觸れ、其熱なきや否やを知り、後ち、檢温器により、其體温の度を測定す可し。

「二」乳房に就き 先づ乳頭に損傷の存することなきかを檢し、次に腹部を按し、疼痛及び膨滿(産褥熱 若くは便秘の徴)の存することなきか、及び子宮底の高さを知る可し。膀胱充滿すれば、子宮は屢、高側方に壓推せらるることあり。其他、子宮及び子宮扁韌帶(子宮の兩側部)を軽く押壓し、其疼痛を訴ふるることなきやを察す可し。

「三」壓抵布及び敷布に就きては 出血の有無及び多少、惡露は純血なるか、血水様なるか又は膿汁様なるかを視、且つ其臭氣の有無を檢せんことを要す。

「第四百八十八項」精神の安靜、並に褥室 褥婦は精神、身體を安易ならしむるを以て極めて緊要なりとす。故に、最初は精神の感動を避けしめ、悲哀は勿論、過劇の喜悅も亦之れを遠ざけ、他人の來訪を停め、近親者と雖も、可及的、褥室に入らしむることなく

「第四百八十八項」精神の安靜並に褥室

「第四百八十九項」褥婦の就褥

産褥室は、喧鬧に遠かり、中等大にして乾燥し、善く光線を通入せしむ可く、加之、必要あらば、之れを曇暗となし得可からしむるを佳とす。此の如くにして、褥婦を安眠せしむるときは、大に其精力を回復せしむ。但し、熟眠の間は、顔色、四肢の温度等に注意し、出血、氣絶等の發することなきやを察す可し。

「第四百八十九項」褥婦の就褥 に就きては、消極的安靜法と積極的 早期起床とあり。

消極的安靜法

消極的安靜法 は從來一般に信用せられたるものにして、初め、少なくとも九日間は安臥せしむ。而して第三日以内は仰臥を命じ、授乳、食事等に於ても起坐せしむることなく、第六日より、注意して身體を動かすを許し、時々、側臥することを得せしむ。臥床を換ゆるの際も、注意して起立せしむることなる可し。若し早く起立せしむる時は、出血、子宮下垂、其他、種々の生殖器疾患を生ずるに至るものなりと云ふ。

積極的早期起床

積極的早期起床 は健康なる褥婦に在つては、約二十四時後より、床中に在りて自由に運動する事を許し、食事、授乳等の際は起坐せしめ、爲し得可くんば、第三日より腹部及び骨盤底の筋肉練習法を行ひ、第五日より、十五分間、室内を歩行し、又は椅子に坐せしめ、漸次に其時間を長くす可し。此法による時は、身體及び生殖器の回復を速かにし、子宮の變

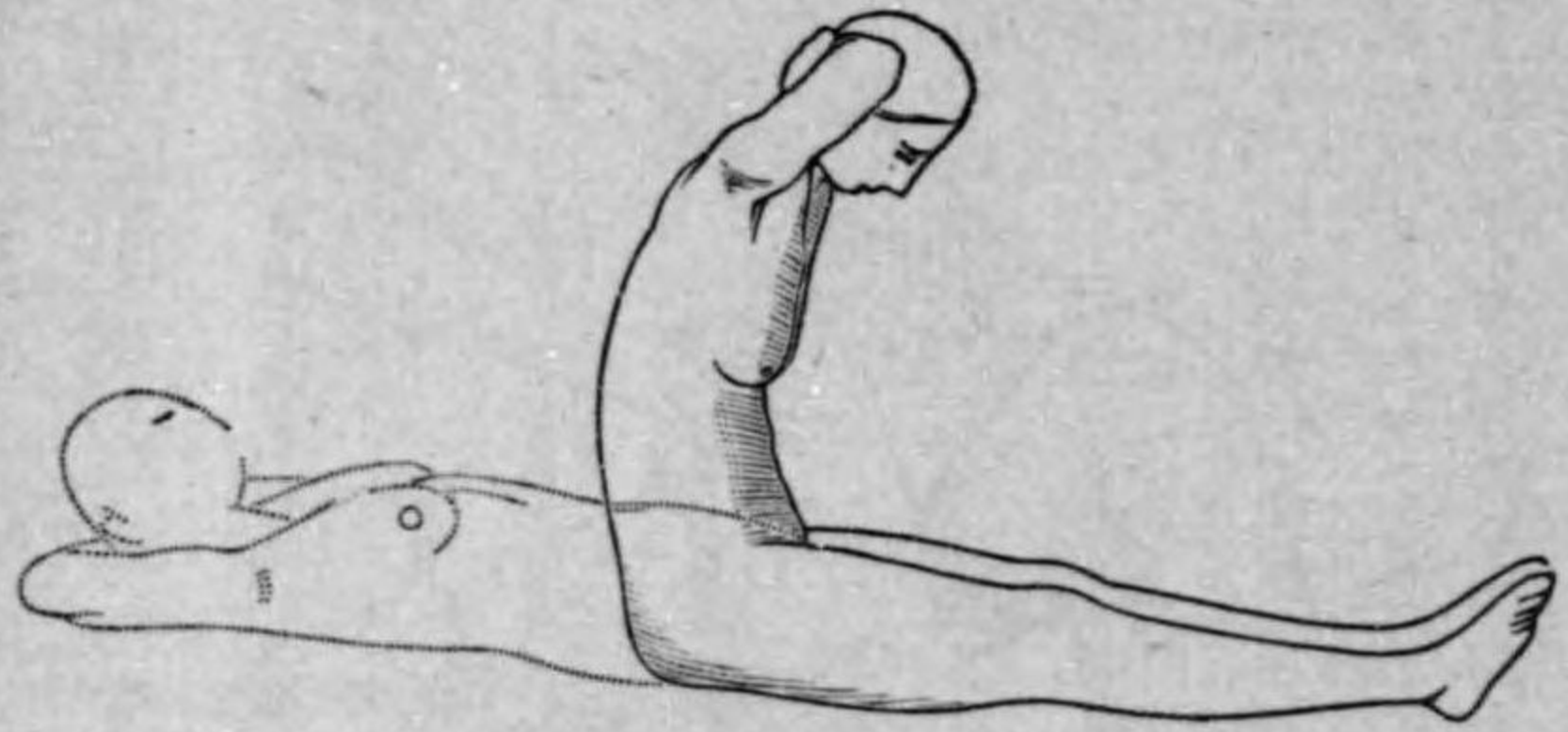


位、<sup>けつそく</sup>血塞の發生を防止し、<sup>はつせい</sup>且つ惡露の排泄を佳良ならしめ、<sup>せいせき</sup>成績甚だ良好なりとす。

●早期起床 ライフニルシヤイド氏 *Life-nurseries* 曰く「健康なる褥瘡も其初日に於ては、精神、身體の安靜を要し、褥瘡自己も亦之れを喜ぶと雖も、然れども、從來、一般になせしが如く、之をして長く静臥を守らしむるは誤りなる可し。キュストネル氏は最初に之れに着眼し、健康なる褥瘡は、之れを早期に起床せしむるを有益なりとせり。何となれば、之れによりて其回復を早くし、生殖器の復故作用を速かならしめ、子宮位置の變異、血塞の生成を確實に防止し得可きを以てなり。キュストネル氏の努力は、クレューニヒ其他の諸氏によりて賛成せられ、且つ活潑に宣傳せらる。加之、褥瘡をして早く床中に自由に運動し、位置を交換し、床上に起坐せしめ、便通を催せるの後は、定型性運動法を行はしむるに至る。是れ儘かに一進歩をなせるものと云ふ可し。但し、褥瘡をして、第一日若くは第二日に於て、而かも其意志に背きて起立をなさしめんとするは、此原則を適用せるものと云はざる可からず。キュストネル氏は、褥瘡をして、第四乃至第六日以前には起立せしむるとなかりき。ハンネス氏 *Hanness* が、「産褥の四又は五日を経過すれば、障害なかる可き事を確實に認定し得るを以て、早期起床によりて害を生ずると無し」と云ふは、甚だ佳なり。唯、今日に於ては、淋毒の蔓延すると甚だ廣く、潜伏症となりて看過せられ、過早の起床により、重き障害を惹起するとなきにあらず。是れ實地家の注意を加ふ可き所なり。余の最も正しと考ふる所を以てすれば、健康にして損傷なき褥瘡は、既に第一日より、床中に自由に運動するを許し、第六乃至第八日の間に起床せしむ可きものとす」云々。

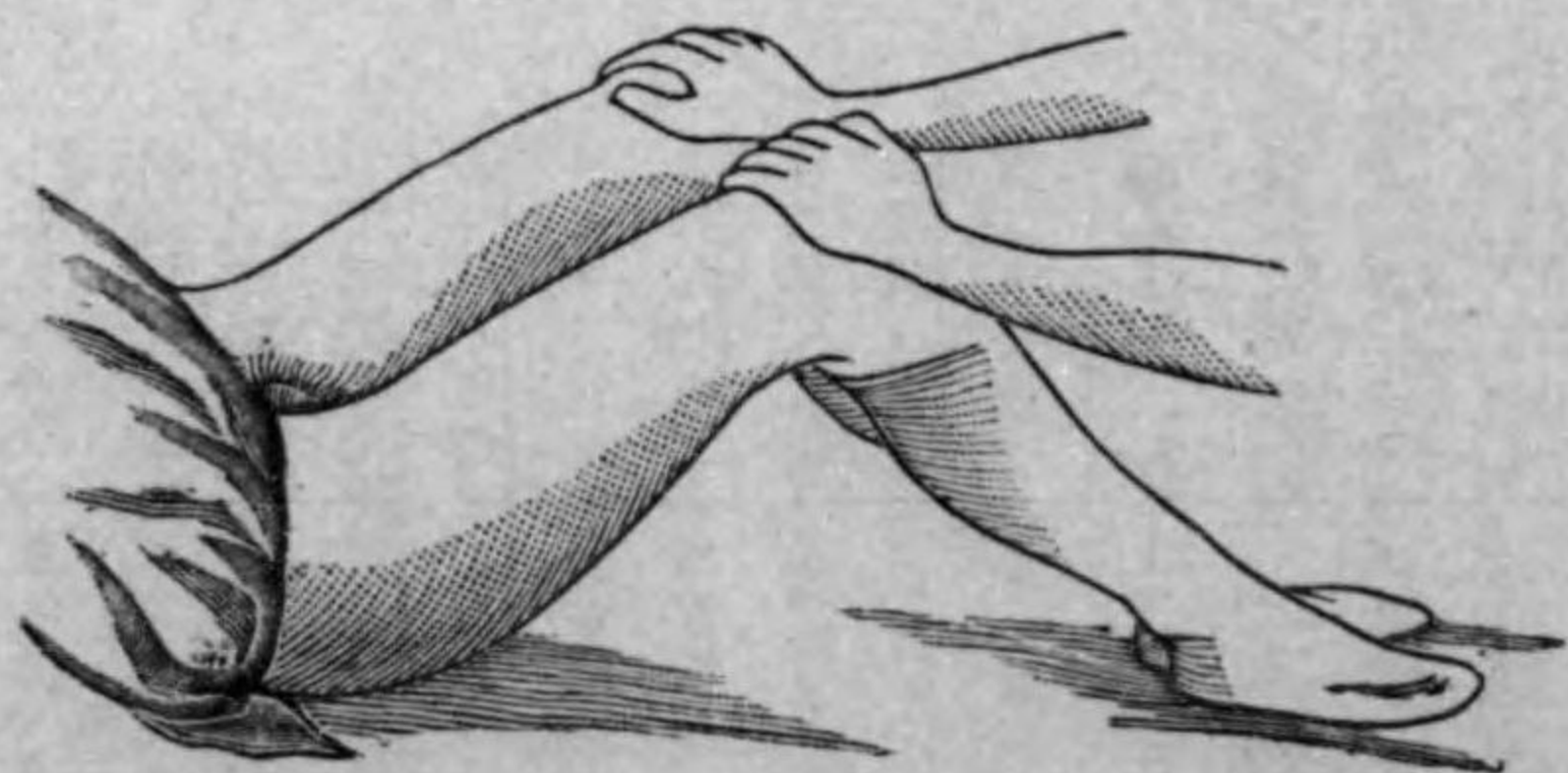
●筋肉練習法 褥瘡をして、腹壁及び骨盤底筋肉の復故をなし、内臓下垂の發生を防止せしめんと欲せば、腹帯を施すの外、筋肉練習法によりて補助せざる可からず。●腹筋を強力にし、直腹筋の離開の存せる

第百四十一圖 甲「筋肉練習法」の圖



第百十九章 褥瘡の看護法(即ち攝生法)

第百四十二圖 乙「筋肉練習法」の圖

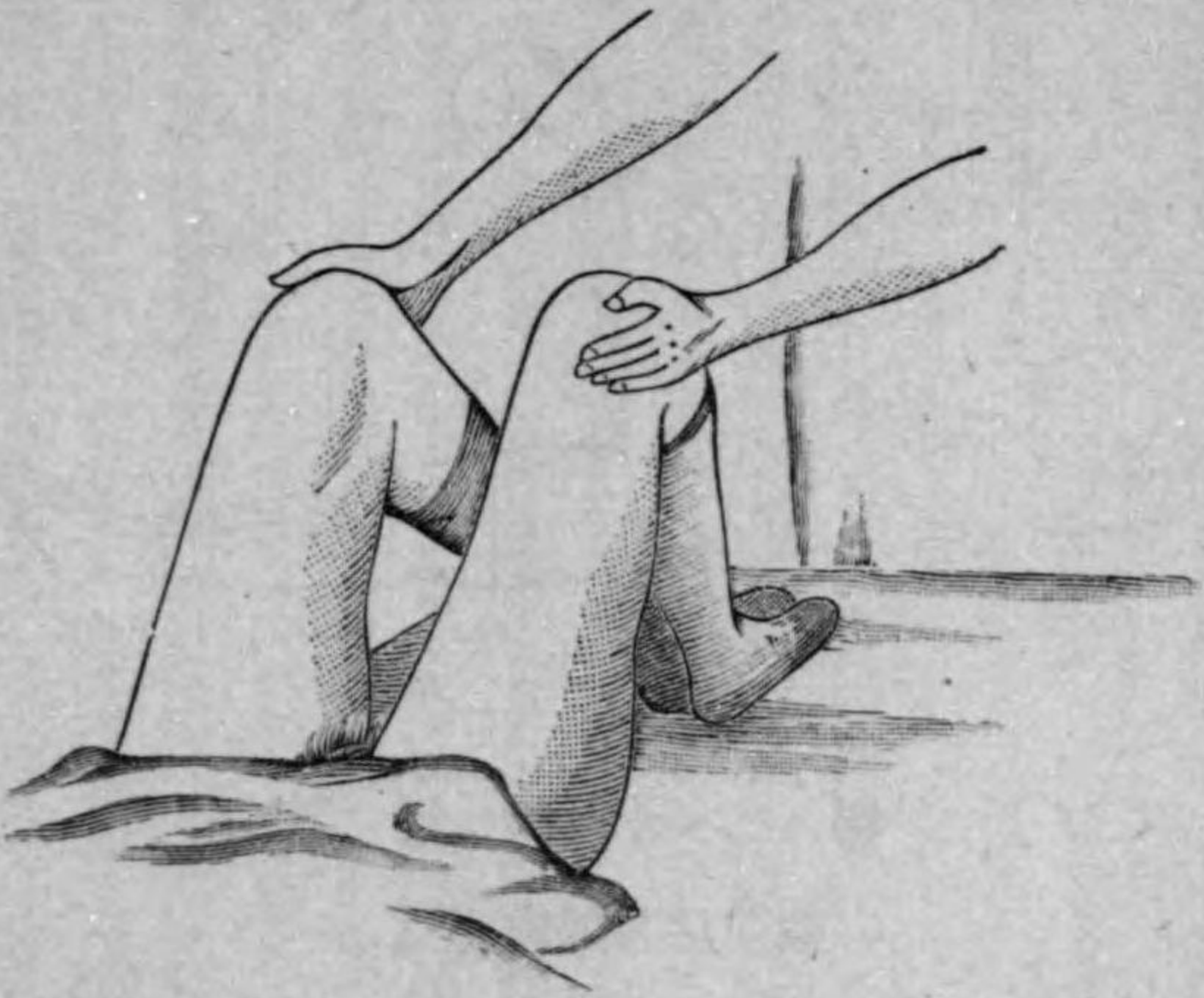


三三五

あらば、成る可く之れを回復せしめんが爲め、平臥位に於て、兩手を後頭下に置き、成る丈け徐々に上體を起し、次で同様に徐々に平臥に復すると第百四十一圖の如くなる可し。●分娩の爲め、過度に延長せる骨盤底の筋肉をして、再び強力ならしめんには、褥瘡をして脚を立てしめ、第百四十二圖の如く、介者は其膝を披開



第四百三十四圖  
「丙」筋肉練習法の圖



し、褥婦をして之れを收閉せしめんを勉めしむるを要す。●次に、之れに反し介者は脚を壓閉し、褥婦をして之を披開せしむ(第四百三十三圖) ●後者の二練習法に際し、褥婦をして、同時に薦骨部を擧揚し、且つ肛門括約筋を強く收縮せしむる時は、更に甚だ有効なりとす。以上の練習法は、第三日より徐々に之れを始め、各練習法を、朝夕二度、十乃至十二回、之れを反復するに至る可し。而して、六週間持續するを良とす。(以上二項、千九百二十年 Stoeckel ステックエル氏産科學)。

●ヤシケケ氏 Jaskelic は早期起床に就て曰く 早期起床は、千八百八十年、キユストネル氏之れを發案し、千九百八年クレエーニヒ氏が特に宣傳せる所にして、今日、臨床家は甚だ多く之れを用ゆるに至れり、即ち産褥の第一日若くは第二日に於て、十五分間を限り安樂椅子に懸はしめ、以後、毎日、時間を長くし床を離れて椅子に倚らしめ、第五又は第六日より、暫時間、室内を遺遊することを許し、兼れて、腹壁及び骨盤底の筋肉を強壯ならしむる爲め、體操的練習法(筋肉練習法)を行はしむ可し。之れを経験に徴するに、其成績、非常に良好なりとす。(此項、千九百二十年發行 Jaskelic ヤシケケ氏産科學)。

●早期起床に由る出血 著者、高橋の見る所を以てすれば、早期起床により出血を發す可しとは、身體の運動により、子宮内靜脈の血塞片離解し、爲めに出血を致すの意なる可し。然れども、子宮善く收縮し、異常なきに際し、注意して起立し歩行するも、血塞を壓出し、出血せしむるが如きと有る可からず。子宮内に凝血ありて、收縮不良なるに當り起立する時は、子宮の内容、一頓に壓出せられ、爲めに出血を致す可ある可し。然れども此の如き場合に於ては、速かに適當の處置を施す可きにより、寧ろ、有害なる子宮内の凝血を早く排除し得たるを以て、却て幸なりと看做せざる可からず。●子宮内の凝血は、早く初めに之れを除去するを緊要なりとす。決して産褥中に遺存せしむ可からず。否らざれば屢、産褥熱を誘起することあり。

「第四百九十項」壓抵布及び敷布の交換

「第四百九十一項」被衾

「第四百九十二項」外陰部の清潔法

「第四百九十項」壓抵布及び敷布の交換 壓抵布は最初、屢交換す可きも、爾後一日凡そ二回なる可し。又、壓抵布及び敷布は、發汗若くは出血により濕潤せらるゝときは、毎回、速かに交換するを要す。

「第四百九十一項」被衾 は褥婦の求めにより之れを加ふ可し。産褥の初期には、甚だしく發汗を催ふすの傾あるにより、被衾の厚きに過ぐるは却て不良なり。但し、注意して感冒せしめざるを緊要なりとす。

「第四百九十二項」外陰部の清潔法 外陰部は、初め毎日二回、爾後は一回宛、煮沸を経たる温湯、又は1%リゾール液を用えて洗滌し、消毒せる綿花及び布巾を貼し、丁字



繻帶を施す可し。布巾及び繻帶は、洗濯消毒して再用することを得。●實地産家に於ては、1%リゾール液を綿花に浸し、消毒綿となし、使用するを便なりとす。

「第四百九十三項」腔内の洗滌

は順正の経過を取れるものに在りては、敢て必要ならず。却て、生理的の機能を妨げ、時としては傳染症の媒介をなすことなきにあらす。

「第四百九十四項」排尿

尿利は産褥初期の間、殊に之れに注意し、若し七八時間を経て、自ら排泄することなければ、カテーテルを用ゆ可し。其送入法は、正規分娩處置、第四百卅項に詳らかなり。

「第四百九十五項」便通

初め三日間閉止し、後ち毎日一回之れあるを佳とす。第四日に至り、自ら通利することなければ、微温の石礮水五百瓦(石礮八〇)を用る灌腸す可し。又、便通の際、最初七日間は、毎度、便器を用る、健全にして早期起床をなさしむるものは、間に往かしむ可し。但し、決して強く努責せしむ可からず。●灌腸を施すも便通なきか、若くは腹部甚だしく膨滿するときは、速かに醫治を求むるを要す。

「第四百九十六項」後陣痛

は強劇なりと雖ども、發熱なきときは、通例、疾病によるものにあらず。若し頻回、強く發起するときは、下腹に氷罨法を施し、第三日以後は、濕布罨法を以て交換す可し。此法により、後陣痛緩解せざるときは、速かに醫治を求むるを要す。

要す。

「第四百九十七項」食事

は其食欲に應じ、適度に與へ、飢餓若くは飽滿せしむ可からず。而して初め三日間は、流動性の食物、即ち牛乳、稀粥、肉煮汁、半熟卵、白パン、豆腐、良質の魚肉等を與へ、第四日より、習慣に隨ひ、漸次に固形の食物、野菜等を取らしめ、二三週間にして徐々に常食に復せしむるを要す。褥婦授乳せざるときは、最初十日間は、少しく食量を減ずるを良とす。又、葡萄酒、ビール等に習慣せる婦人に在りては、臥床を離るゝの時期に至れば、輕量に飲用せしむるを得可し。

「第四百九十八項」授乳に關する事項

初生兒看護法中に論述せり。就て看る可し。

第二百一十章 初生兒の状態

「第四百九十九項」初生兒の名稱

初生兒とは(或は新生兒とも云ふ)胎兒に屬する徴候皆無となるの期間、即ち臍帶の斷端脱落し、臍部の全く癒合するに至るまで約二週間中の名稱にして、爾後、哺乳期間を、嬰兒又は乳兒と唱ふ。

「第五百項」初生兒の體温及び體重

「第五百項」初生兒の體温及び體重 體温は分娩後、二時間にして速かに下降し、三十五度に至り、二十四時間を経て三十七度に達す可し。直腸に於ては、平均凡そ三十七度五



分こなす。  
 初生児の體量は分娩後三、四日間は必ず減少するものにして、其量凡そに百瓦となす。是れ、胎尿等の排泄物多量なるに係らず、身體の冷却せらるゝと、哺乳の未だ十分なること能はざるが爲めに、營養不良を致すに基づくものとす。而して第七乃至第九日にして、最初の體量に復し、第四ヶ月にして倍量となり、第十二ヶ月にして三倍に達す可し。(又、毎日の増量を示せば、大凡そ次の如し)。

●小兒、各月中、毎日の重量増加

第一ヶ月	廿五瓦	第七ヶ月	十五瓦
第二ヶ月	廿三瓦	第八ヶ月	十三瓦
第三ヶ月	廿二瓦	第九ヶ月	十二瓦
第四ヶ月	二十瓦	第十ヶ月	十瓦
第五ヶ月	十八瓦	第十一ヶ月	八瓦
第六ヶ月	十七瓦	第十二ヶ月	六瓦

「第五百一項」  
 臍帶斷端の變化

「第五百一項」臍帶斷端の變化 臍帶の斷端は、體温の爲めに漸次に乾固し、所謂・木乃伊變性をなし、通例、五、六日(早きは三日、遅きは十日)にして、腹壁の接際、即ち臍輪より離斷し、濕潤せる肉芽面を遺し、第十一乃至第十四日にして癒合し、臍を形成す可し。

「第五百二項」  
 胎尿

「第五百二項」胎尿 は主に大腸内に充積せられたるものにして、青黑色の軟泥をなし、凡そ三日に亘りて排泄せられ、後漸次に淡黄色・卵黄様の糞便に移行し、一日の便通、凡そ三、四回となす。而して其卵黄様をなせる糞便は、全哺乳期間、持續するものにして、綠色に變じ、若しくは白色の小片を混するものは、皆な疾患に屬するものとす。

「第五百三項」  
 初生児の尿

「第五百三項」初生児の尿 初生児は、膀胱内に尿を蓄ふること甚だ少なきが故に、第一日中に排尿するものは、初生児・全數の三分の一に過ぎず。其後は、第二日の終りに至るまで排尿せざる者も亦之あり。爾後は一日の尿利、十乃至十五回となす。又、初生児の尿は多量の尿酸を含み、時としては混濁を呈し、襪襪等に附着すれば、乾固して白點を遺すことあり。

「第五百四項」  
 初生児の消化器

「第五百四項」初生児の消化器 凡そ消化液の主要なるものに就き、唾液は澱粉質の消化を營み、胃液は蛋白質の消化を司り、膵液及び腸液は蛋白、澱粉、脂肪の三者を消化



せしむるの作用を有するものとす。而して小兒は、最初より蛋白、脂肪の消化作用を完備す。雖ども、澱粉の消化、即ち澱粉をして葡萄糖に變せしむるの作用は、唾液、胆汁、共に未だ不十分なるを免れざるが故に、第十二週に至らざれば、小兒をして、多く澱粉質の食餌を取らしむ可からず。

●初生児に於ける唾液の作用 嘗て初生児の唾液は、澱粉を糖化する所の唾液素(プチアリン)を有せざるものと看做せられしが、近時に至り、多量に之れを含有せることを知れり、又唾液の量も頗る多量なるものなるは、速やかに口内の自淨作用を営むによりて之れを知る可し。即ち、一乃至一時間半にして、唾液により、乳汁の痕跡をも口内に止めざるものとす。

●初生児に於ける胆汁の糖化作用 は、従前、之れ有ることなしとの定説なりしも、廿年前より、學者の研究により、此作用の存せるを知れり。然れども其糖化素(アミロプシン)は量尙ほ少く、成人の四分の一なりと云ふ。但し此糖化素は、早く胎児の胆汁中に存せるものにして、既に胎尿中に於ても、其存在を證明し得可しと。●此糖化素は、生後三ヶ月以上に至れば、其量、頗る増多す可し。

第百廿一章 初生児の看護法

「第五百五項」  
第一回の温浴

「第五百五項」第一回の温浴

臍帯の切離を終らば、攝氏三十六度(室内の寒冷なる

所の日本に在りては、三十八度乃至四十度を適當とす)の温湯を取り、初生児をして第一回の温浴に入らしめ、血液、粘液等を洗除す可し。眼は決して浴湯に觸れしむることなく、別に清水を器中に盛り、軟かき布片を以て之れに浸し、拭はんことを要す。胎脂は時として硬固となり、夥しく皮上に附着することあり。此の如き場合に於ては、阿列布油若しくは卵黄を塗布し、之れを洗除するを良とす。又、浴湯の温度は、検温器を用ゐて之れを定むるを要す。否らざれば多くは、熱きに失し、皮膚に損傷を發し、臍の治癒を妨害し、又は神經を刺戟し、甚だしきは火傷し若しくは痲痺を發せしむることあり。●既に小兒を沿せしめ終らば之れを柔軟なる布片の上に受けて、丁寧に皮膚及び皺襞間の濕潤を去る可し。否ざれば損傷を發することあり。早産せる小兒又は甚だ肥満せるものは、之れを致し易きが故に、注意せざる可からず。其他、浴湯に入らしむるの際は、善く兒體を検し、兔唇、鎖肛、駢指、腔口閉鎖等の畸形なきや否やを見る可し。若し之れあらば、直ちに其母に知らしむることなく、之れを家人に告げ、以て醫師の診察を請はしむ可し。

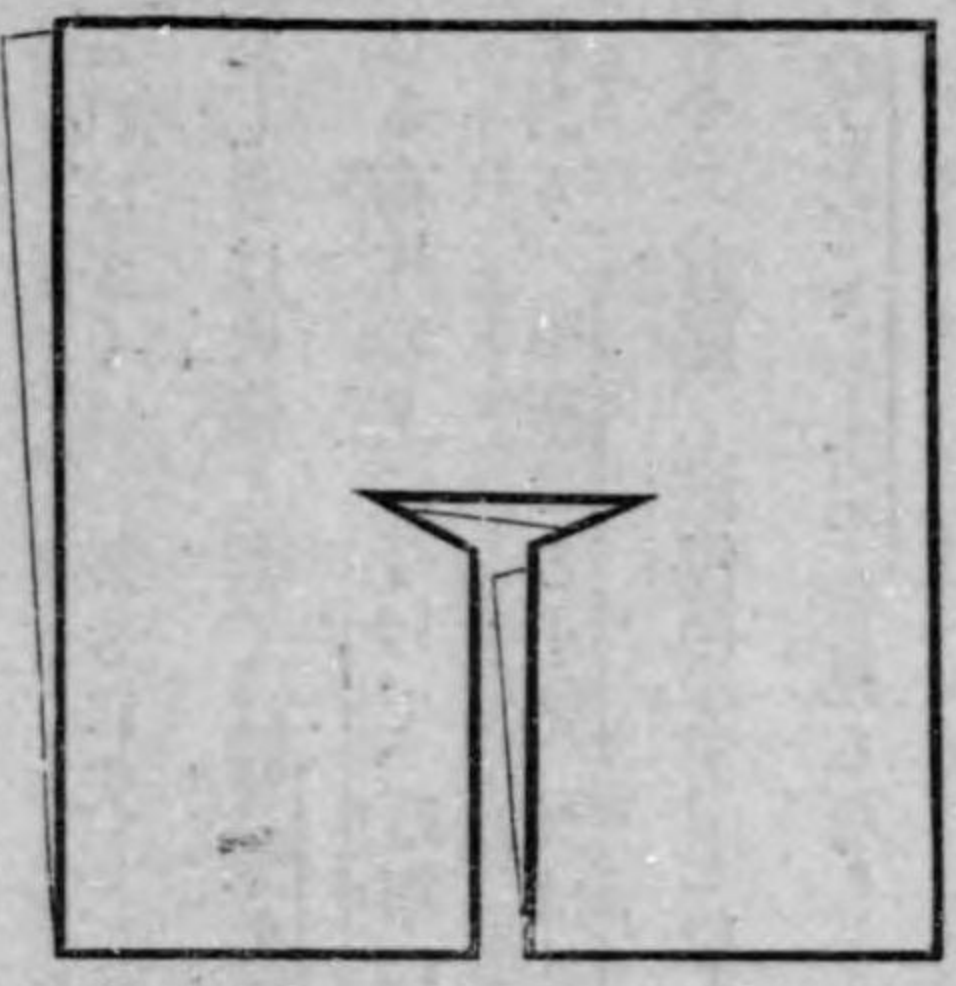
「第五百六項」臍帯斷端の處置 臍帯の斷端を處置するには殊に、消毒に注意す可し。即ち小兒を浴せしめたる後、産婆は其手を清潔にし、先づ臍帯の結紮に就き、其結紮を解き、強く兩端を牽き、更に緊しく結紮を施し、(硼酸末を臍部及び臍帯の斷端に撒布し)、消

「第五百六項」  
臍帯斷端の處置



毒せる瓦設を以て、上圖に示せるが如く、方三寸の切片を造り、之れを包被し、又は消毒綿を以て之れを包むも亦佳なり而して、巾四指横徑にして長さ五十仙迷を有する二片の繻帶を重積し、其中央部を兒の背下に置き、臍帶の斷端を上方に向け、少しく左方(兒の右方)に

圖四十四第百 圖の片設瓦るす被包を帶臍



字丁を央中り折に重二を設瓦 示をのもるれ造てり剪に形

偏せしめ、繻帶の兩端を交互に閉合し以て之れを胸部に繻帶す可し。而して爾後、繻帶を交換するには、毎回、必ず其母の處置よりも先きにするを良とす。否らざれば惡露の病毒を臍に傳へ其癒合すること遅く、或は糜爛を呈し遂に潰瘍となり、甚だしきは發熱して壞疽に陥ることあり。此の如きものわ

るときは、産婆は其罪を免るゝこと能はず。●殊に臍の甚だしき病變は、母體に産褥熱あるの際に發すること多きが故に、注意するを要す。

「第五百七項」毎日の温浴 小兒は清潔ならしむるを要するが故に、毎日一回、浴湯に入らしむ可し。温浴の際、臍帶の斷端は、毎回、上記の法により處置す可し。

「第五百八項」最初の授乳

「第五百八項」最初の授乳 褥婦及び小兒の、一たび安眠せるの後、即ち分娩後、七八時間を経れば、第一回の授乳をなす可し。或は、一、二日間、乳房に就かしめざるが如きは、甚だ不可なり。若し此の如くなれば、小兒は衰弱して哺乳の力を減じ、乳房は刺戟を受けざるが故に、分泌増進することなく、若し或は之れに反し、乳房緊滿することあるときは、爲めに乳頭短小となり、小兒は之れを含み難きに至るの害あり。●又、一回の授乳には、一側の乳房に就かしむるを良とす。

「第五百九項」授乳の回数

「第五百九項」授乳の回数 小兒、健康にして、乳量充分なる時は、晝間は毎三時に一回とし、六回哺乳せしめ、夜間は、五時間に一回となすを良とす。此の規則に慣るゝ時は、乳房には多量の乳汁・蓄積せられ、小兒は短時間に多量の哺乳をなし、乳汁を消化せるの後、胃腸に休養の時間を與へ、母は育兒の規律を正しくするを得て、夜間には充分の安息を得、且つ頻回授乳するの煩ひなきにより、乳頭を損傷せしむることなきの益ありとす。●授乳後、小兒の胃の、全く空虚となるの時間は、一時間半乃至二時間を要し、甚だ多量の乳汁を取る時は、二時間半を費やすものとす。●但し、小兒虛弱にして、一時に多量の乳汁を取ること能はざる場合の如きは、適宜に其時間を短からしむ可きと勿論なりとす。

「第五百十項」授乳毎回の時間

「第五百十項」授乳毎回の時間 凡そ十五分間を以て適當となす。(最初一週間内



は五乃至八分間)而して哺乳の力十分なるものありては、最初の五分間に、乳量の大部分を取り、次ぎの五分間は其二分の一乃至三分の一となり、最後の五分間は甚だ少量なるものとす。●若し哺乳困難にして、短時間内に充分攝取し能はざる時は、適宜に其時間を延長せしむ可きものとす。

「第五百十一項」哺乳量充分なるの徴候

小児、哺乳の量充分なる時は、正しく安眠し、身體は漸次に豊圓となり、尿利、便通、共に少なからず。哺乳後、腹部を検するに膨満し、圓形をなせるを見る可し。若し、哺乳量、不充分なる時は、小児の状況、全く之れに反し、腹部は緊張し、凹陥を呈するを見る可し。而して哺乳の前後に、精密に小児の體重を秤量する時は、直接に、哺乳量の若干なるを検知し得るものとす。

「第五百十二項」授乳時、乳房の處置

總て授乳するの際は、先づ石鹼及び清水を以て手を洗淨し、次に清潔なる布巾に清水を浸し、乳頭及び乳量の部を拭ひ、而して既に授乳し終らば、再び乳房に同前の法を行ひ、後ち清潔なる布巾を以て之れを被ひ、温かに保たしめんことを要す。若し乳房を不潔ならしむるときは、小児に口内の疾患を發せしめ、且つ乳頭の糜爛、乳管の閉塞、乳腺炎等を生ぜしむるに至る。

「第五百十三項」小児の安眠及び啼泣

小児を健全に發育せしむるには、靜かに安眠せしむるを以て緊要となす。小児、若し少しく號泣する時は、直ちに之を抱舉し、忙しく振搖し、屢、滋養物を與へ、遂に小児を疾病に陥らしむるものあり。更に愚なるは、其小児を安靜ならしめんが爲めに、砂糖、其他の物品を包める小嚢を口内に含ませ、或は茶等の飲料を與ふるに在り。此の如くにして安靜ならしむるを得るも、少時にして再び更に之れを用えざるを得ざるに至り、甚だしく小児の健康を害す可し。●凡そ小児は、飽満し、濕潤することなく、佳良に眠り、便通、適度にして、體量減ずることなきものは、少しく號泣すとも、敢て顧慮することせず。却て體操を營むが如く、其運動により、肺を強壯ならしむるの効あり。只「一」襪の濡れるときは啼泣することあるが故に、之れを交換す可し。其他「二」蚤刺又は針等、刺傷により「三」腹痛、苦惱等により「四」習慣の不良なるによりて、不穩なることあるが故に、之れに注意せんことを要す。

「第五百十四項」小児は規律に習慣せしむるを要す

總て小児は、容易く事物に習慣するものなるが故に、正確に授乳の時間を一定し、安眠せしむるの規律に慣れしむ可し。小児、若し不安、啼泣することあるも、哺乳量充分にして、他に啼泣す可き有害の事項存するとなきを正確かむれば、或は小児を抱きて徘徊し、或は搖籃中に振搖し



或は滋養物を與へ試み、若くは無用の物品を嘔ましむるが如きとなく、暫らく其啼泣に委するを良とす。此の如くなる時は、小兒は遂に安眠し、漸やく良好なる規律に習慣するに至るものとす。

「第五百十五項」授乳の困難なる場合

「第五百十五項」授乳の困難なる場合 時としては授乳困難なることあり。殊に、乳頭の甚だ短きもの乳房の扁平にして緊満したるもの等、是れなり。此の如きものに在りては圖の如き吸乳器を用ひて乳頭を吸出せんことを務む可し。小兒、乳房に着かざる



- 一、ゴム球
- 二、喇叭形をなせるものにして硝子より成り乳房を貼し吸引せしむ
- 三、同じく硝子より成り「二」に附屬し吸出せられたる乳汁を受容す

ときは、指を以て靜かに下顎を押し下げ、口を開きて乳頭を含ましめ、温かき砂糖水一二滴を乳頭より兒の舌上に流入せしめ、以て哺乳を促がす可し。或は初め、小指を兒の口内に挿入し、砂糖水を舌上に滴入せしめ、之れを嚙下するに至り、乳頭を嘔ましむるも亦可なり。

「第五百十六項」及び乳汁僅少の處置

「第五百十六項」乳量僅少、及び乳汁緊満の處置 泌乳僅少なるも、直ちに

授乳を廢することなく、牛乳等の滋養物を進め、多量の飲料を與ふ可し。殊に麥酒を飲ましむるを良とす。泌乳劑は必ずしも確効なしと雖も、尙ほ之れを醫師に請ふて、服せしむるを可とす。若し又、乳量過多にして緊満し、悉く排泄し能はず。且つ苦痛を訴ふるときは、少しく食量を減じ、且つ殊に飲料を制限し、乳房を提擧し、胸上に繃帶を施し、醫師より緩和なる下劑を請ひ用ひ可し。●梅毒、若し授乳せざるによりて乳汁蓄積せるの際にも亦、同様に處置す可し。妄りに搾り出だすは、却て分泌を増さしめ、苦痛を加ふるものなり。

「第五百十七項」及び乳管閉塞の豫防法

「第五百十七項」乳管閉塞、及び乳頭損傷の豫防法 乳管は、時として乾固せる乳汁、若くは表皮によりて閉塞し、乳汁は乳腺中に蓄積し、遂に時としては乳腺の炎症を來すことあり。故に此の如き場合に於ては、注意して乳頭を検し、附着物を除き

「第五百十八項」其兒に授乳可からざる場合

「第五百十八項」其兒に授乳可からざる場合 母、若し重症疾患、精神病、癩



痲、肺癆、微毒、慢性の皮膚病等あるか、若くは其身體、甚だ衰弱なるときは、醫師の診察を求め、其兒に授乳す可からざる者とす。但し、慢性の微毒に在りては、醫師の診察により、微毒療法を施し、其兒に授乳し得ることあり。是れ醫藥は、乳汁中に混じ、兒體に奏効するによる。

「第五百十九項」小兒の吐乳 小兒は、一時に多量の乳汁を飲ましむるときは、往々にして吐乳するものなり。是れ、主として小兒の胃の比較的せうに小なると胃の彎曲わんきよく少なき（胃底小なり）による。而して小兒吐乳すと雖いへども、疾病なきものは、敢て其成育に害あるものにあらず。只、其煩らたはしきが爲めに、一時に過多の乳汁を飲ましめざる様、注意す可し。

「第五百二十項」小兒の衣服、及び臥床 衣服は、少なくとも朝夕二回、交換す可し。襪は、柔軟なる綿布、若くは使用を經たる布片を用ゆるを佳とす。而して此等の物品は、濕潤すれば體温を導き易きが故に、速かに交換するを要す。敷布團は、甚だしく輕軟にして其身體を埋没せしむるが如きものは不可なり。而して布團は、日光に晒らす可し。衣服を以て小兒の身體を緊縛することなく、手足は自由に運動し得可からしむるを要す。●又、臥床は其母と異にし、授乳時の外、別に安臥せしむ可し。殊に授乳中、母の睡眠により、乳房を以て小兒の口鼻を壓閉し、窒息せしむるを有るにより、

「第五百十九項」小兒の吐乳

「第五百二十項」小兒の衣服、及び臥床

注意せざる可からず。

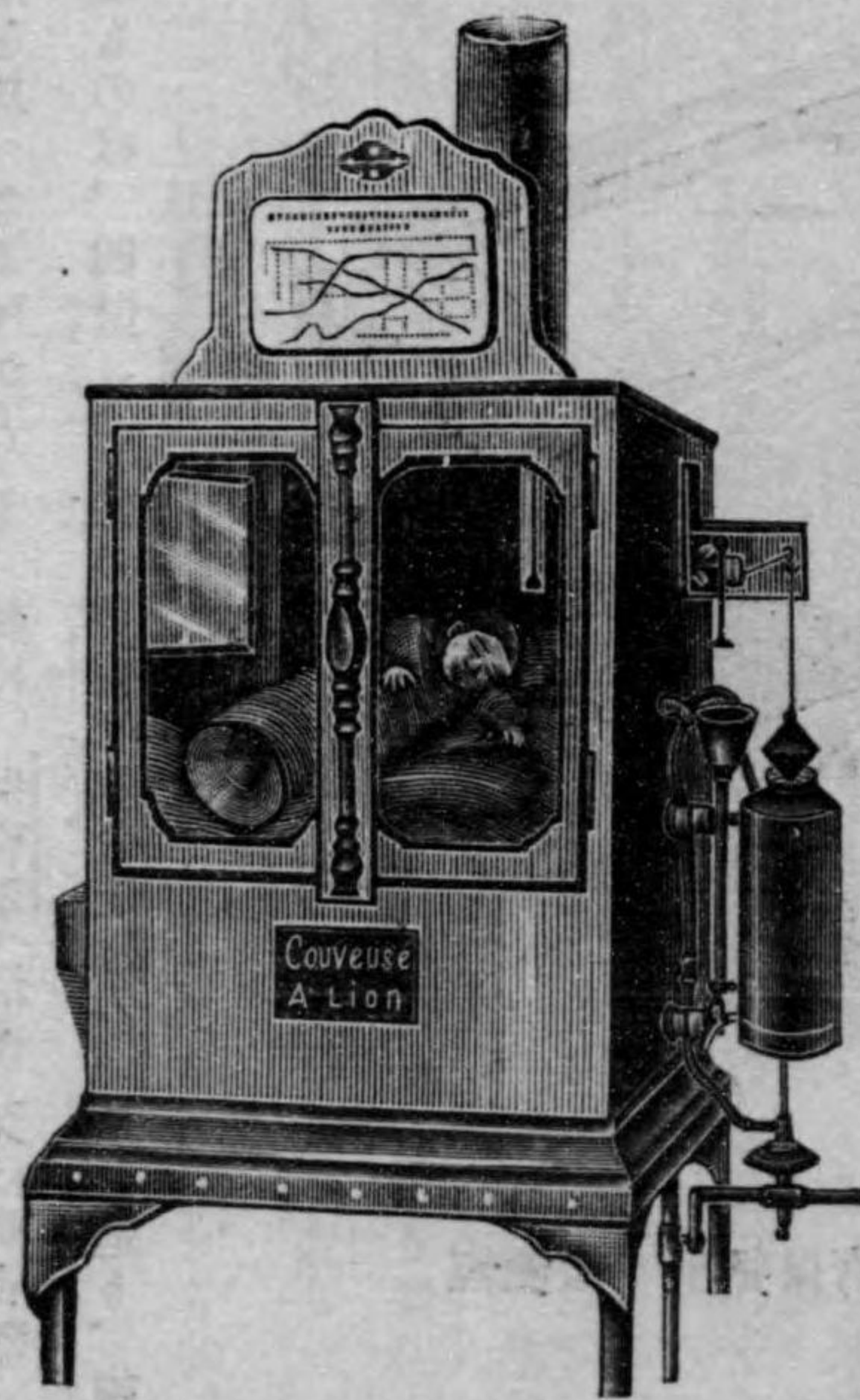
「第五百二十一項」坐位 頸部尙ほ薄弱にして、正しく頭部を支え能はざるの間は、之れを致さしむ可からず。

「第五百二十二項」小兒を温暖ならしむるの必要、并に小兒保育器 小兒は體温を失ひ易きが故に、温婆、其他の器具を用ゐ、注意して温暖ならしむるを必要なりとす。早産兒の如き虚弱なる小兒に在りては、身體温暖ならざるときは、容易く死亡するが故に、

「第五百二十一項」坐位

「第五百二十二項」小兒を温暖ならしむるの必要、并に小兒保育器

第百四十六圖

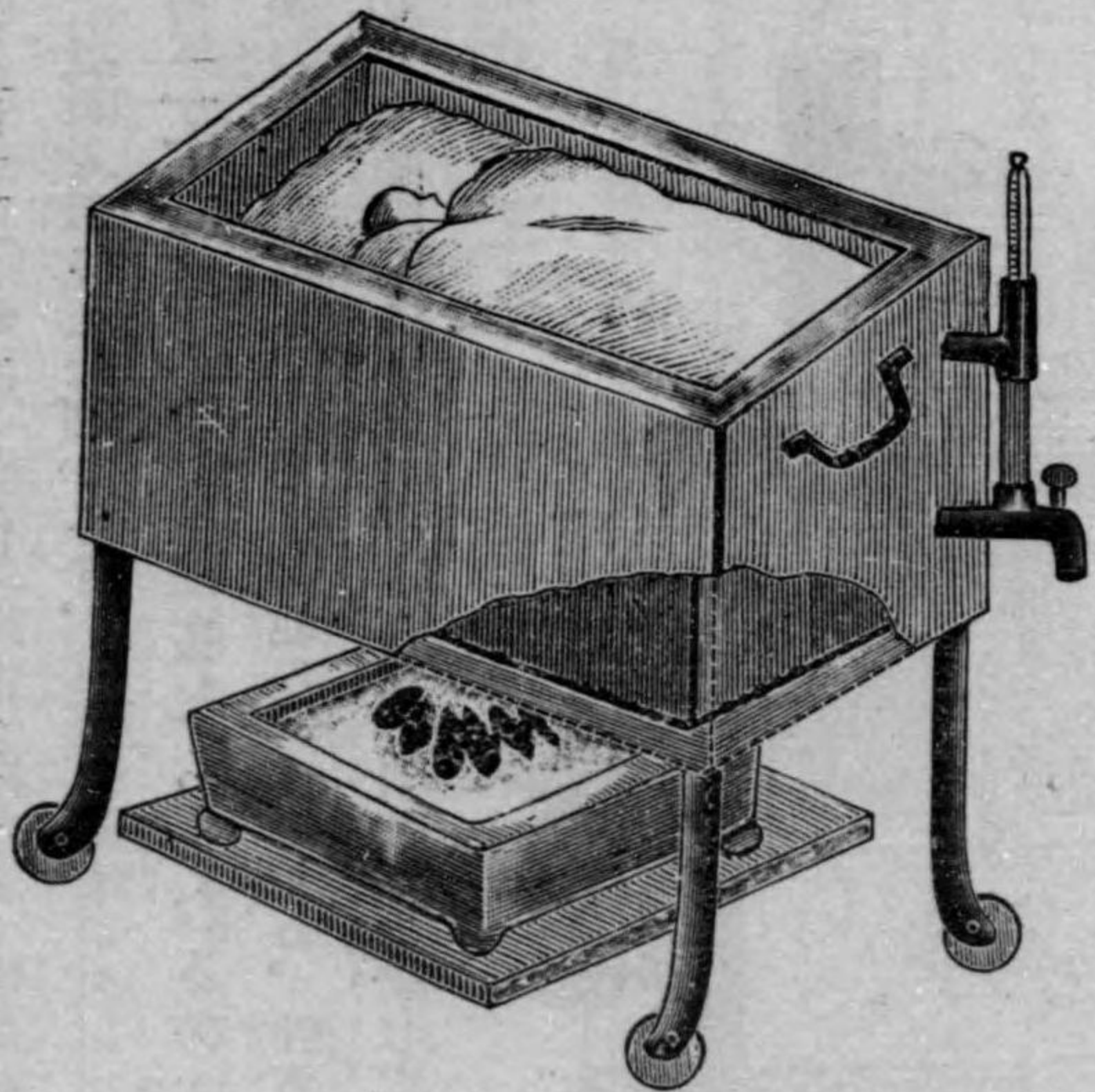


器育保兒小るせ備完  
圖之(器育解工人)



最も注意を加へざる可からず。殊に、保育器(温槽)又は孵育器(保温器)を用ゆるを良とす。即ち其の簡畧なるものは、四壁及び底の重複せる金屬性の一槽を造り、兩壁間に、攝氏四十度の温湯を充て、火力を用えて、断るす其の温度を均一ならしめ、以て槽内に小児を安臥せしむ可し。完全なる保育器は即ち孵育器

第百四十七圖



輕便な小兒保育器(温槽)之圖

と同一なるものにして、特別なる温度の調節装置を有し小児を其の器内に安臥せしめ、絶えず三十八度前後の温度を保たしむるものとす。此の如くなるときは、頗る虚弱

なる早産児と雖も、能く生存し、發育し得るものとす。

「第五百二十三項」小児を愛慰し、又は接吻する可し

「第五百二十四項」小児の離乳并に乳齒

「第五百二十五項」初生児の損傷、疾病等

「第五百二十三項」小児を愛慰し、又は接吻する可し 手或は詞を以て初生児を愛慰するも、感覺なきを以て無益なりとす。殊に、人をして妄りに小児の唇頭に接吻せしむるは甚だ不可なり。是れ、容易く微毒等を感染せしむるの恐あるによる。高聲を以て歌ひ、又は小児を呼ぶ可からず。小児の聽官は、尙ほ高聲を聞くに耐えずして爲めに容易く喫驚するものなり。

「第五百二十四項」小児の離乳并に乳齒 小児、第九ヶ月に至れば、乳房より離れしむ可し。但し、第八ヶ月より徐々に之れに習慣せしむるを要す。即ち、始めは授乳するの傍ら、牛乳、肉煮汁、稀粥、鶏卵等を與へ、漸次に其量を多くし、徐々に習慣せしめ、後ち全く乳房を離れしむるを良とす。但し、其時期、夏時に際するときは、離乳を猶豫せしむ可し。●肉類を食せしむるは、第一年を経過し、乳齒の一部生せるの時期に於てす可し。●而して乳齒なる者は、全數二十個にして、第六ヶ月より發生し、第二年の終りに至り完成し、第八年以後に至り、漸次に久性齒と交換するものなり。

「第五百二十五項」初生児の損傷、疾病等 に就きては、第七篇、異常産褥中に記述す可し。



第百廿二章 乳母の検査

「第五百二十六項」生母若し乳汁乏しきか、又は疾病ある時は、乳母を撰びて小児を養育せしむ可し。而して乳母を撰定するは、固より醫師の任する所なれども、産婆は豫かじめ乳母に適するや否やを視、然る後に、之れを醫師の許に送る可きものとす。即ち茲に、産婆の検知す可きものは、乳母の資質、及び乳房の状態の二とす。

「第五百二十七項」乳母の資質 乳母は、年齢、凡そ二十乃至三十五年、身體強健性質醇良にして、二二三回分娩し、育兒に經驗あるもの、殊に、田舎の婦人を佳とす。又、

乳母は、敢て生母と同時に分娩せるものなるを要せず。甚だしく時期を異にせざれば可なり、然れども、乳母の分娩時は、生母に比して二一ヶ月早きを以て最も良とす。●殊に結核、淋毒性疾患、梅毒、其他の慢性傳染病、精神病、癲癇、皮膚病等を有するものは、乳母たるを得ざるものとす。

「第五百二十八項」乳房の性質 乳房は脂肪過多ならずして、圓錐形をなし、壓搾すれば、乳汁は線をなして射出せざる可からず。甚だしく肥大なる乳房は、却て多量の乳汁を出さざること多し。但し分泌甚だ過多

なるは時として却て鬱積を起すの害あり。又、乳房に、糜爛、裂傷、癩痕、皮膚病等あるときは不可なり。●善良なる乳汁は、白色にして少しく青色を帯び、其一滴を爪上に取り、稍、速かに動かすも、容易に散流す可からず。其他、可及的乳母の産兒を検す可し。産兒健康なるときは、其乳汁の性質、大概善良なるを推知し得可し。但し、乳母は、場合により、諸種の詐偽手段により、乳汁の性質、又は身體の健康を證明せんとすることあるにより、注意せんことを要す。

「第五百二十九項」乳母の攝生法 是可及的慣れたる肉類を適度に與へ、慣れたる業務に就け、襟襦の洗濯を擔任せしめ、又は、毎日屋外に運動せしむるを佳とす。而して起臥、飲食は必らず規律を正しくせしむ可し。

第百廿三章 小兒人工營養法

「第五百三十項」適當なる人工營養品 母乳又は乳母を以て小兒を養育すること能はざるときは、牛乳を以て代用するを最も適當なりとす。但し、牛乳は人乳に比すれば、頗る消化し難き性を有す。而して總ての乳汁は、胃中に入れば、胃酸(鹽酸)により一たび凝固し、次で消化し、溶解するものにして、人乳の凝固は細小柔軟なれども、牛乳なるときは、

「第五百三十項」適當なる人工營養品



「第五百三十一項」牛乳は稀釋するを要す

大にして頗る硬きを常とす。是れ主として牛乳の消化不良なる所以なりとす。上に述べたるが如く、牛乳は頗る不消化なるが故に、之を初生兒に與ふるには、水を和して稀釋す可し。今、其分量、及び稀釋の方法を記すれば、次の如し。

牛乳	稀釋	表
第一月中	牛乳	一
第二月	牛乳	一
第三月	牛乳	二
第四月	牛乳	一
第五月	牛乳	一
第六月	同	一
第七月	同	一
第八月以後	純牛乳	水

「第五百三十二項」牛乳を稀釋するの法、并に其程度

りて多小の異なる所あり。而して間々、精細の稀釋法を示すものありと雖も、精細なる

「第五百三十三項」牛乳の消毒法、并にソキスレット

「第五百三十三項」牛乳の消毒法、并にソキスレット煮乳器 牛乳中には、間々、結核、其他の細菌を母牛より傳ふることあり。又、搾取し運搬するの際、有害なる種々の病的細菌を混入すること有るにより、小兒に與ふるの前、必ず之れを消毒せざる可からず。これにはソキスレット氏煮乳器を用ゆるを良とす。此器は次の種類より成る。即ち

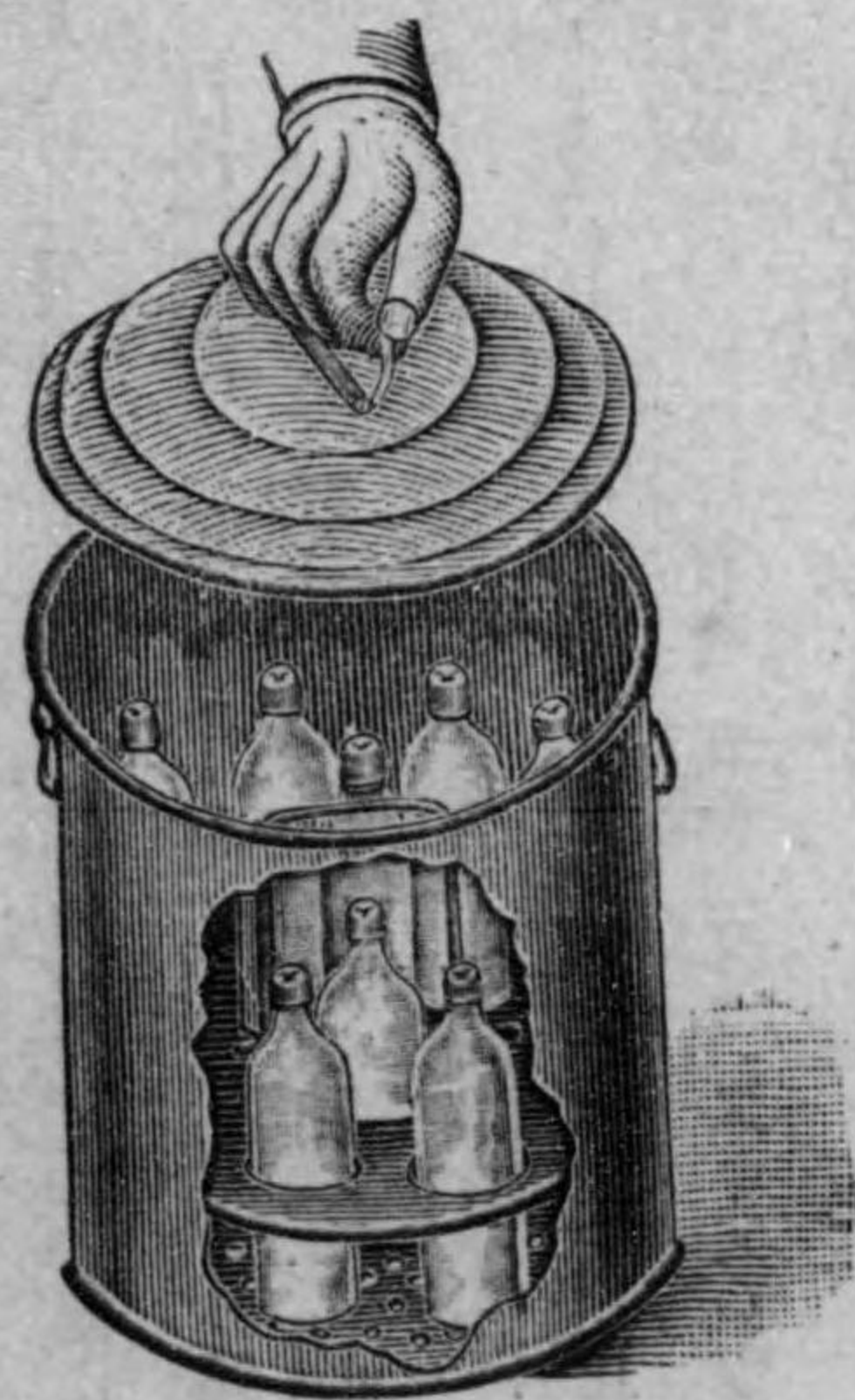


一、消毒罐 十本の壘を立つ可き壘架を具ふ。  
 二、壘臺 引出しを有し、ゴム製壘栓、吸乳子、壘用刷子を納む。  
 三、嘴部を有する計乳器。  
 四、乳を温むる小罐。  
 是なり。今、此器を用ゐて牛乳を消毒せんには、前項示す所により、適當の混合乳汁を造り

第百四十八圖

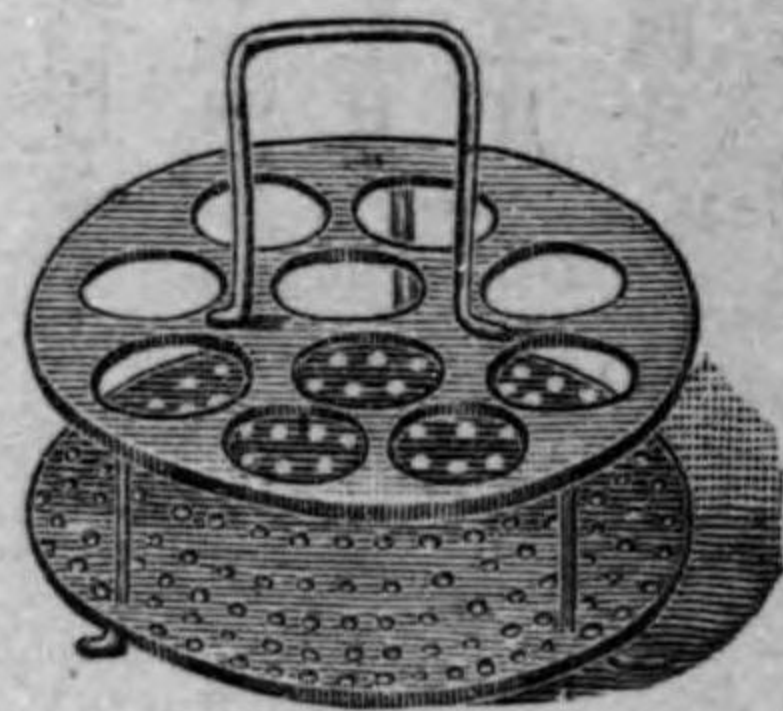


甲



乙

第百四十八圖



丙



丁



戊

- 甲、引出しを有する壘架
- 乙、煮沸消毒罐
- 丙、消毒罐中に入る可き壘架
- 丁、牛乳を温むる小罐
- 戊、千五百瓦を容る、計乳器

イ、ロ 牛乳を入れるべき瓶

小兒の月數に應じて、計乳器中に、大畧其一日量を配合し、之れを約七個の壘に等分し、**ゴム栓**又は**脱脂綿栓**を施し、壘架に立て、之れを罐中に入れ、壘内の乳汁と同高に至るまで水を盛り、蓋を施して消毒罐を火上に上ぼせ、加熱す可し。蒸氣の盛んに發生するに至りて後、十五分間煮沸せば、罐を火上より遠げ、蓋を放ちて十五分間放置し、乳壘と共に壘



架を出だし、成る可く寒冷なる場所に安置せんことを要す。  
 小兒に與ふる際は、温湯を小罐中に盛り、乳壘を挿み、火上に之れを温め、其壘を自己の頰部に貼して其温度を検し、體温度なるを確め、吸乳子を加え、之れを小兒に與ふ可し。

●ハストール氏牛乳消毒法 牛乳を百度の温熱を以て煮沸する時は、蛋白は其性質を變じ、大に消化し難きに至り、且つ重要なウキタミンも亦、大に其量を損じ、小兒の營養を害するを以て、ハストール氏の法により、温度を攝氏の六十五度乃至七十度に止め、一乃至二時間消毒す可し。此法は、實行稍、困難なりと雖も、甚だ有効なるものとす。

「第五百三十四項」小兒の飲用す可き乳量

今、健全にして強壯なる小兒の哺乳量、毎日の全量を擧ぐれば、大約次の如し。但し、毎日授乳の回数は、凡そ六回乃至八回となす。

第一日	五〇瓦	第六日	三六〇瓦
第二日	一五〇瓦	第七日	三九〇瓦
第三日	二〇〇瓦	第八日	四一五瓦
第四日	二五〇瓦	第九日	四三〇瓦
第五日	三二五瓦	第十日	四三五瓦

「第五百三十五項」人工營養と糞便の性状

第二十五日	五二〇瓦	第三ヶ月	九一五瓦
第四十日	六五〇瓦	第七ヶ月	九七五瓦
第七十日	八〇〇瓦	第九ヶ月	一、一〇〇瓦

「第五百三十五項」人工營養と糞便の性状 人工營養を施すの際には、就中綿密に營養の過不及に注意し、且つ精細に糞便を検せんことを要す。若し、滋養料の消化良好なる時は、其便、天然營養に比するに少しく固く、稀釋乳に含水炭素を加ふる時は、更に尙ほ其固さを増加す可し。而して、兼ねて乾燥し、多く汚穢黄色を呈するは、其小兒に對し、乳汁の濃厚にして過量なるを徴するものなり。脂肪乳を用ゆる時は、其便、一種の光輝を呈す可し。若し、糞便稀薄にして酸性強く、且つ、脂肪の溜溜を現はすものは、脂肪を減少せしむるを要す。クリーム加蛋白乳を用ゆる時は、糞便塊状をなし、鮮明の色を呈するものとす。

「第五百三十六項」牛乳の良否 牛乳は、善良なる青草を以て飼養せる乳牛より取れるものを良とす。是れ青草中にはウキタミンを含有すること多く、隨て其乳汁を良好ならしむるに因る。但し、不良の青草を用ゆるときは、小兒をして下痢及び腹痛を發しむることあるにより、注意せんことを要す。又、一牛の乳成分は、時に隨て其量

「第五百三十六項」牛乳の良否



不同あるが故に、**數牛の乳汁を混和するを佳とする。**乳商は、盛大にして正直なるものを選び、之れを購求す可し。然らざれば、稀釋し、又は不良の乳汁を與へらるゝことあり。

●滋養配合物の種類及び用法 今ヤシケル氏の方法を参考の爲め記載す可し。

「第一」含水炭素を附加せる稀釋牛乳 初生兒期中、通常の場合に於て、其大多數に在りては、此稀釋牛乳を用ゆ可きを常とす。最初は、通例、三倍に稀釋し(三分の一乳)五乃至十%の乳糖を加ふるか、若くは燕麥、又は米の煎汁にて稀釋し、五%の乳糖又はソキスレット氏の滋養糖を加えたるものを選用す可し。第三週中には、等分乳を試むるを得。多くの小兒は第三週に至れば、三分の二乳に耐ゆることを得るものにして、場合によりては、寧ろ其發育佳良なることありとす。此故に、三分の一乳にして、久しく發育不良なるを見れば、注意して之れを試用す可し。次に掲ぐるエス、エンゲル氏の表は、牛乳を稀釋し、含水炭素を加ふる時は、概れ化學上善く人の乳汁に近似せる滋養乳を得可きことを甚だ明瞭ならしむ。

糖分	脂肪	鹽類	蛋白質	人乳	牛乳	1/3乳	1/2乳	2/3乳	クリーム(乳皮)	1/4クリーム
七・〇	四・五	〇・二	一・〇	三・五	一・二	一・二	一・七五	二・四	三・五	一・二
				〇・七	〇・三	〇・三	〇・三五	〇・四六	〇・七	〇・三
				三・五	一・二	一・二	一・七五	二・四	十二・〇	四・〇
				四・五	一・五	二・二五	三・〇	三・〇	四・五	一・五

○爾餘の滋養配合物に就き ては小兒科的に學習せざる醫師は、注意せんことを要す。但し、小兒中には、特に含水炭素に對し、若くは脂肪に對し、消化し得ざるが如きものあるにより、或る一種に就き耐え能はざる時は、他の滋養料を試むるを以て佳とす。初生兒期中、多く賞用せられ使用し得可き代用品は、

「第二」脂肪乳中の單純なる稀釋クリーム なりとす。上表によりて之れを觀るに、善良なるクリーム(脂肪含量十二%)を、二倍の水を以て稀釋(1/2クリーム)する時は其各成分の配合、人乳に甚だ近似せる滋養料を得可し。即ち、其三分の一クリームより始め、含水炭素の缺乏は、六%の乳糖を加えて之れを補ひ、小兒善く之れに耐ゆる時は、更に二分の一クリームをなし、乳糖量を減ずることを得可し。蓋し、脂肪乳を用ゆるの原理は、稀釋牛乳の温熱量(カロリー)僅少なるにより、之れを單純に用ゆるか、若くは含水炭素を加ふるに換え、脂肪乳により、温熱量を増加せしむるに外ならざるなり。

●穀物煎汁の製法 充分に盛れる一茶匙の燕麥粗粉又は玄米を取り、一刀尖(二〇瓦)の食鹽を加え、水二百五十瓦中に攪拌し、蓋を有せる鍋中にて十五分間沸騰せしめ、後ち之れを濾過し、乳汁の稀釋料とす。

「第五百三十七項」コンデンスミルク は牛乳に砂糖を加へ蒸發せしめて製せるものにして、凡そ八十分の固形分を含み、其中、砂糖及び乳糖は合して凡そ四十一分(概ね固形分の半量を占む)に達す。此の如く糖分多量なるが故に、之れを用ゆるときは、消化器中に甚だしく酸敗を生ずるの害あり。但し、コンデンスミルクは牛乳を得る能はざる地方に於て、或は、止むを得ず、之れを用ゐざるを得ざることあり。然るときは、大約、次の法によ



第百廿三章 小兒人工營養法  
り稀釋するを良とす。

コンデンスミルク		稀釋法
第一月	同	水 二五
第二及び三月	同	水 二〇
第四及び五月	同	水 一五
第六及び七月	同	水 一〇
第八月以後	同	水 八

三六四

「第五百三十八項」米粥又は各種の小兒粉

「第五百三十八項」米粥又は各種の小兒粉は第三月以後にあらざれば之れを與ふ可からず。何となれば、此の以前に在りては、小兒の唾液及び臍液は澱粉質を消化するの力薄弱なるによる。而して之れを與ふることを必要となすに至れば、必ず醫師の命を請ふ可し。但し、此等の物品を以て乳兒を養育せしむるは、害あるを免れざるが故に、成るたけ全く廢棄するを良とす。

産婆學講本上巻終

明治三十四年七月二十二日 第一版發行  
 同 十四年九月二十四日 第二版發行  
 正 四年十月十七日 第三版發行  
 正 四年三月十一日 第四版發行  
 正 六年四月十五日 第五版發行  
 正 八年五月十一日 第六版發行  
 正 十年十二月廿十日 第七版發行  
 大 十三年十一月十日 第八版發行

傍訓産婆學講本上巻

正價金參圓五拾錢



不許複製

著者 高橋辰五郎  
 發行者 小立鉦四郎

印刷者 加藤晴吉

印刷所 正文舎第一工場

東京市本郷區湯島切通坂町五十一番地  
 東京市本郷區湯島切通坂町五十一番地

發兌元

東京市本郷區  
 春木町三丁目  
 京都市上京區  
 寺町通御池南

電話小石川三五〇・三九六九  
 振替東京一四九長野三三九六  
 電話本局二〇三〇  
 振替大阪一一五〇五

南江堂書店  
 南江堂京都支店